

台湾の経済事情 2004



はじめに

2004年は3月20日の総統選挙、5月20日の総統就任式、そして12月11日に実施された立法院選挙と、政治スケジュールが目白押しであった。総統選挙をめぐる混乱は司法による票の数え直しという前代未聞の事態を招いたが、民進党政権の続投を既定路線として、民進党色が強いと言われる新たな閣僚の顔ぶれも出そろう、第2次陳水扁政権がスタートしている。

経済面においては、2002年5月に行政院が策定した「挑戦2008—国家発展重点計画」や「新十大建設計画」を柱として今後4年間、積極的な経済運営に取り組んでいくものと思われる。「新十大建設計画」は、「挑戦2008」の中から台湾の国際競争力向上に必要とされる公共建設事業をリストアップし、2003年11月に発表したものであり、この中にはインフラ整備の他、最高レベルの大学・研究センターの建設や2008年の「台湾博覧会」開催等が含まれる。高雄市の2009年における「国際ワールドゲーム」開催と相まって、台湾の“挑戦”はさらに続く。

大陸との関係については、貿易・投資における大陸依存度がますます高まっている中、大陸のマクロ調整の影響や、いわゆる「緑色台商は歓迎しない」との一部の動きによる影響は決して無視はできないが、過大視することも危険であろう。また、引き続き、「三通」問題への取り組みが課題となっている。

日本語世代でもある財界長老の引退が続くが、政界も含め、世代交代をスムーズに進め、世界経済の順調な発展に呼応した昨今の良好な経済パフォーマンスを継続させ、これからも安定した台湾経済の成長が望まれる。

本書は、このような最新の動きを踏まえ、交流協会台北事務所経済部を中心としたスタッフが台湾の政治、経済、社会について幅広く紹介したものである。台湾に関心をお持ちの方々にも少しでもお役に立てれば幸いである。

目 次

第1章 自然と社会

(1) 自然	1
(2) 人口	2
(3) 生活水準	3
(4) 生活環境	10
(5) 教育	15
(6) 社会保険	17
(7) 医療	18
(8) メディア	21

第2章 政治・経済事情

(1) 政治概況	23
(2) 行政組織	29
(3) 経済概況	31
(4) 財政	34
(5) 税制	39
(6) 金融	42
(7) 物価	51
(8) 知的財産権	64

第3章 労働事情

(1) 労働市場の動向	75
(2) 賃金	76
(3) 労働政策	77
(4) 労働法規	81

第4章 産業構造

(1) 産業発展の経緯	89
(2) 産業構造の推移	95

第5章 産業事情

(1) 農林水産業	102
(2) 工業	118
① 工業全般	118
② ハイテク産業	124
③ 自動車産業	134
④ エネルギー・電力	138
⑤ 建設業	141
⑥ 食品産業	143
(3) サービス産業	146
① 流通	146
② 観光	146
③ 物流	151

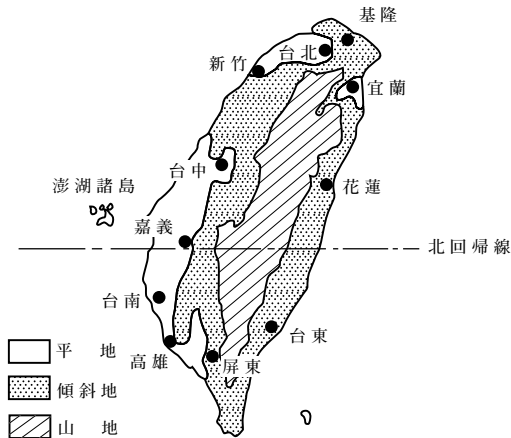
第6章 インフラ	
(1) 交通	155
(2) 通信	163
第7章 貿易	
(1) 概況	166
(2) 輸出	167
(3) 輸入	169
(4) 対中貿易	171
(5) 貿易政策	172
第8章 投資	
(1) 外国人・華僑の対台湾投資	185
(2) 対外投資	207
第9章 対外関係	
(1) 対日関係	214
① 政治関係	214
② 経済関係	215
(2) 対中関係	222
① 政治関係	222
② 経済関係	228
(3) 対米関係	230
① 政治関係	230
② 経済関係	232
(4) WTO加盟後の変化	235
港とともに発展する高雄	238
台湾年表	241
基礎資料	251
在日台湾関係機関	258
台湾の主要経済団体・研究機関	261
在台湾の外国系主要経済団体	264
アジア主要国・地域における台湾系経済団体の連合会	265
執筆者一覧	268

第1章 自然と社会

(1) 自然

台湾は、ユーラシア大陸の東南約200キロメートルに位置し、東西142キロメートル、南北377キロメートル、周辺の島嶼を含めて3万6,188平方キロメートルの面積を有する紡錘状の島で、属島として本島西方海上にある澎湖諸島（126.9平方キロメートル）などがある。面積の70%は山岳地で占められ、本島中央よりやや東寄りに3,000メートル以上の高峰が連なる中央山脈が南北に縦断し、東部太平洋岸は平地が少なく断崖絶壁が多いのに対して、西側は豊かな沖積平野が開けている。

第1-1図 台湾の地勢と主要都市



気候は本島のほぼ中央部を北回归線が横断しており、その南部は熱帯性気候に属するが、大部分は亜熱帯性気候である。一般に高温多雨であるが、季節と地域によりかなりの差異があり、これらは中央山脈と周囲の海流そして季節風の要因による。すなわち夏期は5～10月とかなり長く、最暑期の7～8月には平地では最高気温が30℃を越すのが普通である。一方、冬期には南北における温度差が比較的大きく、最寒期の1～2月における月間平均最低気温は、台北では16℃前後

になるが、南の高雄・屏東では20℃を下回らない。また冬期には南部が乾期となるのに対して、北部では雨が多く基隆、宜蘭等では月間降雨日数が20日を超えることも珍しくない。

第1-1表 主要都市の気象概況（1999～2003年平均）

	平均気温(℃) (2003)	降雨日数(2003)	年間降雨量(mm) (2003)
基隆	23.0 (23.1)	186 (150)	3,311 (2,156)
台北	23.4 (23.5)	155 (127)	2,021 (1,193)
台中	23.8 (23.9)	103 (74)	1,483 (931)
花蓮	23.7 (23.6)	130 (110)	1,823 (1,349)
高雄	25.3 (25.4)	84 (60)	1,851 (1,320)

(出所) 交通部統計処「交通統計月報」

(2) 人口

総人口は、2,260万人（2003年12月末現在、前年同期比8.4万人増）で、1946年の609万人と比較すると約3.7倍になっている。人口密度は1平方キロメートル当たり625人と世界有数（世界第8位）の人口過密地域である。男女の比率は、103.8対100と男性が上回っている。

人口増加率は、最近の30年間では56年の3.68%を最高にほぼ一貫して低下し、95年には1%を切っており、その後もその傾向が続いている。03年の人口増加率は、0.37%と過去最低となった。

第1-2-1表 主要県・市別人口および人口密度（2003年12月末現在）

県名	人口(千人)	人口密度(人)	市名	人口(千人)	人口密度(人)
台北県	3,677	1,791	台北市	2,627	9,666
桃園県	1,822	1,492	高雄市	1,509	9,826
台中県	1,520	741	基隆市	392	2,955
彰化県	1,316	1,225	新竹市	383	3,678
台南県	1,107	549	台中市	1,009	6,176
高雄県	1,237	443	嘉義市	270	4,491
屏東県	904	326	台南市	750	4,268

(出所) 行政院主計処「統計月報」、内政部「内政統計」

主要都市の人口は、台北市が263万人、高雄市151万人、台中市101万人、台南市75万人、基隆市39万人、新竹市38万人、嘉義市27万人（いずれも03年12月現在）となっており、それぞれ地域・経済活動の中心をなしている。

また、本島における人口密度をみると03年12月現在1平方キロメートル当たり、高雄市の9,826人を最高とし、次いで台北市の9,666人で、最低は、台東県の69人となっている。

人口の移入傾向をみると社会増加率前年比で、金門県（28.0%増）、桃園県（9.7%増）、台中市（7.4%増）、新竹県（7.3%増）への人口移入傾向が持続している。逆に嘉義県（7.4%減）、雲林県（7.1%減）、台東県（6.3%減）は人口移出傾向にある。また、国民の平均寿命は、男性は73.3才（10年前に比べ1.7才増）、女性は79.0才（10年前に比べ1.5才増）で、65才以上の老年人口率は、208.8万人（5年前に比べ27.8万人増）と人口の9.2%（5年前に比べ0.98%増）となり、高齢化のスピードは日本に次いで世界第2位となっている。

(3) 生活水準

① 所得格差

03年の1世帯当たりの毎月平均所得は8万8,736元（台湾ドル）だった。また、所得格差（年間の所得順に5つのグループに分けたうちの最低所得グループと最高所得グループの所得の格差）は6.07倍となり、02年の6.16倍から小幅な減少が見られ、労働者1人当たりを見ても、最低所得グループの平均所得が3年ぶりに増加に転じた。

03年の所得格差が02年から縮小した要因について当局は、最低所得グループの収入増がその主要因であるが、当局による永続的な低所得世帯に対する生活補助、中低所得世帯の高齢者に対する生活手当、高齢者農民に対する生活手当、障害者に対する生活補助等および各種社会保険の支出によって最高所得グループとの格差を1.12倍縮めたことも寄与していると指摘している。

最低所得グループの1人当たりの平均年間所得は、99年は約46万6,000元だったが、02年は約41万7,000元となり、3年連続で減少したが、03年には3年ぶりに47

第1-2-2表 出生率、死亡率、年齢等の社会指標

年(末)	総人口 (万人)	出生率 (%)	死亡率 (%)	65歳以上の人口		80歳以上 の人口 (万人)	平均寿命(歳)		扶養率	
				(万人)	(%)		男	女	(%)	老人扶養率
1998	2,193	12.43	5.64	181.0	8.3	26.6	72.2	78.0	43.3	11.8
1999	2,209	12.89	5.73	186.5	8.4	28.2	72.5	78.1	42.6	12.0
2000	2,228	13.76	5.68	192.1	8.6	30.1	72.7	78.4	42.3	12.3
2001	2,241	11.65	5.71	197.3	8.8	32.7	72.8	78.5	42.1	12.5
2002	2,252	11.02	5.73	203.1	9.0	35.2	72.9	78.8	41.7	12.8
2003	2,260	10.06	5.80	208.8	9.2	37.7	73.3	79.0	40.9	13.0

(注) 1. 扶養率 = (0~14歳+65歳以上) 年末人口数/15~64歳年末人口数

2. 扶老率 = 65歳以上年末人口数/15~64歳年末人口数

(資料) 内政部、衛生署、行政院主計処

年(末)	戸数		人口数(人)		人口増加率 (%)	性別比例 (女子1人対 男子比)	1戸当たり の人数 (人戸)	人口密度 (人/平方km)
	(戸)	合計	男	女				
1994	5,648,562	21,177,874	10,907,032	10,270,842	0.87	106.19	3.75	585.32
1995	5,819,155	21,357,431	10,990,657	10,366,774	0.85	106.02	3.67	590.28
1996	6,021,783	21,525,433	11,065,798	10,459,635	0.79	105.8	3.57	594.92
1997	6,204,343	21,742,815	11,163,764	10,579,051	1.01	105.53	3.5	600.83
1998	6,369,768	21,928,591	11,243,408	10,685,183	0.85	105.22	3.44	605.96
1999	6,532,466	22,092,387	11,312,728	10,779,659	0.75	104.95	3.38	610.49
2000	6,681,685	22,276,672	11,392,050	10,884,622	0.83	104.66	3.33	615.58
2001	6,802,281	22,405,568	11,441,651	10,963,917	0.58	104.36	3.29	619.14
2002	6,925,019	22,520,776	11,485,409	11,035,367	0.51	104.08	3.25	622.33
2003	7,047,168	22,604,550	11,515,062	11,089,488	0.37	103.84	3.21	624.64
前年増減(%)	1.8	0.37	0.26	0.49	△0.14P	△0.24P	△0.04P	3.71

(資料) 内政部戸政司

年	結婚組数 (万組)	離婚組数 (万組)	離婚率 (%)	有偶人口 離婚率 (%)		再婚率 (%)		対外国人結婚 (万人)		海基會登録 大陸地区婚 姻類證書 (万件)
				男	女	男	女	結婚	離婚	
1998	14.0	4.4	2.0	9.0	36.0	14.2	1.05	0.06	1.5	
1999	17.6	4.9	2.2	10.0	42.7	16.0	1.47	0.08	2.1	
2000	18.3	5.3	2.4	10.7	48.1	16.1	2.13	0.16	4.0	
2001	17.1	5.7	2.5	11.4	48.4	15.0	1.94	0.25	3.3	
2002	17.3	6.1	2.7	12.3	50.9	16.6	2.01	0.26	3.4	
2003	17.1	6.5	2.9	13.0	54.0	17.9	1.96	0.30	4.0	

(資料) 内政部、行政院主計処、海基會

第1-3表 2003年台湾の所得格差状況

グループ	1世帯当たり年間 平均可処分所得	労働者1人当たり の年間平均可処分所得
第1グループ	296,297元	477,898元
第2グループ	545,465元	454,554元
第3グループ	745,231元	468,699元
第4グループ	1,021,325元	526,456元
第5グループ	1,799,992元	765,954元
格差(第1/第5)	6.07倍	1.60倍

(注) 年間の所得順に5つのグループに分類。(1グループ当たりの戸数はそれぞれ全体の20%) 第1グループが最低所得グループ、第5グループが最高所得グループ。

万7,898元に増加した。しかし、最高所得グループの1人当たりの平均年間所得は03年は微減しており、76万5,954元(対前年比1.3%減)だった。

統計によると、賃金収入が総収入に占める割合は平均60%近くで、中低所得者にとっては賃金が主要収入源となっている。また、被雇用者だけを見ると、所得格差は12倍で80年の5倍から大幅な上昇となっている。

また、学歴を見ると、高学歴と高収入は比例関係にある。大学院以上の学歴を持つ人の年間所得は、1人当たり平均100万円を上回っている。しかし、正式な学歴のない人や、読み書きのできない人の年間所得は、1人当たり平均わずか17万円である。また、大卒以上の人は74万円で、01年より4万円減少している。

このほか、02年の縣市別では台北市民の年間所得が1人当たり平均161万円と最も高く、次いで新竹市民が139万円だった。また、桃園県、新竹県、台北県、台中市、高雄市の順となっている。同年、平均所得が最も低かったのは嘉義県で、年間の1人当たり平均所得は75万円だった。

また、都市部と地方でも所得差が存在する。その原因としては、主として農家の所得が低いことが上げられる。農家の所得は非農家の所得の約78.6%(03年)の水準となっている。

第1-4表 1世帯当たり年間所得と支出（2003年）

（単位：元、％）

	台湾地区			台北市
	非農家（前年比）	農家（前年比）	全体（前年比）	
所得	1,087,563(△0.3)	838,776(1.2)	1,064.825(0.0)	1,501,916(△0.8)
可処分所得	899,231(0.4)	706,999(0.5)	881,662(0.7)	1,232,396(0.0)
消費支出	678,028(△1.5)	550,491(2.7)	666,372(△0.9)	914,067(△4.0)

（注）（ ）内は前年比（％）

（出所）行政院主計処「中華民國台湾地区家庭収支調査報告」、「国民經濟動向統計季報」「統計月報」

② 消費動向

台湾の1人当たりの国民所得は、03年1万1,836ドルと、02年1万1,627ドルに比べ1.8％増となり、年々増加傾向にあった台湾の消費支出も03年55.5万元と前年に比べ0.9％の減少となった（02年56.1万元）。貯蓄率は全体的に高いが、国民総生産に対する割合は、02年25.3％、03年26.0％（対前年比4.5％増）となっている。

消費面からみると家庭のエンゲル係数は、00年は24.2％であったが、03年には、22.2％となっており、食費の支出割合は徐々に下降している。その反面、居住費、教養娯楽費、交通通信費などの支出が増加する傾向にある。

また、95年から全民健康保険への加入が義務付けられたことにより保険および医療費の支出が倍増しているが、高齢化等により、年々、支出割合が増加傾向にある。

〈食〉台湾の1世帯当たりの食費関係（食品・飲料およびたばこ）の年間支出に占める割合は、70年には52.5％あったが、03年は24.0％となっており長期的にみても減少傾向にある。

〈衣〉台湾の1世帯当たりの衣服関係の年間支出に占める割合は、03年3.5％となっており、消費支出に占める割合は減少傾向にある。

〈住〉消費支出に占める住宅関連経費の割合は、増加傾向にあったが、01年28.5％と過去10年間で初めて減少し、その後は、02年27.4％、03年27.5％と安定的に推移している。持ち家率の割合は年々上昇し、00年85.4％となっており、その

第1-5表 家庭消費支出内訳

(単位：%)

年		合計	食品、 飲料、 煙草類	衣服類	住居、 水道、 燃料、 電気費	医療お よび保 険	娯楽教 育およ び文化 サービス	運輸交 通およ び通信	その他
1980	台湾地区	100.0	42.0	7.1	21.8	4.5	8.1	6.7	9.8
	台北市	100.0	34.1	6.9	30.2	3.5	8.5	6.7	10.1
1990	台湾地区	100.0	33.9	6.0	22.7	5.3	12.8	9.5	9.8
	台北市	100.0	26.6	5.6	31.9	3.2	15.1	7.1	10.5
1998	台湾地区	100.0	25.7	4.5	25.2	10.3	12.8	10.6	10.8
	台北市	100.0	23.3	4.4	29.8	7.6	14.0	8.9	12.0
1999	台湾地区	100.0	25.1	4.1	28.9	11.0	13.0	11.1	6.8
	台北市	100.0	22.0	5.0	35.3	7.8	13.7	9.0	7.3
2000	台湾地区	100.0	24.2	3.8	29.2	11.1	13.5	11.4	6.9
	台北市	100.0	22.2	3.6	33.6	8.4	15.1	9.3	7.8
2001	台湾地区	100.0	24.3	3.6	28.5	11.5	13.3	11.7	7.0
	台北市	100.0	22.7	3.4	33.2	8.7	14.5	10.0	7.5
2002	台湾地区	100.0	24.1	3.6	27.4	12.3	13.5	12.2	6.9
	台北市	100.0	20.1	3.9	34.3	8.4	15.4	9.9	8.0
2003	台湾地区	100.0	24.0	3.5	27.5	12.7	13.1	12.1	7.0
	台北市	100.0	19.5	3.7	34.9	9.2	14.9	9.6	8.2

(出所) 行政院主計処「中華民國台湾地區家庭収支調査報告」、台北市「家庭収支記帳調査報告」

後は85%台で高止まりしている。03年は1戸当たり平均41.9坪、1人当たり平均11.9坪となっている。

〈耐久消費財の普及〉 耐久消費財の普及率は目覚ましく、モーターバイク、エアコン、家庭用パソコンなどの品目によっては日本を上回る普及率の品目もある。ちなみに普及率が90%を超えたのは、カラーテレビが84年（日本では75年）、冷蔵庫が80年（同70年）などがある。最近、普及率が伸びている品目としては、携帯電話、有線テレビ設備が目立っている。

第1-6表 家庭設備普及率および住宅状況

(単位：%)

年別	カラーテレビ	洗濯機	電話機	携帯電話	電子レンジ	エアコン	ビデオ	有線テレビ設備	家庭用パソコン	家庭用自動車	オートバイ	持ち家率	平均1戸当たりの坪数(坪)
1976	23.5	38.6	22.1	—	—	3.6	—	—	—	1.5	44.6	67.4	23
1981	77.9	68.9	60.9	—	—	16.4	3.8	—	—	6.4	67.2	73.3	27
1987	95.8	81.3	87.2	—	—	28.7	37.7	—	3.6	15.5	73.8	78.6	31.7
1990	98.3	88.8	93.1	—	—	47.3	63.6	—	6.8	29.1	77.5	80.5	34
1994	99.4	92.3	96.5	—	—	64.0	66.4	43.4	15.3	45.5	80.8	82.5	36.8
1995	99.3	92.8	96.7	—	18.9	67.1	62.2	54.2	18.5	48.0	79.9	83.6	37.2
1996	99.3	93.0	97.5	—	35.2	71.7	58.6	59.6	22.6	51.2	80.8	84.5	38.1
1997	99.5	94.0	97.5	—	37.8	73.8	57.1	66.0	28.4	53.8	80.2	84.6	39.2
1998	99.2	93.9	97.6	—	41.8	76.2	55.2	68.1	32.3	54.5	80.0	84.6	39.8
1999	99.3	97.7	98.0	60.0	42.8	78.9	50.7	67.9	38.9	54.3	79.2	84.9	39.6
2000	99.5	95.4	98.0	76.0	44.8	79.5	46.7	72.0	46.5	55.6	79.4	85.4	40.4
2001	99.3	95.1	97.8	79.5	48.0	80.5	43.1	72.3	50.9	55.6	79.7	85.6	41.0
2002	99.6	96.0	97.9	83.6	49.5	83.1	37.9	74.8	56.8	58.2	81.0	85.4	41.7
2003	99.5	96.6	97.8	84.6	50.2	84.5	29.2	76.1	58.4	57.4	81.0	85.1	41.9
低所得層	98.2	89.7	93.0	48.7	21.1	61.7	12.2	55.5	16.6	19.5	64.6	78.1	34.3
高所得層	99.8	99.3	99.9	98.6	63.0	95.6	47.8	88.4	87.9	84.2	82.1	92.1	49.1

(出所) 行政院主計処「中華民国台湾地区家庭収支調査報告」、台北市「家庭収支記帳調査報告」

③ 社会公共設備

台湾の社会公共設備は、年々改善されてきている。既に電気普及率は、81年以降99.7%、99年には、99.9%となり、ほぼ全戸に行きわたっている。上水道の普及率は90.9%（03年）となっている。一方、下水道の整備は遅れており、79年の「基層建設方案」（社会公共設備の改善建設を目的とした計画）および「汚水下水道発展方案」が導入されて以来、各市、町、村レベルでの整備が徐々に進んでいるものの依然台湾全体で10.9%の普及率となっている（03年12月現在）。台北市の下水道普及率は70.16%（04年8月）と全体に比べかなり高い。このため内政部営建署では、下水道建設計画を推進し、毎年普及率を2%ずつ増加させ、06年に

第1-7表 環境汚染

年	政府予算環境保全経費 (億元)	政府機関環境保全人数 (千人)	PSI>100健康 不良日数の比 率(大気汚染 指数)(%)	重要河川嚴重 汚染度比率 (%)	1日1人当 たりのゴミ 回収量 (kg)	資源ゴミ 回収量 (万トン)	資源ゴミ 回収率 (%)	ゴミ焼却 処理率 (%)	一般廃棄物 妥当処理率 (%)	汚水下水道 普及率下水 道普及率 (%)
1998	440.3	34.3	5.1	11.3	1.14	12.9	1.2	19.4	82.9	5.6
1999	540.6	34.7	5.1	12.0	1.08	21.6	1.9	23.2	86.7	6.8
2000	791.8	35.9	5.1	12.1	0.98	47.8	5.8	38.7	90.2	7.2
2001	449.5	34.1	3.4	13.2	0.90	58.4	7.5	47.7	93.4	8.0
2002	435.0	34.5	3.2	14.0	0.83	87.8	11.6	56.8	96.2	10.1
2003	464.6	36.8	2.6	15.8	0.75	104.9	14.3	58.5	98.2	10.9

- (注) 1. 資源回収率 = (堆肥 + 資源ゴミ回収量) / (ゴミ回収量 + 資源ゴミ回収量) 100
 2. 一般廃棄物妥当処理率 = (焚化量 + 衛生埋立 + 堆肥 + 資源回収量) / (ゴミ回収量 + 資源回収量) 100 ;

(資料) 環保署、内政部營建署

は33%の普及率となることを目指し、取り組んでいる。

(4) 生活環境

① 公害問題と自然環境保護

台湾では、急速な工業発展に伴う工場の増加、人口の都市集中、自動車、バイクの急増などにより深刻な各種工業による汚染、大都会公害問題が発生した。

行政院は79年4月「台湾地区環境保護方案」を策定するとともに82年1月には環境保護政策全般を担当する機関として行政院衛生署内に環境保護局を設置した。その後87年8月には行政院環境保護署を設立させ、行政レベルを引き上げるとともにその政策執行力を強化した。

91年からスタートした国家建設6カ年計画では、新たな環境保全計画が設けられ、河川汚染処理、養豚廃水処理、工業廃水処理、車両排気ガス防止、工業排気ガス防止、事業廃棄物処理、一般廃棄物処理、廃棄物回収システム、汚染観測システムの10大建設項目、67細部プロジェクトが企画された。その後、93年の同計画の見直しを踏まえ、94年7月発表の「12項目建設」にも環境保全計画は重要な

柱の一つとして引き継がれた。97年には「科学技術の発展」とならび「環境および生態保護」が憲法に盛り込まれた。

また、03年3月には、国家発展重点計画として「チャレンジ2008」が発表され、その中に「水と緑の建設計画」として、水資源の計画利用、地表の改良・復興、再生可能エネルギー利用の促進、下水道の整備、建築物の緑化推進という08年までの目標が掲げられた。

陳水扁政権も環境対策を重視し、クリーンエネルギーの開発や上下水道の整備、ゴミ対策を強化している。当局は、資源再利用、ゴミの減量に向け00年夏から資源ゴミの分別回収を開始し、資源ゴミ回収量も大幅に伸びている。さらに02年7月からは、公的機関（売店、学校、病院施設食堂など（全国7,670カ所）で、買い物用ビニール袋の配布が禁止され、03年1月からは、第二段階として、スーパー、コンビニ、百貨店などでも配布が禁止された。

② 社会治安、風紀

戒厳令の解除による民主化・自由化の進展、近年の著しい経済発展と工業化、都市化の進行に伴い、台湾でも各種犯罪、交通事故、火災等の多発に悩まされるようになってきた。住民の多くも、当局に対し今後強化して欲しい政策として、これら諸問題の改善による社会的安定の確保を筆頭にあげるものが多い。

台湾における各種犯罪発生件数は戒厳令解除前までは年間5万件前後で推移し検挙率は80%以上であったものの、その後急増し、88年には20万件を突破し、95年においては40万件台に達した。80年代前半までの検挙率は70~80%台を推移していたが、以降、現在に至る間は50~60%台と落ち込んだ状態が続いている。98年には、過去最高の43万件台に達したが、99年は38万6,000件と減少し、検挙率も前年57.9%から65.6%と94年以来初めて、60%台に回復した。しかし、02年は、過去最高の50万3,000人（前年比2.4%増）を記録し、03年においても、49万5,000件と依然高い水準で推移している。

03年に発生した各種犯罪のうち最も多いのは窃盗33万655件で全体の66.8%（前年比0.8%減）を占めている。内訳を見ると、一般窃盗が10万49件（前年比0.3%減）、

第1-8表 刑事案件の推移

年	発生件数(件)	指数 1995年=100	検挙率(%)	犯罪発生率 (件/10万人)
1993	319,179	74.4	67.2	1,531.0
1994	323,459	75.4	64.7	1,537.7
1995	429,233	100	53.7	2,023.3
1996	456,117	106.3	58.2	2,132.6
1997	426,425	99.3	56.8	1,971.1
1998	434,513	101.2	57.9	1,989.9
1999	386,241	90.0	65.6	1,754.8
2000	438,520	102.2	59.2	1,976.7
2001	490,736	114.3	55.3	2,196.6
2002	503,389	117.3	59.2	2,241.0
2003	494,755	115.3	58.8	2,192.8

(出所) 内政部警政署「刑案統計」

第1-9表 暴力犯罪案件の推移

(単位：人)

年	合計	指数 95年=100	検挙率 (%)	暴力犯罪案件の推移					
				故意殺人	誘拐	強盜略奪	恐喝	重傷害	強姦
1993	7,110	43.1	96.0	1,622	106	3,092	1,418	—	572
1994	7,688	46.6	90.9	1,508	98	3,973	1,247	—	862
1995	16,489	100.0	62.9	1,765	98	11,670	1,817	—	1,139
1996	16,827	102.0	62.7	1,798	149	11,376	2,143	—	1,361
1997	13,648	82.8	70.9	1,712	92	8,169	2,197	—	1,478
1998	12,877	78.1	71.6	1,341	64	7,351	2,191	—	1,925
1999	11,362	68.9	78.5	1,269	63	6,328	2,609	—	1,683
2000	10,306	62.5	66.3	1,132	77	7,058	27	91	1,729
2001	14,327	86.9	59.9	1,072	76	10,959	35	60	2,125
2002	14,895	90.3	68.1	1,156	83	11,250	35	82	2,289
2003	12,966	78.6	71.6	1,057	73	9,236	45	110	2,445

(出所) 内政部警政署「刑案統計」

年	全般刑事事件				全般刑事事件				
	発生件数 (万件)		検挙率 (%)	嫌疑犯人数 (万人)	起訴人数 (万人)		起訴率 (%)	裁判確定有罪人数 (万人)	
	窃盗	暴力犯罪			少年嫌疑 犯人数	再累犯比 率 (%)			
1998	43.5	33.4	1.3	15.9	2.3	14.2	42.3	11.8	42.3
1999	38.6	27.2	1.1	18.0	2.1	14.2	38.9	10.6	40.6
2000	43.9	30.6	1.0	18.2	1.8	15.1	40.2	12.2	41.0
2001	49.1	33.8	1.4	18.1	1.7	15.7	43.4	12.8	42.5
2002	50.3	34.0	1.5	18.6	1.6	15.3	40.0	12.7	43.3
2003	49.5	33.1	1.3	15.9	1.2	13.6	37.1	13.2	45.1

(注) 99年以前は故意殺人、恐嚇、強盜略奪、誘拐、強姦を含む。00年以降は重傷害を追加。98年5月「毒品危害防制條例」を施行。

(出所) 内政部、法務部

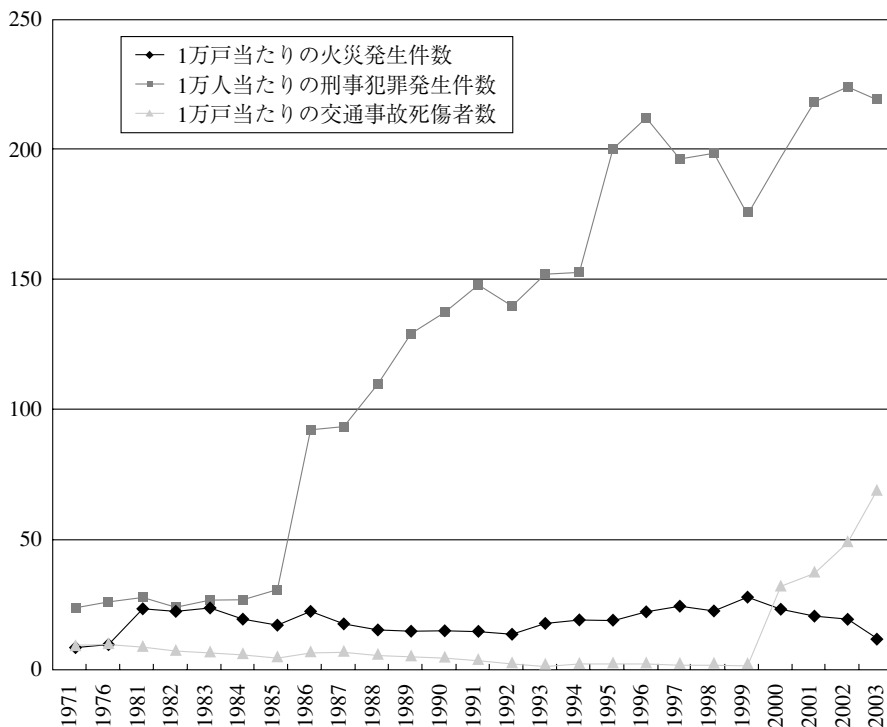
(参考)

年	警察機関処理道路交通事故				天然災害発生件数				天然災害損失			
	(件)	死亡人数 (人)	受傷人数 (人)	台風 (件)	人員傷亡		建家倒壊		災害による		半壊	全壊
					死亡・失踪	受傷	全壊	半壊	農家損害 (億円)			
1998	2,720	2,507	2,007	7	5	58	59	32	207	147.0		
1999	2,487	2,392	1,636	4	1	2,453	11,569	51,722	53,931	162.7		
2000	52,952	3,388	66,895	11	6	126	232	434	1,725	143.6		
2001	64,264	3,344	80,612	9	8	354	588	646	1,978	147.6		
2002	86,259	2,861	109,594	4	3	11	281	0	161	12.7		
2003	118,909	2,718	152,080	8	7	7	20	0	0	43.9		

(注) 行方不明者数増は99年9月21日大震災。99年以前は負傷者対処或いは24時間以内の死亡事故。00年からは受傷案件その他処理案件を含む。

(資料) 内政部、農委會、衛生署

第1-2図 台湾の犯罪、交通事故、火災発生率



(出所) 行政主計処「社会指標統計」

自動車盗難が4万8,373件（前年比1.1%減）、バイク盗難が18万2,233件（前年比4.7%減）となっている。

暴力犯罪（殺人、誘拐、強盗、恐喝、強姦）の増加および検挙率の低下は最も深刻な問題であり、98～2000年と若干改善傾向をみせていたものの、01年以降も犯罪件数は高い水準で推移している。03年と93年との比較でみると件数にして1.8倍の1万2,966件、検挙率で見ると24.3%減の71.6%となっている。

交通事故による死亡者数は、88年をピークに減少傾向をたどり、ここ数年では2,500～3,500人台で推移している。なお、当局はオートバイによる事故が交通事故

死のかなりのウェイトを占めていたことから、97年6月よりヘルメットの着用を義務付けている。また、01年9月からは、①飲酒運転の禁止、②シートベルトの無着用、③携帯電話の使用には、高額の罰金規程が設けられ、取り締まりが強化されている。例) シートベルト未着用は市街地1,500元、高速道路3,000元の罰金、飲酒運転は6～9万円の罰金と免停1カ月、飲酒運転による人身事故の場合は即時逮捕。

火災件数は、近年の都市住宅密集化、高層化等により年々増加傾向にあるが、03年は前年比34.7%減の8,642件とほぼ10年前の水準となっており、ここ数年は減少傾向にある。

(5) 教育

現行の教育制度は、小学6年・中学3年・高級中学(高校)3年・大学4年(ただし師範・法律系・建築系大学は5年、医科7年、歯科6年)となっており、義務教育は、68年に6年から9年に延長された。このほか、職業教育に職業高校、専科学校および技術学院があり、修業年限は職業高校3年、専科学校は入学資格によって異なり中学卒入学の5年制専科、および職業高校卒入学の2年制専科などがある。技術学院の修業年限も専門学校卒業生を対象とした2年制と職業高校卒業生を対象とした4年制の2種類がある。1学年度は8月1日から翌年7月31日までとなっている。これらに加え、義務教育(小学・中学)の補習を行うもの、進学補助(日本の予備校に相当する)および職業教育の補助など各種の補習校が数多く存在する。修学期間も短いものは1月から、長いものでは3カ年など多様である。

教育予算は、97年まで文化関係予算とともに憲法で下限予算(中央政府予算の15%)が規定されていたが、現在はその下限は撤廃されている。03年会計年度予算は4,233億元、また総教育経費は6,349億元で、GNPの4.5%に相当し、10年前の93年の5.8%に比べ低下しており、年々、低下傾向にある。

台湾の教育熱は高く、義務教育の就学率は、ほぼ100%であり、03年度の中学校卒業生の上級学校への進学率は95.7%、高等学校卒業生の大学・短大等上級学校

第 1—10表 台湾の教育状況 (2003学年度)

	校数			在籍教員数				在籍学生数					
	計	公立		計	公立		計	公立		計	私立		
		私立	男		女	男		女	男		女		
總計	8,252	5,752	2,500	274,837	77,113	131,438	28,219	38,067	5,355,690	1,928,075	1,781,894	821,363	824,358
幼稚園	3,306	1,358	1,948	21,251	37	5,325	314	15,575	240,926	38,009	36,453	88,423	78,041
国民教育	3,358	3,318	40	152,638	49,348	101,611	418	1,261	2,870,076	1,433,386	1,323,151	62,252	51,287
国小	2,638	2,609	29	103,793	33,317	69,336	177	963	1,912,791	982,914	905,608	13,296	10,973
国中	720	709	11	48,845	16,031	32,275	241	298	957,285	450,472	417,543	48,956	40,314
高級中等学校	472	264	208	48,893	14,052	17,280	7,993	9,568	719,685	207,061	187,389	166,429	158,806
高中	308	171	137	33,122	8,133	12,380	5,804	6,805	393,689	128,457	129,975	67,527	67,730
高职	164	93	71	15,771	5,919	4,900	2,189	2,763	325,996	78,604	57,414	98,902	91,076
大專院校	158	54	104	47,472	12,499	5,465	18,597	10,911	1,270,194	197,910	158,473	435,159	478,652
大学校院	142	51	91	45,702	12,467	5,385	17,794	10,056	981,169	183,847	142,059	318,694	336,569
大学	67	30	37	28,964	10,301	3,821	9,636	5,206	706,036	158,785	106,848	216,913	223,490
学院	75	21	54	16,738	2,166	1,564	8,158	4,850	275,133	25,062	35,211	101,781	113,079
専科学校	16	3	13	1,770	32	80	803	855	289,025	14,063	16,414	116,465	142,083
特殊学校	24	23	1	1,687	481	1,157	1	48	5,921	3,427	2,347	90	57
補習学校	932	733	199	2,803	636	567	896	704	248,888	48,282	74,081	69,010	57,515

(出所) 教育部統計処

への進学率は、74.9%となっている。男子と女子の進学率を比較すると、男子は満19才で兵役義務が課せられるため、女子の進学が高い傾向にある。

なお、4年制大学および第二部の入学試験はそれぞれ「聯合考試」による統一試験で行われてきた。受験生は成績の良い順に希望した大学・学科に入学する資格を与えられる現代版科举制度である。合格率は04年度が87.1%で03年の83.2%を上回る高い水準ではあるが、受験戦争は依然激しく補習校の乱立や受験競争から落ちこぼれた青少年の不良化、さらには犯罪の増加などの社会問題も生じている。

現在、教育改革が進められており、小学校からの英語教育の導入、教科書の改革、中学・高校の一貫した教育システムへの変更などが進められている。また、大学入試は02年からは「孝試分発（試験分配）入学」（推薦入学、申請入学）と「甄試（選択）入学」（甲乙2種類の基礎科目試験＋丙専門科目のみ受験する2選択制）による「多元入学」方式が導入されている。

(6) 社会保険

国民福祉の向上、医療の充実化を目的として、94年8月「全民健康保険法」が公布された95年3月1日から実施された。これにより、全民健康保険に全国民の加入が義務付けられた。また99年7月から在台外国人も同保険への加入が可能になった。

ちなみに、03年の納保率は96.9%と前年に比べ、3万人増となっている。

全民健康保険の収支は、96年の累計収支547億元（政府補助690億元）に比べ、03年の累計収支は83億元（政府補助878億元）と悪化傾向にあり、当局負担も増加傾向にあることから制度の見直しが提起されている。収支の悪化の主要因としては、高齢化があげられる。

台湾における03年の平均年齢は男性73.3歳、女性79.0歳（10年前に比べ男性1.7歳増、女性1.5歳増）となっており、高齢者も増えている。03年の死者の年齢別分布は、0～64歳が34.02%（94年40.79%）、65～79歳が38.1%（同38.77%）、80歳以上が27.88%（同20.44%）で、死亡率に占める高齢者の比率は94年に比べて増加している。

第1-11表 全民健康保険の状況

年	全民健康保険納付者数 (万人)	平均1人当たりの 問診回数 (回)	平均1回当たりの 入院日数 (日)	重大傷病 認定証数 (万枚)	全民健保財務収支			
					収入	支出	当期収支	累計収支
					(億円)	(億円)	(億円)	(億円)
1998	2,076	15.1	8.8	34.9	2,639	2,655	△16	600
1999	2,109	15.4	8.7	40.3	2,694	2,905	△210	390
2000	2,140	14.8	8.7	46.9	2,921	2,912	10	400
2001	2,165	14.6	8.8	48.3	2,917	3,073	△156	243
2002	2,187	14.6	9.1	56.8	3,112	3,269	△157	87
2003	2,190	16.0	9.7	65.0	3,388	3,392	△4	83

(資料) 衛生署中央保健局

03年の死者を死亡原因別にみると、悪性腫瘍（癌）（27.1%）、脳血管疾病（9.6%）、心臓疾病（9.1%）、糖尿病（7.7%）、事故傷害（6.3%）の順となっており、疾病が原因による死亡者が上位を占めている。悪性腫瘍による死亡者の比率は近年増加傾向にあり、前年（02年）比でも2.50%増加した。

(7) 医療

台湾の医療施設は、一般的に、朝7時半頃から夜8時～9時まで外来診療を行っている上、総合病院には24時間対応の救急部門を持つところが多い。大手の総合病院は日本、米国などの最新の設備を有している。ただし熟練技術を要する手術の場合は、医師の経験を確認しておく方がよい。開業医等による医院・診療所も多いが、大規模病院と比べると設備等で見劣りする。

大手の総合病院としては、台湾プラスチックが設立した財団法人「長庚紀念醫院グループ」（台北、台北近郊の林口および高雄）、政府直営の退役軍人病院である「榮民総合病院」（台北および高雄）、国立台湾大学附属病院（台北）、国泰人寿保険が設立した国泰病院（台北）、キリスト教系の馬偕記念病院（台北）、などがあげられる。大きな病院では英語、日本語等の通訳を待機させているところもある。台安病院（台北）は、AIU、東京海上等の指定病院となっており、保険証書を持参すればキャッシュレスで診療を受けられる。

第1—12表 台湾地区の主要死亡原因（2003年）

男 性					女 性				
順位	死亡原因	死亡人数	10万人当たりの死亡率(%)	死亡比率(%)	順位	死亡原因	死亡人数	10万人当たりの死亡率(%)	死亡比率(%)
1	悪性腫瘍	22,335	194.21	27.99	1	悪性腫瘍	12,866	116.30	25.70
2	脳血管疾病	7,142	62.10	8.95	2	脳血管疾病	5,262	47.57	10.51
3	心臓疾病	7,017	61.02	8.79	3	糖尿病	5,154	46.59	10.29
4	事故傷害	6,048	52.59	7.58	4	心臓疾病	4,768	43.10	9.52
5	糖尿病	4,859	42.25	6.09	5	事故傷害	2,143	19.37	4.28
6	慢性肝臓病・肝硬変	3,657	31.80	4.58	6	腎炎・腎臓疾病	2,094	18.93	4.18
7	肺炎	3,352	29.15	4.20	7	肺炎	1,747	15.79	3.49
8	腎炎・腎臓疾病	2,212	19.23	2.77	8	慢性肝臓病・肝硬変	1,528	13.81	3.05
9	自殺	2,157	18.76	2.70	9	自殺	1,038	9.38	2.07
10	高血圧性疾病	1,033	8.98	1.29	10	高血圧性疾病	893	8.07	1.78
	その他	20,077	174.58	25.16		その他	12,578	113.70	25.12

（資料）衛生署「台湾地区死因統計」

70歳以上の医師の場合は戦前・戦中の日本語教育を受けている人が多いが、その下の年齢層の医師は米国留学が多い。開業医の中にも日本語で診療を受けられるところがあるが、社会保険の対象外となっている医院もあるので事前の確認が必要である。

台湾には歯医者も多い。歯の治療は肝炎等の感染が起こり得るので、手袋の着用など衛生管理を確認しておくことが肝要である。

また、03年春に中国大陸で発生した重症急性呼吸器症候群（SARS）が台湾でも大流行し、死者84名を出した。しかし、台湾の場合、感染者の多くが院内感染であったことから、院内感染防止の対策が重要となっている。

○台湾における主な感染症

A型肝炎、B型肝炎、結核、デング熱（登革熱）、日本脳炎、エイズ（愛滋病）、ポリオ、麻疹、マラリア、破傷風、コレラ、細菌性赤痢、アメーバ赤痢、腸チフス、エンテロウイルス感染症（腸病毒、手足口病）、つつが虫病

—— 全民健康保険の概要 ——

- ①保険取扱機関：中央保健局（行政院衛生署所属）
- ②被保険者：全国民について次の6種類に区分された強制保健
- イ. 第1種……公務員、公私立学校教職員、公民営事業被雇用者、雇主または自営業者、専門職および技術者の自営執務者および以上該当者の家族。
- ロ. 第2種……固定雇主のない職業労働組合加入就労者、同家族および被雇用外国人船員。
- ハ. 第3種……農・漁業従事者および同家族。
- ニ. 第4種……職業軍人家族。
- ホ. 第5種……社会救済法に定める低所得世帯の世帯主および同家族。
- ヘ. 第6種……退役軍人および同家族、前記各項目に該当しない世帯主（無職または身寄りのない高齢者等）および同家族。
- ③保険料：加入者の月収または日収に基づき、第1-10表の規定により付保額の4.25%を保険料とする。保険料分担率は次の通り。

（保険加入者、雇主、政府の3者による分担率）

	保険加入者	雇主	政府
イ. 一般公務員	40	60	
ロ. 私学教職員	40	30	30
ハ. 一般被雇用労働者	30	60	10
ニ. 雇主および自営業者	100		
ホ. 職業労働組合加入就労者	60		40
ヘ. 農・漁業従業者	30		70
ト. 軍人家族	40		60
チ. 低所得世帯	0		100
リ. 退職軍人本人	0		100
家族	30		70
ヌ. 無職世帯主および同家族	30		70

④給付

- イ. 予防保険給付……児童、成人、妊婦等の保険検査（全額給付、ただし回数認定。）
- ロ. 医療給付……通院治療 20～50%の自費
入院治療 5～30%の自費

⑤雇用側の従業員家族保険料分担：

従業員1人につき家族0.88人（注：従業員本人を入れると1.88人）の保険料を分担。

⑥保険未加入罰則：

未加入者は3,000元から1万5,000元の罰金、保険料滞納は完納まで給付適用資格を撤回。

(8) メディア

① 新聞

87年7月の戒厳令解除に伴い、98年1月にはそれまでの報禁(新聞発行の禁制)が解除され、新聞社の新規登録が開放された。この結果、新聞社の新設ラッシュが続き、その数は87年当時の31紙から00年12月末には445紙となった。99年からは申請だけで新聞社を設立できるようになったため、現在は新聞局でも新聞社が何社あるのか正確な数は把握していない。このうち一般に市販されている新聞は25紙程度といわれている。発行部数が多く一定の影響を持つ新聞として朝刊では聯合報、中國時報、自由時報、中央日報、民生報など、夕刊では聯合晩報、中時晩報などがあげられる。このほか経済紙には経済日報、工商日報、英字紙にはChina Post、Taiwan Newsなどがある。各紙とも購読者拡大のため大量ページ、特ダネ合戦、おまけつき作戦などを展開し激しい競争を行っている。

② テレビ

台湾の地上波のテレビ局は、台湾電視(「台視」62年開局)、中国電視(「中視」69年開局)、中華電視(「華視」71年開局)の既存3局に加え、民間全民電視(「民視」97年6月開局)および公共電視(「公視」98年7月開局)の参入で現在5局となっている。

現在、地上波のテレビ局よりも人気があるメディアといえるのが有線テレビである。有線テレビについては、88年の通信衛星受信用アンテナの取付認可を契機に急速に浸透し、非合法ながら「第4台(第4チャンネル)」と呼ばれ既存のテレビ局にも大きな影響を与えてきた。93年7月に有線電視法が成立したことにより有線テレビ局およびその配給業者が合法化された。この結果、業界内の再編とともに番組の健全化が進められてきている。配給会社は合従連衡により現在では力覇、和信2つの大手配給会社の系列に淘汰されてきている。各配給業者は90~100近いチャンネルを持ちその番組はニュース専門局から映画・ドラマ、スポーツ、アニメまで多種多様の番組を提供している。03年末現在、台北市における有線テレビ敷設率は約80%にまで達している。

哈日族を生み出した日本のテレビ番組

近年、台湾の若者の間では日本ブームが起こっており、日本のファッション、音楽、映画、漫画・アニメなどが町中に氾濫している。これら今の日本文化を熱狂的に好む若者たちは「哈日族」（日本オタク族という意味）と呼ばれ、台北の若者ファッションのメッカである西門町を闊歩しているのである。なぜこれほどまで日本びいきの若者が増大したか？これはテレビなどのマスメディアの影響が大きい。

台湾においては、テレビなどでの日本語および日本のテレビ番組の放送は長い間禁止されてきた。1993年末にやっと解禁され、1994年には中国電視がNHKの朝の連続ドラマ「おしん」を放送しこれが大ヒット、これを契機に地上波の各局が争って日本の番組を放映するようになり、最近では日本語CMも目立ち、日本人タレントを起用するCMも増えている。

現在では、日本の番組のみを専門あるいは中心に放映している有線テレビ局がいくつも存在し、日本のドラマ、アニメ、バラエティー、スポーツ、音楽など多種多様の番組が放映されている。主な日本専門局を紹介すると以下のとおり。

- NHKワールド : NHKの海外向け放送
- 緯來日本台 : 民放各社のトレンドドラマ、バラエティ番組などを放映
- JET-TV : 日本民法各社が共同でシンガポールに設立した映像配給会社の番組を放映
- 国興衛視 : 民法各社のドラマ、バラエティ、旅行番組などを放映
- Z-TV・新朝日 : 日本の格闘技などを放映

第2章 政治・経済事情

(1) 政治概況

① 民主化の進展と選挙

台湾では、蔣経国（1988年1月死去）時代の晩年から実質的な民主化が進められた。戒厳令解除（87年）以後、新聞創刊・増頁の解禁（88年）、野党の合法化（89年）、改正された憲法に基づく万年議員の全員退職（91年）、立法委員の全面改選（92年）、台湾省長、台北市長、高雄市長の直接選挙（94年）を経て、96年3月には台湾住民による「中華民国」総統・副総統の直接選挙が実施され、国民党公認の李登輝・連戦が約54%の得票率をもって当選を果たした。李登輝総統の任期満了に伴う2000年3月の総統選挙では、民進党公認の陳水扁・呂秀蓮が約39%の得票率をもって当選し、歴史的な与野党間政権交代が実現、01年12月の立法院（国会に相当）選挙では、民主化以降も単独過半数議席を占めてきた国民党にかわり、民進党が結党以来はじめて国会第一党の座を獲得した。さらに、04年3月の総統選挙では、民進党公認の陳水扁・呂秀蓮が国親政党聯盟（国民党と親民党の政党連盟）公認の連戦・宋楚瑜を僅差で破り、再選を果たした。また、総統選挙と同時に、台湾史上初の公民投票が実施された。

② 主要政党の概況

民進党（DPP） [正式党名：民主進歩党 代理主席：柯建銘 秘書長：張俊雄]

国民党独裁体制下における反体制政治活動家（「党外」）が結成した「党外選挙後援会」の主要メンバーを中心に、86年9月、台北市内で結党宣言が行われた。新政党結成禁止の戒厳体制下にもかかわらず、蔣経国総統は民進党の結成を容認し、89年の「人民団体法」公布により、同党は正式に合法政党となった。

民進党は、91～92年の中央公職選挙において野党第一党の地位を確立し、96年の総統選挙で民進党・彭明敏候補は国民党の李登輝候補に敗れたものの、00年の総統選挙では民進党公認の陳水扁候補が当選し、歴史的政権交代を実現した。民

第2-1表 主要全国公職選挙における各党得票率

	台聯	民進党	国民党	親民党	新党	無・他
96年総統選	—	21.1% 彭明敏	54.0% 李登輝	—	—	24.9% 林、陳
98年立委選	—	29.6% (70)	46.4% (123)	—	7.1% (11)	19.9% (22)
00年総統選	—	39.3% 陳水扁	23.1% 連戰	36.8% 宋楚瑜	0.1% 李敖	0.6% 許信良
01年立委選	7.8% (13)	33.4% (87)	28.6% (68)	18.6% (46)	2.6% (1)	9.1% (10)
04年総統選	—	50.1% 陳水扁	49.9% 連戰		—	—

- (注) 1. 立法委員選は95年まで定数164 (選挙区128、比例区36)、98年より定数225 (選挙区176、比例区49)。
 2. 96年総統選挙の「無党派」得票率は、林洋港候補と陳履安候補の得票率の合計。
 3. () 内は獲得議席数

進党はさらに、01年の立法委員選挙でも国民党を上回る議席数を獲得し、執政党の座に続いて国会第一党の座も獲得し、04年の総統選挙でも陳水扁が再選を果たした。

政権交代という大きな変化に適応するため、民進党は02年春に党規約を大幅改正し、民進党が野党の場合には従来どおり党员選挙で党主席を選出するが、民進党候補が総統選挙で当選した場合には同総統が民進党主席を自動的に兼任する旨党規約に盛り込んだ。かかる党規約改正を受けて、それまで党務に距離を置くとしてきた陳水扁総統は、同年7月、正式に民進党主席に就任し、「陳水扁総統兼与党主席」体制が新たにスタートした。なお、04年9月には、総統が党主席を兼任しない場合には党员直接選挙により党主席を選任する旨の党規約改正を行っている。

なお、民進党内には新潮流、美麗島、正義連線、福利国連線、台独聯盟の主要5派閥が存在すると言われている。近年来、派閥間の政治的主張(含、対大陸政策)の隔たりは縮小されてきているが、各種公職選挙での公認候補指名過程や党

幹部人事については、依然派閥の論理が働く旨指摘されている。

民進党は、党基本綱領に「独立自主の台湾共和国建設」をうたっていることから、一般には台湾独立を志向する政党と認識されている。しかし民進党は、99年に「台湾は既に一つの主権独立国家である」との現状認識を明記した「台湾前途決議文」を党大会で採択し、また01年には「台湾前途決議文」を党綱領と同格と見なす旨の決議を採択するなど、「新たな台湾共和国の建設」を志向する党綱領から、「現状として台湾は独立している」との認識・立場へと、実質的路線変更をはかっている。[www.dpp.org.tw]

国民党 (KMT) [正式党名：中国国民党 主席：連戦 秘書長：林豊正]

孫文が1894年にハワイで結成した「興中会」を前身とし、1919年、正式に「中国国民党」として成立した。28年、蒋介石率いる国民党は「北伐」完成により、「中華民国」政府の執政党として中国全土を統治下に置いたが、49年の中華人民共和国成立に伴い、国民党と「中華民国」政府は中国大陸からの撤退を余儀なくされ、臨時首都を台北に移して政権の継続を行った。

国民党は、民主化後も李登輝総統兼党主席の下、行政府、立法府の双方において政権党の座を保持しつづけたが、00年3月の総統選挙では、連戦（現党主席）を公認候補として擁立したものの、得票率約23%しか獲得できずに落選し、戦後45年間維持してきた政権党の座を民進党に譲り渡すこととなった。また、国民党は01年12月の立法委員選挙においても、改選前から約40%（44議席）も議席を減らす大敗を喫し、国会第一党の座も民進党に明渡すとともに、親国民党と政党連盟を組んで臨んだ04年3月の総統選挙においても、僅差ながら敗北を喫するなど、党勢の低落傾向が続いている。

対大陸関係について連戦主席と国民党現執行部は、李登輝前主席が主張した「特殊な国と国との関係」論にかわり、「邦聯（国家連合）」制を兩岸統一のモデルとして提起するなど、兩岸融和の重要性を強調している。[www.kmt.org.tw]

親民党 (PPF) [主席：宋楚瑜 秘書長：蔡鍾雄]

総統選挙で惜敗した宋楚瑜が中心となり、00年3月31日に成立。99年11月に国民党を除名となり、無所属として総統選挙に立候補した宋楚瑜は、大方の予想を

上回る466万票（得票率36.8%）を獲得しながらも次点に終わった。総統選投票日翌日、宋は支持者からの要請に応じて、新政党結成の意思を正式に表明し、同月末に親民党を正式に発足させた。

結党当初、親民党に参加した立法委員は17名にすぎなかったが、01年末の選挙において親民党は、国会議席数を倍増させる躍進ぶりで野党第二党の地位を確立、また台東県、連江県の知事ポストも獲得した。しかし、国民党と政党連盟を組んで臨んだ04年3月の総統選挙では僅差ながら敗北を喫した。

対大陸政策に関し、一般的に親民党は、「三通」開放を含む兩岸経済交流の促進と、中国大陸との融和的、平和的関係維持の重要性を強調する政党とみられている。[www.pfp.org.tw]

台聯 (TSU) [正式名称：台湾團結聯盟 主席：蘇進強 秘書長：林志嘉]

00年の陳水扁政権発足後、李登輝政権下で内政部長を務めた黄主文（前国策研究院院長）を中心として、民進党とともに陳水扁政権をバックアップして政局の安定化を図ることを目的とする新政党結成の動きが具体化し、01年8月、正式に「台湾團結聯盟」として発足した。

「政局を安定させ、経済を振興し、民主を強固にし、台湾を強大化する」とのスローガンを掲げる同党は、李登輝前総統を「精神的リーダー」と仰ぎ、李登輝の主張する政策（「戒急用忍」政策や「特殊な国と国との関係」論など）を擁護する立場をとっていることから、一般に「親李登輝派政党」と称されており、李登輝も同党を積極的に支援している。なお、李登輝の台湾團結聯盟支持姿勢の明確化に対応するため、国民党は01年9月、李登輝前主席に党籍剥奪処分を下した。

01年12月の立法委員選挙に際して台聯は13議席（得票率7.8%）を獲得する健闘を見せ、同選挙後には、陳水扁政権下の「準与党」的役割を果たしており、04年3月の総統選挙においても、陳水扁を強力に応援したが、対大陸政策や党政改造等については、当局・民進党との間で見解・立場の違いが存在する。なお「台湾」を冠した党名を有する政党が結成されたのは、台湾團結聯盟が初のケース。[www.tsu.org.tw]

第 2 - 2 表 主要政党の概要（2004年 8 月末現在）

党 名	与 党			野 党		
	民進党	台聯	無党団結聯盟ほか 無党派	国民党	親民党	新党
代表者	陳水扁 主席	黃主文 主席	—	連 戰 主席	宋楚瑜 主席	郁慕明 主席
成立年	1986.10	2001.8	—	1919.10	2000.3	1993.8
立法院議席数 (議席占有率)	81 (37.3%)	12 (5.5%)	13 (6.0%)	66 (30.4%)	44 (20.3%)	1 (0.4%)

(注) 現在の立法委員総数は217 (定員225、欠員 8)。

新党 (NP) [党主席：郁慕明 秘書長：張勤]

90年、李登輝総統の改革路線に反感や危機感を持つ国民党内守旧派を中心に成立した「新国民党連線」を前身とし、93年 8 月、「新党」として正式成立した。党成立後は、保守的な国民党支持者層（外省人が多い）に加え、政治的清廉さを前面に出すことで都市中間層・若手知識人からの支持を獲得したが、その後は、本省人有権者層における支持基盤を拡大することができず、また親民党の結成等のあおりを受けたこともあって、98年、01年の 2 度の立法委員選挙で議席を大きく減らし、今では立法院で 1 議席を有するのみとなっている。兩岸政策に関しては、明確に「一つの中国、平和的統一」を掲げており、主要政党の中で最も強く兩岸統一を主張している。[www.np.org.tw]

③ 軍事概況

台湾は、防衛の基本理念を「戦争の予防」、「台湾海峡安定の維持」、「国土安全の保衛」とし、防衛政策は、徴兵制を基本とし民間の能力も防衛に活用した「全民防衛」の考え方をとっている。また台湾領域内での戦争、紛争を防止することを原則とした「有効抑止」、「防衛固守」の軍事戦略をとっており、この達成のため「小而精、反応快、効率高」という戦力の整備を進めている。[国防部：www.mnd.gov.tw]

a. 編成

台湾軍は、陸・海・空軍、憲兵部隊、聯勤（兵站）部隊、および学校等の機関からなり、現在の兵力は、陸軍約20万人、海・空軍各約5万5,000人で、その他も含めた総兵力は約38万5,000人である。現在「精進案」計画による陸軍を中心とした人員削減を実施中であり、04年から毎年1万5,000人ずつ削減し06年までに約34万人に、さらに11年までに約30万人にまで削減することを目標にしている。

この兵力の削減計画と関連して、03年から試行的に志願兵の募集採用を始めるとともに、04年1月から一部徴兵期間を短縮した。

b. 主要装備

陸上戦力：AH-1W型攻撃ヘリ、OH-58D型偵察ヘリ、M-48H型およびM-60A3型戦車、地対空ミサイルとしてPAC-2型パトリオットおよび自主開発の「天弓」ミサイル等を保有している。

海上戦力：成功級（米；ペリー級）、康定級（仏；ラファイエット級）、ノックス級の各種フリゲート艦等約340隻、約20万7,000トンを保有している。

航空戦力：空軍は、自主開発の経国号（IDF）およびF-16A/B型、ミラージュ2000-5型戦闘機等の主要戦闘機を装備するとともに、海軍は、S型対潜哨戒機等の作戦機を装備、総数約530機を保有している。

c. 演習訓練

軍は、「3軍統合作戦」、「動員演習」、「核・生物・化学兵器対処演習」および「部隊訓練」の4つのカテゴリー区分で、年に約40回余の主要な演習訓練を実施している。特に3軍の統合作戦要領を演練するため、毎年「漢光演習」を大々的に行っている。

d. 軍備の購入

軍の主要な武器購入は米国への依存度が高く、現在、「台湾関係法」に基づき米・ブッシュ政権が、01年4月台湾側に示した売却可能リストに沿って購入交渉が米台間で進められている。

03年、キッド級駆逐艦4隻の売却交渉が米側と合意に達し、また、04年3月に米国防省は長距離早期警戒レーダー装置を台湾に売却する計画を米議会に通告し

たと発表した。

04年6月当局は、ディーゼル潜水艦、P-3C型対潜哨戒機、PAC-3型パトリオットミサイルを米国から購入するため、総額約6,000億元、05年から15年編成の「軍備購入特別予算案」を決定した。

(2) 行政組織

① 中央

総統（大統領）を頂点に、行政、立法、司法、考試、監察の五院制を敷くが、実際にはフランス第五共和制の政体に近いともいわれる。このほかに、憲法改正時等に召集される非常設機関として国民大会がある。行政、立法、司法三院に比較して、考試、監察両院の実質的権限は小さい。

総統・副総統：総統は国家を代表する元首であり、陸海空三軍の最高司令官と位置付けられている。総統・副総統は台湾地区住民の直接選挙によって選出され、任期は最長連続2期（8年）。外交、国防、兩岸関係、重大な経済問題などは、総統の専管事項として実質的に総統府が権限を掌握しており、これらの問題を検討する際、総統は自らが議長を務める国家安全会議を召集できる。また、総統のアドバイザーとして、総統府資政、国策顧問、戦略顧問、国家安全会議諮詢委員等があり、総統府直属機関として中央研究院、国史館がある。[総統府：www.president.gov.tw]

国民大会：かつては総統選出、憲法改正といった大権が与えられていたが、現在は立法院提出の憲法修正案、正副総統彈劾案等に対する同意権を行使するのみの非常設機関となっている。国民大会代表（定数300）は、立法院による憲法修正案、領土変更案の提出から半年以内、正副総統彈劾案提出から3カ月以内に、比例代表制をもって選出され、任期は大会会期終了時点までとされる。

行政院（内閣に相当）：行政院長は総統と行政権を分掌する形となっている。行政院會議（閣議に相当）に列席できるのは、正副院長以下38ポスト（台北・高雄両市長等も含む）だが、表決権を有するのは正副院長、政務委員の資格を持つ者に限られる。院長は総統が任命し、立法院の同意は不要、法的に任期は定めら

れていないが、立法委員改選後の新立法院会期召集に合せて、自主的に内閣総辞職するのが慣例化している。[www.ey.gov.tw]

立法院（国会に相当）：立法院を構成する立法委員は、定数225で任期3年、中選挙区と各種比例代表の併用制で選出される（04年8月現在：民進党81、国民党66、親民党44、台湾団結聯盟12、その他14、欠員8）。会期は1年2回（2～5月、9～12月）で、このほか必要に応じて臨時院会が召集される。[www.ly.gov.tw]

司法院（最高司法機関として裁判所を統括）：憲法・法律・行政命令等に関する解釈権、民事・刑事・行政訴訟の裁判権、懲戒権、司法行政権等を行使する。正副院長各1名、大法官（最高裁判事に相当）定員17名。任期9年。[www.judicial.gov.tw]

監察院：官吏の弾劾・糾弾・会計審査等を行う。正副院長各1名を含め、委員定員29名。任期6年。[www.cy.gov.tw]

考試院：官吏の任用・昇進などを取り扱う。正副院長各1名、委員定数19名。任期6年。[www.exam.gov.tw]

② 地方

台湾省：98年12月20日をもって省長・省議会議員選挙は凍結され、台湾省政府の機能も大幅に縮小された。省主席1名を含む省政府委員（9名）と省諮議会は、いずれも総統によって任命され、行政院の指揮・監督下で台湾省各県市の自治事項を監督する機能を担っている。省主席は林光華（04年8月時点）。[www.tpg.gov.tw]

台北市・高雄市：台北市は67年、高雄市は79年にそれぞれ行政院の直轄市となり、両市首長は行政院会議（閣議）出席を認められている。市長任期は4年。台北市長は馬英九、高雄市長は謝長廷（04年8月時点）。

[台北市：www.taipei.gov.tw、高雄市：www.kcg.gov.tw]

福建省：任命制の省主席1名と省政府委員（11名）を置く。行政区域は金門県（金門島およびその周辺島嶼）、連江県（馬祖諸島）の2県。省主席は顔忠誠（04年8月時点）。[www.fkpg.gov.tw]

第 2 - 3 表 五院首長・行政院主要閣僚名簿（2004年 8 月現在）

立法院長	王金平	司法院長	翁岳生
考試院長	姚嘉文	監察院長	錢復
行政院長	游錫堃		
副院長	葉菊蘭		
政務委員			
8 部長 2 委員長			
內政部長	蘇嘉全	外交部長	陳唐山
國防部長	李傑	財政部長	林全
經濟部長	何美玥	交通部長	林陵三
法務部長	陳定南	教育部長	杜正勝
蒙藏委員會委員長	許志雄	僑務委員會委員長	張富美
無任所政務委員	胡勝正 林義夫 林盛豐 郭瑤琪	陳其邁 林逢慶 傅立業	
※胡勝正は經濟建設委员会主任委員、郭瑤琪は公共工程委员会主任委員を兼任			
その他の主な閣僚			
行政院秘書長	葉国興	經濟建設委员会主任委員	胡勝正
人事行政局長	李逸洋	文化建設委员会主任委員	陳其南
主計処主計長	許璋瑤	退除役官兵輔導委员会主任委員	高華柱
新聞局長	林佳龍	勞工委员会主任委員	陳菊
大陸委员会主任委員	吳釗燮	国家科学委员会主任委員	吳茂昆
農業委员会主任委員	李金龍	研究發展考核委员会主任委員	葉俊榮
中央銀行總裁	彭淮南	原子能委员会主任委員	歐陽敏盛

(3) 經濟概況

① 2003年の經濟

03年の經濟成長率（GDP）は、第 1 四半期が3.53%、第 2 四半期がマイナス 0.08%、第 3 四半期が4.18%、第 4 四半期が5.17%であった。SARSの影響で第 2 四半期こそほぼゼロ成長となったものの、通年では02年の3.54%に遜色ない3.24%の成長となった。

この間、民間消費は第 2 四半期を除きプラスだった。第 3 四半期以降、民間消費は前年比で順調に拡大している。民間設備投資は、SARSに加えてイラク情勢の

第2-4表 実質国内総生産額

(単位：億元)

	GDP総額	民間支出	公共支出	固定資本形成	在庫	輸出	輸入
1998	89,390	53,341	12,797	21,039	1,226	42,742	41,756
1999	92,899	56,413	12,217	21,247	466	44,861	42,306
2000	96,634	59,813	12,470	22,673	△550	52,610	50,382
2001	95,066	60,426	12,404	17,818	△996	48,398	42,984
2002	97,488	61,495	12,614	17,244	△841	52,459	45,235
2003	98,476	61,866	12,614	17,244	△346	57,220	50,122
I	24,797	16,407	3,312	3,755	△256	13,194	11,615
II	22,759	14,021	2,825	3,934	244	13,526	11,791
III	25,182	16,189	3,180	4,153	△192	14,417	12,565
IV	25,737	15,249	3,297	5,403	△142	16,083	14,151
2004 (f)	102,575	64,301	12,764	20,032	254	64,942	59,718
I (p)	25,903	17,023	3,460	4,348	△53	15,389	14,264
II (f)	23,767	14,812	2,861	4,755	182	16,180	15,024
III (f)	26,121	16,743	3,169	4,854	30	16,464	15,138
IV (f)	26,784	15,722	3,274	6,076	95	16,909	15,292

(注) (f) 推測値、(p) 速報値

(出所) 行政院主計処 (2004年5月14日)

不透明さが重なり、第1四半期こそ1.31%だったものの、第2四半期はマイナス11.49%、第3四半期はマイナス5.11%となり、第4四半期は11.92%まで急回復した。

輸出は第2四半期こそ成長率が3.16%とSARSの影響を受けたものの、第1、第3、第4四半期は10%を超える堅調な伸びとなった。台湾の輸出産業は米国市場への依存率が直接・間接をあわせて3割前後と推定されており、SARSが6月末には実質的に終息してクリスマス商戦用の新商品のデザイン・インが間に合ったことに加え、大陸での設備投資の進展が輸出を支えた。

② 2004年の見通し

04年の第1四半期の経済成長率は5.16%となった。民間設備投資は21.72%と堅

第2-5表 実質経済成長率と需要項目別寄与度*

(単位：GDP%)

	GDP	民間支出	公共支出	固定資本形成	輸出	輸入
1998	4.57	3.88	0.58	1.87	1.17	2.98
1999	5.42	3.25	△0.92	0.43	5.65	2.10
2000	5.86	2.98	0.07	2.00	8.84	6.87
2001	△2.18	0.62	△0.12	△4.92	△4.35	△7.10
2002	3.59	1.23	△0.02	△0.41	5.26	2.63
2003	3.24	0.48	0.10	△0.29	5.87	3.48
I	3.53	0.42	0.09	△0.11	5.71	4.83
II	△0.08	△1.06	△0.04	△1.91	1.86	△0.62
III	4.18	1.08	0.22	△0.63	5.75	1.42
IV	5.17	1.39	0.11	1.38	9.92	8.05
2004 (f)	5.41	1.77	0.08	2.41	7.92	7.34
I (p)	6.28	1.99	0.18	2.05	10.45	9.25
II (f)	6.77	2.50	0.13	3.00	12.25	10.82
III (f)	4.60	1.40	0.02	2.42	7.48	7.57
IV (f)	4.18	1.28	0.00	2.17	2.14	2.28

(注) ※寄与度はGDP伸び率に対応する数値。(f) 推測値、(p) 速報値

(出所) 行政院主計処 (2004年5月14日)

調で、輸出は18.57%となった。輸出の増加は、世界規模での景気回復の流れに沿ったものと考えられる。第2四半期以降は前年のSARSによるリバウンドが顕著に表れる。石油価格の高止まりや新たなテロによる消費自粛などの景気の不安要因はあるものの、年間の経済成長率は5%前半の予測が出ている。石油価格の高騰などネガティブな不確定要素も多いが、IT関係の設備投資が活発なことや輸出が好調なことなどから、5%後半ないし6%近辺の成長率を達成する可能性もある。

(4) 財政

① 一般政府（各級政府）

台湾の財政規模（中央政府、地方政府の合計。ただし重複を除く）は、02年度には台湾経済も回復の兆しがみられたものの、当局の減税優遇措置実施等により税収が伸び悩み、同年度の歳入総額は1兆7,821億元と前年度比6.0%減となった。一方、02年度の歳出総額は2兆1,390億元、前年度比5.8%減となり、対GNP（季調後）比は前年度比2ポイント低下し21.4%となった。この結果、財政収支は3,569億元の赤字となり、前年度比4.8%減と赤字幅は縮小している（第2-6表）。

中央政府と地方政府の歳出比率は、70年代ではおおむね6対4となっていたものの、中央政府において歳出削減が行われたため、90年代はおおむね5対5程度にまで中央政府のシェアが落ちていた。しかし、00年度以降は、台湾省政府の財政を中央政府に統合したため、中央政府のシェアは再び6割を超えている（第2-7表）。

02年度の歳出についてみると、教育科学文化にかかわる予算が20.5%を占め最もウエイトが高く、次いで経済発展に関する予算19.0%、社会福利に関する予算15.1%となっている。直近5年の平均をみても教育科学文化にかかわる予算が20.4%と最もウエイトが高く、近年は教育科学文化に重点をおいた予算編成となっている。次いで、景気回復のための公共建設への支出増加により経済発展予算のウエイトが17.1%と高くなっている（第2-8表）。

02年度の歳入についてみると、税収が66.8%を占めているほか、事業収入が14.6%となっている（第2-9表）。なお、税の直間比率をみると、70年代半ばまでは間接税の割合が7割を超えるなど、間接税に依存する度合いが強かったものの、80年代以降直接税の比率が徐々に上昇し、90年度以降は直接税の比率が間接税を上回った。02年度では、直接税53.1%、間接税46.9%となっている（第2-10表）。

また、01年12月末の公共債務未償却残高は3兆1,480億元で、直近3年間の対GNP平均比で32.7%となっている（第2-11表、注）。

（注）公共債務法では、債務残高は同比で48.0%を超えてはならないと規定されている。

第2-6表 一般政府支出総額および財政収支

(単位：億元、%)

	1998	1999	2000	2001	2002
歳入総額	20,535	20,044	19,080	18,963	17,821
支出総額	19,926	20,500	21,267	22,713	21,390
(支出対GNP比)	22.8	22.3	21.5	23.4	21.4
財政収支	609	△456	△2,187	△3,750	△3,569

(注) 会計年度の移行により1年半予算となった2000年は1年に換算して記載。

(出所) 財政部統計処「財政統計年報」

第2-7表 一般政府支出総額の機関別シェア

(単位：%)

	1998	1999	2000	2001	2002
中央政府	51.0	57.0	66.1	65.2	64.2
台北市政府	8.2	7.5	8.0	7.7	7.7
高雄市政府	2.9	2.9	2.7	2.7	3.3
台湾省政府	18.7	14.4	—	—	—
県市	15.0	14.4	17.5	19.0	19.4
町村	4.2	3.8	5.7	5.4	5.4

(出所) 財政部統計処「財政統計年報」

第2-8表 一般政府支出の構成比

(単位：%)

	1998	1999	99下・2000	2001	2002	5年平均
一般政務	2.9	13.6	14.9	14.5	15.2	14.2
国防	15.7	14.0	11.4	10.9	10.5	12.5
教育科学文化	20.7	20.9	20.9	18.9	20.5	20.4
経済発展	16.8	17.1	15.1	17.6	19.0	17.1
社会福利	14.2	13.7	16.9	17.5	15.1	15.5
社会発展環境	3.8	4.4	3.4	4.8	3.1	3.9
年金	9.4	8.8	8.4	7.7	8.0	8.5
債務支出	5.8	6.9	8.6	7.6	8.0	7.4
その他	0.7	0.6	0.4	0.6	0.6	0.6

(出所) 財政部統計処「財政統計年報」

第2-9表 一般政府歳入の構成比

(単位：%)

	1998	1999	99下・2000	2001	2002
税 収	65.2	64.8	66.5	63.3	66.8
専売収入	2.8	2.8	2.8	3.0	0.0
事業収入	17.6	16.2	16.5	18.3	14.6
手数料・罰金	5.3	5.3	6.1	6.3	9.5
財産売却収入	6.5	8.1	4.8	5.7	4.9
その他収入	2.6	2.8	3.3	3.4	4.2

(出所) 財政部統計処「財政統計年報」

第2-10表 直接税と間接税の比較

(単位：%)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
直 接 税	55.8	55.1	56.6	57.0	53.1	58.7
間 接 税	44.2	44.9	43.4	43.0	46.9	41.3

(注) 2003年は予算ベース。

(出所) 財政部統計処「財政統計年報」

第2-11表 一般政府債務残高

(単位：億元、%)

	1999	99下・2000	2001	2002
債務残高	22,274	25,855	30,251	31,480
(対GNP比)	28.3	28.9	31.4	32.7

(注) 対GNP比は直近3年間の平均GNPに占める割合。

(出所) 財政部統計処「財政統計年報」

② 中央政府

最近の中央政府の予算(第2-12表)は、景気低迷により税収の大幅な伸びが期待できない中で、景気対策に伴う減税措置を実施していることから、財政赤字は悪化傾向が続いている

05年度予算原案は、経済産業の振興、文教・科学技術の向上、国家安全の強化等に重点をおき、歳入の成長率を超えないことを原則に歳出を増額させている。主な増額予算としては、現政権下で特に重要視されている研究開発経費(05年度

772億元、前年比15%増)、さらなる国家競争力の向上を実現するための「挑戦2008－国家発展重点計画」の関連予算(1,405億元〔事業予算を加えた場合1,874億元])が計上されている。

歳出規模は1兆6,356億元で、前年度比2.4%増となった。主要分野別にみると、教育科学文化支出が同3.7%増の3,177億元(歳出総額の19.4%)となり、歳出に占めるウエイトは最大となっている。次いで、社会福祉支出が同2.6%増の2,891億元(歳出総額の17.7%)、経済発展支出が同2.7%増の2,574億元(歳出総額の15.7%)、国防支出が同0.5%増の2,519億元(歳出総額の15.4%)となっている。なお、経済発展支出については、04年度に計上した7月台風被害に伴う河川整備のための追加予算(57億元)を控除すれば、05年度は前年度比126億元、5.1%と増加額、伸び率ともに最大となる。

一方、歳入規模は1兆4,027億元、前年度比3.9%増となった。税収は9,580億元(前年度比6.1%増)を見込んでおり、営業および事業収入は2,716億元(同7.1%減)、手数料・罰金収入は737億元(同0.8%減)、財産収入は820億元(同28.2%増)を見込んでいる。

この結果、財政赤字(歳入歳出差)は2,329億元となっている。

第2-12表 中央政府総予算の推移

(単位：100万元、%)

	2002			2003			2004			2005		
	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比
歳入合計	1,304,667	△7.9	100.0	1,320,924	1.2	100.0	1,349,453	2.2	100.0	1,402,718	3.9	100.0
租税・専売	820,397	△8.7	62.9	828,551	1.0	62.7	903,088	9.0	66.9	958,000	6.1	68.3
投資収益・事業	250,638	△25.4	19.2	326,485	30.3	24.7	292,361	△10.5	21.7	271,583	△7.1	19.4
手数料・罰金	128,798	77.7	9.9	77,664	△39.7	5.9	73,097	△5.9	5.4	73,615	0.7	5.2
財産売却収入	73,896	△8.6	5.7	65,800	△11.0	5.0	64,005	△2.7	4.7	77,868	21.7	5.6
その他	30,938	6.8	2.4	22,424	△27.5	1.7	16,902	△24.6	1.3	21,651	28.1	1.5
歳入合計	1,551,943	△0.5	100.0	1,618,130	4.3	100.0	1,597,270	△1.3	100.0	1,635,615	2.4	100.0
一般政務	162,256	△2.8	10.5	167,608	3.3	10.4	168,548	0.6	10.6	173,054	2.7	10.6
国防	241,033	1.4	15.5	243,067	0.8	15.0	250,663	3.1	15.7	251,943	0.5	15.4
教育・科学・文化	267,010	3.8	17.2	300,308	12.5	18.6	306,523	2.1	19.2	317,716	3.7	19.4
経済発展	291,164	5.1	18.8	295,446	1.5	18.3	250,502	△15.2	15.7	257,371	2.7	15.7
社会福利	250,146	△14.7	16.1	272,483	8.9	16.8	281,917	3.5	17.6	289,132	2.6	17.7
環境保護等	23,433	5.0	1.5	28,680	22.4	1.8	25,139	△12.3	1.6	25,946	3.2	1.6
年金等	120,621	△1.1	7.8	121,643	0.8	7.5	123,758	1.7	7.7	130,087	5.1	8.0
債務支出	152,240	0.7	9.8	144,634	△5.0	8.9	133,362	△7.8	8.3	134,647	1.0	8.2
補助・その他	44,040	38.0	2.8	44,261	0.5	2.7	56,857	28.5	3.6	55,720	△2.0	3.4
歳入過不足(△)	247,276	-	-	297,206	-	-	247,817	-	-	232,897	-	-
債務償還(△)	55,455	-	-	46,500	-	-	56,100	-	-	60,000	-	-
要調達額	302,731	-	-	343,706	-	-	303,917	-	-	292,897	-	-
公債金収入	244,454	-	-	300,803	-	-	265,000	-	-	255,000	-	-
剰余金受入れ	58,277	-	-	42,903	-	-	38,917	-	-	37,897	-	-

(注) 1. 予算法改正により、99下期・2000予算から公債金収入、剰余金受入れ、債務償還が別建てに変更。

2. 2002、2003年度は決算、2004年度は法定予算、2005年度は予算案。

(出所) 行政院編「中華民國九十四年度 中央政府総予算案 総説明及主要附表」

(5) 税制

台湾の租税は、国税、地方税（直轄市税、縣市税）に分かれ、国税を構成する主なものには、所得税（営利事業所得税、個人総合所得税）、営業税、貨物税、関税等が、地方税を構成する主なものには、土地税、家屋税、契約税等がある（第2-13、14表）。

税制については、86年に大規模な見直しが行われ、個人総合所得税の最高税率が60%から50%に引き下げられるとともに、税率の刻みが15段階から13段階に簡素化され、営利事業所得税（法人税）についても、累進最高税率が30%から25%に引き下げられた。また、営業税は、売上高課税方式から付加価値税方式に改められた。なお、個人総合所得税については、90年に、最高税率が50%から40%に再度引き下げられるとともに、税率の刻みが5段階に簡素化され、営業税は99年7月から国税に移行しており、現在に至っている。証券税制については、キャピタルゲイン課税が90年以降非課税、証券取引税が株式の時価の0.3%、社債その他は同0.1%、ただし公債は非課税となっている。また、先物取引税が99年度から徴収が開始されている（第2-13、14表）。

税制上の大きな動きとしては、98年1月から「両税合一制度」が導入された。従来、台湾では営利事業による所得と営利事業への投資者の所得を独立のものと考えて、別個に課税していた。これに対し、「両税合一」とは、両者は一つのものという考え方から、営利事業所得税と個人総合所得税の重複課税を回避し、企業の投資意欲を高め、経営効率を促進すること等を主眼とするものである〔当該制度の詳細については、当協会発行「新租税制度の概要－両税合一はどう適用されるか－」（99年3月）を参照されたい〕。また、最近では、02年1月、土地取引の活発化を目的に土地税法が修正施行され、02年2月1日より2年間は土地増値税の税率が2分の1とされ、さらに04年1月に立法院で1年間の延長が決定された。このほか、03年2月、台湾における各種投資優遇措置を定めた「促進産業昇級条例」が部分改正され、従来特定の認定を受けたハイテク産業のみに認められていた営利事業所得税の5年免税の適用が広く製造業や関連技術サービス業の新規投資にも認められることとなった。

第2—13表 税収の推移（決算ベース）。2003年は予算ベース）

（単位：100万円、％）

	2000			2001			2002			2003		
	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比	金額	伸率	構成比
総計	1,929,767	42.4	100.0	1,257,840	△34.8	100.0	1,225,600	△2.6	100.0	1,372,717	12.0	100.0
税合計	1,852,451	42.5	96.0	1,200,277	△35.2	95.4	1,190,873	△0.8	97.2	1,330,260	11.7	96.9
国税	1,513,155	91.9	78.4	997,265	△34.1	79.3	981,609	△1.6	80.1	1,095,473	11.6	79.8
関区税	156,815	52.2	8.1	92,557	△41.0	7.4	85,900	△7.2	7.0	86,200	0.3	6.3
釧区税	14	27.8	0.0	9	△36.4	0.0	10	8.1	0.0	10	△0.4	0.0
所得税	610,580	41.2	31.6	478,636	△21.6	38.1	392,939	△17.9	32.1	509,492	29.7	37.1
宮利事業所税	307,035	58.1	15.9	233,677	△23.9	18.6	165,758	△29.1	13.5	245,197	47.9	17.9
個人総合所得税	303,544	27.5	15.7	244,958	△19.3	19.5	227,180	△7.3	18.5	264,294	16.3	19.3
相違税	39,135	81.4	2.0	22,710	△42.0	1.8	23,537	3.6	1.9	22,410	△4.8	1.6
貨物税	219,424	50.8	11.4	133,883	△39.0	10.6	143,641	7.3	11.7	135,333	△5.8	9.9
酒・たばこ税	—	—	—	—	—	—	41,188	—	3.4	52,250	26.9	3.8
営業税	324,409	—	16.8	203,707	△37.2	16.2	214,734	5.4	17.5	194,578	△9.4	14.2
証券取引税	160,292	89.3	8.3	63,899	△60.1	5.1	76,794	20.2	6.3	93,000	21.1	6.8
先物取引税	2,483	106.3	0.1	1,862	△25.0	0.1	2,864	53.8	0.2	2,200	△23.2	0.2
県(市)税	339,208	62.7	17.6	202,986	△40.2	16.1	209,241	3.1	17.1	234,787	12.2	17.1
土地税	215,532	45.3	11.2	93,182	△56.8	7.4	98,069	5.2	8.0	121,611	24.0	8.9
地価税	92,039	96.4	4.8	50,920	△44.7	4.0	50,169	△1.5	4.1	50,106	△0.1	3.7
土地増値税	123,493	21.7	6.4	42,261	△65.8	3.4	47,900	13.3	3.9	71,505	49.3	5.2
家屋税	48,435	6.1	2.5	48,055	△0.8	3.8	46,463	△3.3	3.8	47,934	3.2	3.5
使用鑑札税	46,689	—	2.4	44,687	△4.3	3.6	45,885	2.7	3.7	46,735	1.9	3.4
契約税	15,267	16.6	0.8	8,492	△44.4	0.7	10,261	20.8	0.8	9,455	△7.9	0.7
印紙税	11,031	—	0.6	7,035	△36.2	0.6	6,911	△1.8	0.6	7,482	8.3	0.5
娯楽税	2,251	61.9	0.1	1,532	△31.9	0.1	1,648	7.6	0.1	1,568	△4.9	0.1
教育税	87	△82.1	0.0	25	△71.3	0.0	23	△7.1	0.0	—	—	—
公営利益	77,315	39.8	4.0	57,563	△25.5	4.6	346	△99.4	0.0	—	—	—
金融保険営業業税	—	—	—	—	—	—	26,082	—	2.1	33,457	—	2.4
健康福利税	—	—	—	—	—	—	8,297	—	0.7	9,000	—	0.7

(注) 1. 防衛税と臨時税は含んでいない。

2. 2002年1月より金融保険営業税を分離単独列挙。

(出所) 財政部統計処「財政統計年報」

第 2-14表 台湾の主要租税（通常の場合）

種 目	課 税 基 準	税 率 概 要
〔国税〕 営利事業所得税 (法人税)	各事業年度の所得から原価、経費、租税公課等を控除した純利益	5 万元以下：免税 5 万元超～10万元：15% 10万元超：25%
個人総合所得税 (個人所得税)	年度所得額から免税額、扶養控除、標準控除、給与所得特別控除等を控除した残額	最低級 37万元以下：6% 最高級 372万元超：40% 5 段階の累進税率を採用
営業税	毎月の営業額 (申告は 2 カ月ごと。輸出業務でゼロ税率の適用を受ける場合毎月)	一般（付加価値税）課税適用者 5% 売上項目税額から仕入項目税額を控除して納付 特殊課税適用者 売上高に課税し、仕入項目課税の控除を原則として認めない 金融保険業 2% (再保険) 1% 特殊飲食業（ナイトクラブ等） 15% 〃 (酒家バー等) 25% 小規模営業者 1%
貨物税（物品税）	出荷価格/（1 + 税率）、一部は従量税	(例) ジュース・飲料 8～15% 自動車類 15～35% セメント 1 トン当たり280～600元
証券取引税	有価証券の取引額	取引額の0.3%（株式）、0.1%（社債）
〔地方税〕 地価税	地価総額全て（公告地価）	工業用地 1.0% 個人住居用地 公団住宅用地 0.2% その他の用地 1～5.5%の累進税率
土地増値税	土地増値額 (譲渡価格、公告土地現値ベース)	土地の増価額が原地価の 100%未満の部分 40% 100～200%の部分 50% 200%超の部分 60% 個人住宅用地は売却時の土地増価額の10%
家屋税	家屋評定価格	営業用 3.0～5.0% 住宅用 1.2～2.0%
契約税	契約価格	売買、贈与、占有 6% 担保 4% 交換、分割 2%

(6) 金融

① 金融機関等の体系

台湾における金融機関は、中央銀行のほか、銀行等の預金取扱金融機関、信託投資会社、郵便貯金、生命保険、損害保険等があり、ほぼ日本の金融機関体系に類似したものとなっている。国内一般銀行は、かつて設立が制限されていたものの、91年以降新規開放により16行が設立された。また、公営銀行の民営化（政府出資比率の50%未満への引き下げ）の進展により省営、市営の区別も相当程度なくなっている。公営銀行として残っている銀行は、中国輸出入銀行が政策金融のみを行っていることを除き、政策金融に加えて幅広く商業金融も行っており、実質的に商業銀行と同質化しているのが特徴的である。地域組合金融としては、信用合作社、農会信用部、漁会信用部（これらを基層金融機関という）がある。

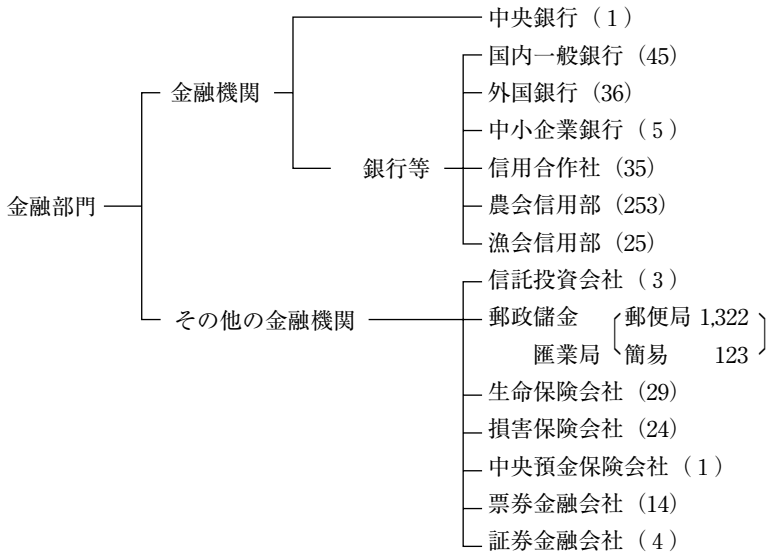
種類別にみると、04年4月現在、国内一般銀行45行、外国銀行36行、基層金融機関313機関（信用合作社35、農会信用部253、漁会信用部25）などとなっている（第2-1図）。また、01年6月の金融持株会社法により、現在、14の金融持株会社が設立されている。

② 金融・資本市場の特徴

金融・資本市場の特徴としてまず挙げられるのは間接金融主体の資金調達構造である。近年、直接金融による資金調達が増加しつつあるものの、台湾では資本金規模の小さい中小企業が主体で、一般的にオーナー経営者が細部にわたり経営実権を掌握しているため、ディスクロージャーが要求される直接金融より、銀行借入を選択する傾向が強いことも背景となっていると考えられる。一方、最近の直接金融の増加については、株式ブームに乗って創業者利得を実現益化しようという側面があると指摘する向きもある。

短期金融市場ではコール市場が中心（大半がO/N物）であり、市場規模は03年の期中取引高で8兆7,766億元、期末残高で1,831億元となっている。70年代以降、TB、CP、BA、NCDといった短期金融商品が認められてきてはいるものの、これ

第2-1図 金融機関の種類（2004年4月現在）



(出所) 中央銀行「金融統計月報」

らの市場が大きく成長するまでには至っていない。

一方、証券市場についてみると、株式市場規模は、03年末で上場株式数4,706億株、上場時価総額12兆8,691億元、売買代金20兆3,332億元、出来高は9,176億株となっている（第2-15表）。株式流通市場は、①手数料率が低く、キャピタルゲイン狙いの投資家の新規参入が容易であること、②機関投資家の発達が遅れ、個人投資家が約9割と大宗を占めていること、③大陸との政治的関係等に左右されやすいこともあって、相場変動が極めて大きいという特徴がある。また、投資家はファンダメンタルズよりもキャピタルゲインを重視する傾向が極めて強い。個人投資家は必ずしも外資や法人に追随している訳ではないものの、市場心理次第で一斉行動的なビヘイビアをとることもある。

なお、債券市場の規模は、03年で市場（取引所）取引99億元に対して、店頭取引135兆5,687億元と、店頭取引が圧倒的となっている（第2-17表）。

③ 最近の金融情勢

近年、金融機関の不良債権問題が深刻化したなかで、当局は不良債権処理を促進するとともに、金融機関の経営体質の強化を図るべく金融改革を実施している。なかでも02年8月以降、「258金融改革」（2年以内に不良債権比率5%以下、自己資本比率8%以上）を掲げ、金融機関の健全化を目指している。

財政部は、不良債権処理を促進するため03年6月に「本国銀行不良債権の加速的低下措置」を公布した。これは、03年末時点の各銀行の不良債権比率に応じて各種の優遇措置と制限措置を実施する、いわゆる「鉛と鞭」の政策である。こうした中で、各銀行は積極的に不良債権の償却や売却を進め、03年12月末の地場銀行の不良債権比率は4.33%となり2年以内に5%以下という当局目標を達成した。なお、03年4月に財政部はより厳格な不良債権基準を発表しており、施行まで2年間の猶予期間を設けている。

02年に一時棚上げとなった農業金融改革については、03年7月に「農業金融法」が可決され、全国農業金庫の設立など新たな農業金融システムを構築することとしている。また、同年7月には、不動産の流動性向上と資金調達の多様化を図る「不動産証券化条例」のほか、金融監督の一元化を図る「金融監督管理委員会組織法」が可決されており、金融監督管理委員会が04年7月に設立された。なお、破綻金融機関の処理を目的とした金融再生基金（RTC）増額法案の成立が遅れており、当局は早期成立を目指している。

④ 規制緩和の状況

a. 新規参入

銀行は、90年4月に民間銀行の新設が認められ、91年6月以降、いわゆる新銀行16行が設立された。また、91年4月には信託会社の銀行への転換が認められ、94年6月には100%外資の銀行の設立が認められた。さらに、外国銀行は、94年8月、支店の数、設立地点等を緩和する措置が採られ、97年3月には、駐在員事務所から支店への昇格に必要とされた1年間の監察期間が廃止される等の規制緩和が行われた。04年8月現在、邦銀は4行が進出し台北と高雄に計5支店を有して

いる。なお、98年以降、不良債権比率の上昇、企業の財務危機に端を発する一部銀行の取り付け騒ぎ等により、当局内には銀行過剰の認識が強まっており、新規設立を抑制する姿勢に転じている。

証券会社は、94年2月に外国証券会社の支店等設立条件が緩和され、米国以外の証券会社8社にも支店設立が認められた。日系証券会社は、03年6月現在、現地法人1、支店1、駐在員事務所1となっている。

保険会社は、92年、改正保険法および保険会社許可基準が公布され、30年ぶりに保険会社新設の道が開かれ、94年5月には、100%外資の保険会社設立も認められた。外国保険会社は、94年6月に米国以外の外国保険会社にも支店設立等が開放され、95年には、同法が再修正され、本国の親会社を株式会社限定する規定等が撤廃された。03年6月現在、日系保険会社は、生保が駐在員事務所1、損保が支店1、駐在員事務所4となっている。

このほか、短期金融市場における取引は、従来、3つの短期金融会社（票券会社）経由に限られていたものの、96年6月に参入規制が撤廃されている。

b. 証券投資

証券投資は、83年以来、資本市場の段階的自由化が進められ、特に95年以降規制緩和が急速に進展した。

海外機関投資家の台湾株式に対する取得制限は逐次緩和され、95年3月には外資全体の証券投資上限枠が撤廃された。また、単一の上場会社に対する投資枠や外資全体の単一の上場会社に対する投資枠も段階的に引き上げられ、現在では一部の上場会社を除いて投資枠は100%まで可能となっている。このほか、96年1月には、台湾から本国への株式投資資金および投資収益の本国送金規制が撤廃され、96年3月からは、海外個人、一般法人にも株式市場が開放されている。

03年7月には、外資による台湾株式市場への投資をさらに誘致するために、指定海外機関投資家（QFII）の投資限度額（1機関30億ドル）を撤廃し、9月には海外機関投資家の認定制度自体が撤廃され、外国人投資申請手続きの簡素化も実施された。

c. 金融業務の規制緩和、金融商品の自由化

銀行関係では、台湾企業の中国大陸進出、投資が増大している中、02年5月以来、認可を得た地場銀行7行が次々と中国大陸に駐在員事務所を開設し、03年には新たに3銀行が設置認可を得ている。また、03年5月、銀行による金融債券発行条件が緩和され、銀行の資金調達が多様化が可能となった。

証券関係では、同年1月より「金融資産証券化条例」に基づく金融資産証券化商品の店頭販売、6月には初のETF（Exchange Trade Fund、指数型株式基金）上場といった証券市場の自由化、商品の多様化が進んでいる

保険関係では、同年5月の資本金に対する海外投資金額引き上げ（20%から35%）や12月の保険会社による不動産証券化業務の認可といった規制緩和が進んでいる。

⑤ 金融動向

a. マネーサプライ

マネーサプライについては、中央銀行が通貨政策執行のためにM₂の増加率に目標レンジを設定している。また、経済情勢の変化により、定義上マネーサプライに含まれない郵便貯金の影響が大きくなってきたことから、中央銀行では、97年1月より郵便貯金を含めてマネーサプライを計算している。なお、03年の目標レンジは1.5～5.5%に設定されている。

03年の状況を見ると（第2-18表）、M₂（平残）は前年比3.77%増と02年の過去最低水準から脱し、中央銀行の目標レンジを維持した。これは03年下半年以降、景気が回復に向かい民間の資金需要が徐々に増加し銀行の貸出・投資も増加したことに加え、外資の持続的な流入によるものである。こうした景気の回復を受けて、中央銀行は04年の目標レンジを2.5～6.5%に上方修正している。

また、M1aおよびM1bは、定期性預金の利率引き下げが続いており資金が普通預金にシフトしたこと、および下半期に株式市場が活発化したことから、それぞれ前年比11.28%、同11.82%と大幅に伸びている。

b. 金利

00年後半より、米国経済の減速に伴う台湾経済下降の加速化を背景に、中央銀行は積極的に金融緩和を行っており、03年には6月に公定歩合を引き下げた。この結果、00年12月29日以来、連続15回の引き下げ実施となり、2年半で公定歩合は3%以上低下し、過去最低水準を更新している（第2-19表、00年12月4.625%→03年6月1.375%）。

短期金利（コールレート）も、01年前半までは4%台で推移していたが、01年10月以降2%台となり、02年12月には1.02%となるなど低水準で推移している（第2-18表）。

また、預金準備率については、銀行の経営コスト削減により経営の健全化を図るため、中央銀行は01年10月に調整を行い、それ以降、当座預金10.75%、普通預金9.775%、貯蓄預金5.5%、定期貯蓄預金4.0%、定期預金5.0%となっている。このほか、外貨預金準備率も01年10月以降3回の引き下げを実施し、現在0.125%となっている（第2-20表）。

c. 株式市況

03年は、年初より米国のハイテク銘柄が高騰したことなどから、電子関連株を中心に上昇し一時は5,000ポイント台を突破した。しかし、2月から4月にかけてはおおむね4,500ポイント前後で推移し、SARS蔓延が深刻になった4月下旬には年初来最安値（4,139.50ポイント）を記録した。6～7月にかけては外資の株式市場への積極的流入やSARSの収束、さらには7月上旬に海外機関投資家の投資活動に対する大幅な規制緩和が打ち出されたことなどにより上昇基調に転じた。8月以降も続騰し、10月には两岸人民関係条例改正案の可決などから02年5月以来の6,000ポイントを突破し、11月はニューヨーク市場の上昇の影響を受け18カ月ぶりの高水準（6108.99ポイント）も記録した。11月の終わりには、公民投票案可決による两岸関係の緊張化への不安から下落したものの、12月末には5890.69ポイントと前年末に比べ1,438ポイント増（32.3%増）となった（第2-15、16表）。

⑥ 国際金融

a. 外為管理制度

台湾の為替管理は、かつては厳格な統制のもとに置かれていた。台湾経済の発展に伴って、貿易が急拡大したことなどを背景に、87年以降、為替管理の自由化が実施されてきたものの、97年のアジア金融危機の発生で、自由化慎重論も出ている。

対外取引についてみると、貿易取引・労務関係貿易外取引については、87年以降完全に自由化され、対内外送金についても、一定額までは許可制から届け出制に変更された。対内外送金規制については、その後限度額の引き上げが実施され、現在は法人5,000万米ドル、個人500万米ドル（いずれも年間）となっている。なお、非居住の外国人に関しては、94年9月に、台湾ドル口座の開設が認められるとともに、対内外送金についても、1回10万米ドルまで認められることとなった。また、出入国時における外貨の持込制限についても、95年3月に撤廃された。ただし、5,000ドル超の場合は、届け出が必要である。民間の外貨保有についても、87年以降自由化されたが、外国為替の取り扱いについては、外為指定銀行に限定されている（第2-21表）。

このほか、91年11月以降、先物為替市場が4年ぶりに再開され、輸出入について予約が認められるようになり、予約範囲も、94年3月に輸送費、保険等まで拡大され、95年1月には、輸出入以外の株式配当も対象とすることができるようになった。93年には、通貨オプション、スワップ等の金融新商品が為替指定銀行で執り行われることとなったほか、「台北フォレックス」（外為ブローカー）による円・ドル取引等が開始された（外為ブローカーはその後1社新設されたが、取り引きは台北フォレックスが中心となっている）。

b. 為替レートの動向

台湾ドルの対米ドルレートは、かつて1米ドル=40元（台湾ドル。以下では米ドルと区別するため、元で統一表記）で固定されていたが、71年以降の通貨調整により73年2月に1米ドル=38元に、さらに78年7月に1米ドル=36元に切り上げられ、78年12月以降、変動相場制に移行している。

03年は、米国とイラクの対立が深刻化し、輸出業者によるドル売り台湾元買いが進んだものの、2月には戦争早期終結の期待からドル高元安となった。3月は米・イラク戦争の展開をにらみながら1ドル=34元後半で推移したものの、SARS感染が深刻になった4月下旬には元安が進み、約5カ月ぶりの最安値（1ドル=34.944元）を記録した。その後、外資の台湾株式市場への資金流入を背景に堅調に推移し、6月後半にはSARSも収束したことから元高基調となった。7月以降も、堅調な株式市場の動きと円高等アジア各国通過の対米ドル高の影響も受けて上昇基調が続いた。9月には、G7財務大臣・中央銀行総裁会議の「より柔軟な為替レートが望ましい」という共同声明後、アジア各国の通貨が米ドルに対して急騰し、台湾元も13カ月以来の対米ドル最高値（1ドル=33.735元）を更新した。11月終盤には公民投票案可決による兩岸関係の緊張化への不安から約3カ月ぶりの元安水準となり、年末にかけては主要通貨に対する米ドル安の流れを受け、台湾元も上昇に転じた（第2-22表）。

c. 外貨準備

台湾の外貨準備は、96年の中国のミサイル演習に伴う資金の海外流出に対する米ドル売り介入で825億米ドルまで急減していたものの、その後の資金環流で900億米ドルまで回復した。97年7月にアジア金融危機が発生し、中央銀行が元レート安定のため大量の米ドル売り介入を行ったことから外貨準備は再び大幅に減少した。97年10月の市場不介入宣言以降は穏やかに回復し、98年にはアジア金融危機以前の水準まで回復し、99年以降も徐々に増加した。

03年は、外資の流入、外貨準備の運用利益の増加、ユーロと日本円の対米ドルレート上昇による資産価値の増加により、12月末は2,066億3,000万米ドルと30カ月連続史上最高水準を更新した（第2-23表）。世界ランキングでは、日本、中国に次ぐ世界第3位の水準を維持している。

（注）台湾では、金を外貨準備に含めていないが、03年末において1,362万トロイオンス（約45億米ドル）の金を保有している。

d. 国際収支

台湾の国際収支は、かつては貿易収支および貿易外収支の赤字を、主として華

僑送金による移転収支の黒字ならびに諸外国からの借款および対内投資等の資本収支の黒字によって補うというパターンであった。76年に貿易収支が黒字に転じて以降、貿易黒字がその他の赤字を補うようになり、特に、84年以降は、総合収支でも多額の黒字を計上するというパターンに変化した。88～90年は、資本収支の赤字幅が急激に拡大したこと等から、総合収支が赤字となったものの、91年以降は、資本収支の赤字幅縮小、輸出の回復等から、95年と97年を除き総合収支は再び黒字で推移している。

03年の動向をみると、貿易黒字が史上最高の249億米ドルとなったことから、経常収支も史上最高の292億米ドルの黒字（前年比11.5%増）となり、GNP比は9.7%となっている。資本収支は、海外送金の減少によりマイナス9,000万米ドルの赤字と90年以来最低となった。金融収支は、対外直接投資が52億3,000万米ドルの流出となったものの、元高ドル安予想のもとで銀行部門が海外取引銀行から資金を大量に流入させたことなどからその他投資が187億9,000万米ドルの純流入となり、76億3,000万米ドルとなった。この結果、総合収支の黒字も370億9,000万米ドルと史上最高の黒字となり、良好な収支を保っている（第2-24表）。

e. オフショア市場（OBU）

非居住者からの資金調達、および非居住者に対する資金運用（いわゆる外-外取引）を制度上の制約の少ない自由な取引として行わせるための市場であるオフショア市場は、一般的に①内外一体型、②内外分離型、③タックスヘイブン型に分類される。

84年に開設された台湾のオフショア市場はこのうち内外分離型に属するものの、銀行がオフショア取引を行うためには、別途金融当局からOBU（Offshore Banking Unit）のライセンスを得る必要がある。なお、OBU勘定での取引については、預金準備金の積立免除、源泉利子課税・営利事業所税（法人税）の免除等、各種の特例措置が講じられている。

台湾におけるオフショア市場の規模は拡大してきており、03年12月現在、参加金融機関70行（国内銀行41行、外国銀行29行）、総資産625億米ドルとなっている（第2-25表）。

中国大陸とのビジネスが盛んとなりオフショアを利用する機会の増加に伴い、01年6月にOBU勘定による中国大陸内の外銀支店との直接金融業務（送金、L/C、預金等）が許可され、台湾のOBU勘定と中国間の直接決済が可能となった。その後、02年2月に台湾の外為取扱銀行と中国の4大国有商業銀行との直接為替取引を部分的に開放され、03年3月には9銀行が、OBUによる中国大陸進出の台湾企業に対する直接融資業務の認可を受けている。さらに03年8月、中国大陸進出の台湾企業が人民元の為替変動リスクをヘッジできるように、OBUによるNDF（ノンデリバリー・フォワード）およびNDO（ノンデリバリー・オプション）のデリバティブ取引を解禁した。今後も、両岸での金融取引の推進が期待されている。

(7) 物価

① 概況

台湾における物価は、73～74年の世界的な通貨不安と第1次オイルショックの時期、および79～81年の第2次オイルショックの時期を除き、比較的安定して推移してきた。

03年は、消費者物価が前年比0.28%減と3年連続の下落、卸売物価が同2.48%増の上昇となった。なお、生鮮野菜魚介類とエネルギーを除いたコア消費者物価も同0.61%減となりデフレ傾向が強まった（第2-26表）。

消費者物価の下落要因としては、①不動産景気が依然低迷する中で空室率が高止まり、家賃の下落が続いたこと、②雇用情勢の改善が進まないことに加え、SARSの消費市場に与える打撃が大きかったこと、③市場開放が進み、台湾市場での価格競争が激しくなったことなどがあげられる。

一方、卸売物価の上昇要因としては、①イラク情勢の影響等による原油価格高騰に伴う石油関連製品の持続的上昇、②鉄鋼等基本金属や化学材料の需要の高まりによる上昇等があげられる。

また、輸入物価は、鉄鋼を中心とした基本金属とその関連製品の高騰等により同5.14%増の上昇となった。一方、輸出物価は、基本金属その関連製品、化学・プラスチック・ゴム等の値上がりがあったものの、電気電子設備の値下げの影響

が大きく同1.49%減の2年連続の下落となった(第2-26表)。

(注) 03年1月より、01年=100とした物価指数に変更されている。

② 消費者物価

03年の消費者物価は、原油価格上昇に伴う関連原材料値上げによる物価上昇圧力があつたものの、不動産市場の低迷、第2四半期におけるSARSの影響、小売市場の競争激化等により前年比0.28%減となった。さらに生鮮野菜魚介類とエネルギーを除いたコア物価も同0.61%減となった。品目別では、住居類が家賃の低下により同1.08%減、教養娯楽類がパソコン、書籍・新聞の値下げにより同1.30%減、食品類が果物の供給過多、米価の輸入自由化に伴う下落により同0.08%減と前年比マイナスとなった。また、性質別でみた場合、食品を除く商品価格は小売市場の競争激化により同0.16%減、サービス価格も家賃の下落のほか、住宅修繕費や交通機関修繕費の低下等により同0.45%減となった(第2-26、27表)。

③ 卸売物価

03年の卸売物価は、原油価格の高騰、化学品・鉄鋼・紡績繊維等の国際需要の高まりにより、前年比2.48%の上昇となった。品目別では、鉄鋼等の需要増に伴い基本金属が同17.58%増となったほか、畜産品、鉱産品が供給減少に伴いそれぞれ同12.62%、14.57%と大幅に上昇している。一方、生産過剰や販売競争により電機・電器は同11.45%減と大幅に下落した。(第2-26、28表)。

第2—15表 株式市場の動向（年別推移）（単位：ポイント、億元、億株、社）

	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
株価指数	年平均	8,410.56	7,737.68	7,426.69	7,847.21	4,907.43	5,225.61
	年末	8,187.27	6,418.43	8,448.84	4,739.09	5,551.24	5,890.69
売買代金	372,412	296,190	292,915	305,266	183,549	218,740	203,332
（1日当たり）	1,302	1,093	1,101	1,126	752	882	817
出来高	6,542	6,120	6,781	6,309	6,064	8,562	9,176
上場株式数	2,066	2,697	3,057	3,630	4,064	4,410	4,706
上場時価総額*	96,961	83,926	118,035	81,915	102,476	90,949	128,691
上場会社*	404	437	462	531	584	638	669

（注）*は、年末ベースである。

（出所）台湾証券交易所「上市証券概況」「證交資料」

第2—16表 2003年株式市場の動向（月別推移）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
株価指数	月平均	4,890.00	4,585.72	4,449.20	4,449.61	4,319.44	4,869.95	5,287.12	5,446.94	5,679.80	5,939.88	5,951.52
	月末	5,015.16	4,432.46	4,321.22	4,148.07	4,555.90	4,872.15	5,318.34	5,650.83	5,611.41	6,045.12	5,771.77
総売買高	21,021.6	9,636.4	9,545.4	11,801.3	9,858.3	20,181.3	29,405.4	20,848.8	17,257.1	22,738.6	16,763.9	14,274.3
（1日当たり）	1,106.4	602.3	454.5	536.4	469.4	1,009.1	1,278.5	992.8	821.8	1,033.6	838.2	620.6

（単位：ポイント、億元）

（出所）台湾証券交易所「上市証券概況」「證交資料」

第2-17表 債券市場の動向

(単位：億元)

	新規発行		残 高		売 買 高	
	公 債	社 債	公 債	社 債	市場取引	店頭取引
1993	2,370	0	6,874	125	26	131,558
1994	1,480	15	7,867	81	76	159,729
1995	1,250	26	8,609	70	19	208,214
1996	2,450	171	9,950	155	100	282,875
1997	1,740	429	10,344	373	198	403,722
1998	1,460	735	10,420	733	409	549,593
1999	2,828	87	12,438	571	542	521,808
2000	3,625	15	14,783	356	513	689,206
2001	4,570	10	18,569	224	240	1,189,685
2002	4,362	7	22,127	121	192	1,345,455
2003	4,548	0	25,871	44	99	1,355,687

(注) 新規発行および残高は上場債券にかかるものである。

(出所) 台湾證券取引所「上市證券概況」、證券先物管理委員会「證券暨期貨市場重要指標」

第2—18表 金融動向

(単位：%)

	2000	2001	2002	2003	2003/1	/2	/3	/4	/5	/6	/7	/8	/9	/10	/11	/12
M1a (平残)	7.36	△4.69	8.59	11.28	11.10	6.23	7.60	8.50	7.34	6.62	8.44	10.30	12.67	18.13	19.52	18.53
M1b (平残)	10.58	△1.02	17.01	11.82	9.56	6.89	5.78	6.04	7.08	9.16	11.16	13.69	16.16	19.04	19.09	18.10
M2 (平残)	7.04	5.79	3.55	3.77	2.90	2.54	2.26	2.20	2.67	2.99	3.42	4.49	4.98	5.66	5.61	5.55
預金(未残)	6.89	4.41	2.23	5.56	2.06	2.05	1.55	2.14	2.63	2.22	3.84	4.36	5.12	5.45	5.27	5.56
貸出・投資(未残)	3.60	△0.96	△2.70	2.72	△1.75	△1.99	△1.37	△0.80	△0.13	1.26	2.01	1.89	2.03	1.50	2.59	2.72
コールレート	4.73	3.69	2.05	1.10	1.30	1.26	1.20	1.19	1.18	1.16	1.03	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02

(注) 前年比。コールレートはオーバーナイト(加重平均)。

(出所) 中央銀行「金融統計月報」

第2-19表 公定歩合の推移

(単位：%)

年 月 日	再割引率	担保付き貸付	短期貸付	外貨貸付
10. 5	5.625	6.625	9.625	6.625
1993. 7. 30	5.625	6.125	9.625	6.625
11. 5	5.500	5.875	9.625	6.625
1994. 11. 24	5.500	5.875	9.625	LIBOR 6
1995. 2. 27	5.800	6.000	9.625	LIBOR 6
7. 25	5.500	5.875	9.625	LIBOR 6
1996. 5. 24	5.250	5.625	9.625	LIBOR 6
8. 9	5.000	5.375	9.625	LIBOR 6
1997. 8. 1	5.250	5.625	9.625	LIBOR 6
1998. 9. 29	5.125	5.500	9.625	LIBOR 6
11. 11	5.000	5.375	9.625	LIBOR 6
12. 8	4.750	5.125	9.625	LIBOR 6
1999. 2. 2	4.500	4.875	9.625	LIBOR 6
2000. 3. 24	4.625	5.000	9.625	LIBOR 6
6. 27	4.750	5.125	9.625	LIBOR 6
12. 29	4.625	5.000	9.625	LIBOR 6
2001. 2. 2	4.375	4.750	9.625	LIBOR 6
3. 6	4.250	4.625	9.625	LIBOR 6
3. 30	4.125	4.500	9.625	LIBOR 6
4. 23	4.000	4.375	9.625	LIBOR 6
5. 18	3.750	4.125	6.000	LIBOR 6
6. 29	3.500	3.875	5.750	LIBOR 6
8. 20	3.250	3.625	5.500	LIBOR 6
9. 19	2.750	3.125	5.000	LIBOR 6
10. 4	2.500	2.875	4.750	LIBOR 6
11. 8	2.250	2.625	4.500	LIBOR 6
12. 28	2.125	2.500	4.375	LIBOR 6
2002. 6. 28	1.875	2.250	4.125	LIBOR 6
11. 12	1.625	2.000	3.875	LIBOR 6
2003. 6. 27	1.375	1.750	3.625	LIBOR 6

(出所) 中央銀行「金融統計月報」

第2-20表 預金準備率の推移

(単位：%)

年 月 日	当座 預金	普通 預金	貯蓄 (普通)	貯蓄 (定期)	定期 預金	その他各種負債	
						外貨預金	その他項目
1992. 1. 9	27.250	25.250	17.750	8.875	10.875	—	
1993. 9. 17	26.250	24.250	16.750	8.125	10.125	—	
1995. 8. 12	25.250	23.250	15.750	7.625	9.625	—	
9. 25	24.250	22.250	14.750	7.125	9.125	—	
11. 7	23.750	21.750	14.250	6.875	8.875	—	
1996. 3. 8	22.500	20.500	13.000	6.525	8.525	—	
8. 24	22.000	20.000	12.500	6.400	8.400	—	
1997. 9. 25	21.250	19.250	11.750	6.250	8.250	—	
10. 16	19.750	17.750	10.250	5.750	7.750	—	
1998. 8. 3	19.250	17.250	9.750	5.550	7.550	—	
9. 29	18.750	16.750	9.250	5.350	7.350	—	
1999. 2. 20	15.000	13.000	5.500	5.000	7.000	—	
7. 7	15.000	13.000	5.500	5.000	7.000	0.000	
2000. 10. 1	13.500	13.000	6.500	5.000	6.250	0.000	
12. 8	13.500	13.000	6.500	5.000	6.250	5.000	0.000
12. 29	13.500	13.000	6.500	5.000	6.250	10.000	0.000
2001. 10. 4	10.750	9.775	5.500	4.000	5.000	5.000	0.000
11. 8	10.750	9.775	5.500	4.000	5.000	2.500	0.000
2002. 6. 28	10.750	9.775	5.500	4.000	5.000	0.125	0.000

(出所) 中央銀行「金融統計月報」

第2-21表 送金限度の変遷

(単位：米ドル)

	仕向け (台湾→外国)			被仕向け (外国→台湾)		
	法人	個人	外国人	法人	個人	外国人
1987. 7. 13	500万	500万	—	—	5万	—
1989. 6. 9	500万	500万	—	—	20万	—
1989. 9. 6	500万	500万	—	—	50万	—
1989.11. 8	500万	500万	—	—	100万	—
1990. 7. 18	500万	500万	—	—	200万	—
1991. 3. 15	300万	300万	—	—	300万	—
1992.10. 7	500万	500万	—	—	500万	—
1993. 8. 9	500万	500万	—	500万	500万	—
1993.12.31	1,000万	500万	—	1,000万	500万	—
1994. 9. 13	1,000万	500万	10万	1,000万	500万	10万
1995. 1. 13	1,000万	500万	10万	1,000万	500万	10万
1995. 8. 30	1,000万	500万	10万	1,000万	500万	10万
1996. 1. 1	2,000万	500万	10万	2,000万	500万	10万
1997. 6. 1	5,000万	500万	10万/回	5,000万	500万	10万

(注) 1995年1月13日に1回の送金が³100万ドルを超える場合の不作為期間が「10日間」から「3日間」に短縮。同年8月30日に1回の送金が³100万ドルを超える場合の不作為期間が撤廃。

第2-22表 為替レート動向

(単位：元、米ドル、円)

	2000	2001	2002	2003	2003/1	/2	/3	/4	/5	/6	/7	/8	/9	/10	/11	/12
NT\$/¥	32.992	34.999	34.753	33.978	34.703	34.746	34.750	34.849	34.712	34.612	34.417	34.170	33.780	33.980	34.208	33.978
¥/NT\$	0.2898	0.2784	0.2764	0.2972	0.2914	0.2914	0.2928	0.2907	0.2960	0.2929	0.2899	0.2889	0.2955	0.3089	0.3115	0.3159
NT\$/¥	3.451	3.582	3.618	3.365	3.432	3.432	3.415	3.440	3.378	3.414	3.449	3.461	3.384	3.237	3.210	3.166
\$/¥	107.79	121.49	125.25	115.92	118.72	119.36	118.57	119.78	117.26	118.17	118.65	118.82	115.06	109.63	109.26	107.81

(注) 1. NT\$ (元) / \$: インターバンク終値

2. ¥/NT\$, NT\$/¥, \$/¥ : 仲値平均

(出所) 中央銀行「金融統計月報」、みずほコーポレート銀行「調査月報」

第2-23表 外貨準備高

(単位：億米ドル)

	2000	2001	2002	2003	2003/1	/2	/3	/4	/5	/6	/7	/8	/9	/10	/11	/12
外貨準備	1,067.4	1,222.1	1,616.6	2,066.3	1,648.4	1,663.3	1,686.4	1,706.4	1,752.3	1,766.9	1,822.1	1,856.7	1,905.8	1,966.1	2,028.3	2,066.3

(出所) 中央銀行「金融統計月報」

第2-24表 国際収支の推移

(単位：100万米ドル)

	2003 (r)				2004 (上半期)						
	2000	2001 (r)	2002	I (r)	II (r)	III (r)	IV (r)	I (r)	II (p)		
	経常収支	8,851	18,239	25,630	29,202	7,656	6,703	6,827	8,016	10,995	5,854
貿易収支	13,624	19,864	24,193	24,899	5,444	5,672	7,257	6,526	9,033	4,464	4,569
輸出	147,548	122,079	129,850	143,447	32,300	34,113	36,347	40,687	83,529	39,570	43,959
輸入 (△)	133,924	102,215	105,657	118,548	26,856	28,441	29,090	34,161	74,496	35,106	39,390
サービス収支	△6,637	△4,570	△3,084	△2,533	△477	△726	△1,216	△114	△2,091	△1,305	△786
所得収支	4,468	5,679	7,013	9,555	3,288	2,397	1,549	2,321	5,758	3,528	2,230
移転収支	△2,604	2,734	△2,492	△2,719	△599	△640	△763	△717	△1,705	△833	△872
資本収支	△287	△163	△139	△87	△17	△22	△21	△27	△48	△25	△23
金融収支	△8,019	△384	8,750	7,630	△705	△2,689	4,917	6,107	14,864	15,721	△857
直接投資	△1,773	△1,371	△3,441	△5,229	△853	△760	△1,577	△2,039	△2,722	△1,630	△1,092
証券投資	△528	△1,291	△9,067	△5,927	△5,679	△6,970	6,630	92	△7,315	455	△7,770
その他	△5,718	2,278	21,258	18,786	5,827	5,041	△136	8,054	24,901	16,896	8,005
誤差脱漏	1,932	△339	△577	347	1,033	1,829	1,217	1,666	△1,664	△453	△1,211
中銀準備資産変動	△2,477	17,353	△33,664	△37,092	△5,901	△5,821	△12,940	△12,430	△24,147	△21,097	△3,050

(注) 1997年第1四半期発表よりIMF「国際収支統計マニュアル第5版」に基づき改訂。(r) 修正値 (p) 速報値
(出所) 中央銀行発表 (2004年8月20日)

第2-25表 オフショア市場 (OBU)

(単位：行、100万米ドル)

	参加金融機関			総資産
	国内	外銀	合計	
1984	5	2	7	4,261
1990	14	14	28	20,881
1991	16	16	32	23,540
1992	17	18	35	23,688
1993	19	19	38	26,450
1994	27	23	50	28,658
1995	34	27	61	33,564
1996	36	32	68	36,589
1997	38	33	71	39,125
1998	38	34	72	40,631
1999	38	34	72	41,268
2000	38	30	68	47,337
2001	38	30	68	50,906
2002	42	30	72	50,318
2003	41	29	70	62,523

(出所) 中央銀行「金融統計月報」、「新聞稿 国際金融業務分行概況」

第2—26表 物価動向

(単位：%)

	2002	2003	2003/1	/2	/3	/4	/5	/6	/7	/8	/9	/10	/11	/12
消費者物価	△0.20	△0.28	1.10	△1.52	△0.18	△0.11	0.32	△0.55	△0.98	△0.59	△0.21	△0.06	△0.46	△0.05
除生鮮食品等	0.69	△0.61	0.31	△1.84	△0.26	△0.26	△0.45	△0.99	△0.85	△0.52	△0.72	△0.75	△0.58	△0.35
食 物	△0.20	△0.08	1.76	△1.31	△2.10	△0.80	1.91	△0.03	△2.28	△1.64	0.38	1.80	0.08	1.32
(野菜)	△10.54	8.60	47.12	13.16	△6.88	△8.71	13.69	11.89	△3.37	△0.76	16.93	23.56	6.30	0.03
商品(除食物)	0.10	△0.16	0.08	0.79	1.51	0.70	0.13	△1.09	△0.70	△0.06	0.08	△1.01	△1.18	△1.16
サービス	△0.38	△0.45	1.33	△3.00	△0.16	△0.22	△0.46	△0.55	△0.39	△0.25	△0.69	△0.48	△0.28	△0.12
卸売物価	0.05	2.48	4.49	5.58	5.14	2.68	2.03	1.94	2.47	2.19	0.65	0.00	1.18	1.57
国内産品	0.96	3.88	5.89	6.32	7.39	4.38	3.05	2.23	2.22	3.03	3.30	2.95	2.48	3.54
輸入物価	0.40	5.14	9.01	11.10	8.19	4.65	3.78	4.29	5.47	4.60	1.32	1.47	4.34	4.13
輸出物価	△1.49	△1.49	△1.06	△0.19	△0.24	△1.09	△0.63	△0.23	0.50	△0.71	△2.95	△4.88	△3.18	△3.15

(注) 各計数は前年同期(月)比である。

(出所) 行政院主計処「物価統計月報」

第2-27表 消費者物価指数の推移 (2001年=100)

(単位：%)

項目	2000		2001		2002		2003	
	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
総合指数	100.01	1.26	100.00	△0.01	99.80	△0.20	99.52	△0.28
(除生鮮食品、魚介類等)	99.92	0.60	100.00	0.08	100.69	0.69	100.08	△0.61
食品	100.93	0.41	100.00	△0.92	99.80	△0.20	99.72	△0.08
衣料	101.70	0.32	100.00	△1.67	100.58	0.58	101.96	1.37
住居	100.34	0.52	100.00	△0.34	98.88	△1.12	97.81	△1.08
交通	98.95	3.19	100.00	1.06	97.78	△2.22	98.38	0.61
医療保健	98.68	3.75	100.00	1.34	101.29	1.29	104.65	3.32
教養娯楽	97.92	3.01	100.00	2.12	100.11	0.11	98.81	△1.30
その他	100.41	0.58	100.00	△0.41	105.09	5.09	104.66	△0.41
商品 (除食品)	100.04	1.12	100.00	△1.03	100.10	0.10	99.94	△0.16
サービス	98.84	1.85	100.00	1.17	99.62	△0.38	99.17	△0.45

(出所) 行政院主計処「物価統計月報」

第2-28表 卸売物価指数の推移 (2001年=100)

(単位：%)

項目	2000		2001		2002		2003	
	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
総合指数	101.36	1.82	100.00	△1.34	100.05	0.05	102.53	2.48
農産品	99.43	△4.70	100.00	0.57	95.29	△4.71	100.29	5.25
畜産品	110.04	△22.35	100.00	△9.12	107.11	7.11	120.63	12.62
水産品	112.45	△6.14	100.00	△11.07	100.48	0.48	104.09	3.59
鉱産品	100.43	24.31	100.00	△0.43	105.22	5.22	120.55	14.57
食品・飲料	97.18	△4.60	100.00	2.90	106.64	6.64	107.99	1.27
紡織	99.62	1.35	100.00	0.38	99.20	△0.80	102.10	2.92
衣料品	98.35	△2.19	100.00	1.68	96.75	△3.25	94.82	△1.99
皮革	91.26	△0.32	100.00	9.58	97.08	△2.92	98.15	1.10
木・竹製品	95.71	△2.74	100.00	4.48	100.93	0.93	103.19	2.24
パルプ・紙	110.21	6.45	100.00	△9.26	99.11	△0.89	102.36	3.28
化学材料	106.76	21.77	100.00	△6.33	102.83	2.83	119.90	16.60
化学製品	99.00	0.98	100.00	1.01	98.36	△1.64	97.75	△0.62
石油・石炭	99.51	32.77	100.00	0.49	99.89	△0.11	111.38	11.50
ゴム・プラスチック	100.39	△2.54	100.00	△0.39	101.13	1.13	103.03	1.88
基本金属	104.53	4.66	100.00	△4.33	107.45	7.45	126.34	17.58
金属製品	97.75	1.62	100.00	2.30	102.15	2.15	108.23	5.95
機械設備	99.43	△2.64	100.00	0.57	99.17	△0.83	100.80	1.64
電子・電気機器	99.78	△8.53	100.00	0.22	94.41	△5.59	83.60	△11.45
運輸機械	100.60	△0.07	100.00	△0.60	98.73	△1.27	100.27	1.56
精密機械	96.70	△2.88	100.00	3.41	100.80	0.80	102.70	1.88
エネルギー	99.87	2.07	100.00	0.13	99.60	△0.40	100.57	0.97

(出所) 行政院主計処「物価統計月報」

(8) 知的財産権

① WTO加盟と知的財産権保護の強化

台湾は02年1月1日にWTOへの加盟を果たしたが、これにより台湾はWTOのメンバーとしてTRIPS協定（知的財産権の貿易関連の側面に関する協定）に定められる知的財産権保護の義務を履行しなければならなくなった。そして、域内法規をTRIPS協定の基準に合致せしめるよう台湾の著作権法、商標法および専利法（日本の特許法、意匠法、実用新案法を包含する法律）などの知的財産権法規を全面的に検討し、97年からこれまでに数字にわたる改正作業を行い、現在では台湾の知的財産権法制度はTRIPS協定に整合したものとなっている。

また、制度の確実な実行のため、台湾の行政院は02年に「知的財産権保護の行動年」を推進した後、經濟部に「知的財産権保護徹底の行動3年計画」（03～05年）の制定を命じて、知的財産権保護に関係する業務の各項目の推進を継続させた。「知的財産権保護の徹底行動計画」の業務は「チャレンジ2008－国家発展計画」で知的財産権保護を強化するための重要な業務であり、その目標はすなわち台湾に良好な知的財産権環境を作り上げることにある。行政院は經濟部に部局を超えた「知的財産権保護連絡会議」を組織するよう命じ、知的財産権保護徹底の行動計画の専責機関とした。03年に完了をみた重点業務には、相前後して「専利法」、「商標法」および「著作権法」等の修正案を作り上げたことが含まれている。

② 知的財産権関連法規の改正

a. 著作権法

台湾のWTO加盟前までは日本人の創作主義に基づく著作権保護の主張は台湾では認められなかったが、98年1月21日に公布された著作権法では、TRIPS協定に整合させるための部分修正が多くなされ、公開放送、公開実演、発行の定義修正、実演家の著作権保護、法人著作の保護期間延長、これまで認められていなかった日本人の著作物などの著作権の遡及保護等が盛り込まれ、これら改正事項の多くはWTO加盟発行時に施行するとされていたため、02年1月1日より日本人も台湾

人と同等に著作権保護を受けられるようになった。また、WTO加盟直前の01年10月24日に公布された著作権法では、コンピュータ・プログラム著作権の存続期間を公表後50年から著作者の死後50年を経過するまでに延長された。

03年7月9日に公布された著作権法では、デジタル技術の向上とインターネットの普及によって新たに生じてきた著作権問題に対処し、著作権者の権利保障と公衆のデータアクセスの自由の両方に配慮し、39カ条の条文修正、14カ条の条文追加、合計で53カ条の改正を行い、①「一時的複製」が「複製」の範囲に属されることを明記、②インターネット上で著作物を流すには著作権者の同意を要することとする「公開伝送権」を追加、③著作権者に海賊版頒布の禁止権を持たせる「頒布権」を追加、④著作権侵害の民事賠償額の上限を100万台湾元から500万台湾元までに引き上げ、⑤著作権侵害の刑事責任を改正し、罰金刑の上限を45万台湾元から800万台湾元までに引き上げ、併せて海賊版光ディスクの製造および海賊版光ディスクの販売の犯罪を被害者の非親告罪化、などの修正がなされ、同年7月11日より発効したが、この改正法では、WTO加盟に伴う経過措置としてWTO加盟前の01年12月31日までに完成していた著作物について、同日までに著作物の利用に着手し、またはその利用について重大な投資を行った者は、WTO協定発効の日から2年間（すなわち03年12月31日まで）、その著作物を引き続き利用することができるとしていた旧台湾著作権法第106条の2の問題について、TRIPS協定との整合性から、この経過期間の販売によって得た利益に関して著作権者に補償金を支払わなければならないことが新たに盛り込まれた一方で、04年7月10日まで販売可能とする経過措置の延長がなされたことが問題視されたが、その後さらなる経過措置の延長はなされなかった。

そして、04年8月24日には「著作権法の一部条文の改正草案」が立法院で三読通過し、①コピーガードのプロテクト解除には権利者の同意を必要とすること、②現行法における「5部」、「3万台湾元」以内の「非営利目的」の複製を合理的使用の範囲とする規定の削除、③著作権侵害の嫌疑のあるものの通関について税関が自主的に通関を繰り返し延べる権限の付与、などを内容とする改正がなされ、公布施行される見込みとなっている。

b. 専利法

97年5月7日に公布された専利法では、侵害品の原物や原料の廃棄処分請求を認める規定の増設、製造方法特許の侵害推定に関する規定の改正、特許権の権利期間延長などを内容とする改正がなされ、その多くはWTO加盟発効時の02年1月1日に施行された。また、WTO加盟直前の01年10月24日に公布された専利法では、WTO加盟時に存続する特許権の権利期間を出願から20年に遡及的に延長する等の改正がなされ、同年10月26日に施行された。

その後、03年2月6日に公布された専利法では、①異議申立と無効審判の請求事由を統合し、かつ「異議申立制度を廃止」することにより、被告が異議制度を利用して特許権者の特許取得を妨害するのを回避し、これにより査定公告後、直ちに料金を納付して特許証を受領することができ、権利者が早めに権利を取得できるようにする、②「販売の申し出」もまた特許権の効力が及ぶところとするよう追加し、TRIPS協定に整合させる、③「実用新案の形式審査制度への移行」により、実用新案の審査を実体審査から形式審査を採るよう改めて早期に権利を付与するという要求に応える、④「実用新案および意匠に関する刑事罰の廃止」により、現行専利法において特許権は既に刑事罰が廃止されているのに、実用新案権、意匠権の侵害の刑事責任を依然として維持しているという、明らかに重さ軽さのバランスが取れていない不合理な状況を解決する、などの改正がなされ、刑事罰の廃止については03年3月31日に、それ以外の多くは04年7月1日にそれぞれ施行された。

なお、TRIPS協定において商標権および著作権侵害についてのみ刑事罰規定の義務が課せられていることから、台湾で改正前に規定されていた権利侵害に対する刑事罰が、01年10月に特許権について、03年3月に意匠権および実用新案権についてそれぞれ廃止されたことは、WTO協定の義務違反にはならないが、刑事罰の廃止は犯罪抑止効果を著しく毀損し、刑事事件として強制捜査による証拠確保の手段が無くなったことで今後は民事手続によって侵害行為や損害額を立証することが必要になるなど、台湾における知的財産権保護の確実性に大きな懸念が生じている。

c. 商標法

97年5月7日に公布された商標法の改正点は、主としてWTO加盟を実現するためのもので、優先権主張の適用範囲の拡大や著名商標の他人による登録を不登録事由にするなどの内容からなっており、いずれもWTO加盟発効時の02年1月1日に正式に施行され、台湾の商標制度はTRIPS協定を満たす内容のものとなった。

その一方で、世界の主要国家では商標制度の統合および調和に向けて、商標法条約の採択やマドリッドプロトコル議定書の運営がなされており、国際的な企業活動の実情に即した法改正の要請が高まっていたため、03年5月28日に公布された商標法では、①音声および立体形状もまた商標となり得ることを追加、②「登録後異議制度」を採用して商標登録出願の時間を短縮、③商標権侵害とみなされるものを明確に定め、著名商標の識別性あるいは名誉信用を毀損しようとする者、および他人の商標にある文字を利用して商品またはサービスの誤認混同を消費者に与えた者は、商標権侵害をなすものと明確に規定、④商標権侵害物品の水際管制措置を明確に規定し、商標権者がその商標権を侵害された物品について税関に差押えの予備措置を申請し得るようする、⑤産地証明マークを追加して地理的表示に関する保護を強化し、さらに産地証明マークの登録申請の法的根拠を追加、などを内容とする改正がなされ、03年11月28日に施行された。

台湾經濟部智慧財産局の統計によると、04年8月31日までに、立体商標の出願件数は158件あり、その中でも酒瓶の商標が最も多く合計で34件、人体用品の容器、化粧品容器、香水瓶、洗髪料用容器等の商標出願件数が14件、菓子、ビスケット、カステラなどの商標出願数も15件で、音声商標の出願数は28件、色彩商標の出願数が97件となっている。

③ エンフォースメントの強化

知的財産権侵害の捜査業務は非常に多方面の階層レベルと関わりがあり、エンフォースメントに関与する行政単位はその性質に依存し、内政部警政署および知的財産権保護警察大隊、法務部調査局、台湾高等法院檢察署、財政部関税総局、經濟部查禁假冒商品小組、光ディスク聯合查核小組等がある。03年3月3日に行

政院の游院長は「知的財産権保護の執行情勢会議」を召集開催し、台湾の模倣海賊版の捜査取り締まり強化の業務単位と任務分担を確認した。

a. 内政部

夜市、折り込みチラシ、光ディスク好調の違法な海賊版光ディスク販売とインターネットの権利侵害行為の取り締まりを強化するため、内政部警政署は「知的財産権保護業務実施強化計画」、「警察機関の夜市海賊版光ディスク掃討の特務執行計画」の執行を継続している。夜市については、台湾全土で30カ所の重点夜市を選び、管轄区域の各市、県の警察は夜市の営業時間に歩哨に立ってパトロールするよう勤務時間を配分することにより、海賊版光ディスクの販売事件の阻止と取り締まりを行い、オンラインについては、警政署刑事警察局は「オンライン掃蕩プロジェクト」のエンフォースメントを拡大、また知的財産権保護警察、通信警察隊が組織する特務小組が、折り込みチラシ海賊版行為の内偵調査を強化している。また、各市、県の警察庁は24時間絶え間なく88カ所の合法的な光ディスク工場に対するパトロールをしており、さらに各警察局にその管轄区域内に疑しい光ディスク工場、倉庫およびハイテク企業を精査して、もしも違法な光ディスク工場が海賊版に関与していることを発見した場合には、各市、県の警察局は法律に従って捜索令状を申請して取り締まるようにしている。この結果、03年に台湾全土の各地警察機関が処理した知的財産権侵害事件は、合計4,660件、書類送検された容疑者が5,731人で、02年同期の5,118件、6,269人と比べてそれぞれ8.95%、8.87%の減少となっている。

また、内政部警政署は03年1月に「知的財産権保護警察大隊」を設立し、警官220人を配置し、台北、桃園、台中、嘉義、高雄および花蓮の6都市に分かれて駐屯させ、知的財産権侵害事件の捜査取り締まりの執行を専門に担当させており、03年には台湾全土の夜市、ショッピングセンター等において集中捜査取り締まり活動を進め、1年間の捜査取り締まり活動は4,110回以上に達し、動員警察官数はのべ3万6,990人に達した。03年通年で取り締まった知的財産権侵害事件は2,017件、書類送検した容疑者は1,025人である。

b. 經濟部

光ディスク管理条例を執行するため、經濟部の智慧財産局、工業局、国際貿易局、標準検験局および査禁倣冒商品小組は02年1月に「光ディスク連合査察小組」を編成した。02年12月までの期間で台湾全土には合計88カ所の光ディスク工場があり、經濟部光ディスク連合査察小組は「光ディスク管理条例」に基づき全台湾の光ディスク工場を対象に光ディスク査察業務を全面的に執行している。連合査察小組はさらに民衆からの通報を随時受け付け、機動的に出勤し、均しく全天候型・抜き打ち・警察の立ち会い無しの方式を採用して光ディスク査察の業務を執行し、さらに知的財産権保護警察大隊と連携して専門担当警察の力を束ねて業務を遂行し、もって有効に違法な海賊版光ディスクの製造を阻止している。

光ディスク連合査察小組は03年度に88カ所の光ディスク工場に対してのべ合計1,088回の査察を行い、うち日中の査察が703回、夜間の査察が385回であった。02年ののべ297回に比べて2.7倍余りの増加で、重大案件の取り締まりが10件、具体的な行政処分に処したのが計8回、行政処分の反則金が計1,850万元、押収したニセモノ光ディスクが30万3,575枚、市価にして約1億3,214万5,250元、没収した光ディスク射出機が9台、差し押さえた光ディスク射出機が1台およびプレス機が1台、業務停止の強制処分に処したのが5件、間接的に行政査察が原因となって自主廃業したものが5件、書類送検に処したものが17人となっている。

c. 財政部

模倣品が国際的に流通するのを防ぐため、台湾は域内での管理体制として各種の模倣海賊版捜査取締措置を採っているほか、さらに水際管制措置を強化して、もって模倣品の輸出入を杜絶している。これらの措置は各々異なる製品の特性に合わせて、8種類の知的財産権保護水際管制措置を採用して、厳密な水際管制網を構築している。台湾の知的財産権貨物の水際管制措置には、光ディスク製造装置の輸出入チェック制度、輸出光ディスクの出所識別番号チェック制度、商標輸出監視制度、AV著作およびレーザー式レコードの著作権許諾書類の申請チェック輸出審査制度、パソコンプログラム関連製品の輸出管理制度、税関の商標権および著作権保護の連携執行措置およびROM標示制度等が含まれる。

財政部関税総局はさらに03年3月6日に特務小組を組織して、「輸出海賊版光ディスク捜査取り締まり特務小組の業務ポイント」を公布実施して、光ディスクの輸出について、他国の税関との間の情報データ交換の強化および台湾域内の各部門との情報データ通報、統合情報網の建立設置のほか、さらにリスクの高い貨物およびメーカーを対象に抜き取り検査を強化し、海賊版光ディスクの輸出阻止を強化している。また、03年7月1日に「税関の商標権および著作権保護措置の連携執行の業務ポイント」を公布実施し、著作権者または商標の専用実施権者が著作権法および商標法の規定により、その権利を侵害する物品の輸入または輸出に対して保証金または相当の担保を提供した後に税関に差押えを申請できるよう、強化した。

03年に押収された出所識別番号の刻印がない輸出光ディスクの案件は6件、計10万2,788枚で、貨物の品目数量の虚偽申請あるいは申請秘匿の案件は20件、計45万2,745枚、海賊版光ディスクの容疑案件は計1万2,427件、このほか輸入品で海賊版ソフトウェア入りのゲーム機3,708台とゲームCD198枚を押収した。03年に税関がチェックした輸出貨物の商標申告不実案件は320件で、模倣容疑の案件が17件あった。

d. 法務部

法務部の台湾高等法院檢察署は「知的財産権侵害捜査取り締まりの連携監督指導業務小組」の監督指導連絡会議を設立し、全国の檢察機関が協調して知的財産権事件を執行するようしており、このほか定期的に「知的財産権保護の捜査取り締まり特務連絡会議」を召集開催して、檢察、警察、調査局の単位を指揮し、模倣品の捜査取り締まり業務の執行を強化している。また法務部に所属の地方法院檢察署はそれぞれ知的財産権を専門に扱う檢察官を配置しており、知的財産権事件の処理を専門に担当させ、台湾高等法院の檢察署はさらに知的財産権侵害事件捜査取り締まり小組を設置して、関連の法律問題の研究を担当している。

各地方法院檢察署は当局の知的財産権保護政策に歩調を合わせて、関連権利侵害事件の積極的な取り調べと迅速な審理をしており、取り調べ終了案件のタイムリミットを短縮させて、取り調べ終了事件を増加している。法務部の統計による

と、03年の知的財産権事件の平均取り調べ処理日数は80日となっており、前年同期の115日に比べて明らかに早くなっている。03年に各地方法院の検察署が取り調べ終了した知的財産権侵害事件の件数は6,545件で、02年の5,704件に比べて14.74%の増加となっている。

模倣海賊版を威嚇阻止するため、法務部は03年3月に各地方検察署に略式罰金の許可に関する裁量基準を書面で指示した。法務部の統計によると、台湾の知的財産権侵害事件は、裁判所が6カ月以下の有期刑と判決したものは略式罰金の執行で済ませることができるが、略式罰金で済まされない割合が増加している。03年の有罪判決事件は計1,379件で、そのうち略式罰金で済んだ者は961件（全体の69.69%）となっており、02年同期の有罪判決事件は計952件で、そのうち略式罰金で済んだ者は678件（全体の71.21%）で、03年に略式罰金で済んだものは02年同期に比べて1.98%の減少となっている。

e. 司法院

裁判所は知的財産権侵害の訴訟事件について均しく案件処理の期限を設定しており、裁判官に期限内の判決を求め、知的財産権事件については特に注意するよう要請している。正当な理由もなく延滞して取り扱わない者については裁判官規律委員会に引き渡し、その評議処分を受けることとなる。最高裁判所は有効に知的財産権案件の審理時間を短縮するため、知的財産権の案件を優先的に分配して処理している。

司法院の03年の統計によると、裁判所が受理した知的財産権侵害事件等を含む一般的な刑事事件について、半年以内に審理が決着したのは、第一審部分が77%を、第二審部分が81%を占めており、1年以内に審理を決着したのは、第一審部分が91%を、第二審部分が93%を占めており、いずれも9割を越している。

03年の知的財産権侵害事件については、検察署が取り調べ起訴して、裁判所が判決確定を下した人数が3,552人であり、前年同期の2,636人と比べ34.75%増加した。判決で自由刑を科された者が合計で1,896人であり、前年同期と比べ26.75%増加した。刑罰を科された者のうち、6カ月以下の懲役を科された者が1,310人と最も多く、36.88%を占めており、6カ月以上の刑罰を科された者が合計で568人で、

刑罰を科された人数の16.50%を占め、6カ月以上の刑罰を科される者は前年同期と比べ35.33%増加し、03年度に3～5年の刑罰を科された者が合計で2人であり、02年と比べて1人増加した。

司法院は知的財産権事件の審理品質および審判効能をレベルアップするため、各級裁判所に対して専門法廷を開廷し、あるいは専門担当官を指定して知的財産権侵害事件を取り扱うよう、書簡をもって何度も要請している。目下、各裁判所は既に受理した案件数および裁判官の定員編成により、知的財産権について深く研究している裁判官を選び、知的財産権の専門法廷を組織し、あるいは専門係に知的財産権事件を担当させている。このほか、裁判官が専ら知的財産権事件を取り扱うのを強化するため、司法院は裁判官が取得可能な知的財産に関する専門裁判官のライセンス制度を創設しており、既に11名の裁判官がこのライセンスを取得している。

④ 台湾における知的財産権保護の今後

知的財産権保護は継続性の求められる作業であり、03年から05年までの「知的財産権保護徹底の行動3年計画」の中で、台湾における知的財産権保護のレベルは相当程度高まってきているが、科学技術の発展に伴って権利侵害や模倣の形態もハイテク高度化しつつある。04年1月に召集開催された「知的財産権保護の協調連絡会議」では台湾当局は次の重点課題について共通認識に達しており、全力で協力推進をしている。

- ①経済部はハイテク社会の発展ニーズに応じて、著作権法の再改正の是非を検討する。
- ②内政部は知的財産権保護警察大隊の法制化を進めて常設の機構とし、専門トレーニングを強化して、取り締まり実績をレベルアップさせる。
- ③経済部は権利者団体との協力を強化し、民間のリソースを上手に利用し、共同して教育啓蒙の実施に力を合わせ、台湾人に知的財産権を尊重するマインドを普及させる。
- ④教育部は各大学専門学校のキャンパス内での教科書の違法コピー禁止を強化し、

学生に違法なウェブサイトの利用を拒否するよう呼びかける。

- ⑤内政部は特別経費を編成して設備調達を行い、オンライン捜査取り締まり能力の向上によってオンライン犯罪に打撃を与え、オンライン権利侵害犯罪を有効に撲滅する。
- ⑥法務部は検察官が略式罰金で済ませる状況について業務監督指導項目に組み入れ、さらに年度の功績評価の参考とすることにより、検察官が略式罰金での処分済ませることに慎重な態度をとるようにさせる。
- ⑦財政部の税関は模倣海賊版の輸出入の水際管制を強化し、もって多国間の海賊版模倣犯罪を阻止する。

第3章 労働事情

(1) 労働市場の動向

台湾では、産業構造の高度化に伴う外国人労働者の増加、生産の自動化などの影響を受け、労働市場についてもその構造が変化してきている。台湾経済は1980年代末から急成長し、平均賃金の上昇に伴い、労働集約的な産業は生産ラインの海外移転や賃金の低い外国人労働者を導入するなどしたことで、労働力構造が変化してきた。2000年第4四半期以降は景気の低迷や生産ラインの海外移転のさらなる加速で台湾人労働者に対する需要が低下し、01年後半からはIT不況とあいまって失業率は過去最悪の水準となった。

03年に入り、失業率5%前後で推移、同年12月に4.58%にまで下がり、04年に入ってから4.5%をはさんだ数値となっている。

15歳以上の人口は、03年平均で1,757万人（前年比1.1%増）、このうち学生、軍人、専業主婦等を除いた労働力人口は1,008万人（同1.1%増）、就業人口は957万人で同1.3%増となった。

産業別の就業者構成比は、農業7.3%（02年7.5%）、工業34.8%（同35.2%）、サービス業57.9%（同57.3%）と、工業のシェアが縮少、サービス業の拡大が続いている。

サービス業従事者は、88年に初めて工業を上回り、先述のとおり03年には全就業者数の57.9%を占めている。台湾の労働力構造は、かつて先進国がたどったように、サービス業就業者数が年々増加してきている。一方、工業、農業従事者は年々減少傾向にあり、03年にはそれぞれ全就業者数の34.8%、7.3%を占めるだけとなっている。

学歴別の就業構造をみると、03年は中学卒以下32.0%、高校卒（専門学校を含む）36.5%、大学卒（短期大学を含む）31.5%となっている。教育程度は全体的に逐年向上を続けている。

非労働力人口は749万5,000人（前年比1.05%増）となった。

第3-1表 就業状況

(単位：1,000人)

	1999	2000	2001	2002	2003
労働力人口	9,668	9,784	9,832	9,969	10,076
就業者数	9,385	9,491	9,383	9,454	5,573
失業者数	283	293	450	515	502
失業率 (%)	2.92	2.99	4.57	5.17	4.99
被雇用者数	6,624	6,746	6,727	6,771	6,858

(出所) 行政院勞工委員會「労働統計月報」

03年平均の失業率は4.99%と過去最高を更新した前年の5.17%を下回った。失業率は1985年の景気停滞期(経済成長率5.6%)をピークとして87年以降は1%台を維持し、96年の景気低迷後も2%後半であったが、世界経済の低迷、工場閉鎖や一時休業の増加等により00年7月に3%を超えてからは01年5月には4%を、8月には5%を上回り、上昇傾向が顕著となった。02年は、5%台前半で推移し、03年に入ってからは、5%前後と徐々にではあるが抑制されてきている。

03年の平均失業者数は50万3,000人で、前年比1万2,000人の減少。そのうち、勤務先の休業、業務の縮小などで失業した者は22万8,000人と同2万人減となった。失業した者の職業を業種別でみると、製造業が最も多く12万5,000人(同5,000人減)、ついで卸・小売業6万9,000人、建設業が6万6,000人であった。

また、労働力参加率(労働力人口/15歳以上の人口)は、前年と同じく、57.34%となった。

(2) 賃金

03年の製造業賃金は、労働者1人当たり平均月額が3万9,583円で前年比2.6%増と2年ぶりにプラスとなった。近年の製造業賃金動向をみると、85年には景気の低迷から前年比4.3%増と84年の伸び(19.4%増)を大幅に下回ったが、86年には景気回復と労働力需給の逼迫などにより10.1%増と再び2ケタの上昇を遂げ、その後は着実に上昇を続けていた。93年からは伸び率が1ケタ台にまで落ち込み、01年に初めて平均月額がマイナスとなった。そして03年に2年ぶりにプラスに転

第3-2表 主要産業別就業者数

(単位：1,000人%)

	2001	2002	2003
就業者数	9,383 (△1.1)	9,454 (0.8)	9,573 (1.3)
農林漁牧業	708 (△4.3)	709 (0.1)	696 (△1.8)
製造業	2,587 (△2.6)	2,563 (△0.9)	2,590 (1.1)
建設業	746 (△10.3)	717 (△3.9)	702 (△2.1)
卸・小売・飲食業	2,165 (0.1)	2,257 (4.2)	2,283 (1.2)
金融・不動産	410 (△0.5)	431 (5.1)	442 (2.6)

(注) 1. () 内は前年比伸び率

2. △はマイナス

(出所) 行政院主計処「人力資源統計月報」

じた。平均賃金が減少した際の主な要因としては、賞与の減少が挙げられる。

製造業以外の03年の主要業種別賃金は、建設業が3万7,219元（前年比1.1%増）、卸・小売・飲食業が3万9,799元（同1.5%増）、運輸・通信業が5万1,396元（同0.3%減）、金融保険業が6万4,693元（同1.6%減）となった。

世界的な景気回復により台湾経済も輸出が順調に伸び、また民間投資も明るいきざしをみせてきたこと等により回復基調にあったことが平均賃金を総じて好転させた。

台湾では日本の春闘のような賃金相場の大枠を決めるようなものはないが、公務員・軍人給与の改定が一つの基準になっている。

公務員・軍人給与引上率は、87～91年までは10%前後で推移したのち、92年に6%と大きく鈍化、97～99年には3%にまで低下している。00年は0%となり、01年は3%、02年以降は0%のままである。

(3) 労働政策

① 日系企業駐在員の就労許可証

外国人駐在員の就労許可証については、92年5月に公布された「就業服務法」（03年5月13日改正）により、經濟部・劳工委員会共管の「公民営事業による外国人専門性技術性職員と華僑・外国人事業主管職の雇用許可管理弁法」（97年9月17

第3-3表 被雇用者1人当たりの月間平均賃金の推移 (単位：台湾ドル)

	鉱業	製造業	電気・ガス・水道	建設業	卸・小売 飲食業	運輸 通信業	金融保険
1999	41,414 (1.8)	37,882 (4.0)	88,803 (3.5)	38,070 (0.5)	38,684 (6.8)	50,480 (2.0)	60,352 (9.2)
2000	43,046 (3.9)	39,080 (3.2)	88,348 (△0.5)	38,896 (2.2)	39,528 (2.2)	51,561 (2.1)	60,871 (0.9)
2001	44,264 (2.8)	38,586 (△1.3)	93,091 (5.4)	37,746 (△3.0)	39,760 (0.6)	53,350 (3.5)	62,625 (2.9)
2002	45,006 (1.7)	38,565 (△0.05)	89,591 (△3.8)	36,848 (△2.4)	39,202 (△1.4)	51,564 (△3.3)	65,767 (5.0)
2003	47,263 (5.0)	39,583 (2.6)	91,034 (1.6)	37,219 (1.0)	39,799 (1.5)	51,396 (△0.3)	64,693 (△1.6)

(注) 1. () 内は前年比上昇率 (%)

2. △はマイナス

(出所) 行政院主計処「薪資與生産力統計月報」

第3-4表 基本賃金の推移と公務員、製造業の給与引上率 (単位：元、%)

	1999	2000	2001	2002	2003
基本賃金	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
前年比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
給与引上率					
公務員	0	0	3	0	0
製造業	3.43	2.93	△1.32	△0.18	△2.76

(注) △はマイナス

(出所) 行政院勞工委員会統計處

日改正) に規定され、輸出加工区以外の申請窓口は、おおむね經濟部投資審議委員会に一本化されている。ただし、銀行業、弁護士などの一部については、別途弁済法が設けられ、窓口も別になっている。

駐在員の人数制限については、上記新弁法が施行されるまで原則5名以内という規定があったが、新弁法の施行後、明文化された人数制限はない。

97年5月9日には立法院で就業服務法の修正案が通過し、外国人（ホワイトカラー）の就労期間を、これまでの最長3年との規定から1年の延長を無期限に繰り返せるように改正された。また、97年9月からは90日以内の滞在の場合、観光ビザで台湾に入国してから就業許可申請（入国後7日以内）が可能となり、加えて、学歴、職歴、業績などの制限が緩和された。

② 外国人労働者（ブルーカラー）雇用の現状

いわゆる「ブルーカラー」と称される外国人労働者については「就業服務法」で雇用可能な業種、期間、人数から実際の招聘申請手続き、雇用後の管理にいたるまでが細かく規定され、外国人労働者導入に当たっては、各種条件付きでの許可に限られている。

先述の就業服務法第49条の修正で、就労期間は最長3年から6年になり、かつ、新たに外国人労働者を雇用する際の保証金の支払いが必要なくなった。契約期間が満了した外国人労働者が契約を継続する場合はいったん40日間出国しなければならなかったが、03年5月13日の「就業服務法」の改正により、出国は1日のみでよくなった。

a. 外国人労働者数

台湾では、80年代末から生活水準が向上するとともに、就業に対する考えが変化し、製造業や建設業などの労働集約型産業における労働力不足が深刻化し、89年10月に重大公共事業を進めるために外国人労働者の受け入れを開始した。また、91年10月からは、外国人労働者の受け入れを民間にも開放したことから、労働力不足は大きく改善された。

89年に外国人労働者の受け入れを開始して以来、台湾における外国人労働者の数は年々増加し続けていたが、01年末時点で初めて前年比6.7%減少し、02年末で同0.3%減、03年末も引き続き同1.2%減少した。

行政院勞工委員会の統計資料（労働統計月報）によると、03年末時点での外国人労働者の導入者数は30万150人であった。

外国人労働者数30万150人のうち、看護補助のための労働者が11万5,724人と最

も多く、次いで重大投資製造業のための労働者が4万7,226人、政府重大公共工事のための労働者が1万2,747人と続く。台湾では入院に際し看護人を付けることが求められるが、近年はこの業務での導入増加が著しい。

労工委員会の発表している数値の中で、外国人労働者の出身国をみると、実際に在台している30万150人のうち、タイからの労働者が全体の34.9%と最も多く、次いでフィリピンの労働者が27.1%、ベトナム19.2%と続く。

外国人労働者の出身国は、03年8月現在、タイ、インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシアおよびモンゴルの6カ国に限定されている。

一方で、外国人労働者の失踪が問題化している。00年5月にはフィリピン籍の労働者失踪率が高いことから導入を暫停（同年12月に解除）、02年8月1日からは同様の理由でインドネシア労働者の導入申請受理を暫停とし04年8月現在も申請を受け付けていない。

04年6月末までに台湾で失踪した外国人労働者の数は合計1万3,699人で、前年同期比33.9%増と大きく伸びている。

b. 不法就労外国人対策

(1) 不法就労外国人への対応

就業服務法68条により、雇用許可を取り消された外国人には、即時「出国」を命令、再度台湾における就労を許可しない。

なおかつ「出国」に応じない外国人は、警察機関が期限付きで「国外退去」を命じるか、「強制出国」させる。

(2) 不法就労外国人の雇用者に対する処罰等

就業服務第44、57条により、15万元以上75万元未満の罰金が科せられる。また、5年以内に再度違反した者には3年以下の懲役か120万元未満の罰金が科せられる。

(4) 労働法規

① 労働争議

「労働統計月報」によると、近年の労働争議の発生件数と延べ参加者数を見ると、91年1,810件（1万2,696人）、92年1,803件（1万2,394人）と前年比でそれぞれ2.7%減、0.4%減となったが、93年から再び増加傾向となり、97年には2,600件に達した。一方、参加人数は93年の3万7,949人をピークに減少し、96年は2万1,654人（同20.1%減）まで減少していたが、97年は秋に中華電信（日本のNTTに相当）の組織改革に伴う大型争議があったため、8万1,004人に急増した。98年は、景気低迷による企業のリストラ、産業構造の変化、公営企業の民営化等が影響して、発生件数が4,138件、参加人数が10万3,568人に急増した。

99年は、アジア経済危機からの回復過程にあったことや台湾大地震の被害、生産自動化の進展、さらには企業合併の増加などが影響して、発生件数が5,860件と件数は大幅に増えたものの、参加人数は3万440人と大きく減少した。

00年および01年は、景気の後退や生産ラインの海外移転の加速、産業高度化による生産自動化のさらなる進展、さらには企業の倒産やリストラの増加により発生件数はそれぞれ8,026件、9,930件と大幅に増加した。参加人数は00年5万6,543人、01年4万7,334人となった。

02年も同様で、景気低迷の影響を受けて、同年の労働争議件数は前年比で13.1%増の合計1万2,393件となった。争議件数の増加は製造業（同41.1%増）のみならずサービス業（同65.1%増）にもおよび、非常に高い増加率を記録した。

解雇手当に関する争議件数が最も多く全体の54.1%、6,701件となっている。賃金に関する争議は41.7%、5,169件。増加の割合が最も多かったのは賃金未払いに関する争議で、前年比で35.4%増加となった。

一方、03年は、前年比20.3%減の合計9,869件となった。減少の背景としては、景気回復による経済の活発化が挙げられる。

争議件数の中でも最も多い「解雇手当に関する争議」（全体の53.2%）が同21.7%減の5,252件となったのに加え、次ぐ「賃金未払いに関する争議」（同40.8%）

は同22.1%減の4,026件と、いずれも20%を超える減少となった。

② 労働条件

84年に制定された労働基準法は労働最低条件を定めるだけでなく、かつ、それを使用者側に実行させるために罰則規定を強化したり、退職金引当金・未払い賃金立替基金の強制計上を規定する（86年11月から実施）などの点において画期的なものであった。

しかし、同法はもともと鉱業法、工場法を発展させたもので、製造業を中心とした色彩が強く、適用範囲は第一・第二次産業全般と、第三次産業の運輸・倉庫・通信業とマスコミ業に限られていた。

台湾経済の発展につれて、就業人口も第三次産業に比重が大きく移っており、労働条件の最低基準を規定するとの性格上、その適用範囲を拡大するとともに、実情にあわせて修正する必要がでてきた。

結果、労働基準法は96年12月27日に部分修正され、適用を受けやすくするため、労働時間等をより柔軟に運用できるよう変更した。98年末までに一部を除き、すべての業種に適用されている。

さらに労働基準法は00年11月28日および02年12月25日に改正され12章86カ条からなり、適用業種、賃金、労働時間、休暇、年少・女子労働者の保護、退職、職業災害の補償等を規定している。主な規定および変更内容は次のとおりである。

- (1) 適用業種（第3条）：制定当初は①農・林・漁・牧畜業、②鉱業および土石採取業、③製造業、④建設業、⑤水道・電気・ガス業、⑥運輸・倉庫および通信業、⑦マスコミ、⑧その他中央主管機関の指定する事業が適用されていた。

96年の改正では、現状の労働環境が新労基法の条件に近い業種から適用させ、98年末までに随時適用範囲を拡大していくことを明記した。これに基づき、97年5月1日からの銀行業、ガソリンスタンド業、環境保護および汚染防止産業の適用を皮切りに、段階的に適用対象が拡大され、1998年末までにすべての業種に対し適用されている。

なお、中央主務官庁が適用を決める際には一部の勤務場所または勤務者を

限定して指定することが可能である。

- (2) 基本賃金（最低賃金に相当するもので、全地域一律）：基本賃金は労基法第21条に基づき、中央主務機関の立案により行政院が裁定する。
 - (3) 労働者の年齢制限：15歳以上であること。15歳以上16歳未満の「年少労働者」は、職種等制限あり。
 - (4) 労働時間：01年1月1日から、法定労働時間が現行の週48時間から2週間で84時間に短縮された。雇用者側は労働組合あるいは労使会議による同意後、2週間内の2日の通常労働時間を他の日に振り分けることができる（この労働時間の調整については、調整時間は1日当たり2時間を超えないこと、週当たりの労働時間は48時間を超えないことが条件）。
 - (5) 超勤：勤続1日12時間以内を超えてはならない。1カ月では46時間以内。
 - (6) 超勤賃金：延長した労働時間の賃金については、次の基準によって計算した割増賃金を支払わなければならない。
 - ① 延長労働時間が2時間を超えないものについては、通常の労働時間の賃金額の3分の1以上を加算した額。
 - ② 再延長労働時間が2時間を超えないものについては、通常の労働時間の賃金額の3分の2以上を加算した額。
 - ③ 第32条第3項の規定（注）によって、労働時間を延長した場合においては、通常の労働時間の賃金額を加算した額。
- （注）「天災事変または突発事件によって通常の労働時間の外に労働の必要がある場合、使用者は労働時間を延長できる」というもの
- (7) 休日：7日間に少なくとも1日。他に記念日、メーデーなどの法定休日。
 - (8) 有給休暇：1年以上3年未満は7日、3年以上5年未満は10日、5年以上10年未満は14日、10年以上は1年ごとに1日加え最高30日。
 - (9) 出産休暇：分娩前後の女子労働者には、8週間の出産休暇を与え、その者を就業させてはならない。妊娠3カ月以上で流産した者には、4週間の出産休暇を与え、就業させてはならない。
 - (10) 退職金（勤続15年以上満55歳、または勤続25年以上の者に対し）：勤続15

年超は1年につき1基本数加算（注・1基本数は退職前6カ月の平均賃金1カ月分）。最高上限45基本数。半年未満は半年とし半年以上は1カ年で計上する。

04年6月11日、「労働者退職金条例」が立法院（国会に相当）を通過し、05年7月からの新条例の施行により、労働者退職金は「個人口座年金制」となることが決まった。

- (11) 監督、管理者、専門職等の勤務時間、定休日、休暇等は、労働委員会が認定した者のみに適用となり、この場合、労働基準法の各関連規定は適用されない。

③ 労働者退職金条例

労働者の退職金に関する新制度「労働者退職金条例」が04年6月11日に立法院（国会に相当）を通過し、05年7月からの施行が決定された。

労働者は現行の制度では、同一企業もしくは同一使用者のもとでの勤続年数が退職金の受領資格であったことから、転職や勤務先の営業中止などの理由により、勤続年数が無効になるという状況にあった。

新制度の大きな特徴は、雇用者は労働者の月給の6%相当額を雇用者の負担にて、労働者の個人専用口座へ毎月拠出することとなり、労働者は定年退職後、毎月、月次退職金を受給できるようになる。

従って、退職金の計算方式は現行制度の勤続年数によるものではなく、転職等によって勤務先が変わることによる影響はなくなる。

④ 労工保険

日本の労働者災害保険・失業保険等を規定した労工保険条例は、58年より実施されている。労働者従業員5人以上の事務所に働く満15歳以上60歳以下のものはすべて加入しなければならず、外国人被雇用者も含まれる。ただし、対象は本人だけで扶養家族は含まれない。

労工保険給付等級表は98年8月に以下のとおり修正され、同年10月1日より実

第3-5表 修正劳工保険給付等級表（劳工保険投保薪資分級表）（単位：元）

標準給与等級	給与月額	標準給与	給与金日額
1	15,840以下	15,840	528
2	15,841～16,500	16,500	550
3	16,501～17,400	17,400	580
4	17,401～18,300	18,300	610
5	18,301～19,200	19,200	640
6	19,201～20,100	20,100	670
7	20,101～21,000	21,000	700
8	21,001～21,900	21,900	730
9	21,901～22,800	22,800	760
10	22,801～24,000	24,000	800
11	24,001～25,200	25,200	840
12	25,201～26,400	26,400	880
13	26,401～27,600	27,600	920
14	27,601～28,800	28,800	960
15	28,801～30,300	30,300	1,010
16	30,301～31,800	31,800	1,060
17	31,801～33,300	33,300	1,110
18	33,301～34,800	33,800	1,160
19	34,801～36,300	36,300	1,210
20	36,301～38,200	38,200	1,273
21	38,201～40,100	40,100	1,337
22	40,101～42,000	42,000	1,400

（注）98年10月1日から実施。

（出所）行政院公報 第四卷 第35期（98年9月2日発行）

施された。

03年1月からは、従来の失業保険を単独立法化した「就業保険法」が公布された。同法は、失業中であっても健康保険費を就業保険から支払えるなど、今までの失業保険の保障範囲を拡大した内容となっている。

その他には、職業訓練手当、就業奨励補助手当、失業者に対する健康保険費の

第3-6表 工会（労働組合）の概要

	工会数			会員数（1,000人）		
	2001	2002	2003	2001	2002	2003
計	3,945	4,093	4,158	2,879	2,860	2,902
総工会	31	39	48	—	—	—
産業工会联合会	22	22	23	—	—	—
職業工会联合会	75	80	82	—	—	—
産業工会	1,091	1,104	1,103	584	561	558
職業工会	2,726	2,848	2,902	2,295	2,299	2,344

（注）「—」は統計未発表。

（出所）行政院劳工委员会「労働統計月報」

補助などが挙げられる。

⑤ 全民健康保険

全民健康保険制度は全国民を対象とした強制保険で、94年8月9日付総統令「全民健康保険法」（同年10月3日付総統令により一部改正され強制保険となった）を基本法とし、95年3月1日から実施された。無職者およびその家族の付保に1年間の猶予期間を設定したので、96年3月1日から名実共に統一的社会保険が実施されたことになる。未加入者には罰金等の罰則が規定されている。

保険取り扱い機関は、行政院衛生署所属の中央保健局である。

なお、外国人労働者およびその家族についても、居留証を所持する場合、ブルーカラー、ホワイトカラーを問わず加入しなければならない。

被雇用者の全民健康保険付額は上記劳工保険給付等級表に基づいている。

⑥ 労働組合

労働組合は、1929年11月より施行（75年5月改正）されている工会法（労働組合法）と同法施行細則（75年7月改正）を管理法令とし、同一工場内または同一区域内で満20歳以上の従業員が30人以上いる場合は、工会（労働組合）を結成するこ

とができると定めている。

行政院は90年7月5日、工会法の一部改正草案を承認した。草案の主な内容は労組機能の強化（信用合作事業の認可等）、労組組織の自由化、労組設立過程の明文規定、労組民主化の促進、経費徴収規定、スト関連規定（ストは無記名投票による過半数の同意が必要、スト10日前に雇用主および主務機関に通達）、罰則（雇用主の労組組織妨害や労組の違法ストは最高15万円の罰金）などとなっている。

ここ3年間の各工会（労働組合）の概要は、第3－6表のとおり。

⑦ 完全週休2日制の実施

97年10月24日、行政院は「公務人員毎月二次週休二日実施計画」を公布した。これにより、98年1月から公務員および関係機関の隔週週休2日（正確には第2、4土曜日が休日となる月2回の週休2日）がスタート、証券市場、銀行が追随した。ただし、軍隊はこの対象外であるほか、業務の性格上、病院、警察、消防、交通、税関等については、交代制とするなど週6日、または7日のサービスを提供している。

週休2日制については世界的な潮流として、公務員に先行導入された訳だが、産業界への影響（生産ラインを中心に週休1日が主流）や行政サービスの低下を考慮して、総労働時間の減少を最小限にとどめるため、休日となる月2回の土曜日（これまで土曜日はすべて半ドン）の代わりに祝祭日を減らしている。

当局では、隔週週休2日制を第1段階として、第2段階では第1段階の実施状況や国民所得の成長をみて、完全週休2日制の実施を検討するとしていた。

このような状況の中、00年6月30日に立法院は、公務員の完全週休2日制を規定する公務員服務法第11条改正案を可決した。これにより、01年1月1日から公務員の完全週休2日制が実施されている。また、週休2日制の実施に伴い、記念日・休日の調整、証券・先物市場の取引時間延長などの付帯決議も行われた。

⑧ 両性工作平等法の実施

両性工作平等法は日本でいうところの男女雇用機会均等法に相当するもので、02年3月8日に施行された。

両性工作平等法の実施後は、雇用者は出産後の女性に対し1日2回、1回に30分の授乳時間を認めなくてはならない。従業員が30人以上の企業ではセクハラ防止措置を規定しなくてはならない。250人以上の企業では託児施設を設置するか、もしくは託児サービスを提供しなくてはならない。

また、女性従業員は1カ月に1日の生理休暇が認められ、夫も配偶者が出産する際、2日間の有給休暇が取得できる。さらに、最長2年の育児休暇（無給）や家族が事故・病気などで看護が必要な場合は通年で7日間の看護休暇が認められる（給与の半額支給）。

第4章 産業構造

(1) 産業発展の経緯

① プランテーション時代

台湾での産業発展の萌芽は、1624年にオランダの東インド会社が台南でプランテーションを開拓したことに始まる。同社はバタビアと長崎とを結ぶ貿易航路の補給地として当初は台湾海峡西岸に拠点を設けようとしたが、明との協議を踏まえ、明が領外と認めた台湾の安平にオレンジ城を、台南にプロデンシャル城を築いた（二つの城は後に行政区域として合併しゼーランディア城と改称した）。同社は耕牛を導入し、水路を整備し、農具を用いて甘藷（サトウキビ）を栽培した。労働者は澎湖諸島などに住んでいた中華系移民などを徴発、後には明の海禁を破り組織的に渡航する移民を受け入れた。精製された砂糖は、鹿皮などと一緒の主として日本へ輸出された。

その後、大陸からの移民が鹿港や淡水に港を開発し、樟脳や茶葉の生産が盛んになった。茶葉は、英国系商社が福建から苗木を移植したもので、改良され、1869年には英国商人ジョン・ドットにより「Taiwan Tea」というブランドが確立され、米国等へ輸出された。

1884年の清仏戦争でフランスが台湾へも派兵したことを契機に清は台湾政策を見直し、1885年に台湾省を設置して直接統治を試みた。初代巡撫の劉銘伝は、樟脳と硫黄を専売とし、鉄道などの社会資本を建設して西欧的な経済開発を試みたが政争で更迭された。その後、1895年の下関条約で台湾は日本の帰属となり、清による開発は挫折した。

日本は、コレラやマラリアなどの防疫業務と衛生インフラの整備のため上下水道の建設を進め、さらに電力施設、鉄道、港湾などの社会資本の整備に着手した。これらの社会資本を基に、農工産品やその加工品の流通が促された。また、日本本土での米騒動の頻発を背景に、コメの増産・本土への輸出のため、併せて農村の振興のため、大規模な灌漑事業による食糧増産を図った。

これらの過程で、嘉義～高雄にかけての西海岸での農業用水供給のための嘉南大圳や台湾全土への電力供給のための日月潭水力発電所が建設され、台湾電力の創設、縦貫鉄道中部海岸線の開通、華南銀行の設立、教育改革、司法改革、地方自治の導入などが図られた。

稲は、固有のインディカ種に替え、南方の病害虫に強く収量も多い改良ジャポニカ種を台中の農業試験所で開発し、普及させた。また主として民間企業主導で、酪農や食品加工業（製糖、製茶、缶詰、味噌、菓子、フルーツ加工、飲料など）も発展した。茶は、平鎮茶業試験場などで品種改良が重ねられ、民間企業の農園で栽培され、半発酵茶や紅茶が生産された。

食品加工以外では、戦略物資として重視された樟脳加工が発展した。炭鉱が開発され、製材業、製紙業、瓦や食器などを中心とした窯業などが勃興し、印刷業も萌芽がみられた。1920年代以降、浅野セメントなど3社がセメント事業をはじめ、戦後の台湾セメント業界の基礎を築いた。

紡織、皮革、肥料などの工業も徐々に発展したが、製傘業、その他の軽工業は、手工業の域からあまり発展をみなかった。1930年代からは、鉄鋼、造船、機械、アルミニウム精練、精油などの産業も発展したが、中国戦線拡大の影響と南方資源の確保が困難となってから生産が滞り、第二次世界大戦末期には、台湾の工業総生産は最盛期の約3分の1に減少した。

② 戦後の軌跡

1945年、日本の敗戦で台湾に連合国が進駐し、40万人余の（内地系）日本人が帰国した。この折、台湾総督府、企業、個人の資産のほとんどは接収された。「台湾省行政紀要」（台湾省政府統計処1946年）によると、接収された資産は、総額110億元にのぼる。

日本人引き揚げ後の台湾の人口は約600万人であったが、国共内戦で劣勢にたたされた国民党右派は、150万～200万人といわれる移民を連れて政府機能を台湾へ移した。移民の多くは官吏、兵士やその家族などで、内戦の防禦・反攻のための軍事費に加え、食糧、住宅、生活必需品を台湾の生産力で賄うことが経済に大き

な負担としてのしかかった。物資不足からインフレが起こり、当局は財力、労働力を欠いたため、戦後の経済回復の動きは非常に緩慢であった。

加えて米国のトルーマン政権は49年、中国共産党との関係改善を模索する「中国白書」を発表して中華民国への援助を停止、さらに中国共産党は中華民国の勢力を大陸からほぼ完全に駆逐し49年10月に中華人民共和国の設立を宣言した。しかし50年の朝鮮戦争の勃発によって米国と中華人民共和国との関係改善は頓挫し、米国は極東戦略上、「中共封じ込め政策」を発動、同時に中華民国への援助を復活させることとした。

戦後の台湾の産業発展過程はおおむね以下のように6段階に分類される。

1945～1952年	混乱期からの復興
1953～1960年	米国の援助を基にした経済建設計画の導入と輸入代替産業の育成
1960年代	輸出産業と重工業の発展
1970年代	市場開放と経済発展に見合った社会資本の整備
1980年代	ドル安に対応した商品開発と競争力の強化
1990年代	地域経済統合への対応と两岸交流の進展を念頭においた経済力強化、およびWTO加盟をにらんだ国際スタンダードへの移行

第1段階において当局は、農業生産拡大のための肥料、工業用動力としての電力、民生必需品としての紡織の3項目を産業振興の優先対象に選び、52年には工業生産高が過去最高の1938年の水準を回復した。1946～52年にかけて年平均62%という悪性インフレも52年の通貨改革を機におさまり、一連の農業改革も52年に完了した。米国による経済支援の具体的スケジュールも決まり、経済発展に向けての基盤が整った。

第2段階では農工業の生産増加が目標とされた。海外からの投資誘致のための法が整備され、公営事業の一部民営化が進められると同時に、公営企業の設備増強、中国国民党が出資する党営企業により基幹産業を補完する産業整備が進められた。この時期、民間に払い下げられた台湾水泥公司是社会資本建設によるセメ

ント需要の急増で急成長し、資本回収期間が短い繊維産業は、いわゆる「朝鮮特需」により発展の基礎を築いた。

第3段階では洋傘や玩具などの製造業が家内工業から企業化し、繊維業は有望な輸出産業に発展した。エビの養殖技術を日本から導入したのもこの頃にあたる。

第4段階では、畜産振興をもとに冷凍肉産業が勃興した。繊維産業は自動化、高速化と従来製品より細い繊維を開発・生産することで、洋傘は利便性を高めた商品開発で、石油危機を乗り切った。縫製業は大量生産システムを導入し、衣服が有望な輸出商品に育った。また、エビも対日輸出が軌道に乗った。一方、セメント産業は石油危機のあおりで建設需要が減り、不況に陥った。73年には、台湾の産業高度化を促進するための研究機関として、経済部付属の工業技術研究院(ITRI)が財団法人として独立し、80年には先端産業専門の工業団地「新竹科学工業園区」がオープンした。

第5段階では、プラザ合意による円高を背景に、日本企業の生産移転や調達先の変更などで、エビ、豚肉(冷凍・チルド)、衣服、玩具などの産業の輸出が全盛を迎えた。セメント産業は、公共投資の拡大で再び基幹産業として脚光をあびた。

この頃から、台湾の民主化の動きと軌を一にして、欧米に留学し、欧米企業に務めていた人々の帰国による起業が増えた。特に電子分野での企業設立が相次ぎ、90年代のIT産業の発展につながった。当局も税制優遇やITRIのスキームを使って、電気・電子産業と光学産業の育成を図った。

こうした産業発展を支えたのは、いわゆる「10大建設」と呼ばれるインフラや重化学工業の整備・拡張であった。10大建設とは、①南北高速道路(基隆～高雄)、②台中新港、③蘇澳港、④桃園国際空港、⑤東海岸縦貫鉄道の建設、⑥西海岸縦貫鉄道の電化、⑦中国造船公司による大型ドック建設、⑧中国鋼鉄による一貫製鉄所建設、⑨中国石油公司による大型石油化学工場建設、⑩台湾電力公司による原子力発電所建設のプロジェクトを指し、70年代から10年余をかけて整備された。特に大型石油化学工場の建設は、台湾企業がプラスチック業界で国際価格を形成する実力を備えることに原料供給面で大きく貢献した。

90年代初頭からの第6段階は、人件費と台湾元の上昇から輸出競争力が低下し、

企業の海外直接投資が活発化するとともに、高度成長時代に終わりを告げた時代である。伝統産業は海外移転を図り、ASEAN 5、ベトナム、中国などに投資が向かった。台湾内では、これらの産業に代わって半導体やパソコン、パソコン周辺機器などを生産するIT産業が台頭した。90年代末からはIT産業でも付加価値の低い部門の華南、華東への生産拠点移転が相次ぎ、台湾のIT産業は設計と核心部品の生産に特化する傾向を見せている。

一方、台湾ではベンチャービジネスが盛んで、これまでも産業の新陳代謝を促してきた。勤勉な国民性に加え、営利への聡い感覚、投資への積極的な気質、これらをつなぐ人的ネットワークがこうした風土を育んでいる。特にITRIの中にある電子工業研究所（ERSO）は、ベンチャー育成のインキュベータ機能を有し、電子・半導体、通信、設備・機械、化学、エネルギー・環境、素材、オプトロニクスなどの産業発展に大きく貢献してきた。

③ 産業政策の今後の方向

陳水扁政権は「緑のシリコンアイランド」構想を掲げ、新竹を中心にIT産業を引き続き発展させる一方、台南を中心に光電産業を育成する産業政策を掲げ、外資系企業の誘致にも尽力している。

2002年1月1日にはWTOに加盟し、関連措置として外資や外国商品に対する規制が緩和され、市場開放が促された。国内企業は生存を賭けて競争力の強化を図る一方、産業空洞化懸念から当局は競争力のある産業の早期育成を課題として抱えることとなった。

行政院は02年5月、「挑戦2008－6カ年国家発展重点計画」を発表した。これによると03～08年までの6カ年計画として当局は、①情報と英語力に長けた「E世代人材育成」、②デザイン、デジタル文化、映像・音楽、出版、動画をベースとした「文化創意産業発展」、③国際的な科学技術研究の誘致を図り、バイオ、ナノテクノロジー、半導体、通信などの技術開発を進める「国際創新研究基地」、④生物医学、半導体、花卉、種苗、リサイクルなどを念頭とした「産業高付加価値化」、⑤観光インフラの整備や国際会議の誘致に重点をおいた「観光客倍増」、⑥全世帯

を高速ネットで結ぶ「デジタル台湾」、⑦台湾北部、中部、南部における海・空港の整備と通関の簡易化、電子化などを通じて企業のアドミニストレーション機能を誘致する「營運総部建設」、⑧高速鉄道整備、既存鉄道の高速化などによる「全島運輸骨幹建設」、⑨水源開発、地熱エネルギー開発、下水道整備、緑化などを旨とする「水と緑の建設」、⑩郷村の地区組織の活性、地場産業の発展、健康面を重視した生活環境の改善を目指す「新故郷社区营造」の10項目を重点計画としている。特に、「二兆双星産業」（「二兆」は06年の生産額が各1兆元を超えると見込まれる半導体産業とディスプレイ産業、「双星」はデジタルコンテンツ産業とバイオテクノロジー産業）は将来の台湾経済を支える基幹産業としての発展が期待されている。

当局はこの構想の推進のため、政府予算に加えて、総額1,000億元のベンチャーキャピタル基金の投資をこの分野に誘導することを目標としている。

さらに当局は「挑戦2008」と絡めて、「新10大建設」を標榜し、04年6月に必要な予算の一部を可決した。新10大建設は、①頂尖大学及研究中心、②国際芸術及流行音楽、③M台湾計画、④台湾博覧会、⑤台鐵捷運化、⑥第三波高速公路、⑦高雄港国際貨櫃中心、⑧北中南捷運、⑨汚水下水道、⑩平地水庫海淡場からなる。
(<http://tnmcp.gio.gov.tw>参照)

計画の概要は、①世界100位以内にランクされる大学の育成およびインターカレッジによる研究を促す機関を設置する、②台湾の北部、中部、東部、南部の4地域において国際芸術および音楽ホール、美術館等を整備し、華人芸術、華人音楽の中心地として台湾を育成、世界的な芸術家やスターの招致により芸術・音楽振興を図る、③高度情報化社会への対応として全戸を10Mbpsの高速通信網で連結する、④国土発展の均衡や歴史遺産の保存を図るとともに国際社会において台湾の科学技術や民俗、歴史文化などの認知を図るため2008年に「台湾博覧会」を開催する、⑤路盤改良、新線建設などによる列車増発で大量輸送を図り1時間の移動距離を現行の40キロメートルから70キロメートルに高速化して西海岸各都市を結ぶ、⑥東海岸および南投県の観光地と都市部をつなぐ高速道路網および都市部周辺の高速度道路の利便性の整備を図るため190キロメートルの高速度道路を建設する、⑦アジ

第4-1表 台湾の産業構造（国内総生産に占める割合）

（単位：％）

年度	農業	工業		サービス業			
		製造業		流通・レストラン業	金融保険・不動産業	政府サービス	
1995	3.5	36.4	27.9	60.2	16.4	19.3	10.4
1996	3.2	35.7	27.9	61.1	16.8	19.5	10.2
1997	2.6	35.3	27.8	62.1	17.2	20.6	10.2
1998	2.5	34.6	27.4	63.0	17.7	20.4	10.0
1999	2.7	33.2	26.6	64.3	18.4	20.4	10.2
2000	2.1	32.4	26.4	65.5	19.3	20.0	10.2
2001	1.9	30.9	25.3	67.0	19.3	20.5	10.7
2002	1.9	31.0	25.9	67.1	19.4	20.9	10.5
2003	1.8	30.1	25.5	67.8	19.9	21.0	10.8

（出所）行政院主計処「経済動向統計月報」、各業生産結構

ア～欧州、北米、豪州を結ぶコンテナのコア・ターミナルとして高雄港整備を図る、⑧台北県・市、台中県・市、高雄県・市を中心とした捷運（第三セクター）による地方鉄道網を充実させる、⑨污水处理施設整備による厚生環境の改善を図る、⑩4カ所の人口湖の建設、桃園県、新竹県、離島地域での海水の淡水化プラント設置により飲料および工業・農業用水の確保を図る、となっている。

（2）産業構造の推移

製造業の発展と購買力の上昇は、金融業や流通業の発展を促した。台湾は88年以降、GDPに占める第三次産業の比率が一貫して上昇しており、03年は67.8%となった。金融保険・不動産業が21.0%、流通・レストラン部門が19.9%、行政部門が10.8%を占めている。

第二次産業のシェアは88年以降、年々低下しており、03年は30.4%と、前年比1.6ポイント低下した。そのうち製造業は25.5%、建設業は2.2%、電気・水道・ガス業は2.2%である。就業人口は第三次産業の比率が57.3%に上昇し、第二次産業は35.2%に低下した。

農林水産業は、工業、サービス業の発展に伴い国民経済に占める割合を低下さ

せており、70年代半ばの約13%から90年代半ばには3%台に、03年には1.8%に下がった。しかし就業人口は今なお7.3%、就業者数で70万人前後と推計されている。

2002年末時点の台湾の企業数は117万1,780社で、産業別では商業が66万7,300社、製造業が13万8,300社、建設業が7万7,800社と続いている。製造業はこの1年間で約3,000社減少した。

また経済部中小企業処によると、中小企業は114万6,000社で、前年比で4万2,000社増加した。中小企業就業者数も前年の736万から増加し、全就業者の80.7%にあたる742万人となった。全企業の売上高総計においても中小企業の売上高の割合は31.5%と前年比で伸びたが、輸出額の割合は微減の18.6%となった（参考までに、経済産業省が5年ごとに実施している「商工業実態基本調査」によると、日本では98年時点で、売上高の36.8%を中小企業が占めている。03年の調査は集計中のため公表されていない）。

戦後の台湾では、公営企業、それを補完する国民党系の党営企業や当局に近い一部の民間企業が重厚長大型産業を独占して市場を押さえたため、多くの中小企業は輸出に活路を見いだしてきた。労働集約的な従来型の中小企業が多い中、最近では工場を持たず研究と設計に特化しファンドリーに生産を委託するファブレス型IT企業が業績を伸ばしている。

台湾は、世界に先駆けて輸出加工区を整備し、外資を誘致して産業高度化と技術の導入を図ってきた。プラザ合意以後の円高による日本企業の海外調達シフトにより、台湾における日系メーカーは売上高などで常に上位にランクされてきた。また大手欧米企業も台湾を製造拠点として投資してきた。しかしながら90年代のIT産業の台頭は台湾の民族資本の発展を促した。外資系メーカーは今なお台湾経済において重要な役割を有しているが、台湾企業への委託生産が増え、あるいは台湾系企業を通じた調達が増えるに従って、売り上げ面では比重を低下させている。

03年度の売上高ランキングでは、上位5社のうち3社を中国石油や台湾電力といった公営企業が占めた。公営企業は、経営効率化のため、民営化も含めた改善が検討されている。既に中国鋼鉄、中華電信、台汽客運公司などの株式が民営化

のため放出され、台湾省菸酒公売局も台湾菸酒股份公司として株式会社に改組された。交通銀行、台湾電力、中国石油公司、中国造船公司、台湾鐵路管理局なども完全民営化に向けての計画が作成されている。

民間企業では、上位にランクされている企業には保険業とIT産業が多い。製造業の売上高ランキングでは、上位25社のうちIT産業が16社を占めている。また、特徴として民族資本による企業が発展していることが挙げられる。外資比率50%超の企業は上位25社中3社にすぎず、日本資本比率50%以上の企業は50社以内にひとつもランクされていない。

第4-2表 企業売上高ランキング (2003年)

順位	企業名		英文名	売上高 (100万元)	前年比 (%)	従業員数 (人)
	2002	2001				
1	2	國泰人壽保險	Cathay Life Insurance Co., LTD.	474,956	5.14	28,620
2	1	中国石油	Chinese Petroleum Corp.	457,854	19.49	15,580
3	3	中央健康保険局	Bureau of National Health Insurance	356,579	3.4	2,591
4	4	台湾電力	Taiwan Power Co., LTD.	335,471	4.05	26,722
5	6	鴻海精密工業	Hon Hai Precision Industry Co., LTD.	327,691	33.74	2,058
6	5	中華郵政	Chungha Post Co., Ltd.	318,372	1.78	26,440
7	13	廣達電腦	Quanta Computer Inc.	292,288	105.48	5,232
8	7	南山人壽保險	Nan Shan Life Insurance Co., LTD.	257,982	14.45	3,893
9	11	台塑石化	Formosa Petrochemical Corp.	236,520	39.63	3,129
10	8	勞工保險局	Bureau of Labor Insurance	211,593	3.36	1,530
11	9	新光人壽保險	Shin Kong Life Insurance Co., LTD.	210,484	10.08	17,682
12	12	台灣積體電路製造	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., LTD.	201,904	25.43	15,000
13	10	中華電信	Chungha Telecom Co., LTD.	179,148	1.73	29,070
14	14	仁寶電腦工業	Compal Electronics	162,225	39.29	5,409
15	17	中国鋼鐵	China Steel Corp.	129,702	29.78	8,668
16	15	南亞塑膠鈦業	Nan Ya Plastics Corp.	127,642	23.16	15,998
17	16	美商美聯泰人壽保險	ING Life Insurance Corp. of America	113,469	9.63	16,793
18	19	明碁電通	BENQ Corporation	108,698	16.59	3,708
19	21	台湾化学纖維	Formosa Chemicals & Fibere Corp.	106,421	22.5	6,544
20	18	光寶科技	Lite-on Technology Corporation	99,667	1.49	30,000
21	26	友達光電	AU Optronics Corp.	97,610	29.27	8,272
22	40	三星電子	Samsung Electronic Taiwan Co., Ltd.	93,655	55.94	162
23	31	聯華電子	United Microelectronics Corp.	84,862	25.86	8,897
24	34	台灣塑膠工業	Formosa Plastic Corp.	84,468	28.54	4,637
25	33	大同	Tatung Co., Ltd.	83,644	25.41	5,842

(出所) 中華徵信所「2004台湾地区大型排名TOP500」

第4-3表 民間製造業売上高ランキング (2003年)

順位	企業名		英文名	売上高 (100万円)	成長率 (%)
	2003	2002			
1	1	鴻海精密工業	Hon Hai Precision Industry Co., LTD.	327,691	33.74
2	4	廣達電腦	Quanta Computer Inc.	292,288	105.48
3	2	台塑石化	Formosa Petrochemical Corp.	236,520	39.63
4	3	台湾積体電路製造	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., LTD.	201,904	25.43
5	5	仁寶電腦工業	Compal Electronics	162,225	39.29
6	7	中国鋼鐵	China Steel Corp.	129,702	29.78
7	6	南亞塑膠工業	Nan Ya Plastics Corp.	127,642	23.16
8	9	明基電通	BENQ Corporation	108,698	16.59
9	10	台湾化学纖維	Formosa Chemicals & Fibere Corp.	106,421	22.50
10	8	光寶科技	Lite-on Technology corporation	99,667	1.49
11	13	友達光電	ACER Display Technology Inc.	97,610	29.27
12	16	聯華電子	United Microelectronics Corporation	84,862	25.86
13	17	台湾塑膠工業	Formosa Plastic Corp	84,468	28.54
14	20	大同	Tatung Co., LTD.	83,644	25.41
15	15	英業達	Inventec Corporation	81,578	19.44
16	12	緯創資通	Wistron Corporation	77,727	1.35
17	14	德州儀器工業	Texas Instruments Taiwan LTD.	77,594	10.15
18	11	華碩電腦	Asustek Computer Inc.	74,429	△9.84
19	21	微星科技	Micro-star International Co., LTD.	63,870	12.87
20	26	奇美電子	Chi Mei Optoelectronics Corp.	62,030	52.33
21	24	國瑞汽車	Kuozui Motors LTD.	58,670	8.64
22	19	台湾飛利浦建元電子	Philips Electronic Building Elements Ind.(Taiwan)LTD.	56,005	△11.87
23	23	中華汽車工業	China Motor Corp.	55,547	1.41
24	29	大眾電腦	First International Computer Inc.	48,982	24.62
25	25	燁聯鋼鐵	Yieh United Steel Co., LTD.	47,855	17.33

(出所) 第4-2表に同じ。

第4-4表 外資系企業売上高ランキング (2003年)

順位	企業名		英文名	売上高 (100万元)	前年比 (%)
	2003	2002			
1	1	南山人壽保險	Nan Shan Life Insurance Co., LTD.	257,982	14.45
2	2	美商美國安泰人壽保險	ING Life Insurance Corp. of America	113,469	9.63
3	5	台灣三星電子	Samsung Electronic Taiwan Co., Ltd.	93,655	55.94
4	3	德州儀器工業	Texas Instruments Taiwan LTD.	77,594	10.15
5	4	台灣飛利浦電子	Philips Electronic Building Elements Ind.(Taiwan)LTD.	56,005	△11.87
6	6	家福	Presicarre Corp.	50,400	7.23
7	8	松下産業科技	Panasonic Industrial Sales (Taiwan) Co., LTD.	43,310	26.15
8	14	-	Toshiba Digital Media Network Taiwan Corporation	38,000	72.72
9	9	福特六和汽車	Ford Lio Ho Motor Co., LTD.	36,761	15.40
10	10	台灣恩益禧	NEC Taiwan LTD.	35,775	12.47
11	13	-	Prudential Life Assurance Co., LTD.	34,011	29.82
12	12	台灣飛利浦電子工業	Philips Electronics Industries (Taiwan) LTD.	30,910	13.26
13	7	台灣應用材料	Applied Materials Taiwan LTD.	27,540	△21.31
14	15	中美和石油化學	China American Petrochemical Co., LTD.	27,343	40.98
15	11	美商花旗銀行	Citi Bank	25,764	△12.40
16	22	台灣東芝電子	Toshiba Electronic Taiwan Corp.	22,155	23.99
17	17	惠普科技	Hewlett-packard Taiwan LTD.	22,000	10.00
18	19	台灣松下電器	Matsushita Electric (Taiwan) Co., Ltd.	20,370	6.09
19	16	台灣國際商業機器	IBM Taiwan Corp.	20,000	0.00
20	25	台灣東電化	TDK Taiwan Corp.	19,506	17.14
21	26	杜邦遠東石化	Dupon Far Eastern Petrochemicals Ltd.	17,109	13.29
22	18	台灣三菱電機	Mitsubishi Electric Taiwan Co., LTD.	16,490	△15.43
23	30	台灣杜邦	Dupont Taiwan Ltd.	14,393	8.74
24	32	台灣愛普生科技	Epson Taiwan Technology & Trading Ltd.	14,339	10.78
25	21	摩托羅拉電子	Motorola Electronics Taiwan LTD.	14,205	△25.39

(出所) 第4-2表に同じ。

第4-5表 企業貿易ランキング (2003年)

(単位：100万米ドル)

順位	企業名	英文名	貿易額	輸出額	輸入額
1	廣達電腦	QUANTA COMPUTER INC.	5387.92	3164.51	2223.41
2	台塑石化	FORMOSA PETROCHEMICAL CO.	4061.47	927.29	3134.18
3	台灣積體	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING COMPANY LTD.	3240	1421.52	1818.48
4	德州儀器	TEXAS INSTRUMENTS TAIWAN LTD.	2890.59	1418.95	1471.64
5	仁寶電腦	COMPAL ELECTRONICS, INC.	2364.79	1036.2	1328.59
6	華碩電腦	ASUSTEK COMPUTER INC.	2325.09	1599.17	725.92
7	華宇電腦	ARIMA COMPUTER CORP.	1958.5	1220.47	738.03
8	中国鋼鐵	CHINA STEEL CO.	1839.72	765.75	1073.97
9	明基電通	BENQ CO.	1778.29	1192.05	586.24
10	友達光電	AU OPTRONICS CORP.TAOYUAN BRANCH	1692.1	1138.47	553.63
11	英業達	INVENTEC CO.	1675.68	988.72	686.96
12	微星科技	MICRO-STAR INTERNATIONAL CO.,LTD.	1648.75	1150.48	498.27
13	台灣化学纖維	FORMOSA CHEMICALS & FIBRE CORP.	1590.83	999.33	591.5
14	緯創資通	WISTRON CORPORATION	1501.23	913.32	587.91
15	精英電腦	ELITEGROUP COMPUTER SYSTEMS CO.,LTD.	1497.81	950.01	547.8
16	南亞塑膠工業	NAN YA PLASTICS CO.	1483.55	1120.08	363.47
17	日月欣半導體	ASE(CHUNG-LI) INC.	1483.24	611	872.24
18	聯華電子	UNITED MICROELECTRONICS CORP.	1438.09	540.3	897.79
19	中華映管	CHUNGHWA PICTUER TUBES, LTD.	1353.02	939.61	413.41
20	台灣東芝	TAIWAN TOSHIBA INTERNATIONAL PROCUREMENT CORP.	1261.19	1261.17	0.02
21	矽品精密工業	SILICONWARE PRECISION INDUSTRIES CO.,LTD.	1217.03	390.3	826.73
22	燁聯鋼鐵	YIEH UNITED STEEL CORPORATION	1171.71	498.65	673.06
23	奇美實業	CHI MEI CO.	1164.1	777.64	386.46
24	奇美電子	CHI MEI OPTOELECTRONICS CORP.	1161	699.89	461.11
25	台灣塑膠工業	FORMOSA PLASTICS CO.	1116.43	787.27	329.16

(出所) 經濟部國際貿易局 出進口績優廠商名錄2002

第5章 産業事情

(1) 農林水産業

近年、工業の急速な発展に伴い、農林水産業の国民経済に占める地位は急速に低下しつつある。国内総生産に占めるそのウエイトは1975年の12.7%から2003年には1.8%に、また総輸出額に占める農林水産物（加工品を含む）のシェアは同期間に19.6%から2.3%になった。しかし、03年の農業就業人口は69万6,000人と依然として総就業人口の7.3%を占め、国民経済の基礎、民生安定の要素として、また、対日輸出の主要部門として依然重要な地位にある。経済政策においても工業と農業のバランスのとれた発展が強く推進されている。しかしながら、02年1月のWTO加盟により、農産物の輸入自由化・関税率の引き下げの影響は大きく、高付加価値化、生産性の向上による台湾農業の一層の競争力向上が課題となっている。

① 土地利用

台湾の総面積3万6,001平方キロメートルのうち、平地は27%、山地は73%であるが、全土の半分以上が農林水産業に直接使用されている。耕地面積は約84万ヘクタールで全土の約4分の1を占めており、そのうち43.3万ヘクタール(51%)が水田であり、41万1,000ヘクタール(49%)が畑地である。また、水田のうち、二期作用が31万9,000ヘクタールで水田全体の73.7%となっている。なお、84年からは水田転作政策が本格的に始まり、収穫面積ベースで水田は83年の64万5,000ヘクタールから03年に27万2,124ヘクタールと半分以下にまで減少している。

台湾では、豊富な雨量、温暖な気候等の恵まれた自然条件下で、水利施設の整

第5-1表 耕地利用状況（2003年）

（単位：1,000ha、%）

耕地	844.1 (100.0)	水田 432.9 (51.3)	二期作田	319.0 (37.8)		
			短期作田	113.9 (13.5)	第1期作田	10.9 (1.3)
					第2期作田	103.0 (12.2)
		畑地	411.1 (48.7)			

備、土地基盤の整備等を行うことにより多毛栽培が行われ、土地が高度に利用されている（03年の耕地利用率94.4%^注）。また、北部地区に休耕地が比較的多いに対し、南部地区では雑穀類の長期連作による地力衰退が見え始めていることから、水稻、雑穀、園芸作物との輪作の確立、集団転作、経営規模拡大等による生産効率向上とコスト低減、有機肥料による地力維持等持続的農業が農業関係者の目標となってきた。

（注）耕地利用率＝作付延べ面積÷耕地面積×100

② 生産と貿易

WTO加盟2年目に当たる03年の農業生産指数は104.26（01年を100とした場合）（総生産額3,505億元）であり、WTO加入前の01年より4.26ポイント増となった。これは、01年に台風および豪雨等の天候不順により農業生産が減少していたことに加えて、03年は重大な自然災害は無く、農業生産には良い年であったことによ

第5－2表 主要農産物の生産量

（単位：1,000トン）

区分	品目	1998	1999	2000	2001	2002	2003
普通作物	コメ（玄米）	1,489	1,559	1,540	1,396	1,461	1,338
	トウモロコシ	244	201	178	166	189	168
	コウリヤン	44	34	26	22	18	18
	サツマイモ	187	219	198	189	191	200
	落花生	68	67	79	56	77	73
特用作物	茶	23	21	20	20	20	21
	タバコ	10	9	12	9	8	5
	サトウキビ	3,560	3,256	2,894	2,180	1,973	1,966
果実	バナナ	216	213	198	205	227	223
	パイナップル	316	348	358	389	416	448
	カンキツ類	482	486	440	463	459	529
	マンゴー	187	207	211	213	213	221
	檳榔	173	170	167	165	162	160
野菜	タマネギ	37	26	35	22	45	36
	エダマメ	68	61	74	76	73	77
	トマト	97	109	124	116	153	143
	タケノコ	341	359	337	323	341	345

（出所）台湾農業年報（2003年）

る。また、農林水産業の部門別生産額の割合は、農業41.1%、林業0.2%、畜産業31.5%、水産業27.2%となっている。

一方、農林水産品の貿易は、農業部門の生産の停滞と工業部門の急速な成長、貿易自由化の進展、食生活の多様化を反映しており、輸出面では農林水産品の輸出主力商品としての地位低下が、輸入面では飼料用穀物、木材、乳製品をはじめとする輸入額の急増が特徴としてみられる。03年における農林水産品の輸出額は32億3,795万ドル（前年比2.8%増）であった。輸出総額に占める農林水産品の割合は1965年以前は50%以上、81年までは10%台を維持していたが、その後徐々に下降し03年には2.2%となっている。また、03年の輸入額は、77億8,196万ドル（同9.9%増）であり、輸入総額の6.1%が農林水産品である。輸入に関しては米国からの穀物が大きな割合を占めており、農林水産品輸入総額に占める米国の割合は33.0%となっている。さらに、農林水産品の貿易収支は74年から輸入超過へ転じており、03年には45億4,401万ドルの入超となっている。ただし、03年における日本への農林水産品輸出額が12億652万ドル（農林水産品輸出総額の37.3%、対日輸出総額の10.1%）に上るのに対し、日本からの農林水産品輸入額は5億2,746万ドルであり、今日、巨額の対日貿易赤字が喧伝される中で、農林水産品においては台湾側が6億7,906万ドルの出超となっている。なお、97年以降、日本への農林水産品輸出額は、台湾における口蹄疫発生の影響により、大幅に減少している。

a. 農 業

近年生活水準の向上に伴う食生活の多様化によりコメの消費が低下した反面、米作技術の向上と農家保護の観点からの買上げ保証価格の上昇等により、コメが増産され、77年頃から米過剰が顕在化してきた。

そのため、77年より本格的な稲作転換政策が実施されており、84年から97年までは「米生産および水田転作計画」により、トウモロコシ、大豆等への転換、休耕等に対して転作奨励金が支給されてきた。

さらに、WTO加盟により一定量のコメの輸入等が必要になる状況下で、需給バランスがとれた米生産を確保するために、98年から「田畑利用調整計画」を実施しており、保証価格買い取りおよび直接給付が行われている。保証価格買い取り

第5-3表 主要農産物の輸出入量

(単位：トン)

	1999	2000	2001	2002	2003
輸出					
コメ	113,023 (-)	119,513 (-)	156,028 (7)	94,000 (-)	28 (-)
バナナ	44,913 (44,913)	42,603 (42,603)	25,643 (25,643)	24,757 (24,744)	33,160 (33,128)
パイナップル	1,042 (1,008)	843 (836)	947 (946)	381 (369)	905 (848)
レイシ	5,849 (933)	3,588 (576)	3,503 (286)	3,451 (187)	6,445 (79)
マンゴー	4,997 (36)	2,471 (101)	3,222 (109)	5,555 (124)	12,623 (75)
キク	1,059 (1,051)	1,140 (1,135)	827 (824)	826 (819)	973 (966)
グラジオラス	1,200 (1,181)	568 (554)	426 (420)	593 (564)	501 (495)
粗精製糖	12,634 (0)	14,732 (0)	12,149 (31)	12,304 (12,233)	12,286 (12,304)
冷凍野菜	31,214 (26,161)	32,372 (26,609)	28,885 (24,384)	27,917 (24,481)	30,686 (28,719)
たけのこ缶詰	8,651 (5,140)	6,098 (3,377)	5,004 (2,475)	2,995 (427)	2,302 (330)
マッシュルーム缶詰	2,633 (27)	7,453 (22)	3,740 (87)	2,350 (2,013)	2,922 (2,546)
茶	3,539 (1,541)	3,774 (1,578)	4,360 (1,275)	6,708 (1,312)	8,557 (6,708)
輸入					
コメ	3,809 (-)	6,138 (-)	5,529 (0)	103,567 (265)	147,717 (224)
小麦	990,557 (-)	1,157,932 (-)	1,020,852 (-)	1,153,435 (-)	1,224,328 (-)
大麦	231,540 (-)	139,869 (-)	202,688 (-)	182,693 (-)	32,607 (-)
トウモロコシ	4,823,072 (-)	4,941,758 (-)	5,198,367 (-)	5,055,173 (-)	5,075,040 (-)
大豆	2,354,508 (-)	2,350,111 (-)	2,442,328 (-)	2,534,075 (-)	2,453,551 (-)

(注) () 内は日本との貿易量。

(出所) 農産貿易統計要覧

については、94年から96年を基準年として、この期間に水田であった場合にはコメを保証価格で買い取り、トウモロコシ、大豆等を契約栽培した場合にも保証価格で買い取る（ただし、基準年以降に面積を拡大した部分は対象にならない）。直接給付については、休耕、緑肥、水源涵養等の生態維持措置を行った場合には最高4万6,000元／ヘクタール、が支給される。なお、コメの品質および安全性を確保し、国産米の競争力を高めるために、農業委員会はコメの等級検査、購入販売

制度および良質米栽培を推進している。

03年のコメの収穫面積は、前年比11.3%減少し、年間の玄米生産量は約139万トンと前年比8.4%減少している。

このほか03年は灌漑用水不足で農産物の多くは02年に比べて減産となっている。

WTO加入による市場開放で農産物の輸出入が継続して伸びを見せた。なお、03年のコメの輸出量は前年に比べて激減（9万4,000トン→28トン）しているが、これはWTO加盟後、各国との輸出に関する交渉がまとまらなかったためである。

b. 畜産業

畜産の中心は豚と鶏であるが、97年3月の口蹄疫発生により、対日輸出の主力商品であった豚肉が輸出停止となり、さらにWTO加盟による安価な豚肉、鶏肉等の輸入の影響等により、産業としても大きな転換期にさしかかっている。

(1) 豚

台湾は東南アジアで唯一の口蹄疫等の清浄地域であったが、97年3月20日、農業委員会が口蹄疫の発生を発表した。最初の侵入は3月上旬と推定されているが、瞬く間に台湾全土に広がった。日本は直ちに台湾からの豚肉を含む偶蹄類動物およびその肉の輸入を禁止した。これは豚肉の年間生産量の22%（対日輸出量÷と体ベースの年間と畜量）を日本に輸出していた台湾にとっては大打撃であった。台湾当局は、口蹄疫ワクチンの輸入および接種、口蹄疫が発生した養豚場で飼養されているすべての豚の殺処分、偶蹄類動物およびその肉の輸出禁止措置などを取った。これらの対策により、97年7月には口蹄疫の発生がいったん収まったが、口蹄疫発生前に台湾で飼養されていた約1,070万頭の豚のうち、380万頭以上の豚が殺処分された。

農業委員会は、ワクチン接種の徹底、監視態勢の強化、肉類の密輸防止等の対

台湾における口蹄疫の発生状況

発生時期	97.3.19	97.12.6	98.12.25	99.6.10	00.1.21		00.10.23	01.2.25
畜種	豚	豚	豚	牛	牛	山羊	豚	豚
発症頭数	約100万頭	915頭	839頭	664頭	262頭	516頭	5頭	3頭

(出所) 当事務所調べ

策を実施したが、再発を完全に防止することはできず99年には牛、00年には牛、山羊、豚、01年に入ってから豚で口蹄疫が発生した。その後、口蹄疫の発生は確認されておらず、最後の発生から3年以上が経過しているが、いまだ台湾当局はワクチン接種を実施しているため、現在までのところ、豚肉等の対日輸出再開の目途はたっていない。ただし、加熱肉類製品（ソーセージ等）については、日本の衛生基準をクリアした工場から日本への輸出が可能となっている。

農業委員会では、養豚政策調整法案である「養豚産業永続経営指導計画」を策定し、97年9月に行政会議（閣議決定に相当）で承認された。この中では、98年度から4年間で、養豚産業構造を調整し競争力を高め、疾病の防止体系を強化し、養豚による環境汚染を防止し、衛生的で安全な豚肉を供給することを目標としている。効果としては、養豚生産コストを100キロ4,600元から4,000元以下に引き下げ、飼養100頭以上でかつ一貫経営の養豚農家の占める割合を引き上げ、養豚農家を2万6,000戸から1万5,000戸に減らすこと等がうたわれている。

この計画実施に伴い、補償金の支払いにより養豚業からの転業を促進する離牧補償が実施されており、98年11月から99年1月までの申請期間に6,754戸の養豚農家からの申請があった。また、養豚を含む畜産業全体を対象とした「畜牧法」が98年6月に施行されており、一定規模以上（豚の場合には20頭以上）の畜牧場の登記を義務付けることにより生産販売の秩序を維持し、汚染防止および離牧農家のアフターケアを図り、畜牧場に獣医を配置させることにより衛生管理および防疫面を強化し、と畜場を設置基準に合致させ、衛生検査を行う獣医の権限を整備するなどによりと畜場の管理を整備するものとしている。さらに、農業委員会による生産販売等の目標を達成するため、畜牧場、畜産団体に対する生産販売の調整、指導を行う財団法人中央畜産会が00年1月に設立された。

なお、養豚頭数調査の結果によると、02年末での飼養頭数は679万頭で01年末と比較すると5.2%、37万頭の減少となった。これは、口蹄疫発生後、輸出等の需要が十分回復していない中で生産を急速に回復させ、大幅な価格下落を招いた反省による生産調整の結果と考えられる。農業委員会の調査によれば、02年の3品種平均農場価格は1kg当たり43.83元であり、99年の62.46元から30%もの下落となっ

ている。

また、WTO加盟のバイ交渉により、加盟前から米国から豚バラ肉5,000トン、豚内臓7,500トン、牛内臓5,000トン、鶏肉1万トンの輸入割当がなされていたが、さらに、米国以外の国に対しても99年7月1日から、豚バラ肉1,160トン、鶏肉9,163トン、豚内臓2,500トン、牛内臓5,000トンを輸入割当することが99年5月に決定された。これによる台湾の畜産品の生産額減少は181億元に上ると試算されている。また、WTO加盟2年目の03年には、豚バラ肉10,780トン、鶏肉3万2,577トン、豚内臓1万8,750トンが関税割当されており、需給はさらに緩んでいる。

(2) 鶏

鶏肉は、生産から殺処分まで一貫して行う養鶏業者が増加して生産の効率化が図られ、また、電気処理鶏肉、鶏肉加工品の増加が消費を拡大していたが、最近3年は横ばいになっている。

養豚業と同様に、離牧補償が実施されており98年11月から99年1月までの申請期間に973戸の養鶏農家からの申請があり、一定規模以上（家禽の場合には3,000羽以上）の養鶏場に対して畜牧法に基づく管理指導等が行われるが、近年は供給過剰により、大幅に価格が下落している。

(3) 牛

需要の伸びている牛肉は多くをオーストラリア、米国、ニュージーランドからの輸入に依存しているが、国内生産もわずかではあるが行われており、03年の供給量は対前年比4.1%増の5,523トンであった。

第5-4表 主要畜産物の生産量

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
豚 (トン)	891,776	822,344	920,603	961,948	935,354	892,835
にわとり (千羽)	389,524	385,563	389,770	376,196	377,522	371,420
あひる (千羽)	35,719	35,208	34,099	32,142	31,012	31,040
鶏卵 (百万個)	7,158	7,274	7,270	7,325	7,070	7,019
牛 (トン)	5,288	5,168	4,901	5,057	5,303	5,523

(出所) 台湾農業年報

第5-5表 主要畜産物の輸出入量

(単位：トン)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
輸出						
豚肉 (冷蔵)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
豚肉 (冷凍)	1,399 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
豚肉 (調整品)	21 (1)	209 (199)	437 (426)	1,224 (1,204)	1,777 (1,753)	1,310 (1,160)
輸入						
牛肉 (冷蔵)	4,393 (7)	5,942 (7)	7,121 (2)	5,580 (-)	5,632 (-)	6,808 (-)
牛肉 (冷凍)	55,857 (11)	62,740 (9)	53,504 (2)	51,324 (-)	59,433 (-)	65,258 (-)
粉乳	92,449 (160)	97,402 (57)	91,428 (6)	90,586 (5)	95,533 (7)	85,730 (5)

(注) () 内は日本との貿易量 (出所) 農業貿易統計要覧

(4) 牛 乳

牛乳生産は、当局が生乳の保証価格政策を実施していることに加え国民生活の向上に伴う需要増加がみられたが、近年は横ばい状態が続いており、03年の供給量は対前年比0.9%減の35万4,421トンであった。

c. 水産業

03年の総生産量は150万トンで、内訳では遠洋漁業88万トン、近海漁業19万トン、沿岸漁業6万トン、養殖業36万トンであり、遠洋漁業のウエイトが大きくなっている。なお、養殖業については、最近の工業汚染等生産環境の悪化により、草エビ等、生産が伸び悩んでいるものもあるほか、違法な養魚池の設置、地下水の過度のくみ上げによる地盤沈下の発生等、国土保全上の問題も生じている。

水産物(水産加工品を含む)の対日輸出の主要品目は、ウナギ、マグロであり、ウナギは活魚、加工を併せ1億6,343万ドル、マグロは6億19万ドルに達し、この2品目で対日輸出農林水産品金額の63%を占めている。

最近、台湾の刺身マグロ(特にキハダマグロ)の対日輸出が著しく増加しており、93年には日本市場での刺身マグロが供給過剰により価格が暴落し、日本の業者が港にピケを張り、実力で台湾マグロ漁船の水揚げ阻止行動を取るなど政治問題にまで発展しかねない状況が発生した。このような状況を解消するため、日台の業界は、93年12月に日台双方の漁業当局者をオブザーバーとする対日マグロ輸

出に関する緊急会合を開き、94年の日本への輸出量を9万9,000トンとすること、台湾側業界が輸出量について自主管理を行うこと等で合意しており、その後も同様の民間合意が結ばれている。また、00年7月に日台業界間において、まぐろ資源の保存管理および合理的利用を図るための「責任あるマグロ漁業推進機構」の設立が合意されるとともに、日本起源のIUU漁船をスクラップすることにつき合意がなされた。さらに台湾側も、台湾で建造されたIUU漁船を台湾籍に復帰させる取り組みを行い効果を上げている。

ウナギについては、中国への進出が進んだ結果、現在では加工品の大半は中国での生産にシフトしている。

第5－6表 漁業生産量 (単位：トン)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
合計	1,346,326	1,363,867	1,357,351	1,316,904	1,405,092	1,498,983
遠洋漁業	839,190	854,667	886,859	795,622	823,534	877,663
近海漁業	209,721	205,640	169,520	158,969	185,031	192,681
沿岸漁業	43,609	39,911	44,016	48,923	49,251	63,430
養殖漁業	253,806	263,649	259,129	269,359	346,668	364,734

(出所) 台湾農業年報 (2003年)、台湾漁業年報 (2003年)

d. 林業

台湾の森林面積は210万ヘクタールで全土の58.4%を占めており、うち広葉樹林53%、針葉樹林21%、竹林7%、その他混合林19%となっている。また、樹林の4分の3は台湾省林務局の管理する国有林であり、残りの4分の1の大部分も他の当局機関が管理する国有林で、公有林および私有林は全体のわずか12%である。木材生産量は77年に治山治水資源保護の観点から、台湾林業改革法案が実行されて以来、伐採量を政策的に増やした83年を除き、年々減少する傾向にある。

一方、毎年大量の木材等林産物が輸入されており、03年の輸入額は8.9億ドルであった。

第5-7表 水産物の輸出入

(単位：トン)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
輸出						
ウナギ (活魚)	8,133 (8,099)	6,859 (6,619)	15,043 (13,369)	17,112 (13,934)	22,226 (19,574)	19,237 (19,166)
加工ウナギ	3,510 (3,020)	1,692 (1,441)	10,872 (10,057)	7,738 (6,415)	5,357 (4,140)	2,799 (2,077)
マグロ (生鮮冷蔵)	7,967 (7,793)	7,393 (7,305)	6,107 (5,985)	4,602 (4,434)	5,539 (5,477)	6,020 (5,980)
マグロ (冷凍)	160,024 (77,485)	122,408 (70,007)	149,136 (86,452)	177,833 (91,597)	202,103 (118,033)	206,386 (137,982)
テラピア (冷凍)	35,155 (405)	40,039 (507)	31,087 (431)	47,317 (570)	43,670 (536)	39,719 (543)
エビ (生鮮)	9	10	8	9 (6)	14 (11)	25 (10)
エビ (冷凍)	1,769 (474)	2,025 (398)	1,673 (239)	1,575 (1,116)	5,591 (251)	3,445 (213)
輸入						
フィッシュミール	2,432 (282)	2,213 (420)	1,812 (319)	1,914 (201)	1,295 (254)	1,454 (2)

(注) () 内は日本との貿易量

(出所) 農産貿易統計要覧

③ 農家および農政

a. 一般的動向

台湾の経済が戦後順調に伸びてきた理由の一つとして、農業生産が着実に増加して、「農業をもって工業を育てる」政策が成功したことが挙げられる。この農業発展は、米国の援助のもとに米台双方の関係者で設立された中国農村復興連合委員会（農復会）による資金援助と技術指導に負うところが大きい。特に、この農復会の協力により実施された土地改革は農業発展の基礎となったとされている。この結果、耕地所有形態で見た農家72万7,000戸(01年)の構成は、自作農82%、自小作農12%、小作農5%、その他1%となっている。

しかし、このような土地所有の平準化と均分相続によって農地は細分化され、01年では農家1戸当たりの耕地面積は平均1.17haと零細である。また、生産資材の高騰および労働コストの増大のほか、当局の農産物低価格政策もあり、農家所得は非農家所得の78%(01年)である。この結果、農村人口の都市への流出とともに兼業農家が急増し、今や兼業農家が9割近くを占めるとともに、農村労働力の老齢化、婦女子化が進んできている。

第5－8表 林産物の生産

(単位：m³)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
用材	36,486	32,947	30,046	40,326	53,672	67,260
薪炭材	13,042	9,997	5,134	7,533	7,388	18,282

(出所) 第5－2表に同じ

第5－9表 林産物の輸出入

(単位：1,000トン)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
原木輸入	1,064	1,119	1,021	826	774	836
原木輸出	6	8	12	7	10	7

(出所) 第5－3表に同じ

現在台湾の農業は、国内的にはこのように農村労働力、農地利用、流通、農工所得格差、農民福祉、環境保護等の、対外的にはWTO加盟等に伴う農産物貿易自由化圧力、輸出主力品目の競争力低下（中国大陸、東南アジアへの生産シフト）等の問題を抱えており、これらへの対応が強く求められている。

このため、行政院農業委員会では、01年から04年の農業施策の青写真となる「21世紀に邁進する農業新計画」を策定した。これによれば、2011年における台湾農業の発展目標として、「永続的に発展するグリーン産業としての農業の確立」、「尊厳と活力に満ちた農村生活の実現」、「経済、社会と自然とが共存共栄する環境の創造」を掲げている。これを達成するために当面4年間で必要な農業施策として、「市場指向の近代的な農業経営体の育成、法人化の促進」、「既存農協の統廃合、生産・販売・流通・観光の融合による競争力の向上」、「研究開発の促進と農業情報力の向上による流通販売の円滑化」、「文化、産業、レジャー、自然が一体となった農漁村開発」、「専業農家の所得保障制度と兼業農家の災害保険制度の創設」等を挙げている。

また、農業委員会は、98年より「科学技術、情報、ブランド」をスローガンとして掲げ、農産物の生産から流通における科学技術研究の推進、生産者および消費者への情報提供の効率化、国産農産物に対する優良なイメージ作りのためのプ

ランド化に必要な各種施策を実施している。科学技術については、自動化、バイオテクノロジーを重点項目として、生産および販売に関する技術革新と結びつけることで効率化を図ることとしており、品種改良のための遺伝子組換え技術、花卉栽培のための温室自動化等の成果が上がっている。情報化については、農業生産販売情報サービスネットワークにより、農家が野菜、果物の卸売価格や農業生産資材に関する情報を得られるようになってきている。ブランド化については、吉園圃（農薬が適正に使われた野菜、果物であることが認められたもの）、台湾珍豚、台湾土鶏等のマークの認証、果物での産地および品種のブランド確立等が行われており、これらのブランド付きのものはノンブランドと比べ卸売市場で高い価格で取引きされている。

なお、WTO加盟に伴う農産物への影響に対応するため、「農産物輸入損害救済法」を改正し、「農産物輸入損害救済基金」を設け、WTO加盟により著しく被害を受けた農家の救済を行うこととしている。

本制度は、当局が輸入の急増により損害が発生した農産品の買入れ、加工、貯蔵、販売および廃棄を行うほか、生産調整、転作指導および農産物の生産販売に関する共同利用施設の建設等を補助するものである。

b. 最近の主な動向

(1) 農会信用部問題への対応

農漁会信用部（注：日本の農漁協信用部に相当）では、不良債権問題が深刻であり、02年3月の財政部金融局の調査によると農会信用部を含む基層金融機関の平均不良債権比率は18%にも上っている。このため、財政部が経営不振に陥った農漁会信用部を民間金融機関に売却するといった処理を行った結果、民間金融機関による信用部資産の売却が粛々と進められるとともに、一部は一般金融業務停止状態となり、農業者の生活に不便が生じる状況となった。これに対し、農漁会および農業者の不満が高まり、02年11月、台湾史上最大の12万人規模のデモが起こり、財相および農相が辞任に追い込まれる事態となった。

この後、農業委員会が中心となり、日本の農業金融システムをモデルとした新たな農業金融のあり方を検討した結果、03年7月、農業金融法が成立した。これ

により、資本金200億元（約700億円）の「全国農業金庫」が設立されることとなる。全国農業金庫の業務は、重大な農業建設事業に対する融資、政策融資、農業経済の振興であり、当局のほか、各農漁会も出資を行うこととしている。

(2) 農業発展条例の制定

農業政策の基本的事項（農地利用と管理、農業生産、農産物の流通販売・価格と貿易、農民福祉と農村建設、農業研究の推進）を定めた「農業発展条例」（注：条例は日本の法律に相当）が00年1月26日に改正された。特に農地制度での大幅な改正により、農地取得者の資格が緩和され、農民団体（農協等）、農業企業等も農地取得が可能になったことから、資金・技術の導入促進、農業の企業化経営の導入が期待されている。農地貸借制度においても、小作料額の上限等を定めた農地小作料軽減条例の規定が適用されないことになるため、農地貸借が活性化し、経営規模の拡大が可能になると考えられている。また、農業経営の安定のために設置されている「農業発展基金」を1,500億元まで拡充することが明記され、農村建設、農業構造の調整、農民生活の改善等に利用する。「自然災害による救済基金」を新たに設置するとともに、「輸入による農産物損害の救済基金」の設置に法的根拠を与え、輸入農産物により国内農産物に損害を与えた場合に農家を救済する等に利用する。

(3) WTO加盟後の台湾における市場動向日本産農産物の戦略

(a) リンゴ

リンゴは、台湾がWTOに加盟する以前には、国別に輸入枠（IQ）が設定されており、米国には10万トンの輸入枠が設定されていた。日本には青森産にのみ2,000トンと変則的な輸入枠が設定されていた。WTO加盟後は、ナシと同様に世界中から台湾への輸出が可能となった。ナシのような関税割り当てによる管理がないため、関税（20%）を支払えば、自由に輸入できる。このため、それまで過大な輸入枠が設定されていた米国産のシェアは徐々に減少し、他国からの輸入が拡大している。中でも日本からの輸入は01年の1,696トンから2年間で1万5,626トンへと約10倍の伸びを示している。

台湾では高地の冷涼な気候を利用して、リンゴの栽培がわずかに行われている

が、生産量は1万トンに満たず、需要のほとんどを輸入に頼っている。台湾では一般的に「ふじ」が好まれ、米国、チリなどからも「デリシャス」系とともに「ふじ」が相当量輸入されている。日本以外の外国産の平均輸入価格は1キロ当たり約20台湾元と日本産の約2分の1程度であり、日本産は価格的には競争できない。しかし、日本からは、輸入自由化以降、比較的安価な「サンふじ」や中小玉が増加しており、価格差は縮小傾向にある。自由化により、日本の多くの輸出業者が参入し、結果としてダニの付着、品質の低下などもみられるようになった。今後は高品質を維持しつつ、一般消費者に中小玉の安価なものを増やすことにより、さらに輸入が拡大する余地はあると思われる。

第5—10表 2003年のリンゴ輸入量 (単位：トン)

	全体	うち日本
	108,745	15,626

(出所) 財政部関税司

(b) ナシ

02年に台湾がWTOに加盟する以前は、ナシ（東洋ナシ）には、日本産にのみ400トンの輸入枠（IQ）が設定され、これを利用して日本から二十世紀ナシが輸入されてきた。WTO加盟後は、世界中から台湾への輸出が可能となった。加盟から04年までの間、毎年、関税割り当てによる一次枠は増加したものの、そのほとんどは韓国産の輸入に利用されている。

関税割当枠の取得に対して、毎年、多数の応募があるため、抽選により割り当てられている。このため、少量（1枠20トン）の輸入枠を有する業者が多数存在し、さらに、年によって枠を有する業者が異なるという状況である。輸出側にとっては、台湾の輸入業者を選定しづらいという問題が発生している。

台湾では毎年、10万トン以上のナシが生産されている。この中には、日本から接ぎ穂を輸入して生産される「豊水」「幸水」もあり、相当のシェアを占めている。日本から糖度センサーを輸入して、高糖度のものを選別して高級ナシとして差別化する取り組みも行われている。台湾で生産される「豊水」は産地段階で1キロ

当たり60台湾元（1台湾元＝約3.3円）と決して安価ではない。糖度は10～13度程度である。日本産はそのほとんどが二十世紀であり、平均輸入価格は1キロ当たり57台湾元と台湾産「豊水」と同じかやや安い。

輸入の大部分を占める韓国産は多くが「新高」で、平均輸入価格は1キロ当たり50台湾元弱と、台湾産および日本産に比べて若干安価ではあるが、それほど大きな差はない。韓国産の最大の強みは、早取りして冷蔵保存したナシを1月から2月にかけての旧正月前（台湾で最も高級品が売れる時期）に輸出できることである。04年、日本からも氷温貯蔵した二十世紀を旧正月前に輸出したところ、売れ行きは好調だったようである。

ナシは台湾産、輸入品とも高級品とみなされており、日本産、台湾産および韓国産間での価格差も大きくないため、販売時期の調整など販売方法を工夫することで今後、日本産ナシが輸入を大きく伸ばすことも十分期待できる。

第5—11表 2003年のナシ輸入量 (単位：トン)

	全体	うち日本	うち韓国
計	7,845	716	7,130

(出所) 財政部関税司

(c) その他の果実・野菜

リンゴ、ナシ以外にも、落花生、ニンニク、干シイタケ、柿、ブドウ、桃等の自由化品目は、今後の輸出が十分期待できる。特に高品質のものは、多少価格が高くても購買層が存在するため、高級品を中心に効果的なPR活動と計画的な輸出を行うことで、市場開拓に努めるべきである。

(d) コメ

コメは、台湾がWTOに加盟する以前には、輸入許可がなければ輸入できず、実質的に台湾で加工した後、再輸出されるものに限って輸入が認められてきた。WTO加盟後はミニマムアクセス（最低輸入義務枠）として、毎年14万4,720トンを入力する義務が生じた。このうち、約10万トンを当局が自ら輸入し、一定の品質内で最も安価なものを選ぶ仕組みとなっているため、日本産が政府米として輸入

される見込みはない。残る約5万トンは、関税割当枠（TQ）として民間業者に配分され、配分を受けた輸入業者は、枠内で自由にコメを輸入できる。これを利用して、日本からもコメが輸入されている。

台湾ではコメは過剰生産気味であり、日本と同様に生産調整が行われている。台湾産米の平均小売価格は1キロ当たり30台湾元程度である。高地の冷涼な気候を利用して「コシヒカリ」も栽培されており、1キロ当たり80～120台湾元程度で販売されている。現地の高級日本料理店、高級すし店などはこのクラスのコメを使用していることが多い。

外国産は、米国、タイなどからは1キロ当たり10台湾元程度で輸入されている。台湾では「コシヒカリ」に人気があり、米国、オーストラリアからも一部「コシヒカリ」が輸入されている。日本産の平均輸入価格は1キロ当たり約100台湾元と米国産、タイ産と比べて、10倍以上の価格差があるため、大幅な拡大は期待できない。しかし、富裕層、高級日本料理店を中心に高級米に対する根強い需要があるため、台湾産「コシヒカリ」を購入している消費層の取り込み、コンビニおにぎりなどの新分野への進出などを視野に入れて取り組むことにより、さらなる輸出の拡大が期待できる。

（e）清酒

これまで、輸入が制限されていた清酒は、輸入、流通、販売が完全に自由化されたことで、デパート、専門店、レストランでは多くの地酒が販売されるようになったが、高額な関税（42.5%）および酒税（1リットル1度当たり7元）が課されていることから、720ml 1瓶で1,000元前後とかなり高価である。また、台湾では中華料理の宴会の際、紹興酒、コウリャン酒、ビール、ワイン、ウイスキー、ブランデーとおよそあらゆる酒が供されるが（当然ながら一度の宴会で全種類が供されるわけではない）、日本酒はこれらの酒に比べて、知名度は低いようである。しかしながら、デパート等で新たに開設された地酒コーナーでは、口当たりのよいものを中心に台湾人にも販売好調で、リピーターも多いとのことから、今後、台湾人の嗜好にあった銘柄を選定し、適切なプロモーションをすることにより、需要の伸びが期待できる。

(f) ビール

現在、台湾は世界で最も日本のビールを輸入している地域であり、街の小さなコンビニでも「一番絞り」や「スーパードライ」が普通に売られている。しかしながら、01年、台湾で販売されたビールのシェアは、専売局（現：台湾たばこ酒会社）が製造する「台湾ビール」が約82%で、残りが輸入ビールであった。WTO加盟後は、中国から「青島ビール」等が輸入されるようになり、台湾ビールと比較的近い価格帯で販売されていることもあり、これまでのところ好評を得ているようである。

一方、日本からの輸入ビールはと台湾ビールとでは、これまで2倍近い価格差があった。WTO加盟後は1リットル当たり30元の公売利益は撤廃されたものの、同26元の酒税および5%の関税が課せられることから、これまでのところ、目立った値下がりはないようである。しかしながら、麒麟ビールはオーストラリアのグループ会社が生産したビールを麒麟ブランドにもかかわらず、台湾ビールに近い価格帯で販売しており、これも売行きが好調なようである。

さらに、WTO加盟後は、酒類の製造も自由化されたことから、日本の大手ビールメーカーが台湾たばこ酒会社の工場を利用して製造する計画が進んでいる。台湾でのビール製造により、これまでよりも鮮度の高い商品を安く提供できれば、日本のビールがシェアを伸ばすことも十分可能であると考えられる。

(2) 工業

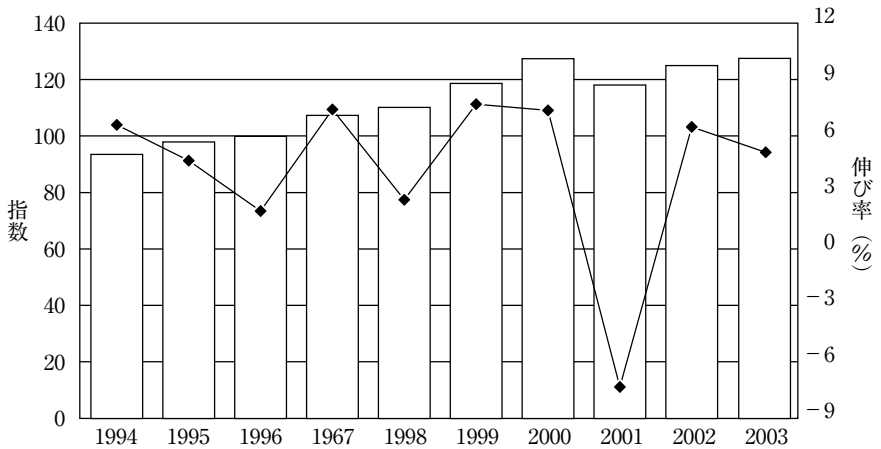
①工業全般

a. 工業生産

03年の工業生産（製造業、鉱業、エネルギー・電力および建設業）は、SARSの影響により5月に一度マイナス成長を記録するものの、工業製品指数で約9割を占める製造業の持ち直し（前年比5.41%増）により、前年比5.48%増の成長を確保した（第5-1図）。04年に入ってからには旺盛なIT産業の成長に支えられ、その後は7月まででは前年比13.9%増と順調な伸びを示している（第5-2図）。

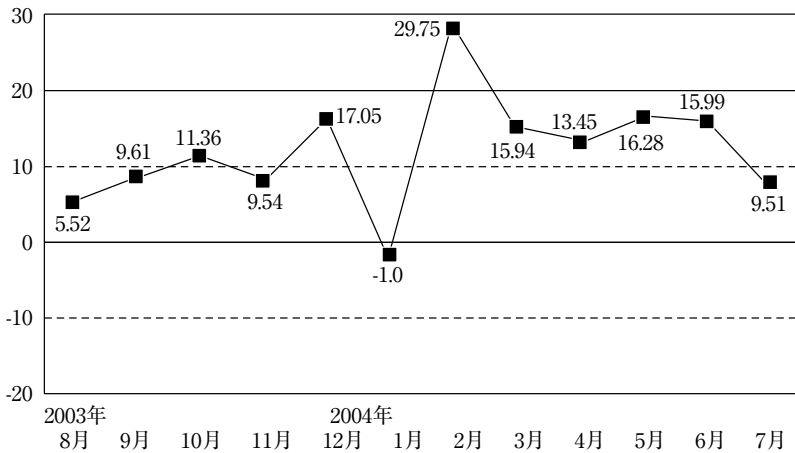
なお、建設、不動産業、国営企業の生産指数が00年以来継続してマイナス成長

第5-1図 工業生産指数



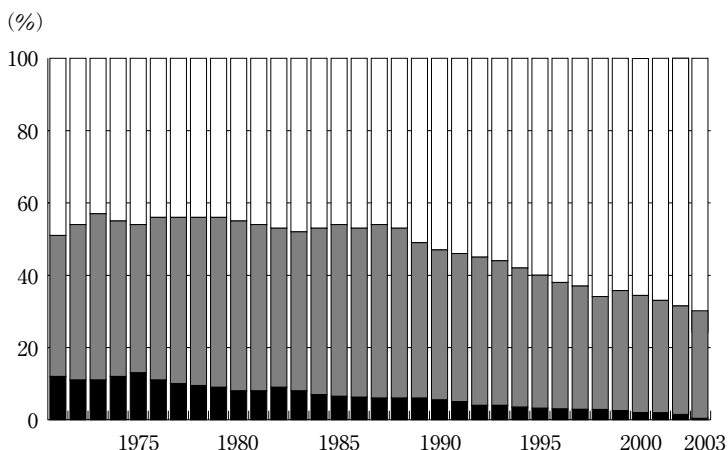
注) 工業生産指数 (季節調整前、1996年=100) 伸び率は前年比
 (出所) 経済部統計処「工業生産統計月報」

第5-2図 ここ1年の工業生産伸び率



注) 工業生産指数伸び率は前年同期比
 (出所) 経済部統計処「工業生産統計月報」

第5-3図 台湾のGDPの構成比



■第一次産業 □第二次産業 □第三次産業
 (出所) 行政院主計処「国民経済动向統計年報」

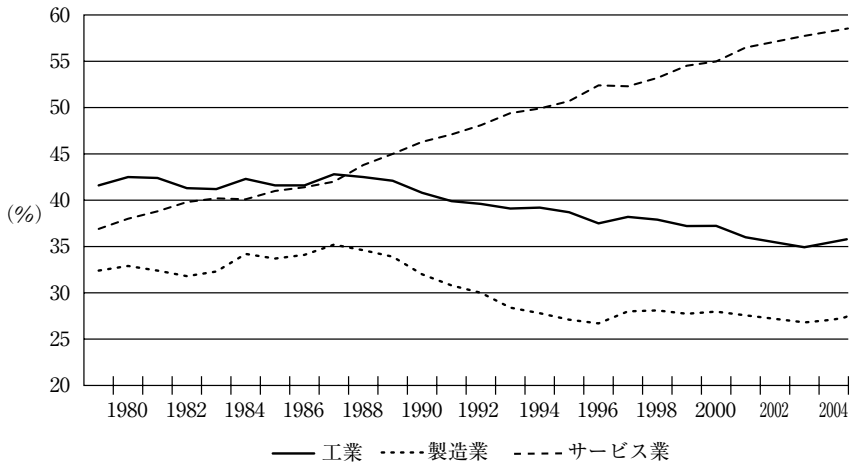
となっていたが、03年には建設・不動産業は前年比13.06%増、国营企業は同9.57%増と一転してプラス成長に転じた。

工業生産がGDPに占める割合は、86年47.1%をピークに減少を続けて、04年上半期時点で28.69%まで落ち込んでおり、その分サービス産業が67.81%まで増加している(第5-3図)。工業生産の中でも製造業は24.77%と約4分の1に減少している一方、金融・不動産は22.84%まで増加している。台湾はIT産業拠点として知られているが、付加価格ベースでは、製造業ではなくサービス産業が伸びていることを如実に示している。

就業者ベースで見ると、全就業者に占める工業従事者比率は、03年9月時点では35.44%、絶対数347万人と前年同月比4.26%増となった(第5-4図)。

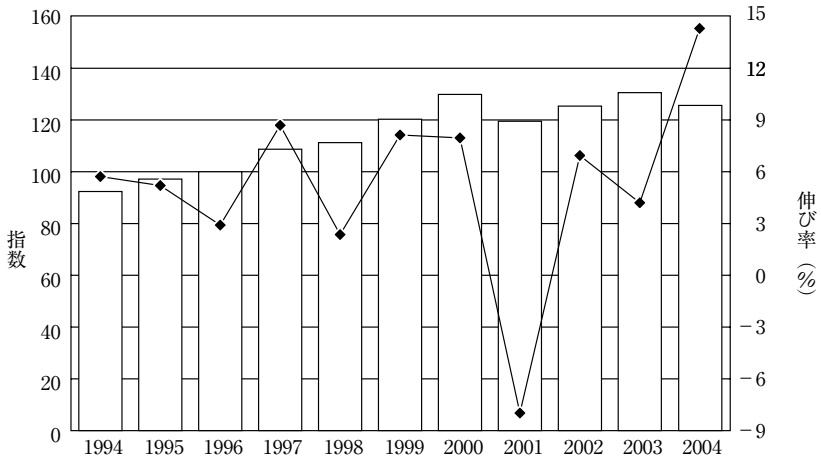
他方、サービス産業の就業者は58.11%、絶対数569万人と着実に増加している。01年はマイナス成長となったため失業率も01年後半から5%台へと上昇し、02年には5.17%と過去最悪を記録したが、03年は4.99%と5%を下回り04年8月は4.67%とさらに改善している。台湾経済低迷によるレイオフの実施とともに、中

第5-4図 全就業者に占める工業、製造業およびサービス業従事者の比率



——工業 製造業 - - - - サービス業
 (出所) 行政院主計処「人力資源統計月報」より当所作成

第5-5図 製造業生産指数



注) 製造業生産指数(季節調整前、1996年=100)、伸び率は前年比、2004年1~8月は前年同期比
 (出所) 經濟部統計処「工業生産統計月報」

国進出企業が増大する中、就業の受け皿となっていた製造業の、特に工場での雇用機会が減少したことが原因と思われる。

b. 製造業

01年の製造業生産指数（1996年＝100）は119.50と工業生産統計を取り始めて、初めてマイナス成長（前年比7.98%減）となった（第5－5図）。02年に入ってから生産指数は急回復を示し、02年末時点で128.40（前年同期比7.45%増）と00年末の水準まで回復した。生産指数は03年に入り、SARSの影響を受けたものの、産業高度化促進条例が改正され、一部のハイテク産業を対象としていた5年免税が一般製造業等へ拡大されたこと等に伴い、135.35と拡大成長を遂げ、04年に入っても、1～8月では128.77と順調な成長を続けている。

産業ごとに見ていくと情報電子工業が03年はSARSの影響を受けたものの前年比11.56%増を確保。04年に入っても、1～8月では前年比21.43%増と拡大成長を続けている。今後も半導体産業および液晶ディスプレイ産業の成長拡大、無線通信機器等携帯電話市場の拡大、通信のブロードバンド化に伴うインターネット市場の持続的成長による情報通信産業の生産の増大等の要因により順調な成長が期待される。金属機械工業は01年は軒並みマイナス成長を記録したが02年には一転プラス成長へと回復を見せ、03年には前年比5.19%増となった。04年に入ってからIT産業等の設備投資の需要拡大、台湾新幹線等大型投資による需要拡大等に牽引され、1～8月では前年同期比12.85%増と順調な成長を続けている。

一方、化学材料業は国際競争力が高いこともあり、他産業が軒並み生産を落としている中、03年は前年比6.34%増、04年に入ってから、国際原油価格の高騰も影響し、1～8月では前年同期比10.3%増となった。

また、繊維業の生産は00年以来マイナス成長となっており、03年も前年比6.71%減となったが、04年に入ってから、市況回復による増産により、1～8月では前年同期比0.89%増となった。世界経済低迷とともに02年初頭のWTO加盟に伴う関税の引き下げは業界に大きな圧力となっており、価格的にアジア諸国、中国大陸との製品に呉ししていくためにはさらなる効率化に努める必要に迫られている。

第5-12表 主な工業製品の生産量

品目	単位	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
デスクトップパソコン	台	3,490,331	4,766,092	5,129,189	5,240,278	4,722,327	3,010,730	3,431,271	2,195,570	610,402	362,812
ノートブックパソコン	台	1,341,525	2,269,530	3,785,944	4,657,463	6,985,440	9,878,707	12,930,480	13,990,182	14,318,999	10,427,076
フロップキーボード	千個	664,265	757,525	761,888	714,322	687,359	604,825	387,006	277,344	272,581	179,305
モニター	台	14,069,543	17,751,239	18,669,498	20,461,312	16,406,445	9,321,168	5,174,988	6,138,780	4,640,788	3,842,025
カラーイメージスキャナ	台	1,734,562	2,480,801	4,255,377	9,997,448	11,014,027	9,952,105	2,904,462	1,411,438	637,753	724,362
マザーボード	ピース	9,773,420	15,953,127	23,431,611	30,653,370	42,663,411	51,922,000	60,310,924	52,151,903	46,363,887	44,070,734
キーボード	台	6,567,341	5,808,472	3,518,957	4,104,443	3,101,684	2,915,429	3,659,926	2,282,359	1,601,454	808,791
モデム	台	8,456,602	9,735,538	12,463,688	16,066,196	26,469,506	35,143,127	50,723,366	43,438,723	44,368,502	35,920,942
IC	千ピース	2,530,740	3,378,203	3,754,227	4,228,173	3,967,541	3,912,228	5,002,725	4,924,226	6,160,036	6,536,238
乗用車	輛	409,527	389,722	363,377	369,795	397,188	341,133	367,725	266,237	326,270	380,106
オートバイ	輛	1,633,336	1,695,064	1,414,219	1,508,834	1,266,352	1,135,455	1,126,671	868,102	882,272	1,182,150
カラーテレビ	台	1,902,867	1,423,113	1,044,514	1,020,685	988,4303	1,021,504	1,154,619	927,629	1,014,755	1,248,040
カセットデッキ	台	6,432,513	6,974,684	6,562,347	6,044,154	5,361,181	4,620,638	4,600,871	4,818,099	4,737,032	5,206,940
粗鋼	万t	1,210.2	1,219.0	1,233.6	1,582.4	1,719.2	1,602.7	1,730.2	1,733.6	1,825.5	1,856.3
エチレン	千t	888.9	847.4	905.4	959.4	935.2	1,296.8	1,591.7	2,580.4	2,393.3	2,674.8
革靴	千足	41,197	31,245	24,796	17,974	16,267	15,298	14,731	13,528	15,239	14,997
綿布	千㎡	1,082,515	895,362	941,375	970,574	983,979	1,061,736	1,059,629	831,566	793,071	704,750
ポリエステル織物	千㎡	1,490,089	1,820,070	1,598,357	1,830,961	1,976,311	2,200,074	2,343,974	1,974,130	1,825,837	1,622,558
ニット成衣	1,000ケース	26,137	22,183	16,977	15,993	15,191	14,582	12,456	10,681	8,393	7,163

(出所) 経済部統計処「工業生産統計月報」

なお、投資財、消費財、生産財を見ると、03年各々前年比0.2%増、6.26%増、9.23%増となり、04年1～8月では各々前年同期比5.13%増、6.7%増、18.53%増となった。

なお、03年各製品ごとの生産状況を見るとIT関連はIC等の一部の製品を除き軒並み減少し続けており、中国大陸への生産移転が進展していることが見て取れる(第5-12表)。

② ハイテク産業

台湾の製造業を支えてきたハイテク産業、特にIT産業が大きな節目を迎えている。これまで倍々ゲームで拡大してきたが、00年下半期をピークに世界的IT不況の波を被り生産が低下、01年の生産指数は前年比9.1%減になった。しかし、02年は急速な回復により同13.3%増となり、03年もSARSの蔓延による影響にもかかわらず前年比17.9%の伸びが推計される。

グローバル化による市場競争の激化から、これまで台湾経済を牽引してきたIT産業でも海外生産が拡大しており、ITハード産業の中国大陸での生産比率はパソコン等の中国大陸への生産移転の激化に牽引される形で03年には63.3%（前年比16.4%増）、台湾での生産比率は20.9%（同15.4%減）と中国大陸へのシフトがさらに加速し、04年には中国大陸での生産比率は7割を超えるものと予想される。係る状況の中で台湾は経済の生命線であるIT産業をどのように維持、発展させていくか大きな課題を抱えている。当局は、投資環境整備による外資誘致とともに、研究開発拡充、ハード部門に加えソフト部門での産業育成を図ることとしている。特に、「両兆双星産業」として、半導体産業、映像ディスプレイ産業、デジタルコンテンツ産業、バイオテクノロジー産業を重点的に支援していくとともに、「デジタル台湾」計画を策定し台湾全土の電子化を促進していくとしている。

a. 電子・情報通信機器産業

(1) 発展経緯

台湾の電子・情報通信機器産業は、80年のUMC（聯華電子）の設立を機に本格的にスタートした。それからわずか十数年あまりで世界有数の生産基地（第5-

第5-13表 主要情報通信機器生産国・地域

(単位：100万米ドル)

順位国	国・地域名	2002年	2003年推計	03/02前年伸び率
1	米 国	61,268	62,511	2.0%
2	中 国	35,225	49,075	39.3%
3	日 本	27,673	22,371	△19.2%
4	台 湾	17,291	11,864	△31.4%
5	シンガポール	11,352	11,646	2.6%
6	韓 国	11,449	11,501	0.5%
7	英 国	10,121	9,946	△1.7%
8	ド イ ツ	6,549	6,430	△1.8%
9	メ キ シ コ	8,246	8,297	0.6%
10	マレーシア	6,576	6,861	4.3%

注)「主要情報通信機器」としては、コンピュータおよびその周辺機器の国内生産高を計算。

(出所) 資策會MIC、2003年11月、經濟部ITIS計書

13表)となった。同産業の生産高は、近年目覚ましい伸びを見せており、世界でトップシェアを占める製品も少なくない。

台湾で同産業が成長した要因は次のとおりと考えられる。

まず第一に、70年代までは大企業といえば国営企業であり、保護された台湾市場を握っていたが、他方、輸出の担い手は繊維・雑貨等の中堅・中小企業であった。これら、中堅・中小企業は製品開発を自力で行う体力や時間がなく、積極的に技術を海外から取り入れ、製品化スピードを可能な限り早めた。製品がローエンド製品から付加価値のある製品に移転していく中で、海外から積極的に取り入れる技術も必ずしも最先端のものではなく「儲かる技術」に積極的に投資したことが功を奏した。これは、企業のトップがオーナー社長であり、経営マインドとして迅速な決断により投資・生産を実施した結果でもある。

第二にOEM戦略を実施したことである。OEMのメリットは、研究開発費、販売促進費、アフターサービス等にかかる経費を削減できる点にある。他方、デメリットは、自社製品に競争力がない場合には安定した需要が見込めない点にある。

しかしながら、台湾企業は意思決定スピードとコスト重視により研究開発費等の徹底した経費削減と莫大な設備投資を行い短期の投資回収により成長を図ってきた。新規投資が莫大な費用を要することから、日米の半導体メーカーが自社製品を中止・縮小して、台湾企業にOEM生産を求めていることからコスト競争力の強さがうかがえる。また近年始まったTFT-LCDなど液晶産業分野でのOEMは、今後の台湾の電子・情報通信機器産業の下支えをするのではないかと期待されている。

第三の要因は当局の効果的な支援である。大きく分けると税制面での支援と研究開発の支援があげられる。税制面では、電子・情報通信機器産業等重点産業に対して、5年間法人税免除、株主の所得税控除、設備投資に対する特別償却等の優遇措置などによる支援により、民間資金が同産業に向かうよう産業政策を実施してきた（第5-14表）。さらに、研究開発では（財）工業技術研究院（ITRI：Industrial Technology Research Institute）が中核となって新製品開発や起業を支援してきた。ITRIは、経済部傘下の財団法人として、73年に設立された。74年にITRIの一研究所として設立された電子工業研究所（ERSO：Electronics Research and Service Organization）においては電子・情報通信機器産業の人材養成と技術開発が進められた。ERSOは実験工場を設立し、その後事業会社化するプログラムを持ち、その際に、当該プロジェクトに携わったITRIのエンジニアを政策的にスピンアウトさせてきた。さらに、80年代の米国経済の不況により米国留学組が職と将来の夢を実現するために台湾に帰国、ITRIの研究開発を支えてきた時代背景もある。台湾半導体メーカーの上位3社（台湾積體電路、聯華電子、華邦電子）の董事長全てがITRIからのスピンアウト組で占められているとおり、台湾の電

第5-14表

産業高度化促進条例の内容

- 第8条 新興重要戦略産業への投資について株式所有3年経過後、株主投資税額控除（法人株主20%、個人株主10%を享受できる。2000年1月1日より二年ごとに1%減少。
- 第9条 新興重要戦略産業へ投資している株主は、第8条の租税優遇又は会社の5年間営利事業所得税の免除を適用するか何れかを選択できる。

子・情報通信機器産業の発展において、ITRIの存在抜きには語れない。

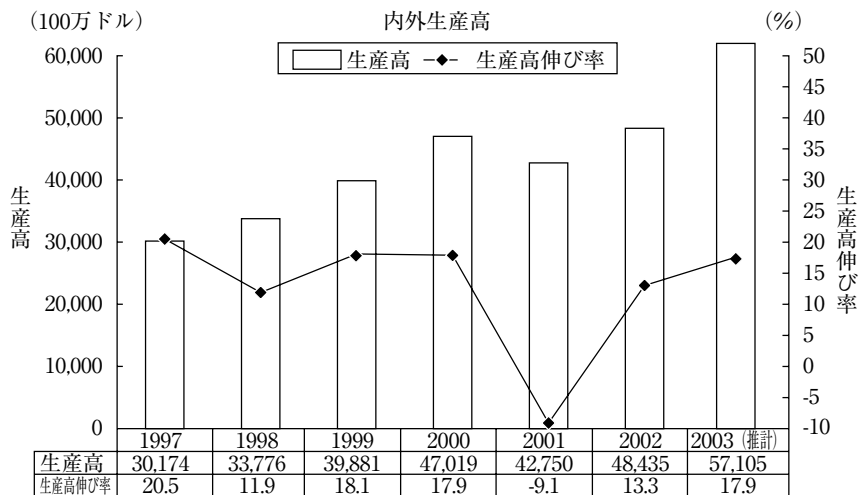
(2) 転換期を迎えるIT産業

右肩上がりの好調を維持してきた台湾のIT産業も米国のITバブル崩壊の影響を受け、半導体ファウンドリー大手の聯華電子（UMC）ですら01年の通年の業績は、前年比売上高ベースで39%減、営業利益、営業外利益ともに赤字に転落し、設備稼働率は4割まで低下、85年以降も厳しい不景気を迎えた、世界的にも半導体生産は前年比31%減となった、半導体の需要先の22%を占めるパソコン、9%を占める携帯電話を中心に需要が激減し、半導体チップ価格、特にDRAM価格は1.5米ドルを割った。しかしながら、01年7月を底に半導体価格は上昇に転じ、ノートパソコン、TFTなどの液晶分野、携帯電話等の需要増によりIT産業は回復に向かいつつあり、ファウンドリーの設備稼働率も02年第1四半期には6割に上昇、特にハイレベルの製造プロセスラインの稼働率が9割近くに達する等、高付加価値分野を中心に需要が拡大している。

こうした流れは半導体ばかりでなくITのハード産業全体にも影響を与えた。(財) 資工工業策進会によると01年の台湾IT分野の生産高は前年比9.1%減と、これまで2ケタ台の成長を維持してきたことから一変する激減を経験したが、02年には世界景気の活性化に伴い2ケタ台の成長へ急回復し、03年に入っても2ケタ台の順調な成長を示した(第5-6図)。02年には市場が拡大しているノートブックパソコン、サーバー、液晶ディスプレイ、デジタルカメラ分野では大きな成長が見られた。特に液晶ディスプレイおよびその関連製品は、01年以降飛躍的に増大し、こうした需要増は03年においても維持しており、ノートブックパソコンの生産量は、前年比32%増、液晶ディスプレイは同71%増と成長した(第5-15表)。04年に入ってもこの傾向が持続されるものと予想される。

台湾が液晶ディスプレイについて国際競争力を身につけ日本、韓国勢と渡り合えるようになったのは、半導体のDRAMと同様のビジネスモデルが有効に機能しているためと考えられる。そもそもの技術は日本メーカーが有し、台湾企業はライセンス生産を実施している。台湾企業が価格競争力を有しているのは、第一に税制の優遇措置を享受できること(5年間の法人税免除、株主の所得税控除、設

第5-6図 台湾IT（ハード）産業の発展状況



(出所) 資策會MIC、2004年1月

第5-15表 主要情報ハードウェア生産2003年生産高・生産量（推計）

(単位：1000台/1000枚/100万ドル)

製品	生産高	前年比成長率	生産量	前年比成長率
ノートブック パソコン	16,193	16.7%	24,253	32.0%
デスクトップ パソコン	8,231	18.0%	29,221	17.1%
マザーボード	6,449	15.0%	103,871	20.0%
サーバー	1,529	15.5%	1,778	19.7%
CRTモニター	3,765	△19.2%	38,185	△12.9%
LCDモニター	9,722	62.9%	33,246	71.0%
光ディスク装置	3,110	△1.2%	101,053	24.1%
デジタルカメラ	1,465	96.4%	16,748	91.3%

(出所) 資策會MIC、2003年11月、ITIS計書

備投資に対する特別償却)、第二に台湾の地元企業からの部材購入の拡大による調達コスト減(ガラス基板、カラーフィルター等キーパーツの集積化による生産コスト削減)、第三に台湾がパソコン立国であり、液晶ディスプレイの需要者が多いこと、第四に企業に潤沢なキャッシュフローがあることと考えられる。今後の台湾の関係企業はさらなる設備投資、大量生産による一層の低価格化により価格競争力を増していくものと考えられる。

(3) 两岸関係

台湾のIT分野の中国大陸への生産移転は、90年代半ばより労働集約型製品を中心に徐々に進んできたが、(財) 資訊工業策進会によると03年の台湾系企業のITハード産業の総生産額に占める大陸生産が63.3%となった。製品ごとの大陸生産比率は、光ディスク装置95%、液晶ディスプレイ79%、マザーボード77%等となっている(第5-16表)。注目すべきは01年11月に大陸生産が解禁されたばかりのノートブックパソコンで、大陸生産比率は01年の5.2%から70%へ急拡大している。今後この比率は増加が予想されており、中国での生産拡大に伴い同製品の部品を構成するTFT-LCD、ハイエンドプロセス半導体等の中国大陸への輸出が増加する

第5-16表 主要情報通信機器生産2003年海外生産量比率

海外生産数量比率(%)

	2001年	2003年
ノートブックパソコン	12% (5.2%)	74% (70%)
デスクトップパソコン	86% (48%)	98% (52%)
マザーボード	55% (53%)	75% (77%)
サーバー	49% (16%)	61% (21%)
LCDモニター	33% (28%)	87% (79%)
CRTモニター	98% (66%)	99% (89%)
光ディスク装置	94% (91%)	97% (95%)
デジタルカメラ	60% (54%)	92% (90%)

注) () 内は中国大陸生産比率。

(出所) : 資策會MIC、2004年5月

ことになるだろう。実際、貿易統計によると台湾の輸出は02年に入り中国向けが増加しており、02年上半期には米国を抜いて第1位となった。02年7月は輸出の25%が中国向けとなった。IT部品の輸出が急増していることが背景にある。

なお、中国進出先としては、近年華南地方から消費中心地である上海を含む華東地方へ投資先がシフトしており、また上海から米国等海外向けにIT製品の輸出が増加している。台湾企業の中にはIT製品の納期を短縮し市場に効率的に供給しないと国際価格競争力に勝てないとして「三通」開放を望む声が増えつつある。

また、02年3月末に当局は8インチウエハー半導体の中国向け投資を解禁した。同分野でも今後投資が進むと思われるが、解禁の背景には中国市場が拡大し、他国籍の同業他社が中国に進出し生産を行う中、進出が遅れれば将来の企業利益が確保できないと危惧を懐いた台湾企業が当局に強く働きかけている経緯がある。今後、こうしたハイテク分野の中国投資を解禁するに当たっては、将来の有望産業を育成しないと空洞化が懸念される。このため、当局は次世代産業と目されている「ナノテクノロジー」に積極的に研究開発を行うとしている。

b. 電子商取引関連産業

IT産業の中でも特にインターネットを中心とした情報通信産業の育成支援が各国で重要視されている。台湾当局も通信インフラ整備、関連制度整備により支援を図ってきた。

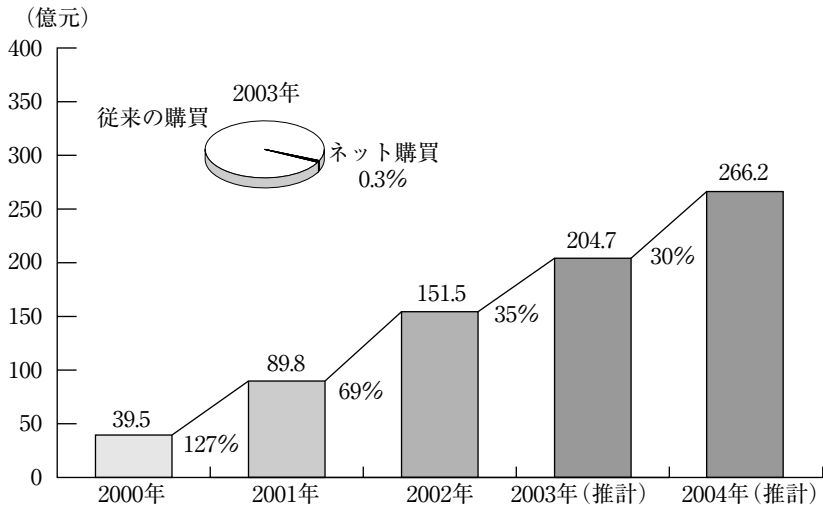
(1) 拡大する電子商取引市場

(財) 資訊工業策進会によると03年のBtoC市場（ネット購買）は、204億7,000万元（前年比35%増）で、民間消費に占める割合は0.3%となった。04年には266億2,000万元まで拡大すると予想されている（第5－7図）。

消費項目では旅行が大きなシェアを占めており、その他コンピュータ関連、チケット、書籍雑誌等の購入に利用されている。(財) 資訊工業策進会では、今後コンビニエンスストア等を利用した購入、支払いが増加することにより消費項目も変化が見られると推測している。

なお、インターネット人口は03年末には883万人と人口の39%に達しており、うち5割程度が何らかの形で電子商取引に参加していると言われている。

第5-7図 2000～2004年 台湾のインターネット購買市場



(出所) 資策會MIC、經濟部ITIS計畫、2003年11月

なお、(財)交流協会では、台湾の電子商取引の発展を踏まえ、日台間の電子商取引の推進を目的に台湾側と合同会議を開催。電子商取引の標準化、各種制度の共通化等を推進している。

(2) 当局の施策

○デジタル台湾計画

行政院は、中期的経済政策として、02年5月8日に「挑戦2008—6カ年国家発展重点計画」を定めた。「デジタル台湾」は同上計画を実施するための台湾経済発展戦略の一つに位置付けられており、ブロードバンド600万世帯の成立、アジアの電子化国家等を目指している。計画内容は五つの項目と目標が掲げられている。

- ・ 600万ブロードバンド世帯

07年末までにインターネットユーザーを人口の半分(約1,200万)、そのうちの7割をブロードバンドユーザーとし、600万ブロードバンド世帯を実現。

- ・ 電子化生活 (e-Life)

豊富な文化情報を活用し生活情報の電子化による学習・娯楽を通じ、デジタルデバインドをなくす国民に電子化生活を普及することを目標。

・ ビジネス分野の電子化 (e-Business)

電子商取引の推進を図ることにより付加価値の高い製品およびサービスの市場投入を促進するとともに、産業の電子化により研究デザイン部門の高付加価値化を支援、さらに国際取引を活発化するために金融部門等のサービスの電子化を実現。

・ 電子化政府 (e-Government)

世界の5指に入るような電子化政府を07年までに実現。

・ 電子化交通 (e-Transportation)

ITISを導入し台湾内の交通分野の電子化を07年までに完成。

○産業自動化および電子化推進計画 (B to B支援)

〈目的〉

SCM (Supply Chains Management) 等電子商取引への企業の参加促進のため、5年計画で当局が支援。目標は5万社以上の企業参加、200以上のSCM設置、参加企業の8割が中小企業となるようにすること。計画期間は、99年7月～04年末。

上記目的を達成する具体的支援策として、下記のModel PlanをIT産業支援計画として実施。

〈目標〉

- ・ 国際競争力を高めるためB to BのSCM設置を支援。
- ・ SCMへの参加支援のため、2,500の中小規模ビジネスを支援。

A-ProjectとしてIT製品150億米ドル以上を購入する3～5のIPOにSCM設置費用の約半額補助。

B-Projectとして2,500社の中小企業がSCMに参加するよう、年100億元以上IT製品を購入する20～30の台湾企業のSCM設置費用の約半額を補助。99年7月～01年末までの総予算8億元。

- ・ 今後、他産業 (製造業、流通業、金融業、農業、建設業、政府調達) にも同

様の支援を実施、5年間の総予算13億元。

○台湾産業電子市場化（TIM；Taiwan Information Marketplace）

〈目的〉

台湾の各産業ごとにEMP（e-market place）を設置するとともにサイトの入り口を1つにして各産業ごとのEMPに係る契約、取引等を標準化する。

〈目標〉

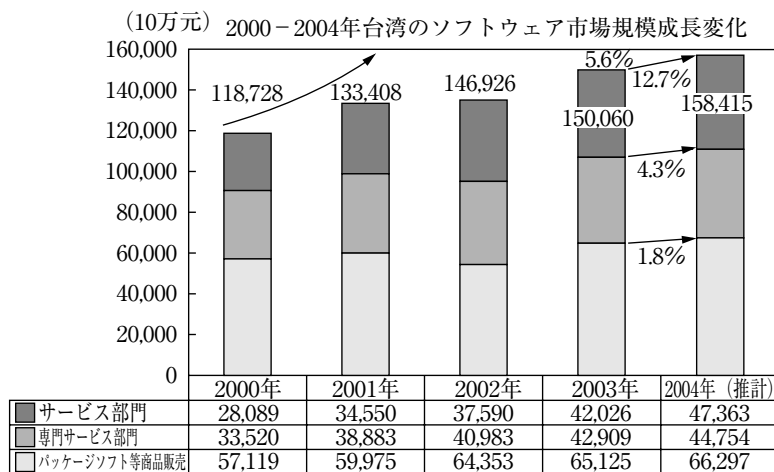
- ・TIMへ10の産業が参加し20のEMPを設置する。
- ・内外の30のEMPと協同し、1万の優良企業参加、30万の工業製品・部品の登録、10万件の取引。
- ・01年4月に立ち上げ。3年計画。

c. ソフトウェア産業

（財）資訊工業策進会によれば、台湾のソフトウェア産業は、04年は約1,584億元市場、前年比5.6%増での推移を予想している。構成としては、パッケージングソフト、ターンキーシステムなどのパッケージング商品関連が約663億元、システムインテグレーション、プロフェッショナルサービスといった専門サービス部門が約448億元、その他ネットサービス、プロセッシングサービスといったサービス部門が約474億元となっている（第5－8図）。03年に引き続き、04年もネットサービスなどのサービス部門が引き続き好調で13%程度の売上増が予想されている。

販売では日本、米国等の企業を中心とした企業から委託を受けた事業が増加している。ITハード分野と同様、実際の業務は中国で行っている場合が多い。今後拡大が予想されている分野は、先ずウイルス対策等セキュリティ分野であり、電子商取引拡大により信用認証が必要となるPKI市場が拡大するのではないかと予想されている。次にインターネットを通じたゲームソフトを利用する若年層が増加傾向にあることからオンラインゲーム分野が有望視されている。さらに、今後市場拡大が見込まれる北京語等の中国語圏市場において、人気コンテンツの翻訳ビジネスの拡大が望める。さらに、E-LEARNINGが、新興市場として期待されており、インターネットを通じた手軽な学習が増加し、関連ソフトウェアの市場が拡大すると予想されている。

第5-10図 台湾のソフトウェア産業の現状と予測



(出所) 資策會MIC經濟部ITIS計畫、2003年1月

台湾当局はソフトウェア策略5年計画を策定、台北近郊の南港地区にソフトウェア工業団地を設立、日米等のソフトウェア企業を誘致するとともに同地区をソフトウェアの研究開発拠点とする意向で政策が進められている。一方、ソフトウェア分野に関する人材が不足しているという問題がある。これまでは資訊工業策進会等が中心となり人材育成を行ってきたが、システム開発専門家の裾野に乏しい。台湾当局は03年より日本の情報処理技術者試験等を導入してIT人材の育成に力を入れており、さらにデジタルコンテンツ分野においてはゲームソフト開発能力を身につけるための専門学校を設立して人材育成を図ることを検討している。

③ 自動車産業

自動車産業(自動車、オートバイ、自転車、各々部品)の03年の総生産高は、4,622億元(前年比10.36%増)と前年に引き続き二ケタ台の成長を維持し、全製造業に占める生産割合も5.19%から5.74%へとし順調な成長を示した(第5-17表)。

a. 自動車

自動車生産高は毎年1,400億～1,900億元で推移していたが、01年の落ち込みから翌年には一転して、03年には生産高は1,760億元（前年比7.38%増）、生産台数も38

第5-17表 自動車産業生産高 (単位：億台湾元、%)

年度/業別	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
自動車	1,644	1,570	1,660	1,840	1,618	1,777	1,300	1,639	1,760
成長率	△0.12	△4.50	5.73	10.84	△12.07	9.83	△26.84	26.08	7.38
オートバイ業	557	461	465	411	369	367	303	307	405
成長率	5.09	△17.24	0.87	△11.61	△10.22	△0.54	△17.44	1.32	31.92
自転車業	293	270	264	362	292	319	224	232	262
成長率	5.02	△7.85	△2.22	34.07	△19.34	9.25	△29.78	3.57	12.93
自動車部品業	1,254	1,189	1,247	1,322	1,314	1,404	1,271	1,590	1,731
成長率	11.37	△5.18	4.88	6.01	△0.61	6.85	△9.47	25.10	8.87
オートバイ部品業	373	364	410	325	308	259	205	247	288
成長率	20.32	△2.41	12.64	△20.73	△5.23	△15.91	△20.85	20.49	16.60
自転車部品業	280	265	254	347	310	270	176	173	176
成長率	1.08	△5.36	△4.15	36.61	△10.66	△12.90	△34.81	△1.70	1.73
合計	4,401	4,119	4,300	4,607	4,211	4,396	3,479	4,188	4,622
成長率	5.59	△6.41	4.39	7.14	△8.60	4.39	△20.86	20.38	10.36
全製造業比率	7.26	6.81	6.74	6.36	5.63	5.18	4.64	5.19	5.74

(出所) 經濟部工業生産統計より台湾区車両工業同業公会作成

第5-18表 国内自動車販売統計表 (単位：台、%)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	
国産車	台数	396,748	356,002	377,403	398,576	363,066	356,546	291,307	342,800	361,870
	成長率	△5.52	△10.27	6.01	4.93	△8.91	△1.8	△18.30	17.68	5.56
	占有率	73.15	77.09	78.77	84.08	85.72	84.82	83.85	85.90	87.43
輸入車	台数	145,651	105,772	101,718	75,493	60,474	63,809	56,113	56,082	52,031
	成長率	△6.46	△27.38	△3.83	△25.78	△19.89	5.51	△12.06	△0.06	△7.22
	占有率	26.85	22.91	21.23	15.92	14.28	15.18	16.15	14.10	12.57
合計	台数	542,399	461,774	479,121	474,069	423,540	420,355	347,420	398,882	413,901
	成長率	△5.77	△14.86	3.76	△1.57	△10.66	△0.75	△17.35	14.81	3.77

(出所) 交通部・台湾区車輛工業同業公會調査

万7,000台（同15.88%増）と00年水準までの回復を示した。販売台数も41万4,000台（同3.77%増）となり（第5－18表）、04年1～9月の販売台数は37万1,000台（前年同期比20.7%増）と順調な売れゆきを示しており、景気回復とマイカー買い換え需要を追い風に04年は95年以来9年振りに50万台を突破する見込みである。

なお、台湾の自動車産業が抱える問題は、国内販売台数が35～50万台の市場であるにもかかわらず10社のメーカーが存在し、年間約40万台前後の生産をしている過剰性である。中には年産数百台から数千台のメーカーもある。02年初頭にWTOに加入したことにより、自動車業界の状況は一変することになる。国産車を保護するため設けられた自動車の輸入制限は撤廃された。関税割当措置が10年末まで継続されるものの割当数量は毎年増えるとともに、関税率も現在の29%から最終的には17.5%まで低下する。また、部品の国産品使用を強要するローカルコンテンツ措置、国産会社への補助金も撤廃された。02年6月には、富士重工が大慶汽車工業との合弁生産会社の提携を解消、富士重工は、今後日米等から輸入・販売を行うと発表した。ホンダも三陽工業との提携を解消、大慶汽車から工場を買収し03年より独自に生産開始すると発表した。さらに、米国GMと、韓国の大宇と提携している台朔汽車が台湾と中国市場で共通車種を発売する計画を発表する等、各社販売戦略を変更している。さらに、中華汽車、裕隆汽車は中国で生産を開始、各々年産3万～4万台だが、生産規模はこれまで毎年倍増しており、台湾国内市場が拡大しない中、大陸市場に活路を見つける戦略に傾いている。

今後、輸入数量制限も緩和されるとともに関税率が引き下げられることから自動車業界は業界再編が起きると予想されている。

b. オートバイ

スクーターを含むオートバイの販売台数は95年をピークに減少し、01年には100万台まで落ち込んだが、02年には一転し、03年には約134万台（前年比19.71%増）となった。販売のうち約6割を占める国内販売は前年比23.38%増と好調で、輸出も同14.96%増を示した（第5－19表）。なお、04年上半期の国内販売は安売り競争効果の減少等により、36万台（前年同期比9.2%増）にとどまった。オートバイの台湾市場はこれ以上の拡大はあまり期待できないと予想される。これは台北市

内では地下鉄が整備され今後も営業路線が拡張される予定であり、高雄市においても地下鉄建設が始まったこと、WTO加盟で150cc超のオートバイ輸入が開放されたが、「暴走族」が問題化しつつある中、オートバイに関する道路交通規制が一層厳格化される事が予想されること等による。しかしながら、日本市場向けの輸出の増加（98年4.1%→02年14.9%）に牽引される形で輸出は今後とも順調に拡大すると見られる。中国製のオートバイが世界市場を席卷しつつあるが、台湾製小型バイクの低価格、高品質は名声を博しており、輸出市場における兩岸オートバイの競争が繰り広げられる可能性がある。

なお、三陽工業、光陽工業は中国・ベトナム等海外での生産を開始している。

c. 自転車

自転車産業は国内販売よりもむしろ輸出等海外販売が中心であり総販売の約9割が海外である。しかしながら、人件費等が安い中国等との競争が激化しつつあり、研究開発による付加価値の高い製品による競争が必要とされる。03年の販売台数は前年比3.32%増、販売金額は前年比12.89%増の伸びを示した。

d. 自動車部品

自動車部品産業は多品種少量生産ながら、研究開発投資を行うことにより国際競争力を付けつつあり、輸出金額は増加傾向にある。03年の輸出は金額ベースで

第5-19表 オートバイ国内外販売

(単位：万台、%)

年度		1999	2000	2001	2002	2003
国内販売	台数	79.7	76.0	62.8	63.3	78.1
	占有率	64.53	66.38	62.30	56.47	58.20
	成長率	△8.60	△4.76	△17.37	0.80	23.38
国外販売	台数	43.8	38.5	38.0	48.8	56.1
	占有率	35.47	33.62	37.70	43.53	41.80
	成長率	△13.44	△12.10	△1.30	28.42	14.96
合計	台数	123.5	114.5	100.8	112.1	134.2
	成長率	△10.38	△7.29	△11.35	11.21	19.71

(出所) 台湾區車輛工業同業公會作成

1,148億元（前年比18%増）であった。主要輸出先は米国向け36%、日本向け5%、中国向け4%、カナダ、欧州等各々2%となっている。米国、カナダ、メキシコのNAFTA向けにはアフターマーケット需要を中心に輸出されており、日本向けは日本の自動車各社の海外調達拡大にあわせて組立メーカーの真正部品用として輸出される。なお、自動車部品メーカーも、台湾の自動車業界の中国進出に伴い、一緒に進出するところが増加しつつあり、最近では日本の自動車部品企業と合弁あるいは提携して中国やマレーシアに進出する企業も出てきた。

④エネルギー・電力

03年のエネルギー消費は1億342万KLOEで、ここ20年の間に部門別シェアは、工業は62%から51%に縮小、運輸は13%から15%に拡大、農業は3%から1%に縮小、住宅は10%から12%と小幅拡大、商業は2%から6%と拡大、その他、非エネルギー消費は各々横ばいとなっている（第5-9図）。エネルギー供給面では、輸入依存率が98%になっており、分野ごとでは石炭33%、石油51%、LNG7%、水力発電1%、原子力発電8%（第5-20表）となっている。

一方、エネルギー消費における各エネルギー分野ごとの割合は石炭が11%、石油が39%、LNG1%、天然ガス1%、電力48%である。

a. 石油

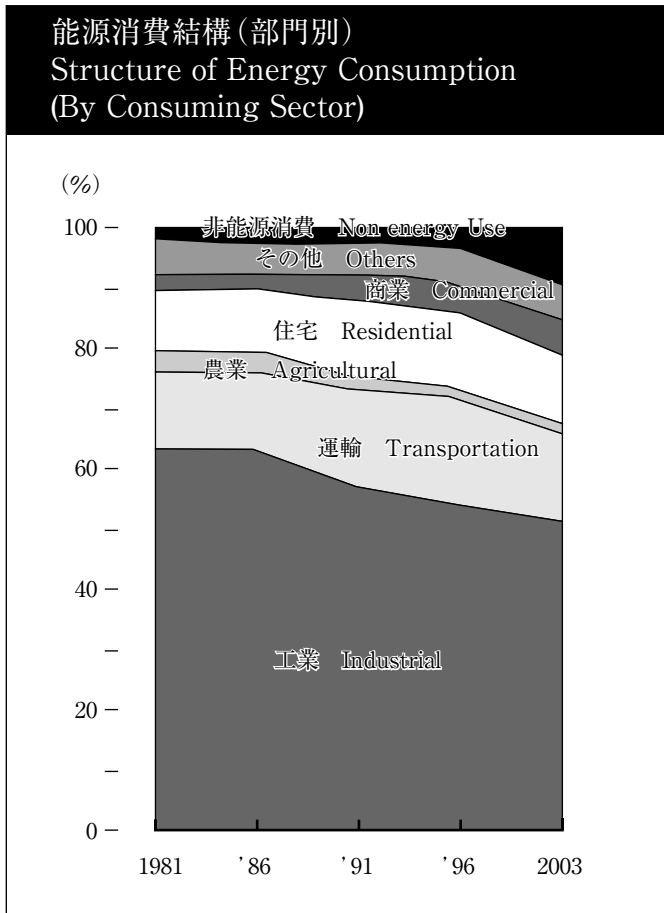
石油製品価格自由化を00年9月に開始、01年末に石油製品を全面輸入解禁し市場を全面開放した。ガソリンは台塑石化の参入などにより中国石油との間で熾烈な販売価格競争が始まった。また、石油精製においても中国石油の精製設備能力77万バレル/日、台塑石化45万バレル/日と両者で設備増強競争が展開されている。台湾全体の設備能力は122万バレル/日で、将来は輸出が計画されている。なお、石油は法律で60日間の消費量分の備蓄が義務付けられている。

b. 天然ガス

03年のガス供給は80億平方メートル、うち輸入は90%である。消費先は発電向け70%、工業向け16%、住宅向け11%、商業向け2%、その他1%である。現政権は原子力エネルギーよりもLNG優先を打ち出している。LNGは今後さらに需要

の拡大が見込まれ、中国石油は300万トンの処理能力を持つターミナルを台中港に建設中であり、07年後半に試運転を開始する予定にある。また、台湾電力は大潭（桃園県）に4,384MWの電力供給能力を持つLNG発電所を10年の完工（ただし、中国石油からのLNGの供給開始は08年を予定）を目指し建設中である。

第5－9図 部門別エネルギー消費比率



第5-20表 台湾の電力・エネルギー事情 (2003年)

1. エネルギー源供給 (1000KL原油換算) 3. 発電装置容量 (MW)

合計		121,220.2	100.0%
国内産		2,580.2	2.13%
	石炭	—	—
	原油	45.8	0.04%
	天然ガス	821.7	0.68%
	水力発電	1,712.7	1.41%
輸入		118,640.0	97.87%
	石炭・同製品	39,469.3	32.56%
	石油・同製品	61,479.7	50.72%
	LNG	8,030.8	6.62%
	原子力	9,660.2	7.97%

合計		40,039.5	100.00%
水力		4,502.0	11.24%
火力		17,885.5	44.67%
	石炭	8,100.0	20.23%
	石油	3,562.9	8.90%
	LNG	6,222.6	15.54%
原子力		5,144.0	12.85%
民営企業		5,758.8	14.38%
共同発電		6,749.2	16.86%

2. 一次エネルギー国内消費 (1000KL原油換算)

合計		103,420.1	100.00%
(1) エネルギー源			
	石炭	11,071.0	10.70%
	石油	40,296.2	38.96%
	LNG	1,089.6	1.05%
	天然ガス	1,340.0	1.30%
	電力	49,623.3	47.95%
(2) エネルギー利用			
	電力	6,376.1	6.17%
	運輸	15,293.8	14.76%
	工業	52,885.0	51.14%
	農業	1,662.1	1.61%
	住宅	12,185.3	11.78%
	商業	5,966.1	5.77%
	その他	6,928.4	6.70%
	非エネルギー消費	2,123.4	2.05%

4. 電力発電量 (GWh)

合計		208,909.8	100.00%
水力		6,871.8	3.29%
火力		96,786.0	46.33%
	石炭	61,080.6	29.24%
	石油	14,529.3	6.95%
	LNG	21,176.0	10.14%
原子力		38,889.6	18.62%
民営企業		28,516.1	13.65%
共同発電		37,846.3	18.12%

c. 電力

唯一の電力会社である台湾電力は開発、生産、送電、買電等一貫供給体制を構築してきたが、当局は94年に独立発電産業の開放に向けたガイドラインを作成、電力発電自由化推進の下、第1、第2ステージとして5つの発電所が認可され、第1号は麦寮で1,800MW、第2号は長生で900MWの発電が開始された。02年6月には残る3機も発電を開始し発電量は5機計5,270MWとなった。さらに、第3ステージとして4発電所、能力計2,700MWが認められ、現在建設が進んでいる。なお、03年の電力供給能力は台湾電力が2万7,532MW、供給源としては水力16%、火力65%（うち、石炭13%、石油30%、天然ガス23%）、原子力19%となっている。また、IPP、コージェネレーションについては、各々、5,759MW、6,749MWとなっている。

d. 今後の見通し

エネルギーの20年時点の供給として当局は石炭を33%から37%に上げ、石油を51%から37%に原子力を8%から7%に下げ、水力発電を維持するとともに、天然ガスを7%から14%に拡大し新に再生エネルギーを5%分確保しようとしている。特に、第4原子力発電所（第4原発）建設を巡って原子力発電政策の方針が大きく変更され、現行の各々の原子力発電所は11年、14年、17年に停止することで検討されることになったため、天然ガスを活用した発電設備の建設で対応する予定である。

なお、第4原発は06年の稼働を目指し建設が進んでいる。

⑤ 建設業

建設業の成長率は00年から2年連続してマイナスとなった。特に01年は中央政府が公共工事費を削減したことが大きく影響し、土木は前年比14.3%減と落ち込み、全体でも同7.6%減となった。02年には同0.2%増とプラスに若干ながらも転じたものの、03年には同5.8%減と再び落ち込んだ。

第5—21表 建設業の売り上げ

(単位：100万元、%)

年	土木	建築	電気・ 水道工事	内装・ 外装	その他 建設	計	成長 率
1999	739,188	180,597	261,926	156,527	112,871	1,451,109	4.1
2000	708,923	164,968	274,304	149,303	117,825	1,415,322	△2.5
2001	657,209	152,402	258,939	127,125	111,649	1,307,324	△7.6
2002	655,873	161,208	252,636	124,322	115,966	1,310,006	0.2
2003	652,509	170,698	264,703	135,187	162,364	1,385,459	△5.8

(出所) 財政統計月報2004年3月

建坪でみた建設許可面積は住宅、商業等は増加しているものの工場は過去減少傾向が続いている。また建設許可ベースでみた建設費も商業を除き同じ傾向にある。これらはTFT-LCDなど一部の業種を除き工場建設の需要が低下していることがあげられるが、経済の好転に伴い住宅、事務所向けの建設需要が徐々に上向き傾向にある。

第5—22表 建設用途別土地利用面積（建設許可ベース）

(単位：1,000m²)

年	住宅	商業	工場	事務所	学校	その他
1999	13,561	8,937	6,813	4,089	2,407	5,434
2000	10,368	6,209	6,882	3,042	2,633	5,890
2001	8,192	4,375	6,112	2,425	2,358	7,705
2002	7,918	3,197	3,306	1,769	2,633	5,563
2003	10,011	4,363	2,865	2,656	2,057	4,545

注) 建設許可は複数用途のための重複を含む。

(出所) 中 華 民 国 統 計 月 報

第5-23表 建設用途別建築費（建設許可ベース）

（単位：100万元）

年	住宅	商業	工場	事務所	学校	その他	建築費総計
1999	84,999	63,568	40,865	16,286	12,081	30,366	260,813
2000	69,528	62,617	40,849	29,887	14,693	32,536	219,829
2001	52,774	44,736	39,967	17,487	13,581	40,823	195,577
2002	52,889	32,388	22,974	15,584	16,037	32,720	160,808
2003	61,223	31,492	18,207	22,849	11,582	26,791	172,144

(出所) 表5-22に同じ

土木分野では新幹線建設が進んでいるほか、台北、高雄での地下鉄建設や高速道の延伸も進められている。

当局は08年までの経済計画である「国家発展重点計画」で、公共投資拡大による建設業立て直しを図るとしているが、都心部における土地利用効率促進のための施策も具体化が急がれる。

なお、当局は02年8月10日、国家安全保障に関する一部の土地を除き、100%中国資本による台湾の不動産への投資を条件つきながら解禁した。通常の直接投資で当局は中国資本の実質資本持ち分割合を20%までしか認めておらず、異例の措置といえる。

⑥ 食品産業

食品産業に分類される業種は多様であり、飲料業、食肉処理業、飼料業、精米業、冷凍食品業、製粉業等が含まれている。製造業全体における食品産業の占める割合は、99年において、工場数で6.0%(4,900)、従業員で4.7%(11万3,000人)、総生産額で6.5%(4,888億元)となっている。50年代には輸出の主力産業として製造業における輸出額の90%以上を占めており、農業とならび外貨獲得、資本蓄積等に貢献していたが、70年代以降は発展途上国との価格競争等により輸出競争力が低下し、現在では国内市場を中心とした産業となっている。

現在、食品産業においては、台湾市場の規模がそれほど大きくないにもかかわらず安い輸入品との競争にさらされており、労働力、土地、原料等のコストが上

昇しており価格競争が困難であること、研究開発への投資が不足しており新製品、新技術の開発が不十分であること、環境保全へのコストが必要になっていること等により、台湾市場において生き残るためにも多くの問題を抱えている。さらに、WTO加盟による市場開放により大きな影響を受けることが予想され、すでに、ビール、日本酒等これまで輸入が制限されてきた分野では、輸入品が増大している。これに対し、最近では、輸入、貯蔵が容易である常温食品での国際競争は困難であるとの考えから、生鮮冷蔵食品の生産ラインの増設を進め、この分野での優勢を確保しようとの企業の動きもある。

その一方で、関税の引き下げにより輸入原料のコストが引き下げられること、市場に近い国内業者は食品に対する消費者の要望（最近では食品の安全性、品質を重視）を把握しやすいこと等の有利な点もあることから、今後は、競争力の弱い食品の原料の輸入自由化、食品GMPの推進による品質の向上、新製品、新技術の研究開発の発展強化、生産過程の自動化の促進、兩岸での分業体制の確立等により、食品産業を発展させていくべきであるとされている。

また、台湾では日本ブランドの食品は高級品として捉えられており、リンゴ、梨、野菜などの生鮮食品に限らず、加工食品に至るまで多くの日本の食品が販売されている。カルピス、キューピー、森永製菓、ヤクルト、カゴメなどのように、現地生産により比較的安価で商品を提供し、市場を開拓しているケースもある。一方、輸入品は輸送費、関税および台湾での複雑な流通コストのため、台湾の同様の商品に比べ2～3倍の価格で販売されている商品が多い。このような日本食品は輸出側にとり、多品目小ロットの輸出となることが多いため、手間の割に利益が少なく、食品メーカー、大手商社とも積極的には関わっていないのが現状である。台北市内のデパート、スーパーでは、日本とかわらないほど多くの種類の日本食品が販売されているが、そのほとんどは日本あるいは台湾の中小企業が独自ルートで商品を集め、コンテナに混載して輸出入しているものである。

WTO加盟後は、中国ブランドのビールの市場参入が相次ぐなど、顕著な変化がある。日本からの輸入が禁止あるいは制限されていた商品分野でも目立った動きがみられる。輸入が解禁されたコメは、魚沼産コシヒカリが販売されるようにな

った。2,000トン／年の輸入枠が解除されたリンゴは、これまでの約5倍の8,376トンが輸入されている。また、公売局が一元輸入していた日本酒は、ほかの業者にも開放されてさまざまなルートで輸入されるようになり、これまでは手に入りづらかった純米酒や吟醸酒も店頭に並ぶようになった。

このように、台湾のWTO加盟後はさらに多くの日本食品が輸入されるようになったが、これを一時的な流行ではなく、しっかりと根付かせるためには、系統だった輸出戦略の構築、他国産に対抗できる高品質もの維持、複雑な台湾での流通経路の省略による低価格の実現等が必要と思われる。

第5—24表 食品の生産額

(単位：100万元)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
牛乳	9,917	10,067	10,169	10,459	10,865	9,739
調味乳	4,618	3,679	3,481	2,901	3,034	3,283
発酵乳	4,038	4,601	4,215	4,621	4,678	4,101
肉類缶詰	638	575	491	699	698	791
その他の缶詰	8,481	8,049	7,799	7,740	7,764	7,334
冷凍野菜、果物	2,955	3,110	3,049	2,917	2,166	2,120
冷凍肉類	17,255	15,357	11,790	10,393	11,462	11,084
冷凍水産品	5,733	4,133	4,122	3,549	3,729	4,265
冷凍調理食品	13,662	12,296	15,401	12,280	11,929	11,814
ドライフード	2,966	2,933	3,552	3,961	3,372	2,431
大豆油	11,945	10,359	8,059	6,330	7,313	8,573
その他の食用油脂	7,454	7,187	6,068	6,073	6,480	7,303
小麦粉	9,209	8,795	8,044	7,756	8,391	9,111
砂糖	11,951	12,126	14,007	12,812	7,422	6,675
酒類（ビールを除く）	24,219	24,191	23,771	21,950	11,956	12,340
ビール	23,127	22,409	22,134	21,289	20,774	21,618
飼料	46,746	44,391	41,672	42,482	40,856	43,891
茶	2,628	2,625	2,695	2,736	2,958	2,846

(出所) 工業生産統計月報

(3) サービス産業

① 流通

03年の民間消費は前年比0.6%増、国民所得は前年比1.8%増、商業生産高は前年比3.1%増と02年に引き続き堅調に推移している（第5-25表）。売上高ベースを見ると卸売業、飲食業ともに売上高が各々前年比3.9%増、同1.1%増と、堅調に推移しているが、小売業のみが前年比8.3%減と02年の大幅増の反動が表れている。また、外資企業が中心となっているデパート、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等総合商品販売業の売上高も、03年は前年比3.5%増、02年から引き続き順調な伸びを見せている。デパート業は日系企業の進出が著しく、売上高の上位ほとんどが日本との合弁企業あるいは技術提携企業の店舗であるが、03年は同1.8%減とほぼ横ばいである。コンビニエンスストアは03年は同8.5%増となった。また、最近では台北市などに大型のショッピングモールが新店し、総合大型店間の競争が激しくなりつつある。量販店も03年は同1.0%増となっている。スーパーマーケットは02年は同5.3%増と2年ぶりに増加に転じ、またその他総合小売店も03年は同8.4%増と回復している（第5-26表）。

② 観光

台湾の観光開発が本格化したのは、台湾省観光事業委員会が設立された1956年以降である。その後、当局と民間による風景地区の整備、交通施設・ホテル・レストラン・娯楽施設の建設が行われた。69年には観光基本法というべき発展観光条例の公布施行により、法律面の整備が進んだ。95年より日本を含む18カ国に対し14日以内の滞在について査証が免除されるなど、海外からの観光客誘致のための入国管理が簡素化された。

数年前から所得の増加を反映したレジャーブームにより、島内各地の観光レジャー施設が相次いで建設されてきたが、最近においては、99年の9.21地震、01年の9.11米国同時多発テロ等の発生により、観光客は伸び悩みの傾向にあった。01年には交通部観光局が「21世紀台湾発展観光新戦略行動執行方案」による国内旅

行者の1億人突破キャンペーンを実施、また、中国人観光客を受け入れるために規制を緩和し、①海外旅行、商用または視察の途中に台湾観光に立ち寄る中国人、②香港、マカオを含む第三国地域に4年以上居住し、かつ就業証明を持つ中国人とその配偶者および直系家族に対する台湾観光を開放した。

02年5月に行政院によって策定された「挑戦2008—6カ年重点発展計画」の重点10項目には「観光客倍增計画」が盛り込まれ、海外からの観光客誘致による観光収入の増収に向けた各種施設が計画された。この中で、当局は05年を台湾観光年と定め、07年に海外からの訪台者数目標を延べ500万人（うち観光目的は200万人）として掲げ、07年末の観光外貨収入を70億米ドル（2001年約40億米ドル）まで高めることを目標としている。02年7月には「行政院観光促進委員会」を設立し、観光促進策として、中長期融資資金65億元を台湾観光業者向けに備え、4,000社余りの業者に対し、設備改善、安全性向上を目的に04年までに低利融資資金を提供することとしている。さらに、03年10月から外国人観光客が台湾で購入し海外へ持ち出す商品について営業税（消費税に相当）5%を払い戻す制度を実施している。

観光市場としては日本を主要ターゲットとしており、03年1月には台北・札幌

第5—25表 国民所得と民間消費・商業生産額の比較 （単位：100万元、%）

	国民所得		民間消費		商業生産額	
		伸び率		伸び率		伸び率
1997	7,713,988	8	4,936,084	8.73	1,434,915	11.3
1998	8,257,926	7.1	5,334,143	8.06	1,588,691	10.7
1999	8,571,697	3.8	5,641,313	5.76	1,717,692	8.1
2000	8,924,866	4.1	5,981,274	6.03	1,865,320	8.6
2001	8,765,194	△1.8	6,042,628	1.0	1,833,533	△2.7
2002	9,005,093	2.7	6,149,507	1.8	1,895,476	3.4
2003	9,162,968	1.8	6,186,554	0.6	1,954,911	3.1

（資料）行政院主計処「中興民國台湾地区国民経済動向統計」

第5-26表 商業売上

(単位：100万円)

年	商業		卸売業		小売業		飲食業	
	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)
1999	7,877,710	—	5,222,777	—	2,382,966	—	271,966	—
2000	8,737,008	10.91	5,921,225	13.37	2,515,202	5.55	300,581	10.52
2001	8,155,255	△6.66	5,426,418	△8.36	2,465,069	△1.99	263,768	△12.25
2002	8,587,841	5.30	5,732,469	5.64	2,952,050	19.76	263,322	△0.17
2003	8,927,208	3.95	5,954,469	3.87	2,706,432	△8.32	266,307	1.13

総合商品小売業の売上

(単位：100万円)

年	総合商品小売業		デパート		スーパーマーケット		コンビニエンスストア		量販店		その他	
	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)	営業額	前年比 (%)
1999	523,234	—	136,933	—	74,475	—	105,346	—	110,431	—	96,049	—
2000	569,571	8.86	148,834	8.69	74,457	△0.02	115,113	9.27	129,124	16.93	102,043	6.24
2001	592,781	4.07	154,764	3.98	76,983	3.39	128,092	11.28	136,671	5.84	96,290	△5.64
2002	622,833	5.07	172,411	11.40	75,857	△1.46	141,778	10.68	141,680	3.67	91,106	△5.38
2003	644,794	3.53	169,328	△1.79	79,842	5.25	153,802	8.48	143,040	0.96	98,784	8.43

(出所) 經濟部「批発、零售及餐飲業動態調査」、「商業動態調査提要分析」

第5—27表 2003年台湾地区の主な百貨店売上高

	売上高(億元)	前年比 (%)	店舗数
新光三越	478	12.0	11
太平洋崇光	260	0.0	5
遠東百貨	179	7.2	10
京華城	110	—	1
衣蝶	86	38.0	4
大葉高島屋	58	5.0	1
微風広場	56	9.8	1
中興百貨	32	16.0	3

第5—28表 2003年台湾地区の主なコンビニエンスストア売上高

	売上高(億元)	前年比 (%)	店舗数
統一超商 (7-ELEVEN)	762	5.8	3,464
全家 (Family Mart)	224	2.8	1,500
萊爾富 (Hi-Life)	130	△7.1	942
富群超商 (OK)	130	30.0	743
福客多 (niko mart)	—	—	331

第5—29表 台湾地区の主なショッピングモール

	売場総面積 (坪)	入居店舗数	オープン日
風城構物中心	102,376	約1,000	2003. 7.25
京華城	62,000	約1,000	2001.10.24
台茂南茨家庭娛樂構物中心	59,400	220	1999. 7. 4
德安構物中心	36,000	約300	2001. 9.27
大江国際構物中心	25,000	280	2001. 3.31
微風広場	23,000	約350	2001.10.23
TAIPEI 101 MALL	23,000	161	2003.11.14
環亜構物広場	20,166	180	1999. 4.20
Tiger City老虎城	14,818	約150	2001.12. 1
台糖嘉年華構物中心	12,000	80	2003.12.18

第5—30表 台湾地区の主な量販店

	本店所在地	店 舗 数		
		2001	2002	2003
家樂福Carrefour	台北市	26	28	31
愛買吉安Geant	台北市	13	13	13
萬家福MEGAFUL	三重市	6	6	6
全買	嘉義市	—	5	5
大潤發流通集團	台北市	21	21	22
好市多COSCO	台北市	3	3	3
特易購TESCO	台北市	2	3	4

第5—31表 台湾地区の主なスーパーマーケット

	本店所在地	店 舗 数		
		2001	2002	2003
全聯実業	台北市	105	160	200
Welcome頂好惠康	台北市	112	122	154
農會超市	三重市	80	80	83
松青超市	汐止市	32	40	47
丸久	台中縣	31	33	34
興農超市	台中縣	25	27	28
台北農産運銷超市	台北市	19	20	15

(出所) 連鎖企業協会2001年台湾チェーンストア年鑑

間で、また、04年6月には台北・広島間、同年9月には台北・仙台間の定期チャーター便が定期便化された。

また査証に関しては、03年5月、日本をはじめとする31カ国に対する査証免除期間がこれまでの14日から30日へ延長された。

海外からの入境者数は、70年代から80年代にかけて増加の一途をたどり、71年に50万人を、76年に100万人を超え、89年には200万人を突破した。その後4年間は減少傾向にあったが、94年を境に再び増加に転じ、00年には262万人（前年比8.8%増）、01年には283万人（前年比7.9%増）、02年には298万人（前年比5.2%増）と過去最高を記録した。

03年前半は、SARSの影響で入境者数が大幅に落ち込み観光業界に大きな打撃を与えた。後半においてやや持ち直すものの、通年では225万人（前年比24.5%減）と前年に比べ大幅に落ち込んだ。

03年の入境者数を国別に見ると、最も多いのは日本からの入境者で65万7,000人（前年比34.2%減）、続いて第2位は香港からの入境者で32万3,000人（前年比29.2%減）、第3位は米国からで27万3,000人（前年比27.7%減）であった。

一方、海外への出境者数は、79年に観光出国が自由化されて以来、うなぎ登りに上昇し、87年に大陸親族訪問が許可されたことにより、出境ブームが加速した。02年の出境者数は、732万人（前年比2.3%増）となったが、03年には、SARSの影響により海外への渡航も制限を受け、592万人（前年比19.1%減）と大きく落ち込んだ。

03年出境者数を目的先（最初の訪問地）別にみると、トップは香港への出境者で187万人（前年比22.7%減）、第2位はマカオへの出境者で83万8,000人（前年比34.0%減）、第3位は日本への出境者で73万1,000人（前年比8.3%減）となっている。

③ 物流

01年のマイナス経済成長の影響は03年の物流面においてもいまだ尾を引いており、道路輸送はプラスに転じたものの、鉄道輸送、海運取引が引き続き前年比マイナス成長となっている。当局はアジアオペレーションセンターとしての外資誘

致のためにさまざまな税制優遇措置等を導入し、同措置を踏まえて営業拠点設置を検討する動きが海外企業の中にもあるが、兩岸における三通ははまだ実施されていないのが現状である。兩岸の貿易が拡大し、また上海港の利用が着実に増加する中、内外企業から三通の実現を要求する声が高まりつつあり、当局の判断が注目される。以下、物流の分野ごとに現状を紹介する。

a. 鉄道輸送

鉄道輸送は重量ベースで03年は1,120万トン（前年比7.8%減）、輸送量ベースでは8億14,553トンキロ（前年比7.9%減）であった。鉄道輸送はここ10年、毎年減少しており、03年の重量ベースの輸送量は10年前の43%にまで落ち込んでいる。

b. 道路輸送

道路輸送は重量ベースで03年3億377トン（前年比5.2%増）、輸送量ベースでは181億6,443トンキロ（前年比2.4%増）であった。高速道路の整備に伴い、鉄道輸送に代わるきめ細かな物流サービスへの対応が評価され、97年頃を境に飛躍的に輸送量が増加したが、01年からの不景気のため、02年は減少したが、03年はわず

第5—32表 外国人・華僑の訪台者数（上位10カ国）（単位：1,000人）

居住地	2002		2003		前年比 (%)
	順位	人数	順位	人数	
総計	—	2,978	—	2,248	△24.5
日本	1	998	1	657	△34.2
香港	2	457	2	323	△29.2
米国	3	377	3	273	△27.7
タイ	5	111	4	98	△11.1
韓国	7	84	5	93	△11.1
フィリピン	8	79	6	80	0.97
シンガポール	4	111	7	79	△29.1
マレーシア	9	66	8	67	1.07
インドネシア	6	88	9	38	△56.6
カナダ	10	49	10	34	△30.0

(資料) 交通部観光局資料

かながら増加へと転じた。宅急便に見られるような小口配送は今後とも市場が拡大すると見られる一方、重厚長大型産業は安定している。ノートパソコンメーカーなどの大口需要者が大陸進出したことは需要の減少要因となっている。なお、輸送商品は、コンテナ貨物が全体の約4分の1を占め、次いで石綿、天然石等の非鉄金属、さらにセメント製品が続いている。

c. 水運

水運も96年を境に減少傾向にある。03年は重量ベースで95億4,400トン（前年比5.6%減）、輸送量ベースでは2,476億トンキロ（前年比20.9%減）と大きく落ち込んだ。輸送商品は原油・鉱物燃料、鉄鋼、セメントの順となっている。

d. 空運

空運は、03年は162万トン（前年比7.2%増）であった。台湾はIT立国であることから、半導体等の高付加価値製品はほとんどが空輸されている。そのため01年の9.11テロ事件で貨物空輸が一時的にストップしたこと、半導体価格低迷によりIT産業自体が販売不振となったが、02年以降は回復に転じている。なお、空運取扱いは中正空港が全体の9割以上を占めており、同空港の貨物輸送は03年が150万トン（前年比8.6%増）であった。高雄空港は03年が8.5万トン（前年比11.8%減）となり、中正空港への一局化が進んでいる。

なお、国内空輸は03年が53,159トン（前年比6.9%減）、輸送量ベースで808万トンキロ（前年比7.0%減）と減少した。

e. 港湾取引

港湾取引はコンテナ単位で見ると、03年が1,209万TEU（前年比4.2%増）であった。港湾別では、高雄884万TEU（前年比4.1%増）、基隆200万TEU（前年比4.3%増）、台中125万TEU（前年比4.4%増）、域外航運センター63万TEU（前年比9.8%増）となっている。なお、高雄は世界最大の港湾である香港の取扱量2,045万TEUの4割に過ぎないものの、世界における港湾として第6位の貨物取扱量を確保している。一方、上海の取扱量が03年に1,128万TEU（前年比31%増）と急増しており、深圳の03年1,061万TEU（前年比39.4%増）の拡大も合せ見ると貨物取扱量の増加の勢いでは中国に見劣りしている。台湾にとって、今や中国は最大の輸出先

になったが、輸出の主要商品は半導体、TFT-LCD等のIT部品で、パソコン等IT商品の最終組立はほとんど中国に移転したため、商品の最終消費地である米国日本向けの積上地としては、今後も上海、深圳が伸びることになると思われる。

第5—33表 台湾の物流状況

	2001	2002	2003	前年比(%)
鉄道輸送				
貨物(万トン)	1,237	1,215	1,120	△7.8
輸送(100万トンキロ)	985	919	846	△7.9
道路輸送				
貨物(100万トン)	300	289	304	5.2
輸送(100万トンキロ)	17,735	17,731	18,164	2.4
海運				
貨物(万トン)	10,153	10,109	9,544	△5.6
輸送(100万トン・ノーティカルマイル)	359,295	312,823	247,560	△20.9
空運				
貨物(トン)	1,310,229	1,513,859	1,622,730	7.2
輸送(万トンキロ)	732,675	874,267	949,750	8.6
中正国際航空(トン)	1,189,874	1,380,748	1,500,071	8.6
高雄国際航空(トン)	88,744	95,782	84,602	△11.7
港湾				
高雄(1,000TEU)	7,541	8,493	8,843	4.1
基隆(1,000TEU)	1,816	1,919	2,001	4.3
台中(1,000TEU)	1,069	1,194	1,246	4.4
域外航運センター(1,000TEU)	508	574	630	9.8

第6章 インフラ

(1) 交通

1970年代より本格的に開始された数次にわたる大型建設プロジェクトにおいて、交通インフラの整備は最重点課題として進められてきており、この結果、交通・運輸網は著しい発展を遂げてきている。95年1月に発表された「アジア太平洋運営センター」計画においても交通インフラの整備は同計画の重要な柱の一つとなっている。

① 鉄 道

a. 鉄道等

鉄道は高速道路とならび台湾内陸交通および運輸の大動脈であり、その大部分が台湾鐵路管理局が所管する鉄道である。2003年末現在の営業路線は全長1,107.7キロメートル。西海岸を走る西部幹線（基隆－台北－高雄）、東海岸の太平洋沿いを走る東部幹線（宜蘭線、北廻線、花東線、南廻線、屏東線の5線）、および平溪線（宜蘭）、内湾線（新竹）、集集線（南投）など主要駅から分岐するいくつかの支線で構成されている。92年の南廻線の全線開通により環状鉄道網が完成した。03年の鉄道による旅客輸送量は前年比7.9%減の1億6,142万人、貨物輸送量は1,120万トンと前年比7.8%減であった。なお、日本の旧国鉄同様、省営鉄道も道路網の発達等による輸送貨物の減少、経営の非効率性などにより大幅な累積赤字に苦しんでおり、民営化が検討されている。

上記省営鉄道以外にも林務局、台湾糖業公司等が鉄道路線を所有し、全長938キロメートルになるが、そのほとんどが貨物輸送用の專業線であり、旅客運輸を行っているのは林務局の阿里山本線（71.34キロメートル）のみである。

b. 新都市交通システム

台湾の都市部における鉄道網の整備は他のアジア諸国に比べても遅れており、現在建設が進んでいるのは台北市周辺および高雄市のみである。道路の交通渋滞が深

第6-1図 台湾の交通図（鉄道、高速道路）



刻化している台北では、86年より計8路線88キロメートルにおよぶ新都市交通システム（台北都会区大衆捷運系統）の建設が進められてきている。このうち6路線（①木柵線、②淡水線、③中和線、④新店線、⑤板南線、⑥南港線）が営業を開始しているが、一部は全線の開通までには致っていない。利用者は、年々増加していたが、03年の延べ利用者数は3億1,619万人で1日当たりの平均乗車数は、86.6万人となっている。高雄市の新交通システム（高雄捷運系統／紅線・橘線）は、01年1月12日に起工し、06年末の全線開通を目指している。その他としては、中正国際空港（桃園）と台北市内を結ぶ新交通システムや台中、台南、新竹など主要地方都市における新交通システムの建設が計画されている。

c. 台湾高速鉄道

台湾で初めてのBOT方式による大規模プロジェクトとして内外の注目と期待を集めている南北高速鉄道計画については、98年7月、仏・独混合システムの採用を提案していた「台湾高鉄企業連盟（現・台湾高速鉄路(股)）」が当局との間で正式に事業契約を締結した。しかしながら「台湾高速鉄路(股)」はその後、日本の新幹線システムの採用を決定し、日本連合（現・台湾新幹線(株)）と00年6月13日に覚書に調印し、00年12月に正式調印した。開通目標は05年10月となっている。なお、この高速鉄道が完成すれば台北－高雄間350キロメートルが約1時間30分（現在の在来線では最も早い特急で約4時間30分）で結ばれる。

② 道路

03年現在、台湾の道路の総延長は3万7,342キロメートルに達している。このうち高速道路は中山高速道路（全長394キロメートル、基隆－鳳山間および中正空港連絡線）、北部第2高速道路（全長101キロメートル、汐止－新竹間および中正空港連絡線）などがある。道路輸送量は高速道路の建設などとともに伸びているが、03年の貨物輸送は前年比5.2%増の3億377トンであった。バスの利用客数は78年の22億8,000万人をピークに減少を続けているが、これは乗用車、オートバイの普及が主要因と考えられる。2003年の利用客数は前年比6.2%減の9億8,825万人となっている。

現在進められている道路建設計画としては北宜高速公路の後続計画、台湾地区西部の東西快速道路の建設等がある。

③ 港湾・海運

台湾には国際港として基隆、高雄、台中、花蓮、蘇澳、安平の6港がある。このうち台中港および蘇澳港は75年以降に建設されたものである。貨物の取扱量は03年は2億6,144万トン（前年比5.8%増）であり、高雄港は全体の52.4%を占めている。また輸出入貨物量は2億2,162万トンで前年比6.6%増となっている。

高雄域外航運センターについて

域外航運センターはアジア太平洋運営センター計画のうち海運積替センターを発展させる上で障害となる中国大陸との通航問題を解決するために企画された。同センターは通関・入境なしに中国大陸と第三地との間の貨物に関し積み替えを行うことを主業務としており、発表当時から実質的な直航ではないかとの議論を呼んでいたが、当局は一貫して入境・通関がないことから直航ではないとの立場を明確にしている。1995年5月には域外航運センター設置弁法が制定され、高雄港に設置されることが決定されていたが、中国側は事前に協議がなかったとして当初から好意的ではなく、中国側の法整備がなされなかったため実施されずにきた。その後、96年8月に中国側が台湾海峡兩岸航運管理弁法を制定し、アモイおよび福州港を指定港としたこと等から実現に動き出し、97年4月には同センターを拠点とした兩岸間の運航が開始されている。

第6-1表 国際港における輸出入貨物量

(単位：1,000MT)

	基隆港			高雄港			花蓮港		
	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入
1990	22,246	5,694	16,552	69,237	6,812	62,425	2,631	1,162	1,469
1999	20,044	2,033	18,021	99,574	16,071	83,503	5,135	2,023	3,112
2000	20,834	2,171	18,664	104,273	18,859	85,414	5,183	2,508	2,675
2001	24,504	6,504	18,000	115,792	23,842	91,950	5,935	3,109	2,826
2002	28,363	7,320	21,043	118,111	24,968	93,143	7,922	3,554	4,368
2003	27,700	7,649	20,051	126,252	28,054	98,198	5,530	2,622	2,908
	台中港			蘇澳港			安平港		
	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入	合計	輸出	輸入
1990	14,864	1,017	13,847	3,201	753	2,448	—	—	—
1999	38,900	5,170	33,730	3,462	1,000	2,462	—	—	—
2000	40,010	5,097	33,913	3,340	1,018	2,322	—	—	—
2001	34,132	4,747	99,385	3,176	762	2,414	539	33	506
2002	36,924	5,053	31,872	3,434	560	2,874	2,553	22	2,531
2003	40,269	5,568	34,141	3,907	886	3,021	3,965	31	3,934

(出所) 交通部統計処「交通統計月報」

第6-2表 2003年世界の国際港上位10港（コンテナ積卸量）（単位：万TEU,%）

順位		港 別	国・地域別	コンテナ積卸量		成長率
2003	2002			2003	2002	
1	1	香港	中国大陸	2,045	1,914	6.8
2	2	シンガポール	シンガポール	1,841	1,694	8.7
3	4	上海	中国大陸	1,128	861	31.0
4	6	深圳	中国大陸	1,061	761	39.4
5	3	釜山	韓国	1,037	945	9.7
6	5	高雄	台湾	884	849	4.1
7	8	ロサンゼルス	米国	718	611	17.6
8	7	ロッテルダム	オランダ	710	652	9.0
9	9	ハンブルグ	ドイツ	614	537	14.2
10	10	アントワープ	ベルギー	545	478	14.0

(注) 深圳港には赤湾、蛇口、鹽田等の港を含む。

(資料) Containerisation International 2004年3月。

第6-3表 高雄域外港運センターの運営状況

	航行 船舶数	積み卸し (A)		積み出し (B)		貨物量 (A+B)	毎船 平均
		コンテナ量	空コンテナ率	コンテナ量	空コンテナ率		
1999	787	204,047	0.8	161,832	66.7	365,879	464.9
2000	795	227,682	0.7	204,986	71.0	432,668	544.2
2001	973	270,313	1.4	237,930	72.1	508,244	522.3
2002	991	281,934	1.5	292,517	67.8	574,451	579.7
2003	1,010	312,160	5.9	318,178	66.3	630,337	624.1
合計	4,970	1,365,544	2.2	1,273,622	65.5	2,639,166	531.0

(出所) 交通部交通統計分析

輸出加工区について

輸出加工区は自由貿易区と工業団地の性質を兼ね備えたもので、1966年12月の高雄輸出加工区を皮切りに、楠梓輸出加工区（71年1月）、台中輸出加工区（71年5月）が設置された。各輸出加工区には分譲標準工場が建てられているほか工場用地も賃貸されている。04年9月末現在の入居者数は266社（うち高雄75社、楠梓92社、台中52社、中港15社、その他32社（成功、臨広、軟体、屏東、雲林）、累計投資額は369億米ドルとなっている。03年の輸出入金額は107.0億5,000万ドルで前年比7.8%増となった。これは輸入が前年比23.7%増となったことに起因する。台湾当局としても製造加工のみの輸出加工区の運営には限界を感じており、「倉庫運輸中継専用区」を設け、新たな物流・加工基地として生まれ変わろうとしている。

－自由貿易港区について－

台湾立法院臨時会（臨時国会）は2003年7月10日、「自由貿易港区設置管理条例」を可決し、国際空港、港湾またはその近隣地に自由貿易港区を設置することを認めた。同区内ではビジネス活動を妨げるさまざまな障害が排除されることになる。ただし、同区内で雇用する外国人労働者については、労働基準法に基づく最低賃金の制限を受けるほか、同区内の事業体は従業員の40%までしか外国人労働者を雇用できないこととなっている。

桃園中正国際空港、高雄南星計画、雲林麦寮港、彰浜工業区、台中港などが設置拠点として候補に挙がっており、行政院は03年第3四半期内に自由貿易港区の設置申請の受理を開始する予定。

自由貿易港区は、将来5年間に台湾の輸入額を1兆元増加させ、2,000億元の投資を促進し、17万人分の雇用の創出が期待されている（中華経済研究院試算）。

自由貿易港区内での主なメリットは以下のとおり。

1. 自由貿易港区は「域内関外」という観念で設立され、同区内の事業体が海外から搬入した貨物については、関税、貨物税、営業税、酒・タバコ税などが免除され、貨物を自由に流通させることができる。
2. 銀行は、同区内に国際金融業務を行う支店を設置し、国際金融業務や外為取扱業務を行うことができる。また、持ち株会社を設立して、海外投資を行うことも可能となった。
3. 外国籍ビジネスマンが同区を訪れる場合、同区内の事業体が自由貿易港区管理機関に事前に通報すれば、台湾に到着してから着地ビザを取得することができることとなった（ただし、中国、香港、澳門籍のビジネスマンについて適用対象外）。

④ 航 空

台湾には中正国際空港および高雄国際空港の2国際空港があり、中正国際空港は台北市から約40キロメートル、高雄国際空港は高雄市から約5キロメートルの距離にある。このほかに松山（台北）、花蓮、台中、嘉義、台南、台東、馬公等に15のローカル空港がある。当局は台中の空港を第3の国際空港とすることで検討をしている。

航空輸送については、03年の旅客人数はイラク戦争、SARSの影響もあり、国内線、国際線とも前年比14.3%減の3,596万人（国際線1,591万人（前年比20.7%減）、

第6—4表 台湾地区本島の客運量

(単位：1,000人、%)

年	計	中正 国際空港	高雄 国際空港	松山 空港	台南 空港	台中 空港	花蓮 空港	台東 空港	嘉義 空港	屏東 空港
1997	52,396	15,990	12,158	15,394	2,496	1,878	1,856	1,399	1,044	181
1998	48,246	15,725	11,068	13,733	2,331	1,498	1,578	1,198	910	122
1999	49,044	17,044	10,747	13,809	2,257	1,545	1,492	1,072	929	148
2000	45,266	18,681	9,144	11,111	1,853	1,379	1,300	977	684	137
2001	42,602	18,461	8,285	10,092	1,646	1,246	1,245	948	537	143
2002	40,831	19,228	7,800	8,790	1,477	1,071	1,094	816	435	120
2003	34,772	15,514	6,645	8,109	1,307	945	1,060	729	358	105
前年比	△14.3	△19.3	△14.8	△7.7	△11.5	△11.8	△3.1	△10.7	△17.7	△12.5

(出所) 交通部統計処「交通統計月報」

第6—5表 台湾地区の外島空港の客運量

(単位：1,000人、%)

年	計	馬公 空港	金門 空港	綠島 空港	蘭嶼 空港	七美 空港	望安 空港	馬祖空港	
								北竿	南竿
1998	3,404	2,002	1,126	121	55	31	3	67	—
1999	3,329	2,031	1,055	93	42	21	1	86	—
2000	3,141	1,837	1,041	99	48	19	3	95	—
2001	3,482	1,875	1,337	86	52	27	3	102	—
2002	3,354	1,669	1,407	57	48	26	3	144	—
2003	3,108	1,628	1,172	36	45	21	2	60	144
前年比	△3.9	△11.0	△16.7	△36.4	△6.9	△18.6	△22.5	—	—

(出所) 交通部統計処「交通統計月報」

第6—6表 台湾地区の主要空港の貨物量

(単位：100トン、%)

年	中正 国際空港	高雄 国際空港	松山 空港	金門 空港	馬公 空港	台中 空港	台南 空港	台東 空港
1998	9,321	787	102	31	46	17	11	5
1999	10,572	907	103	68	37	19	10	6
2000	12,088	1,018	110	69	42	21	12	6
2001	11,899	887	139	66	53	17	12	6
2002	13,807	957	171	94	50	19	12	5
2003	15,001	846	171	95	53	20	13	4
前年比	8.6	△11.7	0.2	0.8	6.2	8.5	9.4	△11.6

(出所) 交通部統計処「交通統計月報」

第6-7表 台湾地区の飛行場離発着数概況 (単位：100回、%)

年	中正 国際空港	高雄 国際空港	松山 空港	台中 空港	台南 空港	花蓮 空港	台東 空港	嘉義 空港	屏東 空港
1998	1,098	1,244	1,741	423	258	255	294	201	36
1999	1,097	1,174	1,762	421	263	239	257	190	36
2000	1,157	1,059	1,619	380	253	226	238	196	36
2001	1,239	945	1,516	368	223	215	187	164	37
2002	1,324	926	1,391	333	208	220	164	130	32
2003	1,257	818	1,189	279	159	205	141	103	27
前年比	△5.1	△11.7	△14.5	△16.1	△23.5	△6.5	△14.0	△21.4	△12.9

(出所) 交通部「專題分析」、「統計月報」

第6-8表 2003年台湾地区の鉄道、公路、航空旅客数・収入概況

				前年比
鉄道	旅客数		1億6,142万人	△7.9
		自強號	3,059万人	△7.5
		莒光號	2,039万人	△16.0
		復興號含電聯車	1億176万人	△4.4
	普通車	869万人	△24.9	
	旅客収入		142.3億元	△9.4
台北捷運 MRT	旅客数		3億1,619万人	△2.5
		中運量	3,021万人	△7.4
		高運量	2億8,598万人	△2.0
	旅客収入		72.6億元	△5.1
		中運量	6.3億元	△10.7
	高運量	66.3億元	△4.5	
公路	旅客数		9億8,826万人	△6.2
		市区自動車旅客運搬	7億3,853万人	△4.7
		公路自動車旅客運搬	2億4,973万人	△10.4
	旅客収入		226.2億元	△7.1
		市区自動車旅客運搬	100.6億元	△5.6
	道路自動車旅客運搬	125.6億元	△8.2	
航空旅客数			3,596万人	△14.3
	国際線		1,591万人	△20.7
	国内線		2,005万人	△8.4
高速道路料金所通過車両数			5億2,472万台	8.0
	小型車		4億3,563万台	10.1
	大型旅客車		5,414万台	△3.0
	連結車		3,495万台	1.7

(出所) 交通部統計処「交通統計月報」

国内線2,005万人（前年比8.4%減）、貨物輸送量は前年比7.2%増の162万トン（国際線118万6,032トン（前年比4.3%増）、国内線4万3,704トン（前年比1.2%減））となっている。

航空会社は、03年末現在、中華、長榮、華信、遠東、復興、立榮など12社があり、国際線には中華、長榮（91年）、華信（91年）、復興（95年）、遠東、立榮の6社が就航している。

台湾は、03年末現在、45カ国・地域と航空協定を締結しており、台湾に乗り入れている外国航空会社は33社である。航空便数は香港、東京、シンガポール等の東南アジアが多いが、欧州との直行便も充実している

(2) 通信

台湾は世界でも通信インフラが最も整った国・地域のひとつといえる。台湾の携帯電話加入数は00年2月に1,230万台となり、初めて固定電話の契約者（1,213万台）を上回った。その後も契約者数は増加し、00年末に1,780万台、01年末に2,163万台、02年末に2,391万台、03年末は前年比4.9%増の2,509万台となった。

普及率は96年末の100人当たり4.5台に対し、00年末には80.2台に、02年末には106.1台、2003年末には111.0台となった。

第6-9表 携帯電話の企業別加入者数

企業名	加入者数	シェア (%)	平均使用金額/1台・月
中華電信	8,084,451	35.1	733元
台湾大哥大	5,529,230	24.0	665元
遠傳電信	4,464,513	19.4	721元
和信電訊	2,435,748	10.6	928元
泛亜電信	690,000	3.0	494元
東信電訊	1,846,980	8.0	584元
総計	23,050,922	100.0	711元

(出所) 交通部電信総局2004年6月

第6-10表 一般家庭における台湾のインターネット接続方式の比率（単位：％）

接続方式	2001	2002	2003
ADSL	30	51	66
ケーブルモデム	10	8	7
固定専用回線	-	-	0.8
電話回線	63	43	26
ISDN	-	-	0.2
無線LAN	1	1	0.4

（注）複数の接続を併用するケースがあるため、合計は100%にならない。

（出所）經濟部技術処、資訊工業策進会商務応用推广中心FINDセンター

移動電話企業は、遠傳、和信、中華、台湾大哥大（「台湾大哥大」と、合併した「芝亞」の両ブランドを展開）の4社が主要企業として残っている。厳しい競争と市場の成熟化への対応として、03年7月には遠傳と和信が合併を前提とした提携意向書を締結した。

固定電話の03年末の契約者数は前年比2.0%増の1,336万台、100人当たりの台数は59.1台にとどまっている。固定電話は中華電信に加え、00年3月に民間に事業ライセンスが認可され、新世紀資通（遠東紡績グループ、亞泥グループ、台湾電力、シンガポールテレコム等が出資）、台湾固網（太平洋電線、米国GTE等が出資）、東森寛頻電信（力霸グループ、台湾鉄道局、ドイツテレコムなどが出資）の3社が参入した。サービス内容は市内電話、長距離電話、国際電話、データ通信等で、01年6月27日の東森寛頻電信のサービス開始を皮切りに、順次サービスを開始した。

なお、第三世代移動通信事業は、台湾大哥大、遠傳、聯邦、亞太行動寛頻、中華電信の5社が事業権を落札している。亞太行動寛頻の03年7月28日からのサービス開始を皮切りに、台湾の通信市場も3G時代に入った。

パソコンの普及、電子情報の利便性向上により、インターネットの加入者数も増えている。03年末の加入者数は前年比5.0%増の783万世帯で、利用者数は2.8%増の883万人となった。ただし、加入者数、利用者数とも伸び率は前年に比べて低下している。

ADSLなどのブロードバンドの普及は01年から本格化している。02年末のブロードバンドの利用者数は300万世帯と、前年比43.5%増となった。

第6-11表 台湾の通信市場概況

	1999	2000	2001	2002	2003
携帯電話					
利用者数(万人)	1,154	1,787	2,163	2,391	2,509
100人当たり利用者数(人)	52	80	97	106	111
通話時間(億分)	96	158	191	200	233
売り上げ(億元)	1,052	1,515	1,707	1,794	1,895
市内電話					
利用者数(万人)	1,204	1,264	1,286	1,310	1,336
ポケベル					
利用者数(万人)	337	281	176	160	141
インターネット加入者数(万世帯)	387	465	623	746	783
ブロードバンド(万世帯)	0.4	9	114	209	300
インターネット人口(万人)	480	626	782	859	883
プロバイダー数	93	162	185	177	153

(注) 各年末の数字である。

(出所) 交通部統計重要参考指標、電信総局公務報表

第7章 貿易

(1) 概況

〈好調な拡大を続ける輸出入〉

台湾財政部統計処の発表によると、2003年の貿易総額は対前年比11.6%増の2,714億2,803万ドルで、うち輸出額は同10.4%増の1,441億7,952万ドル、輸入額は同13.1%増の1,272億4,851万ドルであった。貿易黒字は169億3,101万ドル（同6.3%減）となった。

03年はSARSの影響により第2四半期は伸び悩んだものの、8月以降は輸出入とも前年比2ケタ増を続けた結果、貿易総額、輸出、輸入とも過去最高額を記録した00年に次ぐ値となった。

貿易総額の増加は、輸出では中国大陸、韓国、ASEANなどアジア向け輸出の好調に後押しされたことが大きく、03年のアジア向け貿易額は前年比15.3%増となった。また、03年後半から企業による設備投資が上向いてきていることから、主要産業である電気・電子機械の設備輸入が増えたことも貿易額増加に寄与している。

従来の台湾の貿易構造は、輸出品目の5割以上を占める電子製品、情報通信機器を主とする「機械および電気設備」の部品を日本などから輸入し、製品を最終消費地である米国等に輸出するというものであった。

しかしながら、台湾企業の生産拠点が中国にシフトし、主に香港を中継して付加価値の高い部品や原材料等が中国大陸の生産基地に供給されていることから、台湾の貿易構造にも変化が生じ、大陸への輸出が急成長している。

加えて、台湾当局が02年2月13日に中間の貿易業者が直接取引を解禁したため、仕向地を従来の「香港」から直接「中国」へと記入する業者が増加したことも統計上の数字が拡大している要因の一つである。これらの結果、02年、03年ともに中国大陸向け輸出は2倍以上の伸びを示している。

04年上半年期（1～6月）の貿易総額は前年同期比30.3%増の1,640億1,910万ドルと増加、このうち、輸出は同25.7%増の839億6,440万ドル、輸入は同35.6%増の800

億5,470万ドルと輸出入ともに25%以上の伸び率となっている。好調な輸出を上回る輸入の拡大により、貿易黒字は同49.6%減の39億970万ドルと前年同期の約半分にまで減少した。

これは、前述した設備輸入が引き続き好調であることに加え、農工原材料、消費品輸入がいずれも大きく伸長していること、6月に旅客機3機を購入したこと、および原油の輸入価格の上昇が主な要因となって輸入全体を押し上げたことによる。

一方、輸出では金額の6割を超えるアジア向けが同32.8%増、特に最大の輸出相手となった中国大陸向けが同102.1%増と2年半にわたり、急増を続けてきている。

(2) 輸 出

〈香港十大陸への輸出依存度が過去最高に〉

03年通年の対アジア輸出額は前年比15.3%増の856億3,250万ドルと順調に拡大した。最大の輸出相手先である香港が同8.1%減、日本向けも同0.5%減となったものの、輸出相手先第3位の中国大陸への輸出が同115.5%増の214億1,730万ドルと2年連続で倍増を記録したのをはじめ、ASEAN5向けも同8.9%増と堅調であったことから、アジア向け貿易黒字は同13.2%増の115億2,010万ドルに達した。

香港への輸出額が輸出総額に占める比率（輸出依存度）は、02年より3.9ポイント少ない19.7%で2割を切った。一方、中国大陸への輸出依存度が02年の7.6%から14.9%と約2倍の2ケタとなったことから、香港と中国大陸への輸出額を合計した金額（広義の対中輸出依存度）が輸出総額に占める比率は34.6%と02年の31.2%を上回り、過去最高を記録した。

この背景には、台湾企業の生産拠点および最終組立が急速に大陸にシフトした結果、台湾から大陸への部材、生産設備等の輸出が増えたためである。近年は、香港経由も含め、半導体や液晶ディスプレイなどの付加価値の高い部品や原材料等が大陸の生産基地に供給されている。

台湾のアジアに対する輸出比重は、このような対大陸輸出の急速な増加が主な要因となって、00年には51.7%だったのが、03年時点では59.4%と7.7ポイント上

昇した。

一方、第2位の米国向け輸出は対前年比3.1%減の259億4,150万ドルに減少、シェアも18.0%と前年比2.5ポイント下げた。

前述したように、台湾企業の生産拠点が中国大陸に移転してきていることで、主な最終消費地である米国への輸出が台湾からではなく中国大陸から行われるケースが増えてきていることも一因している。

〈堅調なエレクトロニクス製品・部品輸出〉

03年の主要輸出品目別について見ると、全輸出額の52.3%のシェアを持つ「機械および電気設備」が前年比6.7%増加した。うち情報通信機器（シェア9.7%）は同12.3%減と02年のプラス成長からマイナス2ケタ減となったものの、電子製品（シェア21.6%）が同20.6%増と大きく伸長した。

その他、原材料および中間材である鉄鋼を含む金属および同製品（14.3%増）、プラスチック、ゴムおよび同製品（13.5%増）、精密機械等（62.7%増）は順調であったが、繊維品、雑製品（帽子・履物）などの軽工業製品は前年に引き続き微減した。

主要品目である「機械および電気設備」が堅調な伸びを示したこと、および精密機械、特に近年シェアを急拡大してきている光学機器の伸びが74.6%と著しかったことが、輸出全体を押し上げる結果となった。

〈2004年上半期の輸出動向～中国大陸が最大の輸出先に〉

04年上半期の輸出は、世界市場で景気回復が進んでいることを反映する形となった。全輸出額の62.2%を占めるアジア向け輸出が32.8%増の522億4,530万ドルと大きな伸びを示したことから、前年同期比25.7%増の839億6,440万ドルと順調に伸長した。

主要国・地域別に見ると、中国大陸向けがシェア19.3%で香港の同17.6%、米国の同15.8%を抜き、ついに最大の輸出先となった。香港も含めた広義の対中輸出依存度は、03年通年をさらに上回る36.9%に上昇した。

中国大陸向け輸出金額は、前年同期比102.1%増の161億8,870万ドルで、2年半にも渡り100%前後がそれ以上の伸びを続けてきており、急激に拡大を続けている。

輸出先第2位となった香港向けも同4.2%増の147億5,580万ドルと好転、第3位の米国も同7.5%増の132億6,310万ドルに、そして日本向けも同10.0%増の64億2,400万ドルとなり、いずれもプラスに転じた。

主要品目別では、シェア50.6%を占める「機械および電気設備」が前年同期比24.1%増加、うち、電子部品（シェア22.8%）は同40.1%増と急増したのに加え、電気機器もシェア4.6%ながらも伸び率は44.2%増と急増した。一方、情報通信機器（シェア7.9%）については減少幅が小さくなってきているものの同0.8%減と伸び悩みを見せた。

総じて順調な伸びを示した04年上半期の輸出ではあるが、特に伸びが目立った品目は、シェア7.1%と近年拡大を続けてきている「精密機器および楽器等」で同92.4%増、中でも光学機器等（シェア6.6%）が103.8%増と03年の実績をさらに上回る勢いで急増している。これは主にDVDやCD等のディスクドライブ用のもので、台湾から大陸に生産が大きく移転してきているものである。

また、原材料および中間財である「金属および同製品」（シェア10.1%）が同23.6%増、プラスチック、ゴムおよび同製品（シェア7.0%）も25.3%増と好調な伸びを示した。

(3) 輸 入

〈拡大するアジア輸入、縮小する米国からの輸入〉

03年の台湾の輸入は、前年比13.1%増の1,272億4,850万ドルで2ケタ成長となった。

主要国・地域別にみると、最大の輸入先である日本（シェア25.6%）が対前年比19.6%増の326億3,540万ドルと順調な伸びを示したほか、ASEAN5（シェア13.3%）も同5.4%増の169億8,240万ドルと堅調であった。

近年、輸入額が拡大してきている中国大陸（シェア8.6%）は同37.9%増の109億6,050万ドルと100億ドルを突破し、輸入先第3位となった。

これらアジア諸国からの輸入は全体の58.2%を占め、台湾の貿易は輸出同様に輸入においてもアジア中心の構造になってきている。

一方で、第2位である米国向け（シェア13.2%）は同7.0%減の168億2,010万ドルと3年連続で減少した。

台湾の対日貿易赤字は、輸出が対前年比で0.5%減少したのに比べ、輸入が伸びたため同35.4%増の207億2,290万ドルと拡大した。対米貿易黒字は輸入の減少幅が輸出の減少幅を上回ったことから5.3%増の91億2,140万ドルとなった。

さらに対中国大陸貿易黒字は、424.4%増の104億5,680万ドルとなり、香港を含めた貿易黒字は370億8,510万ドルに上昇した。

〈好調な設備輸入〉

主要品目別では、全体の41.6%を占める機械および電気設備が前年比5.6%増となったほか、原油価格上昇の影響を受け、原油を含む鉱産物が同29.4%増、中間財である鉄鋼等の金属および同製品も同22.9%増加した。その他にも精密機械が同30.4%増、うち光学機器等は同44.3%増となった。

03年後半から企業による設備投資が活発化しており、特に機械設備や精密機械の輸入の伸びが顕著に現れた。

一方で、シェア4.8%を占める情報通信機器が同26.1%減と全体的に好調な輸入状況であるなか唯一20%を超える減少となった。

〈2004年上半期の輸入〉

04年の上半期の輸入は、全輸入額の58.0%を占めるアジア向け輸入が35.5%増の453億9,840万ドルと大きな伸びを示したことから、前年同期比35.6%増の800億5,470万ドルとなった。

最大の輸入先である日本（シェア25.7%）からは、同38.3%増の206億1,010万ドルと急伸、次ぐ米国（シェア13.2%）からも同40.0%増の105億8,570万ドルとIT不況といわれた01年以前にも見られなかったような拡大を見せている。

また、欧州、中東からの輸入もそれぞれ35.5%増、30.8%増と軒並み30%を超え

ており、中国大陸からの輸入に至っては、同56.1%増となった。

この好調な輸入の主な要因としては、企業の設備輸入が大きく伸びていること、原油の輸入価格が30%あまり上昇していること、6月に旅客機（2機ボーイング、1機エアバス）を購入したことが上げられる。

中国からの輸入が増えている主な要因としては、輸出でも指摘したように、台湾当局が02年2月13日に中台間の貿易業者が直接取引を解禁し、仕向地を従来の「香港」から直接「中国」へと記入する業者が増加したこと、また、台湾側も徐々に中国大陸からの輸入制限を緩和していること等が挙げられる。

主要品目別では輸入総額の39.4%を占める「機械および電気設備類」が同30.9%増となったのをはじめ、原油を含む鉱産物（シェア12.9%）が同29.6%増と化学品（シェア10.3%）が27.4%増といずれも高い伸び率を示した。また、シェアは3.3%と小さいものの輸送機械も同61.0%増と非常に好調だった。

特に、生産設備である機械は同50.0%増と急伸したほか、光学機器が同55.6%増、鉄鋼および同製品が同70.6%増と非常に大きな伸びを示した。

しかし、主要輸入品目の中で唯一、情報通信機器だけが同9.6%減と減少、シェアも前年同期の5.1%および03年通年の4.8%をさらに下回る3.4%となった。

(4) 対中貿易

対中国大陸貿易（以下、対中貿易）については、当初、兩岸貿易の中継地となっている香港の再輸出統計をもとに分析、推計が行われていたが、実態との乖離が大きいことから、経済部では94年8月に統計作成方式を大きく変えた。

さらに、02年2月13日に台湾当局が中台の貿易商が直接ビジネスをすることを解禁したことで、中国大陸との貿易額（統計数字）が急拡大したため、台湾、香港の貿易統計に中国の貿易統計を加え、これをもとに、統計上重複する金額部分を実態に合わせ推計する現在の計算式を03年1月より適用し「推計」として発表している。

それによると、03年の台湾の対中貿易は、5～6月にSARSのまん延により輸出が影響を受けたものの、世界的な景気回復と中国での旺盛な原材料の需要に牽引

され、総額で前年比23.8%増の463億1,970万ドルとなった。うち輸出は同20.0%増の353億5,770万ドル、輸入は同37.9%増の109億6,200万ドルとともに2ケタ成長となり、対中貿易黒字も13.4%増の243億9,580万ドルに達した。

輸出が引き続き拡大している主な要因としては、台湾企業の中国大陸進出により生産拠点が移り、特に台湾企業の中心的な産業であるPCに代表されるIT産業では、最終組み立てを中国大陸で行うという中台兩岸分業のビジネスモデルが定着しており、生産に必要な原材料、部品等の中間材の中国大陸における需要が拡大し続けていることが挙げられる。

一方、輸入が増加している背景には、台湾側がWTO加盟に伴い、中国大陸製品に対する輸入規制を緩和していることがある。

台湾はこれまで中国大陸との貿易について、「台湾および中国大陸貿易許可弁法」で別途規定し、大陸に対して輸入規制を実施してきた。

だが、このような規制はWTOの最恵国待遇規定に抵触するため、02年2月13日、台湾当局はWTO加盟に伴う規制緩和措置として同法の改正公布を行い、兩岸貿易は第3国・地域の業者が行うという規制が撤廃され、中国大陸企業を直接契約相手とする貿易取引が可能になった。

02年は2月に2,058品目について中国大陸からの輸入を解禁したのを皮切りに、04年8月末までに、台湾の貿易品目1万998品目のうち8,598品目（うち工業部門では、8,640品目中7,126品目、農業部門では、2,358品目中1,472品目）の対中輸入規制が撤廃された。

(5) 貿易政策

① WTO加盟による規制緩和の推進

02年1月1日、台湾は「台湾、澎湖、金門、馬祖」の独立した関税地域としてWTO加盟を果たした。

これに伴って、01年に平均8.20%だった関税率を1年目の02年中に7.08%に、さらに最終的に08年には平均5.53%まで引き下げることになっている。

このうち、農産品は従前の20.02%から02年に14.01%、11年には12.86%にまで

引き下げる。工業産品についてはWTO加盟前の6.03%から02年に5.78%、11年には4.15%にまで引き下げるになっている。

既に84%の工業産品の関税率が10%もしくはそれ以下の状況であり、一般的にみて先進国に比べ遜色のないものとなっており、特に主要産業である情報関連製品に関する関税率は15品目を残して00年までにゼロにしている。

農産品に対する管理措置については、従来、41品目につき輸入禁止・制限措置をとっていたが、WTO加盟後は輸入禁止品目であったコメを数量制限付きで輸入を許可し、またモモ、リンゴ、ブドウなど18品目の特定農産物については地域制限を撤廃し、関税割当による輸入解禁に踏み切った。

さらに、工業産品では日本、韓国など近隣諸国にとっての普通乗用車・小型商用車の地域輸入制限措置（欧州および米国からの輸入のみ可能）を緩和し関税割当制度を導入した。関税割当は毎年20%ずつ拡大し、11年には廃止することになっている。さらに台湾内での部品調達比率は加盟時に撤廃された。

輸入制限措置を講じている物品は、「ネガティブリスト」に明記されたもののみであり、リスト掲載品目は原則削減されていく。台湾当局はWTOに整合しない非関税措置は実施しないとしている。

② ネガティブリスト等による輸出入管理制度

原則禁止・例外自由の貿易管理から原則自由・例外禁止の貿易管理へと貿易政策を180度転換させる「貿易法」が93年2月に公布・施行され、それに伴う10の付属法が93年から94年にかけて次々と公布された。この「貿易法」による貿易管理が本格的に開始されたのは、94年7月1日にネガティブリストによる輸出入管理制度が実施されてからである。

ネガティブリストによると、輸入総品目（1万0,998品目）のうち輸入認証免除品目の占める割合は94.96%（1万0,444品目）に達している。一方、非自由輸入品目は554品目、うち輸入規制品目が65品目（輸入総品目に占める割合0.59%）、主管機関の承認文書添付で輸入が認められる品目は489品目（同4.45%）である。

また、貿易法第13条に基づき、①通常兵器および関連資機材等の輸出を国際的に管理する協定である「The Wassenaar Arrangement（ワッセナーアレンジメン

ト)」、②ミサイル関連機材・技術輸出規制である「MTCR」、③化学・生物兵器の原材料および製造設備等についての規制である「AG（オーストラリア・グループ）」、④核兵器関連資機材等についての規制である「NSG（原子力供給国会合）」といった国際輸出管理制度で規制している戦略ハイテク物資を、これら制度の中で掲げている国（イラン、イラク、リビア、北朝鮮）に中国大陆を加え5カ国を規制対象国としている。中国大陆向けに関しては「半導体ウエハー製造設備」輸出を独自に規制対象としている。

キャッチオール規制については、95年7月より実施しており、台湾ではすべての国を規制対象地域として輸出管理を行っている。

③ パナマとの自由貿易協定（FTA）が発行

台湾は03年8月21日、初めてとなるFTA締結をパナマと結び、04年1月1日より、台湾はパナマの牛肉、繊維製品など6,187品目（全品目の72.21%）の製品を免税措置にて輸入し、一方パナマは、台湾の繊維製品やモニターなどの4,181品目（全品目の48.74%）に対し関税免税の優遇措置を実施した。10年後までには台湾側97%、パナマ側95%の関税を段階的に撤廃することになっている。

04年1～6月の貿易額をみると、台湾の対パナマ輸出は前年同期比125.7%増の1億4,084万ドル、輸入は同493.2%増の1,465万ドル、貿易収支は同110.6%増の1億2,619万ドルとなり、FTA締結の効果が数値からもうかがえる。主な輸出品目はコンピュータをはじめとする電機電子製品および部品であり、主な輸入品目は、エビ、魚肉等の農水産品となっている。

パナマについては台湾が国交を有する国でもあり、交渉が比較的行いやすかったという背景もある。このほか、国交国では特にパラグアイ、コスタリカ等とのFTA締結に向け積極的に作業を進めている一方、国交のない国では、米国、日本、シンガポールをFTA締結の優先的な対象とし作業を進めている。

台湾がFTAを推進する背景としては、世界的にFTA締結が進み、締結国間、ひいては地域間で貿易が拡大するが、台湾がFTAに加わらないことで同じWTO加盟地域間でありながらも台湾が関税の優遇措置等を享受できなくなる恐れがあることが挙げられる。

関税引き下げ	台湾側		パナマ側：	
	品目数	比率 (%)	品目数	比率 (%)
A (即時)	6,187	72.21	4,181	48.74
B (5年)	1,729	19.90	1,934	22.53
C (10年)	532	6.12	2,042	23.80
EXCL (排除)	192	2.21	423	4.93
Q (配分)	48	0.55		
合計	8,688	100	8,580	100

A－協定成立後、即時関税ゼロ

B－協定成立後、5年内に関税ゼロ

C－協定成立後、10年内に関税ゼロ EXCL－排除項目（協定成立後、MFN税率を維持）

Q－関税割当品目

特に、台湾にとって貿易額の大きい「ASEANプラス3」（ASEAN 10カ国と日本、韓国、中国）が相互に関税等の貿易障壁を撤廃し、域内人口20億人の巨大市場を創設しようとする動きがある中で、台湾がそのメンバーとして入っていないこと、および2015年にASEANとのFTA完全実施で合意をした中国大陸の積極的な姿勢から、台湾は経済的孤立への懸念を払しょくするためにもFTAを強力にすすめようとしている。

第7-1表 輸出入額の推移

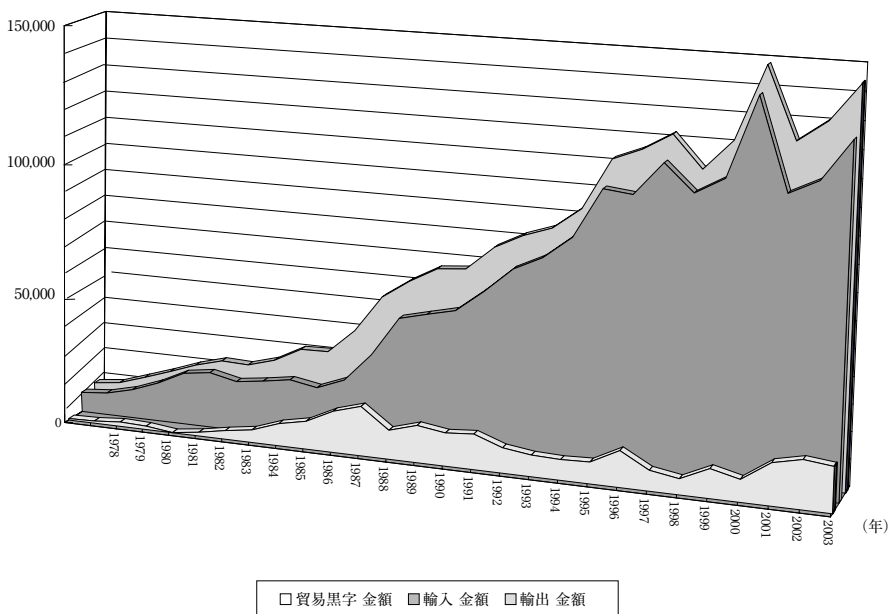
(単位：100万米ドル、%)

年	輸出		輸入		貿易黒字	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
1999	121,590.9	10.0	110,689.9	5.8	10,901.1	84.2
2000	148,320.6	22.0	140,010.6	26.5	8,309.9	△23.8
2001	122,866.3	△17.2	107,237.4	△23.4	15,628.9	88.1
2002	130,596.8	6.3	112,530.1	4.9	18,066.7	15.6
2003	144,179.5	10.4	127,248.5	13.1	16,931.0	△6.3
2004上半期	83,964.4	25.7	80,054.7	35.6	3,909.7	△49.6

(資料) 財政部統計処

第7-1図 台湾貿易の推移

(100万米ドル)



第7-2表 地域別輸出入額

(2003年)

(単位：100万米ドル、%)

地域別	輸出			輸入			収支	
	金額	シェア	前年比	金額	シェア	前年比	金額	前年比
全体	144,179.5	100.0	10.4	127,248.5	100.0	13.1	16,931.0	黒字6%減
アジア	85,632.5	59.4	15.3	74,112.4	58.2	15.7	11,520.1	黒字13.2%増
日本	11,912.5	8.3	△0.5	32,635.4	25.6	19.6	△20,722.9	赤字35.4%増
香港	28,353.6	19.7	△8.1	1,725.3	1.4	△0.8	26,628.3	黒字8.5%減
中国大陸	21,417.3	14.9	115.5	10,960.5	8.6	37.9	10,456.8	黒字424.4%増
ASEAN5	14,410.8	10.0	8.9	16,982.4	13.3	5.4	△2,571.6	赤字10.4%減
大韓民国	4,573.6	3.2	18.3	8,687.9	6.8	12.7	△4,114.3	赤字7.0%増
中東	2,721.8	1.9	14.3	10,416.1	8.2	43.7	△7,694.3	赤字58.1%増
アフリカ	1,364.8	0.9	16.9	2,706.4	2.1	27.2	△1,341.6	赤字39.7%増
オセアニア	2,446.1	1.7	27.3	3,231.8	2.5	△1.4	△785.7	赤字42.6%減
欧州	20,452.3	14.2	10.2	16,240.1	12.8	10.9	4,212.2	黒字7.7%増
北米	27,413.3	19.0	△3.1	17,898.9	14.1	△6.0	9,514.4	黒字2.8%増
米国	25,941.5	18.0	△3.1	16,820.1	13.2	△7.0	9,121.4	黒字5.3%増
中南米	2,870.6	2.0	61.3	2,391.7	1.9	26.4	478.9	前年比黒字

(注1) 数字は確報値。

(注2) ASEAN5の値はシンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの合計。

(資料) 財政部統計処

(2004年上半期)

(単位：100万米ドル、%)

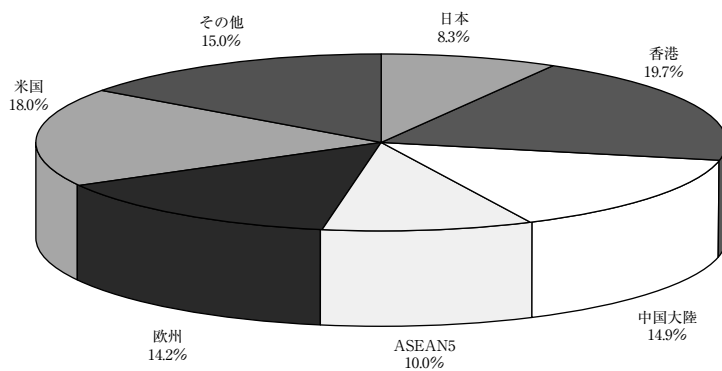
地域別	輸出			輸入			収支	
	金額	シェア	前年比	金額	シェア	前年比	金額	前年比
全体	83,964.4	100.0	25.7	80,054.7	100.0	35.6	3,909.7	黒字49.6%減
アジア	52,245.3	62.2	32.8	46,398.4	58.0	35.5	5,846.9	黒字15.0%増
日本	6,424.0	7.7	10.0	20,610.1	25.7	38.3	△14,186.1	赤字56.5%増
香港	14,755.8	17.6	4.2	1,053.8	1.3	37.0	13,702.0	黒字2.3%増
中国大陸	16,188.7	19.3	102.1	7,624.0	9.5	56.1	8,564.7	黒字174.2%増
ASEAN5	9,304.1	11.1	39.5	9,658.0	12.1	18.1	△353.9	赤字76.5%減
大韓民国	2,600.7	3.1	16.8	5,490.6	6.9	34.4	△2,889.9	赤字55.5%増
中東	1,713.5	2.0	39.9	6,474.3	8.1	30.8	△4,760.8	赤字27.8%増
アフリカ	736.8	0.9	12.3	1,799.0	2.2	32.4	△1,062.2	赤字51.2%増
オセアニア	1,363.3	1.6	23.9	1,948.7	2.4	19.8	△585.4	赤字11.3%増
欧州	11,482.5	13.7	22.1	10,239.5	12.8	35.5	1,243.0	黒字32.8%減
北米	14,053.2	16.7	7.7	2,878.6	3.6	38.3	11,174.6	黒字42.1%減
米国	13,263.1	15.8	7.5	10,585.7	13.2	40.0	2,677.4	黒字44.0%減
中南米	1,660.5	2.0	22.4	1,890.0	2.4	71.2	△229.5	前年同期赤字

(注1) 数字は確報値。

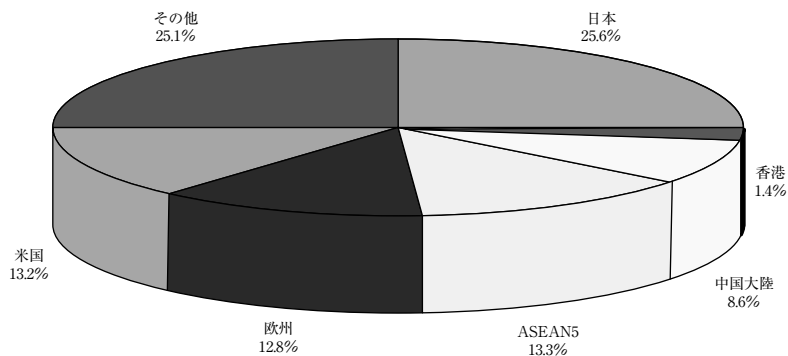
(注2) ASEAN5の値はシンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの合計。

(資料) 財政部統計処

第7-2-1図 2003年台湾の国・地域別輸出構成比



第7-2-2図 2003年台湾の国・地域別輸入構成比



第7-3表 台湾の主要相手国（地域）別輸出

（上位20カ国・地域）

（単位：100万米ドル、％）

順位	年	2002			2003		
	国（地域）	金額	シェア	前年比	金額	シェア	前年比
	合計	130,596.8	100.0	6.3	144,179.5	100.0	10.4
1.	香港	30,858.6	23.6	14.5	28,353.6	19.7	△8.1
2.	米国	26,768.9	20.5	△3.2	25,941.5	18.0	△3.1
3.	中国大陸	9,957.9	7.6	109.8	21,417.3	14.9	115.5
4.	日本	11,991.5	9.2	△6.0	11,922.1	8.3	△0.5
5.	シンガポール	4,377.8	3.4	8.1	4,982.7	3.5	13.8
6.	大韓民国	3,866.9	3.0	18.1	4,573.6	3.2	18.3
7.	ドイツ	3,836.0	2.9	△14.4	4,207.5	2.9	25.4
8.	オランダ	3,772.0	2.9	△10.8	4,126.2	2.9	9.4
9.	マレーシア	3,132.6	2.4	2.3	3,046.2	2.1	△2.7
10.	英国	2,908.8	2.2	△12.6	2,884.3	2.0	△0.8
11.	ベトナム	2,287.2	1.8	32.4	2,664.3	1.8	16.5
12.	タイ	2,292.7	1.8	7.9	2,565.3	1.8	11.9
13.	フィリピン	1,971.5	1.5	△8.2	2,300.4	1.6	16.7
14.	オーストラリア	1,586.6	1.2	16.4	1,884.4	1.3	19.4
15.	インドネシア	1,462.9	1.1	△0.8	1,514.0	1.1	3.5
16.	カナダ	1,533.6	1.2	△2.0	1,470.4	1.0	△4.1
17.	イタリア	1,254.0	1.0	△0.0	1,460.2	1.0	16.4
18.	フランス	1,122.8	0.9	△3.7	1,251.0	0.9	11.4
19.	メキシコ	941.4	0.7	△7.7	886.6	0.6	△5.8
20.	スペイン	681.1	0.5	0.3	803.0	0.6	17.9

（注）順位は2003年のもの。

（資料）財政部統計処

第7-4表 主要商品別輸出状況

(単位：100万米ドル、%)

	2002			2003		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
輸出総額	130,596.8	100.0	6.3	144,179.5	100.0	10.4
1. 動物および動物製品	1,282.3	1.0	8.6	1,380.9	1.0	7.7
水産品	1,133.3	0.9	9.1	1,240.5	0.9	9.5
2. 植物産品	266.3	0.2	△2.9	283.3	0.2	6.4
3. 調整食品、飲料、タバコ	469.3	0.4	△3.8	466.6	0.3	△0.5
4. 化学品	4,667.3	3.6	12.8	5,662.3	3.9	21.3
5. プラスチック、ゴム						
および同製品	8,801.9	6.7	10.1	9,987.3	6.9	13.5
プラスチック製品	2,596.4	2.0	0.8	2,630.1	1.8	1.4
ゴムおよび同製品	1,135.1	0.9	9.6	1,302.4	0.9	14.8
6. 皮革および皮革品	957.1	0.7	△4.2	925.8	0.6	△3.2
7. 木材、木製品等	300.8	0.2	△7.5	297.9	0.2	△1.0
合板	27.0	0.0	△19.4	19.7	0.0	△27.0
8. 紡織品	12,150.8	9.3	△3.8	11,879.2	8.2	△2.2
糸布類	8,654.5	6.6	△3.6	8,374.5	5.8	△3.2
衣類	1,542.2	1.2	△12.8	1,467.1	1.0	△4.9
その他紡織品	1,954.1	1.5	3.9	2,037.6	1.4	4.3
9. 履物、帽子、傘、人造花等	651.8	0.5	△12.0	605.3	0.4	△7.1
履物	441.8	0.3	△8.3	399.0	0.3	△9.7
10. 石材、セメント、ガラス等	923.8	0.7	4.6	976.1	0.7	5.9
陶磁器	95.6	0.1	△5.8	84.4	0.1	△12.0
11. 金属および同製品	12,546.9	9.6	10.7	14,335.4	9.9	14.3
鉄鋼および同製品	7,827.5	6.0	13.6	9,354.4	6.5	19.5
金属製品	4,719.4	3.6	6.2	4,981.0	3.5	5.6
12. 機械および電気設備	70,661.4	54.1	5.7	75,388.4	52.3	6.7
電子製品	25,850.1	19.8	9.5	31,169.5	21.6	20.6
機械	9,078.3	7.0	8.7	10,047.8	7.0	8.5
電気機器	5,902.1	4.5	26.5	6,014.8	4.2	2.0
情報通信機器	16,040.1	12.3	2.4	14,061.3	9.7	△12.3
家電製品	556.2	0.4	△3.2	527.3	0.4	△5.1
13. 輸送機械	4,832.0	3.7	8.8	5,674.3	3.9	17.5
14. 精密機器、楽器等	4,570.2	3.5	37.2	7,428.9	5.2	62.7
光学機器等	3,812.8	2.9	46.9	6,655.9	4.6	74.6
時計	100.1	0.1	△12.2	78.4	0.1	△19.8
15. 玩具、スポーツ用品等	1,729.7	1.3	△0.3	1,728.9	1.2	0.0
16. その他	5,829.9	4.5	5.5	7,219.5	5.0	23.8
家具	1,198.9	0.9	△8.7	1,196.9	0.8	△0.2

(資料) 財政部統計処

第7-5表 台湾の主要相手国（地域）別輸入

（上位20カ国・地域）

（単位：100万米ドル、％）

順位	年	2002			2003		
	国（地域）	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
	合計	112,530.1	100.0	4.9	127,248.5	100.0	13.1
1.	日本	27,291.0	24.3	5.6	32,635.4	25.6	19.6
2.	米国	18,136.3	16.1	△0.5	17,898.9	13.2	△7.0
3.	中国大陸	7,947.7	7.1	34.7	10,960.5	8.6	37.9
4.	大韓民国	7,711.0	6.9	15.0	8,687.9	6.8	12.7
5.	ドイツ	4,421.5	3.9	4.1	4,964.5	3.9	12.3
6.	マレーシア	4,151.9	3.7	△1.5	4,749.0	3.7	14.4
7.	サウジアラビア	2,406.3	2.1	△12.4	4,275.5	3.4	77.7
8.	シンガポール	3,543.6	3.1	5.2	3,860.9	3.0	9.1
9.	フィリピン	3,651.6	3.2	12.3	3,081.0	2.4	△15.6
10.	インドネシア	2,588.1	2.3	2.6	2,921.5	2.3	12.9
11.	オーストラリア	2,832.6	2.5	△8.2	2,726.6	2.1	△3.7
12.	タイ	2,170.8	1.9	△0.5	2,364.9	1.9	8.9
13.	クウェート	1,288.9	1.1	14.0	2,002.0	1.6	55.3
14.	イラン	763.1	0.7	△14.2	1,879.7	1.5	146.3
15.	香港	1,738.7	1.5	△6.0	1,725.3	1.4	△8.1
16.	フランス	1,551.3	1.4	△27.2	1,628.3	1.3	5.0
17.	英国	1,356.8	1.2	△6.0	1,416.1	1.1	4.4
18.	ロシア	927.1	0.8	53.6	1,299.3	1.0	40.2
19.	オランダ	1,438.0	1.3	△5.7	1,295.0	1.0	△9.9
20.	イタリア	1,089.7	1.0	0.5	1,131.6	0.9	3.8

（注）順位は2003年のもの。

（資料）財政部統計処

第7-6表 主要商品別輸入状況

(単位：100万ドル、%)

	2002			2003		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
輸入総額	112,530.1	100.0	5.0	127,248.5	100.0	13.1
1. 植物産品	2,082.4	1.8	4.8	2,382.9	1.9	14.6
麦類	223.3	0.2	8.7	230.4	0.2	3.2
トウモロコシ	590.3	0.5	0.7	682.3	0.5	15.6
大豆	536.1	0.5	6.7	662.4	0.5	23.6
2. 調整食品、飲料、タバコ	2,006.9	1.8	△2.2	2,234.0	1.8	11.3
調整食品、飲料、タバコ	946.4	0.8	4.6	1,003.8	0.8	6.1
3. 鉱産物	12,618.0	11.2	△1.1	16,332.0	12.8	29.4
原油	6,752.5	6.0	△0.8	9,564.4	7.5	41.6
4. 化学品	11,340.2	10.1	10.8	13,494.7	10.6	19.0
有機化学品	4,368.1	3.9	12.0	5,550.0	4.4	27.1
5. プラスチック、ゴムおよび同製品	3,114.6	2.8	8.7	3,397.2	2.7	9.1
プラスチック原材料	1,527.2	1.4	1.3	1,526.6	1.2	0.0
6. 木材、木製品等	912.8	0.8	7.7	973.0	0.8	6.6
木材	362.6	0.3	7.1	382.1	0.3	5.4
7. パルプ、紙、印刷品	1,708.6	1.5	△4.4	1,924.8	1.5	12.7
8. 紡織品	2,470.2	2.2	4.7	2,400.1	1.9	△2.8
綿花	329.9	0.3	8.1	280.7	0.2	△14.9
9. 貴金属、宝飾品	836.7	0.7	△14.0	1,018.2	0.8	21.6
金	420.6	0.4	△12.3	594.8	0.5	41.2
10. 金属および同製品	9,187.5	8.2	18.0	11,291.9	8.9	22.9
鉄鋼および同製品	4,851.8	4.3	28.1	6,259.3	4.9	29.0
金属製品	4,335.7	3.9	8.5	5,032.6	4.0	16.1
11. 機械および電気設備	50,130.0	44.5	5.4	52,940.8	41.6	5.6
電子製品	23,121.2	20.5	10.0	25,399.4	20.0	9.9
機械	9,763.3	8.7	△6.9	11,552.2	9.1	18.3
電気機器	4,615.8	4.1	7.8	4,942.7	3.9	7.1
情報通信機器	8,246.2	7.3	1.6	6,093.8	4.8	△26.1
家電製品	566.2	0.5	26.1	627.4	0.5	10.8
12. 輸送機械	3,471.4	3.1	△18.1	3,889.8	3.1	12.1
13. 精密機器、楽器等	6,614.5	5.9	6.5	8,627.1	6.8	30.4
光学機器等	3,864.6	3.4	3.7	5,574.9	4.4	44.3
時計	219.2	0.2	4.3	235.9	0.2	7.6
14. その他	6,097.4	5.4	9.1	6,351.9	5.0	4.9

(資料) 財政部統計処

第7-7表 兩岸貿易動向

(単位：100万ドル、%)

年	貿易総額			輸出			輸入			収支	
	金額	シェア	前年比	推定金額	シェア	前年比	金額	シェア	前年比	金額	前年比
1996	22,208.1	10.2	5.8	19,148.3	16.5	7.0	3,059.8	3.0	△1.0	16,088.5	8.7
1997	24,433.3	10.3	10.0	20,518.0	16.8	7.2	3,915.3	3.4	28.0	16,602.7	3.2
1998	22,490.6	10.4	△8.0	18,380.1	16.6	△10.4	4,110.5	3.9	5.0	14,269.6	△14.1
1999	25,747.6	11.1	14.5	21,221.3	17.5	15.5	4,526.3	4.1	10.1	16,695.0	17.0
2000	32,367.3	11.2	25.7	26,144.0	17.6	23.2	6,223.3	4.4	37.5	19,920.8	19.3
2001	29,963.4	13.0	△7.4	24,061.3	19.6	△8.0	5,902.0	5.5	△5.2	18,159.3	△8.8
2002	37,393.9	15.4	24.8	29,446.2	22.5	22.4	7,947.4	7.1	34.7	21,498.5	18.4
2003	46,319.7	17.1	23.8	35,357.7	24.5	20.0	10,960.5	8.6	37.9	24,395.8	13.4
2004 1-6月	29,079.1	17.7	39.2	21,455.2	25.6	34.1	7,624.0	9.5	56.1	13,831.2	24.4

- (注) 1. 台湾の対中国大陸輸出の推定金額＝台湾側統計の対中国大陸輸出額 (A) + (台湾側統計の対香港輸出額 (B1) - 香港側統計の台湾からの輸入額 (B2)) × 80% + (香港側統計の香港を経由した中国大陸への輸出額 (C) - A と C 重複部分を差し引いた金額 (r) × 台湾側統計の対中国大陸輸出額 (A))
公式：A + (B1 - B2) × 80% + (C - r × A)
2. 台湾の中国大陸からの輸入は、92以前は香港側統計の中継貿易、93以降は台湾側統計のデータを採用。
3. 台湾の対中国大陸貿易のシェアは台湾の同期輸出総額に占めるシェアとして類推。

(資料) 經濟部國際貿易局「兩岸貿易情勢分析」

第7-8表 パナマとの貿易額推移

(単位：100万米ドル、%)

	輸出			輸入			貿易黒字	
	金額	構成	前年比	金額	構成	前年比	金額	前年比
1997	388.8	0.3	118.8	0.7	0.001	△30.9	388.1	119.6
1998	209.5	0.2	△46.1	3.4	0.003	407.5	206.1	△46.9
1999	143.2	0.1	△31.6	3.1	0.003	△8.8	140.1	△32.0
2000	197.4	0.1	37.8	1.6	0.001	△48.4	195.8	39.8
2001	124.0	0.1	△37.2	4.2	0.004	162.5	119.8	△38.8
2002	127.4	0.1	2.7	4.8	0.004	14.3	122.6	2.3
2003	121.2	0.1	△4.9	6.0	0.005	25.0	115.2	△6.0
2004上半期	140.8	0.2	125.7	14.7	0.018	493.2	126.1	110.6

(注) 1. 構成 (%) は全輸出もしくは輸入額に占めるシェアを表す。

(注) 2. 2004上半期は前年同期比

(資料) 財政部統計処

第8章 投資

(1) 外国人・華僑の対台湾投資

① 対内投資政策と一般概況

台湾は、1950年代から経済発展の方策として積極的な外資導入政策をとり、外国人および華僑による投資の受け入れの法制面における整備を進めると同時に、高度先端技術産業育成を目的とする科学工業園区の開発等、投資環境整備にも尽力してきた。当局は、投資奨励対象として製造業に加え、流通業等のサービス産業も追加している。

投資関係基本法としては、「外国人投資条例」、「華僑投資条例」、「産業高度化促進条例」がある。このうち「外国人投資条例」および「華僑投資条例」では、投資の奨励、権利保証および投資手続きを定めている。97年11月の投資条例改正により、一部で例外的に外資が制限されるだけとなり、99年9月、2003年2月の改正で規制がさらに緩和された（第8-1表）。また再投資審査基準の明確化、手続きの簡素化、出資対象となる知的財産権範囲の拡大、出資に利用する通貨規制の廃止なども行われた。

<外国人投資条例による優遇措置>

- ① 元本、利益の本国送金の保証
- ② 配当金に対する源泉徴収税率の軽減
- ③ 代表者（董事長）、役員構成、監査役、株主に関する会社法の規程（国籍、住所制限）の適用除外
- ④ 特定業種を除く出資比率制限の撤廃
- ⑤ 開業後20年以内の強制収用・買収を行わないことの保証（ただし、資本総額の45%以上出資の場合）
- ⑥ 従業員持ち株に関する会社法規程の適用除外（ただし、資本総額の45%以上出資場合）、および、株式公開に関する会社法規程の適用除外（同）

第 8 - 1 表 華僑・外国人投資ネガティブリスト

(2003年2月21日改正)

1 禁止業種

分類番号	業種別分類	業種別細目・項目	主務機関	備考
02	林業および伐木業		農業委員会	華僑を除く
17	化学材料製造業	ニトログリセリン製造－爆薬、公共安全にかかわる製造	国防部	
		水銀法による塩化ソーダ	経済部	
		国連の化学兵器禁止条約に規定する規制対象の化学物質のうち表1化学品に関わる製造	経済部、国防部	
		CFC、ハロン、トリクロエタン、四塩化炭素	経済部	
18	化学製品製造業	毒性化学物の製造（「毒性化学物質管理法」の規程により製造禁止を公告したもの）	環境保護署	
		火薬の信管、導火剤、火薬の起爆剤	経済部	
23	金属基本工業	金属カドミウム製錬工業	経済部	
25	機械設備の製造、修理と組立業	火器、武器の製造、銃器の修理、弾薬、射撃制御装置（軍用航空機用器材は含まない）	国防部	「銃、砲身の鍛造」を含む
53	陸上運輸業	公共バス旅客運輸業（長距離バス業と市区バス業を含む）	交通部	華僑を除く
		タクシー業		
		観光バス業		
59	通信業	郵便業	交通部	
62	金融およびその補助業	郵便貯金を替業	交通部、財政部	
67	リース業	自動車リース業（小型貨物自動車リース業）	交通部	華僑を除く
86	放送およびテレビ業	無線放送業	新聞局	
		無線テレビ業		
90	レジャー・サービス業	特殊娯楽業	経済部	

2 投資制限業種

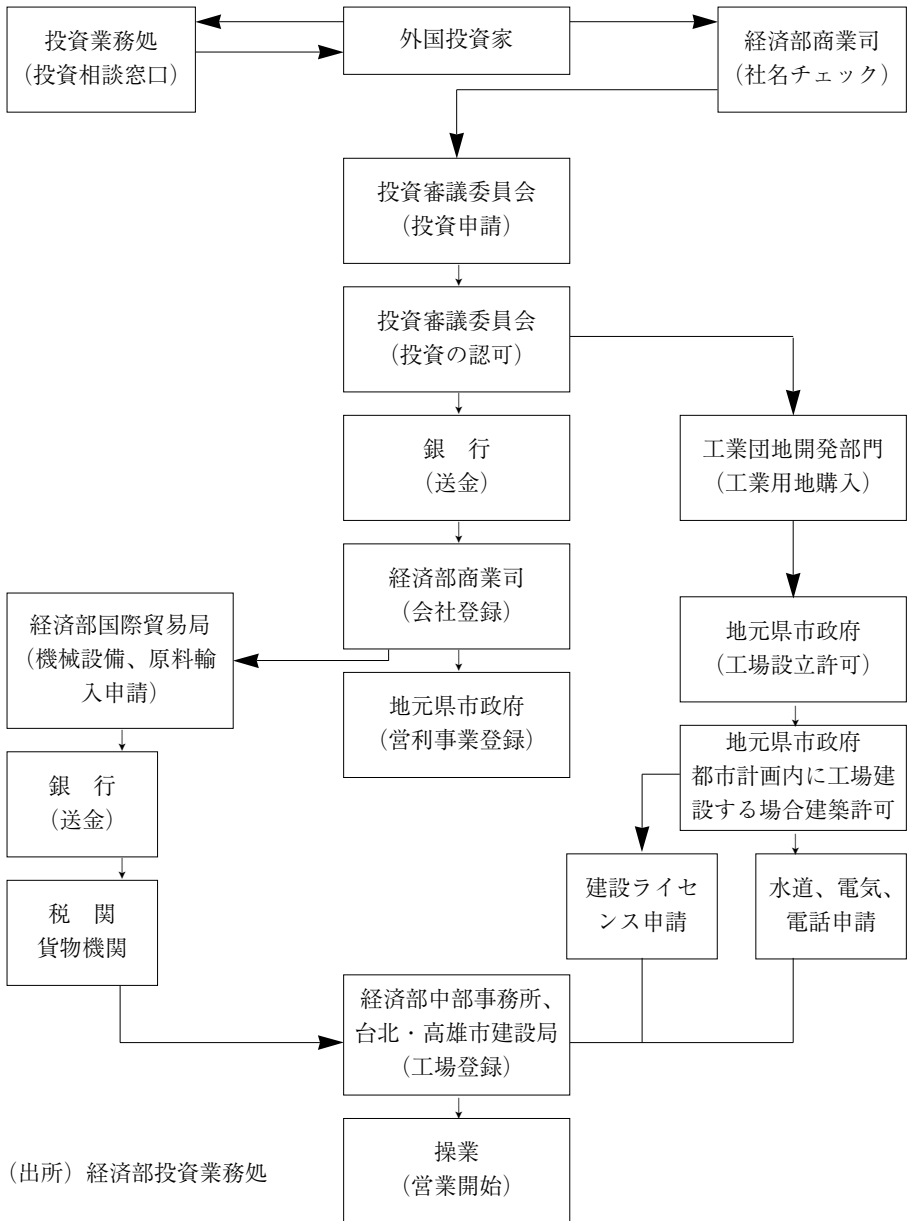
分類番号	業種別分類	業種別細目・項目	主務機関	備考
01	農業、牧畜業	稲作栽培業	農業委員会	
		雑穀栽培業		
		特用作物栽培業		
		野菜栽培業		
		果樹栽培業		
		食用菌茸類栽培業		
		さとうきび栽培業		
		草花栽培業		
		その他農芸および園芸業		
		牛飼育業		
		豚飼育業		
		鶏飼育業		
		家鴨飼育業		
その他牧畜業				
03	漁業		農業委員会	
08	食品および飲料製造業	酒類醸造調整業	財政部	
		ビール製造業		
09	たばこ・酒製造業		財政部	
17	化学材料製造業	ニトログリセリン製造－爆薬、公共安全に関係しないもの	内政部、経済部、国防部	
18	化学製品製造業	毒性化学物の製造（「毒性化学物質管理法」の規定による公告で、許可が必要なもの）	環境保護署	
		西洋薬製造業	衛生署	
		漢方薬製造業	衛生署	
		農業製造業	農業委員会	
24	金属製品製造業	刀剣類製造	内政部	「銃砲弾薬刀剣類
29	運輸設備製造、修理、組立業	軍用航空機の製造、修理、組立（部品を含む）	経済部、国防部	
30	精密、光学、医療器材および時計、腕時計製造業	軍事器械設備	国防部	
31	その他工業製品製造業	象牙の加工	農業委員会	
33	電力供給業		経済部	
34	気体燃料供給業	輸送管による気体燃料供給業	経済部	

つづく

分類番号	業種別分類	業種別細目・項目	主務機関	備考
36	用水供給業	水道供給業	経済部	
54	水上運輸業	船舶運輸業、船舶レンタル業	交通部	華僑を除く
55	航空運輸業	民用航空運輸業、普通航空業	交通部	華僑を除く
57	運輸補助業	航空ステーション地上勤務業、航空貨物運送請負業、航空貨物集散場経営、航空機厨房業	交通部	華僑を除く。条約または協定に別段の規定があるものは制限を受けない
		港およびその関連サービス業（民営の曳舟、船舶貨物処理業、船舶貨物積み卸し請負業、船舶の小修理業、船舶船員日用品供給業、水中引き上げ業等の6項目）	交通部	
60	通信業	第一種電信事業	交通部	華僑を除く
62	金融業およびその補助業	本国銀行業	財政部	
		外国銀行業		
		信用組合理業		
		信託投資業		
		票券（短資取引）金融業		
		クレジットカード業		
64	保険業	生命保険業	財政部	
		財産保険業		
		再保険業		
		保険補助業		
69	法律および会計サービス業	弁護士業	法務部	
		行政書士事務サービス業		
		その他法律サービス業		
		会計サービス業	財政部	
70	建築および工事技術サービス業		内政部	
79	教育サービス業	補修班（塾）	教育部	
88	放送およびテレビ業	有線放送テレビのシステム経営、衛星放送テレビ業	新聞局	

(注)社会保険業、学校、病院等は公益法人に属し、営利事業でないため、華僑・外国人投資のネガティブリストに含めていない。

第 8 - 1 図 外国人投資の一般地区における工場建設までの手続きフローチャート



産業構造の高度化を目指す「産業高度化促進条例」は内容が一部変更され、有効期間が2000年1月1日～09年12月31日に延長された。同条例の優遇措置を受けられる新興重要戦略産業は、01年12月の修正を経て、8業種で以下の通り定義されている。

1. 3C産業

(1) 情報ハードウェア産業

1. 高度なコンピュータシステムおよびネットワーク情報端末キャプチャリングデバイス：クロック周波数500MHz以上のモバイルコンピュータまたは簡素型コンピュータ（Thin Client）。クロック周波数1GHz以上のデスクトップコンピュータ。サーバー。CPUを2つ以上持つワークステーション。インターネット情報端末キャプチャリングデバイスまたはPDA（無線通信機能を持つものに限る）。
2. 文字、音声、生物的特徴の光学認識装置または透明のタッチ式入力装置：光学文字認識に属するものの認識率は95%に達していなければならない。タッチ式入力装置に属するものの正確性はプラスマイナス1%に達していなければならない。
3. 大容量またはリムーバブルの記憶装置（リムーバブル・メモリーカードを含む）：3.5インチ以下のハードディスクドライブ、3.5インチ以下の大容量フロッピーディスクドライブ（200MB以上）またはシリコンディスクドライブ。
4. 15インチ以上のフラットカラーモニター（LCDまたはPDPに限る）。
5. 画像の圧縮解凍機能を持つポータブル・プレゼンテーションシステム。
6. インテリジェントICカードあるいはその読み取り装置（非接触型）

(2) 通信産業

1. テレビ電話
2. パーソナル無線通信製品（ポケベルは除く）
3. デジタル式ワイヤレスPBX
4. マイクロ波通信システム
5. デジタル式伝送設備（一般のケーブルモデムおよびLayer2以下の有線LAN

製品は除く)

6. レーザーファクシミリ機、レーザーコピー機

(3) コンシューマー電子産業

1. デジタルAV製品：デジタルテレビ、デジタルテレビ受信機、デジタルオンデマンドシステム、デジタルビデオカメラ、光学ディスクまたはハードディスク式録画再生機、多機能デジタル放送受信機またはMP3プレーヤー。
2. フラットディスプレイカラーテレビ
3. プロジェクターシステム（カラープロジェクションTVを含む）
4. デジタルカラーカメラ（200万画素以上）またはそのプリントシステム

2. 精密電子素子産業

- (1) CPUクロック周波数1GHzをサポートするメインボード
- (2) MPEG4以上の圧縮・解凍デバイス（カード）
- (3) インクジェット式、レーザー式または電子レンダリングプリンターエンジン、プリンターヘッド、高感度有機感光ドラム（1,200DPI以上）
- (4) ネットワーク接続機能を持つ無停電電源装置
- (5) 伝送周波数300MHz以上のLANケーブル、複合光ファイバーケーブル（伸線、心線押出、ツイスト、被膜、検査・測定を含む）
- (6) 光学ディスクドライブ機構体、光学ヘッド
- (7) 記録可能な光学ディスク（CD-Rを除く）
- (8) 液晶プロジェクターシステム光学エンジン、光弁、偏光変換器
- (9) カラーフラットディスプレイ装置（LCDまたはPDPに属するものは、ガラス面板製造工程があるものでなければならない）、17インチ以上の短管カラーブラウン管
- (10) 5インチ以上のフラットディスプレイ装置でライトガイドまたはバックライト電源を用いているもの（ライトガイド製造工程があるものに限る）、冷陰極蛍光ランプ(CCFL)
- (11) フラットディスプレイ装置で、導電ガラス、カラーフィルター膜、偏光膜、光学膜、配向膜、補償膜、超薄板ガラスを用いているもの（カット・研磨を

行ったものは除く)

- (12) 発光ダイオード (LED) フルカラー看板型ディスプレイ
- (13) 窒化ガリウム系青、緑または白の発光ダイオード (封入のみ行うものを除く)
- (14) ハイパワーレーザーダイオード (レーザーポインター用は除く)、DVDレーザーダイオード、面発光型レーザーダイオード (VCSEL)
- (15) 探知素子：ガス探知素子、温度検知素子、画像探知素子、圧力探知素子、気体探知素子または加速探知素子。
- (16) 光通信能動・受動素子およびデバイス
 - 1. 光ファイバー預製棒、シングルモード光ファイバー、マルチモード光ファイバー、光ファイバー型光増幅機 (EDFA)、光感受性光ファイバー
 - 2. 光ファイバーアンプ、光ファイバースイッチ、光ファイバーフェルル、光ファイバースリーブ、光循環器 (Circulator)、光ファイバーケーブル
 - 3. 光伝送受発信モジュール
 - 4. 高密度波長分離多重化 (DWDM) 装置 (16インチ以上)
 - 5. 薄膜露光レンズ (50GHz以下)、平面光波導回路素子 (AWG)
- (17) 高機能の高密度基板およびそのキーパーツ。高密度基板 (孔径 6 ミリ以下、線幅 4 ミリ以下)、ビルドアップ基板、銅張積層板 (ガラス転化温度 T_g 17℃以上)、ハロゲンフリー銅張積層板とビルドアップ板の樹脂付銅箔および電解銅箔 (1 m²当たり重量 2 分の 1 オンス以下)。
- (18) 高周波電子コネクタ (400MHz以上)
- (19) 表面粘着積層コイル (サイズ0402以下)、ハイパワー積層コイル (電流1A以上)
- (20) 表面粘着積層コンデンサー (サイズ0402以下)、固体チップ型電解コンデンサー、超大容量コンデンサー (容量0.5F以上)、固定電解質、放電加工 (EDM) アルミ箔
- (21) セラミック圧電トランス、積層トランス
- (22) 高周波無線通信能動・受動素子：レジスタ、コイル、コンデンサーなど 2 種類または 2 個以上による複合集積表面粘着素子。電圧制御発振器、表面波フ

フィルター、共振器、誘電チップ型フィルター、積層チップ型フィルター、RF パワーアンプ (RF power amplifier)、デジタル周波数合成器、周波数800MHz以上のフェイズロックループ周波数ロック器、周波数800MHz以上の無線周波モジュール、周波数800MHz以上のチップ型アンテナ、集積モジュール素子 (集積DC converter、inverterなどの高さ6.75mm以下の変圧素子)、多層セラミック基板素子およびモジュール、送受切換器、RFモジュール用カップラー、平衡または不平衡アダプターまたはSMD型ESD、EMI、FUSE、電流保護素子。

(23) 電力電子素子：Power MOS FET、Power IC、パワーモジュール、高周波電力用コンデンサー、高周波磁性素子用鉄芯（高周波とは16KHz以上である）等の素子に限る。

(24) 半導体原料

1. インゴットおよびウエハー、エピタキシャル・ウエハー（再生ウエハーを含む）。
2. 集積回路製造用レクチル（0.175ミクロン以下）。
3. IC実装用軟質・硬質基板：BGA基板、CSP基板、TCP基板。

(25) 半導体装置

1. 集積回路製造：製造工程における廃液回収が85%以上（うち、C-MOSロジック純デジタル製造工程の場合、製造能力は0.175ミクロン以下）。
2. 集積回路バンピング製造
3. 先進的なIC封入：QFP（Fine-pitch 65 μ m以下）、Lip Chip、MCM CSP、Wafer level package、3D Package TCP/COF、BGA、PGAまたはバンピング封入。
4. 高度な集積回路検査・測定：ウエハー段階の検査・測定または高度な検査・測定（検査器の測定能力は周波数100MHz以上、Mix ModeまたはSOCに達していること）。

(26) 充電式リチウム電池またはその正負極原料またはセパレータ原料、仕事率500ワット/kg以上のリチウム電池、エネルギー密度35wh/kg（3時間放電率）以上の鉛蓄電池

- (27) 燃料電池あるいはその関連のキーパーツ、材料あるいは周辺設備：バッテリーパック（Stack）、電極、双極板（Bipolar Plate）、高分子膜および溶液（Polymer Membrane and Solution）、触媒、気体容器（Hydrogen Storage Container）、空気圧縮機、重組器（Reformer）、電力調整器（Power conditioning Device）。
- (28) 液晶ディスプレイ用液晶
- (29) エレクトロニクスレベルのガラス繊維（太さ45Tex以下で紡績設備を有しているもの）、エレクトロニクスレベルのガラス繊維織物（重さ85g/m²以下）。
- (30) 電波補正装置（Gap Filler）
- (31) デジタルAV用条件適合インターフェース（CA/CI）
- (32) プラズマディスプレイ用プリント基板、光フィルター
- (33) 大容量ガラス磁性基板
- (34) 炭酸アルカリ、またはニッケルアルカリのウエハー、チップ
- (35) 発光ダイオード、レーザーダイオード用のウエハー、チップまたは光学ディスク用ウエハー、チップ。
- (36) 白色ダイオード照明設備（光量が50 lm（ルーメン）以上）

3. 精密機械設備産業

- (1) 半導体製造設備
- (2) フラットディスプレイ（LCD、PDPまたは有機EL）製造設備
- (3) プリント基板製造設備
- (4) 光ディスク製造設備
- (5) コンピュータ制御編み機またはコンピュータ制御ミシン
- (6) コンピュータ制御の精密切削機械（加工精度：グラインダー1μm以下、その他3μm以下）
- (7) 精密鍛造成形パンチプレス：パンチプレスの台座最大変形率は1/30000以下。
- (8) 精密機械部品、オートメーション部品
 - 1. CPU32ビット以上のオープン式工業用コントローラー
 - 2. リニアレール：移動並行度の誤差が0.016mm/300mmのもの。

3. リニアモーター
 4. CNS0級以上の精密軸受
 5. 遠心分離式空気圧縮機
 6. ロータリー冷媒圧縮機
 7. サーボモーター、ステッピングモーター、主軸モーター、周波数変換モーター、時期抵抗交換式モーター
 8. デジタル式周波数変換機または交流サーボ駆動システム
 9. 精密モジュール：精度 $3\ \mu\text{m}$ 以下あるいは平均表面粗度 (Ra) $0.5\ \mu\text{m}$ 以下。
- (9) 車両和装システム
1. 自主設計開発を行った自動車、オートバイ（経済部工業局の審査認定を経たもの）：自主設計開発を行った自動車モデルまたはシャシー。自主設計開発を行ったオートバイ完成車。
 2. 国産部品の比率が高い自動車：国産部品の比率が80%以上で、経済部工業局の審査認定を得たもの。
 3. 電動車両：電動自動車、ハイブリッド車両、身障者用電動スクーター、キャディカート、自主設計を行った電動自転車またはオートバイ。
 4. 軌道連結車
 5. 重要精密車両部品
 - 1) 自転車内外装変速器：外装変速器27段、シフトアップ確立90%以上、シフトダウン確立60%以上、内装変速器4段以上、電動効率90%以上のもの、または電動式のもの。
 - 2) 自動車エンジン：国産部品の比率60%以上で、経済部工業局の審査認定を経たもの。
 - 3) アンチロック・ブレーキ・システム
 - 4) セーフティ・エアバッグシステム
 - 5) パワーステアリング
 - 6) オートマチックトランスミッション
 - 7) 電子制御システム

6. 車両用高度輸送システム：GPS、電子地図情報および軍用通信の3機能を備えていなければならない。

7. 軌道車両用の重要サブシステム：ドアシステム、ブレーキシステム、サスペンションシステム、ボギー台車、動力および電力制御システムまたは運行安全制御システム。

(10) 電力設備

1. 161KV以上の電力ケーブルおよびコネクター

2. ガス絶縁電力設備（トランス、電力コンデンサー、スイッチ設備およびブレーカーに限る）

3. 交換式直流電力供給設備：作動周波数40KHz以上、1台当たり利用率は3相90%以上、单相85%以上、かつモニタリングユニットおよびインターフェースを有しているものに限る。

4. 電子式のノーヒューズブレーカー、漏電遮断器および電力メーター。

5. 真空遮断器VCB（3.3KV以上）

(11) 精密測定器および重要素子：電子通信測定機器、半導体製造計測・監視機器、光電検測機器またはマイクロメカトロニクスシステム。

4. 航空宇宙産業

(1) 飛行機部品

(2) グランドナビゲーション通信および模擬訓練装置

(3) 飛行機のメンテナンスおよび改造

5. バイオメディカルおよび特化産業

(1) 医療保健産業

1. 精密医療機器：超音波画像診断器（周波数3MHz以上）、超音波骨密度測定機器、整理機能監視システム（心電図/呼吸、血圧、血液酸素飽和度、ヘモグロビンなどのパラメータのモジュールを有しているもの）または生化学分析器（全血、血清、血漿、尿、髄液、唾液のどれか1つの生化学成分測定機能を有しているもの）。

2. バイオメディカル材料およびコンポーネント：硬組織、軟組織、液状組織、

人工臓器、血液に接触するチューブ・バッグ類コンポーネント、創傷カバー材、組織癒着防止材、バイオチップ (Bio-chip)、バイオセンサー (Biosensor)、または細胞治療の細胞工学材料およびコンポーネント。

3. 安全注射器 (注射針が筒の中に小さく格納されるものに限る)、医療用手袋 (ラテックスおよびポリ塩化ビニルは除く)、鎮痛液点滴ポンプ
4. 医療用床擦れ防止エアクッション

(2) 製薬産業

1. 原材料またはその中間体：発酵または化学的に一貫合成されたものに限る。ただし、Aspirin、Aminopyrin、Antipyrine、Thiamine Hcl、Sulfa-nilamide、Mercutochrome、Tera cycline Hcl、Phenylbutazoneは除く。
2. 漢方薬で、煎じられるよう細かく砕いているもの (GMPに合致し、なおかつ薬局方の規格を持つものに限る)

3. 製剤

- 1) 西洋医学製剤：cGMPを実施しているもの。
- 2) 漢方製剤：臨床試験により治療効果が証明されたもの。
- 3) 生物製剤：蛋白質またはペプチド製剤、血液製剤、ヒト用ワクチン、遺伝子製剤、免疫製剤、細胞治療製剤。
- 4) 水培養ワクチン、動物用組織培養ワクチン、またはその補助剤、材料
- 5) 生物検査試薬：免疫または核酸プローブ分析法に限る。
- 6) 農業用微生物殺虫剤、殺菌剤または成長調整物質

(3) 特殊用途化学製品

1. 固定化酵素または細胞
2. 高分子モノマー、中間体
 - 1) ピペラジン/ヒドロキシエチル・ピエラジン (Piperazine / Hydroxyethyl Piperazine)
 - 2) メタクリル酸-2-ヒドロキシエチル (2-Hydroxyethyl Methacrylate)
 - 3) スルホ (Sodium sulpho : 5-イソフタル酸エチレングリコールビスナトリウム (5-isophthalic acid bis-ethylenglycolate))

4) ポリ-2-ビニルピロリドン (Poly-2-Vinylpyrrolidone) およびそのモノマー。

5) シリコン系樹脂 (電子注入：誘電率2.5-3 (1KHz))

6) フッ素樹脂

3. 助剤および添加剤

1) 食品用：カロチノイド (β カロチンを原料として一貫合成されたものに限る)。

2) 工業用

a. 金属リチウム、マグネシウム元素およびその誘導体：リチウム、リチウム電池用リチウム電解質、アルカリ金属アルキル基化合物およびアルキル基酸化物、塩化リチウム、4塩化リチウムアルミニウム、アルキル基または芳香族炭化水素基マグネシウムハロゲン化合物、セシウム塩、ジルコニウムまたはチタン金属粉 (平均顆粒は10ミクロンより小さいこと)。

b. プロパンスルホン酸ラクトンおよびその誘導体：原料一貫合成で生産されたものに限る。

c. ジメチルジビニル基塩化アンモニウムおよびその誘導体：原料一貫合成で生産されたものに限る。

d. 触媒：酢酸アンチモン、光触媒 (感光波長480~700nm、粒径20~50nm)。

e. シラン系カップリング剤 (Silane Coupling Agent)

4. エレクトロニクス用化学製品

1) シリコンウエハー、集積回路、薄膜トランジスタ型液晶ディスプレイ (TFT-LCD)、プラズマディスプレイ (PDP) 等製造用の洗浄、リソグラフィ、封入などの専用化学製品：シリコンウエハーおよび集積回路用高純度洗浄液、ガスおよび蝕刻剤 (各金属イオンの含有量が5ppb以下でかつ微粒子が0.5mm以上のものは、30粒以下のものに限る)、薄膜トランジスタ型液晶ディスプレイ (TFT-LCD)、プラズマディスプレイ (PDP) 用高純度洗浄

液、蝕刻剤または剥離剤（各金属イオン含有量が1ppm以下のものに限る）、集積回路および光ディスク用高純度剥離剤（各金属イオン含有量が100ppb以下でかつ微粒子が0.5mm以上のものは30粒以下のものに限る）、フォトレジスト剤（以下の条件の1つにあてはまるもの：X線、電子ビームまたは紫外線波長436nm以下の照射または線幅3ミル以下のもの、または電着方式塗布を行ったもの、もしくは液晶ディスプレイ用カラーフォトレジスト剤）、研磨液および研磨パッド（ウエハーのポリッシュ用または集積回路の酸化膜、金属膜、低誘電層研磨用のものに限る）、集積回路用封入材料（低応力型、低誘電値（ $DK > 3.5$ ）または薄型のものに限る）、集積回路およびディスプレイ用現像液、集積回路用導電接着剤、有機エレクトロルミネセンスディスプレイ用有機発光ダイオード（OLED、PLED）発光材料、電子・空孔伝導材料、誘電材料、ウエハーまたは集積回路用誘電材料。

2) 光ディスク記録層用染料または光化学抑制剤（または安定剤）

3) 電磁波シールド層（Electro Magnetic Interference Shield）：選択的無電解金属吸着法か、キトサンまたは他の金属吸着媒による重合膜に限る。

5. その他

1) 金属アルコキシド、非金属アルコキシドまたは無機塩ゾルおよびゲル（sol-gel）：金属アルコキシド、非金属アルコキシドまたは無機塩の原料一貫製造を行っているもので、その完成品紫外線吸収率90%以上、赤外線吸収率60%以上、光透過率90%に達しているものに限る。

2) 炭素材料：球状結晶介相、瀝青粉末または膨張黒鉛粉末。

3) シリコンゴム用橋かけ剤

4) 超微粒顔料：平均粒径100nm以下。

5) 塗布式感光板：感光素材を塗布し巻きつけたもの。

6) 健康食品：コレステロール調整、血糖調整、肝保護、抗酸化等の効能があり衛生署の証明がある健康食品。

6. グリーン技術産業

(1) 環境保護技術材料

1. 低煙ノンハロゲン難燃剤：有機リン系または炭素系の難燃剤または残留物除去剤を指す。
2. 蛍光ランプ用の固体アマルガム充填物
3. 無鉛ハンダ
4. 生分解性プラスチック製品：廃棄物埋立処理プロセスにおける自然分解が可能であり、その分解率がCNS国家基準に達している農業資材、包装材、衛生器材またはコンシューマー製品。

- ### (2) 資源化製品：資源化建材（国内焼却炉の焼却灰、汚泥または耐火材廃材の回収利用率が30%以上のものを指す）、再生ガラス（国内の複合ガラス廃材回収利用率30%以上のものを指す）、再生織物およびその利用製品（国内廃棄物の回収50%以上のものを指す）、熱硬化性ゴム、プラスチック再生製品（国内の熱硬化性ゴム・プラスチック廃材回収利用率20%以上のものを指す）、または再生貴金属材料（国内廃棄物の改修利用率30%以上のものを指す）。

(3) 環境保護設備

1. 新しいクリーンなエネルギーの設備：太陽エネルギー、風力およびメタンガスなどの発電システムおよびその付帯設備・部品、水素・炭素混合燃料生成機または経済部エネルギー委員会が認定したハイパワー太陽エネルギー温水システムおよびその付帯設備・部品。
2. 省エネルギー設備：アモルファス鉄芯トランスおよび省エネルギーまたはインテリジェンス型電器設備および素子（設備はInverter、FuzzyまたはNeutral方式制御のものに限る。素子は節電ランプ、電球（電子式球形蛍光灯、三波長T8またはT5高周波ランプ、3Uランプおよび複合金属ランプ）、電子式安定器、セラミックストランス、セラミックチップ放電管に限る）。
3. 温暖化ガス排出量削減またはエネルギー利用効率向上を行う設備：生物による二酸化炭素固定反応機または全フッ化物削減設備。

4. 環境保護処理設備および材料

- 1) 処理機器設備および部品：焼却炉、分解炉およびその部品または焼却炉用耐火材、資源化再生利用および改修処理設備、廃液酸化処理用オゾン生成期、紫外線ランプおよび湿式酸化設備、静電集塵機の碍子および高圧整流器。
- 2) 探知測定検査設備：環境保護バイオセンサーまたはガスセンサー。
- 3) 材料および処理剤：逆浸透薄膜フィルター、廃液処理用生物製剤ないし生物担体、廃液ないし排ガス処理用イオン交換樹脂および触媒、廃棄物物理立場の浸透遮断用ビニールシートまたは不浸透布、全音域の騒音防止材料またはテフロン塗布した布製集塵フィルター。

7. 高級素材産業

- (1) ハイクリーン特殊合金鋼素材：エレクトロスラグ再溶解（ESR）または真空アーク精製（VAR）の設備または精密圧延設備または極細ワイヤー（0.02mm）伸線設備等を有するものに限る。
- (2) マグネシウム合金素材および製品（ノートブックパソコンのケースは除く）：製錬設備または押出成形設備または鍛造（Forging）設備またはプレス鍛造（Press Forging）設備またはダイカスト設備（Die Casting）またはチクソモールディング（Thixomolding）設備またはチクソ casting（Thixocasting）設備等を有するものに限る。
- (3) アルミニウム合金圧延素材：製錬設備または精密圧延設備または熱処理設備または連続型処理設備を有するものに限る。
- (4) チタン合金素材および製品（ゴルフクラブのヘッド鍛造は除く）：真空アーク精製（VAR）、電子ビーム精製設備または精密圧延設備または精密棒材伸線設備または精密鍛造設備または精密 casting 設備または真空熱処理設備等を有するものに限る。
- (5) 水素貯蔵合金素材
- (6) エレクトロニクス金属または化合物素材
 1. 金属導線：金、アルミニウムまたはその合金系で、エレクトロニクス封入

等に用いるものに限る。

2. ハンダボール：ボールグリッドアレイ（BGA）封入または電子製品などに用いるものに限る。

3. スパッタリング素材：物理蒸着法（PVD）または化学蒸着法（CVD）の製造技術に利用するものまたは半導体、光ディスク、フラットディスプレイ（FPD）等に用いるものに限る。

(7) 高性能ゴム、プラスチック：モノマーからの一貫重合を行うものに限る。

1. 低吸湿性ポリアミド（polyamide）プラスチック：吸水率1.0%を下回るものに限る。

2. ポリエチレンナフタレート（PEN）

3. 新世代ポリオレフィンプラスチック（Metallocene-based Polyefine）：液晶高分子（LCP）、シンジオタクチックポリスチレン（SPS）、新世代ポリプロピレン（MPP）または新世代環状オレフィンコポリマー（MCOC）。

(8) 高級繊維素材：新溶媒セルロース繊維（繊維強度4g/d以上で、装置に紡績設備があるもの）、伸縮性繊維（5倍以上に伸縮するもので、装置に紡績設備があるもの）、難燃繊維（LOI値が30を下回り、装置に紡績設備があるもの）または多機能ハイレベル不織布（スパンボンド法、メルトブロー法およびサーマルボンド法を行っているもの）。

(9) 超伝導体

8. 技術サービス業

(1) インターネット機能（Internet/Web）を備えたソフトウェアまたはコンテンツ：マルチメディアソフトまたはネットワークコンテンツ、業務用アプリケーションソフト（Embeddeb Software(組み込みソフトウェア)を含む）、システム、ユーティリティソフトまたはツールソフト（Embedded Softwareを含む）、またはシステムインテグレーション（カスタマイズソフト、専門サービス、ターンキーシステムを含む）。適用される会社は、大専関連学科卒の専任者を少なくとも10人以上有していなければならない。

(2) インターネットサービス：会社は、大専関連学科卒の専任者を少なくとも10

人以上有しており、なおかつ以下の業務のどれか1つに従事していなければならない。

1. ネットワーク接続またはアクセスサービス
2. ネットワークコンテンツサービス
3. ネットワークアプリケーションサービス（CA認証のサービス提供者は、新設の会社に限る）

(3) 高度な集積回路：DRAM（設計製造0.21ミクロン以下の技術）、SRAMまたはFLASH MEMORY（同0.25ミクロン以下の技術）、Mask ROM（同0.35ミクロン以下の技術）、Chipset（Pentiumクラス以上）、ASIC（10万Gate count以上）、DSP、MCU（8bit以上）、類似IC、RFIC、MRAM、LCD Controller IC、LCD drive IC、FRAM、CPU、SOC、EDA製品、IPサービスまたはIP（かつ、会社は、大専関連学科卒の専任者または3年以上の專業経験者を少なくとも10人以上有していること）。

(4) オートメーションまたは電子化サービス：経済部工業局の審査に合格し、「オートメーションまたは電子化サービス機構」に登録されているもの（かつ、会社は大専関連学科卒の専任者を5人以上有していること）。

(5) 電力システム完全請負サービス（かつ、会社は大専関連学科卒の専任者を5人以上有し、プランニング、設計、設備据付、応用試験、モニタリング、施工、メンテナンスなどの能力を有していなければならない）

(6) プロダクトエンジニアリングサービス：会社は大専関連学科卒の専任者を10人以上有し、かつ以下の業務のどれか1つに従事していなければならない。

1. 製造業製品の研究開発、設計および技術移転などのサービス業務
2. 本弁法に属する製品の試験等のサービス業務
3. 無線、ブロードバンド光ファイバー通信時化名サービス

(7) 環境保護技術サービス：会社は大専関連学科卒の専任者または3年以上の專業経験を10人以上有し、ならびに以下の業務のどれか1つに専門的に従事するもの。

1. 環境保護エンジニアリング業の登記許可証を有しており、水質汚濁対策、

大気汚染対策、騒音および振動対策、廃棄物回収、土壌汚染対策または環境モニターに関する設備据付、施工、メンテナンス、検査修理、オペレーション代行業の業務の1つを請負事業として行っているもの。

2. 廃棄物処理：環境保護機関または中央の工業主管機関が許可した廃棄物処理機構（代行営業者を含む）で、なおかつ事業廃棄物の処理に従事するもの。
- (8) バイオテクノロジー・製薬業の技術サービス：薬物の臨床前実験、薬物溶解曲線の比較検討、臨床実験、研究、試験サービスまたは生体利用効率および生物学的等価性分析試験を行い、大専関連学科卒の専任研究者を少なくとも5人以上有している事業者。
- (9) 製造業者の温暖ガス排出量削減に対する技術サービス：従業員数20人以上で、なおかつ大専関連学科卒の専任者を10人以上有していること。
- (10) エネルギーの節約または新しいクリーンなエネルギーの利用に関する技術サービス：経済部エネルギー委員会に申請して認定を受け、以下の各要件に合致するものに限る。
1. エネルギーエンジニアリング業務に関する登記許可証を有しており、冷凍、空調、証明、ボイラー、工業用炉、感応電動機、空気圧縮機、ヒートポンプ、エネルギー自動監視エンジニアリングに関する設備製造、新エネルギーやクリーンエネルギー（太陽エネルギー、生室と廃棄物エネルギー、地熱、海洋エネルギー、風力、水力を含む）の利用等の設備製造、据付、施工、メンテナンス、検査測定、オペレーション代行などの業務の1つに従事していること。
 2. 会社に、エネルギーの節約または新しいクリーンなエネルギーの利用についての専門研究、設計、または検証を行う部門が設置されていること。
 3. 行っている業務の範囲に、エネルギーの利用効率の改善またはピーク時電力負荷の削減・ピークシフトに関する設備、システム、エンジニアリングの設計検査およびエネルギー関連のソフトウェア・ハードウェア構築、さらに先進的なエネルギー技術の研究開発と普及などのサービス業務が含まれていること。

4. 大専関連学科卒の専任者を10人以上有していること。

(11) 知的財産サービス：経済部の許可を得て、会社が専任者または3年以上の経験者を10人以上有している、以下のサービス業務に従事していること。

1. 知的財産技術サービス：経済部の許可を経て、会社が専任者または3年以上の経験者を10人以上有している、以下のサービス業務に従事していること。

2. 知的財産事業化サービス：知的財産マーケティング仲介、知的財産価値鑑定または知的財産商品化サービス関連業務を含む。

(12) 研究開発サービス：経済部の許可を経て、かつ会社が専任者または3年以上の経験者を10人以上有している、以下のサービス業務に従事していること。

1. 研究提供サービス：知識または技術をもって各種産業の分析研究等を提供するサービス関連業務。

2. 研究開発技術提供サービス：知識または研究計画をもって技術予測、投資評価、研究開発、設計、実験、模擬、または検束を提供するサービス関連業務。

9. その他

行政院が指定した製品または技術サービスプロジェクト。

② 海外からの直接投資受け入れ動向

03年の海外からの直接投資（認可ベース。華僑を含む）は、35億7,600万ドル、前年比9.3%増と3年ぶりに増加に転じた。件数ベースでは前年比5.6%減の1,078件で、6年連続で1,000件を超えた。投資額の増加は、外資系企業で事業再編のための大型投資があったことや、TFT-LCDや半導体関連分野での設備投資が増加していることが挙げられる。

国・地域別では、英領中米からの投資が減少傾向から一転し、前年比14.6%増の9億2,000万ドルと最も多かった。日本は7億2,600万ドル（前年比19.3%増）と、前年と同じ2位となった。米国は6億8,700万ドル（同14.4%増）で前年と同じ3位

に、ついでドイツが2億9,900万ドル（431.2%増）で4位に浮上、オランダが2億7,500万ドル（同10.4%減）と続いた。

英領中米からの投資は、金融保険が2億14万ドル、電子電器製造が2億2,800万ドル、服務が2億700万ドル、流通業が9,900万ドルで、これら4分野で81.4%を占めた。

日本は、大型投資案件があった服務業が3億7,100万ドルで日本からの投資額の51.2%、電子電器製造が9,600万ドルで13.3%を占めた。

米国は金融保険業が2億2,100万ドルで米国からの投資額の32.1%を占めた。

03年において業種別で最も投資受け入れ額が多かったのは電子電器製造業の9億6,400万ドル（前年比45.3%増）で、シェア26.9%、次いで金融保険業の7億5,400万ドルで、全投資額の21.1%、服務業が7億1,000万ドルでシェア19.9%を占めた。

業種を国・地域別にみると、電子電器製造業は前年6位のドイツが1位に浮上、次いで英領中米、米国、日本が続いた。金融保険業は前年に続き米国が1位、英領中米が2位、オランダが3位となった。

投資の受け入れを企業別でみると、1億ドルを超えた案件は前年の2件から3件に減った。最も投資額が大きかったのは裕隆日産設立に伴う日産からの3億1,391万ドルであった。これは日産が裕隆汽車製造から販社・サービス部門を分離した裕隆日産を合併で設立したことによる。この過程で日産は、裕隆汽車製造の持ち株を全て裕隆日産の株と交換し、裕隆汽車製造の合併を解消した。次いでドイツのインフィニティによる華亜半導体の増資1億3,049万ドル、英領ケイマンのイースター・ケーブル（Ester Cable）による尚英投資の増資1億1,253万ドルが続いた。この他には、米国の個人が機械商社設立のために9,485万ドルを、マレーシアのPromakerが子会社の致達資訊科技による彗智の吸収合併のための増資7,674万ドル、シティバンク・グループによる花旗証券増資のための5,797万ドル、米国メトロポリタン生命保険が現地法人である大都会人寿保険設立のための5,797万ドルといった案件がある。

(2) 対外投資

① 対外投資政策

当局の対外投資に対する姿勢は、84年以前は積極的な面を欠いてきた。しかし85年1月の投資奨励条例改定に際して、対外投資の奨励策が取り入れられ、さらに同年4月の対外投資処理弁法（対外投資および事業提携審査処理弁法）改正により、対外投資の対象を明確にし、技術移転・産業構造転換を目的とした対外投資に積極的な姿勢を打ち出した。

87年7月には「対外投資事業奨励適用範囲および輔導管理弁法」を公布し、対外投資の奨励業種、投資方法を明示するとともに、当局の規程の一定条件を満たす対外投資度業について、株式譲渡利益、資本利得等の収入に対し5年間の免税優遇を認める措置を採った。また89年の対外投資処理弁法改正で、租税優遇措置の対象とならない100万ドル以下の対外投資案件は、手続きが簡素化されて事後申告制になった。91年には対中国向けの第三国を迂回する投資が解禁され、100万ドル以下であれば事前の承認も不要となった。さらに02年8月には、第三国を迂回しない対中国直接投資も解禁された。

当局は中国への投資の偏重をただすため、東南アジアや他の地域への投資先の多角化のための方策を検討している。これまでは工場用地取得にかかわるコストの比較や、対中投資企業の多くが別の地域に投資を行う余力に欠ける中堅・中小企業といった事情が投資先の多角化を難しくしていたが、03年以降はベトナムなど急成長が期待される国への投資が増える傾向にある。

② 対外投資動向

03年の対外投資（認可ベース。対大陸投資分は直接、迂回とも除く）は、39億6,900万ドルで前年比17.8%増と3年ぶりに増加に転じた。国・地域別では英領中南米が最も多く、前年比26.8%減の19億9,700万ドルとなった。香港は283.9%増の6億4,100万ドルで2位に浮上、米国は同16.3%減の4億6,700万ドルで3位に後退した。対東南アジア投資は、ベトナムが前年比185.1%増の1億5,700万ドルとなり、

ASEANで1位、全体でも4位となった。特にベトナムは投資の大型化が顕著となっている。マレーシアは57.1%増の5,000万ドル、タイは722.1%増の4,900万ドル、シンガポールは2.5%増の2,600万ドル、インドネシアは39.2%増の1,300万ドルであった。フィリピンは97.1%減の200万ドルにとどまったものの、ASEAN上位6カ国総計では61.0%増の2億9,800万ドルとなった。なお、日本は326.1%増の1億ドルで5位であった。

業種別では、金融・保険業が前年比36.4%増の24億3,000万ドルとなった一方、電子・電器製造業の減少が顕著で03年は前年比47.7%減の2億7,900万ドルにとどまった。

1億ドル以上の案件は前年の2件から5件に増えた。主な個別案件としては、富邦金融による香港での港基国際銀行設立のための5億5,588万ドル、中華開発工業銀行による英領バージン諸島の金融子会社CDIB Capital Investment America Inc. 設立のための2億ドル、中国信託資産管理の英領ケイマン諸島へのCT Opportunity Investment Company増資のための1億3,500万ドル、中信証券による英領バージン諸島への海外転換社債募集に関わるRichpoint Company Limited増資のための1億400万ドル、長栄海運のパナマへのBalsam Investment N.V.増資引き受けのための子会社であるパナマ永華投資会社設立のための1億ドルなどがある。

なお、03年に当局が認可した大陸への投資は、76億9,900万ドルで前年比14.5%増となった。ただし、03年1～7月は、93年、97年、98年、02年に続き、過去の非合法投資を免責で受理する措置をとっている。免責措置を除いた03年の投資は45億9,500万ドルで、前年の免責措置を除いた投資額に比べると19.1%増であった。00年以降、対大陸投資の伸び率は他の地域への投資の伸び率を常に大幅に上回ってきたが、03年の対中投資は02年に比べて約半分の19.1%に鈍化し、他の智の地域への投資の伸び率との差は1.3ポイントに縮まった。

免責措置を含む金額ベースでは、投資先として上海を除く江蘇省が前年比17.0%増の26億100万ドルで、3年連続で広東省を抑えてトップとなった。広東省は同25.6%増の20億5,400万ドルであった。また、上海は同16.3%増の11億400万ドル、浙江省が同18.8%増の6億700万ドルと、華東地域への投資は依然活発である。

ただし、それぞれ2002年の前年比倍増したことに比べると伸び率は10%台に鈍化した。なお、福建省は前年比34.4%減の4億9,200万ドルであったが、前年の小三通の福建省在住台商への適用拡大で免責措置による事後申告の投資案件が多かったことのリバウンドが理由となっている。

免責措置を含む業種別では、建設・鉱工業が前年比12.5%増の68億6,400万ドルで対中国投資全体の89.2%を占めている。ただし対中投資の主要産業である電子・電器製造業は同11.0%減の23億3,000万ドルにとどまった。

第8-2表 台湾の国・地域別直接投資の受け入れ

(単位：件、1,000ドル、%)

	2001		2002		2003		前年同期比		1952～2003累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
アジア	540	1,379,155	491	992,448	462	1,089,003	△ 5.9	9.7	6,803	21,552,322
日本	242	684,854	213	608,672	203	726,070	△ 4.7	19.3	4,431	11,230,948
香港	106	144,839	82	65,857	91	44,562	11.0	△ 32.3	1,008	3,807,504
シンガポール	68	239,216	67	211,308	41	121,556	△ 38.8	△ 42.5	838	4,163,709
マレーシア	51	145,171	50	76,914	45	154,722	△ 10.0	101.2	479	666,531
米州	469	2,494,218	448	1,556,411	453	1,685,244	1.1	8.3	5,014	24,917,348
米国	158	939,832	159	600,366	161	686,986	1.3	14.4	2,737	12,980,174
英領中米	273	1,396,708	249	802,661	260	919,527	4.4	14.6	1,826	9,190,650
欧州	130	1,181,760	119	609,120	93	634,791	△ 21.8	4.2	1,419	7,775,779
英国	32	245,395	39	189,081	18	33,756	△ 53.8	△ 82.1	304	2,247,113
ドイツ	23	56,518	22	56,378	25	299,484	13.6	431.2	289	1,103,772
オランダ	16	525,561	16	306,678	19	274,817	18.8	△ 10.4	232	2,735,780
オセアニア	28	60,824	58	102,342	64	125,980	10.3	23.1	292	1,345,697
総計	1,178	5,128,529	1,142	3,271,747	1,078	3,575,656	△ 5.6	9.3	15,917	56,542,241
うち華僑	33	47,223	25	44,960	22	14,917	△ 12.0	△ 66.8	2,815	3,916,732

(出所) 經濟部投資審議委員会

第8-3表 台湾の主要業種別直接投資の受け入れ

(単位：件、1,000ドル、%)

	2001		2002		2003		前年同期比		1952～2003累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林水産牧畜業	6	18,637	4	1,770	4	16,963	0.0	858.4	103	76,804
建設・鉱工業	347	1,809,903	301	1,328,947	334	1,512,167	11.0	13.8	6,625	28,625,302
食品・飲料	3	75,838	10	52,796	8	26,100	△20.0	△50.6	349	1,364,899
紡績業	3	5,072	3	11,440	5	15,146	66.7	32.4	158	600,245
化学品	15	136,062	21	98,750	20	168,771	△4.8	70.9	668	4,332,201
プラスチック・ゴム	5	21,019	11	22,712	12	23,234	9.1	2.3	383	718,400
基本金属	23	118,938	17	63,993	18	30,261	5.9	△52.7	679	2,489,057
機械	31	102,380	21	40,491	26	66,188	23.8	63.5	610	1,973,006
電子・電器	165	1,055,614	143	662,994	148	963,620	3.5	45.3	2,191	13,203,069
輸送機器	7	48,496	14	169,874	11	37,738	△21.4	△77.8	114	920,653
精密機器	15	129,284	14	57,700	26	94,590	85.7	63.9	155	549,365
サービス業	812	3,012,995	832	1,732,933	734	1,946,739	△11.8	12.3	8,769	24,627,133
卸・小売業	458	790,157	427	390,917	405	450,674	△5.2	15.3	2,591	4,033,170
貿易業	11	68,720	29	11,053	25	5,982	△13.8	△45.9	2,358	2,730,755
金融保険	119	1,474,490	140	879,242	122	754,446	△12.9	△14.2	1,011	9,906,791
服務業	199	664,206	199	356,557	163	710,402	△18.1	99.2	2,388	6,643,134
その他	13	180,945	5	208,097	6	99,787	20.0	△52.0	420	3,213,002
総計	1,178	5,128,529	1,142	3,271,747	1,078	3,575,656	△5.6	9.3	15,917	56,542,241

(注) 件数は新規のみ、金額は新規、増資の合計。

(出所) 經濟部投資審議委員会

第8-4表 台湾の国・地域別対外投資

(単位：件、1,000ドル、%)

	2001		2002		2003		前年同期比		1952～2003累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
米国	742	1,092,747	449	557,782	229	466,640	△49.0	△16.3	4,249	9,098,529
ASEAN6	77	523,339	68	185,103	60	298,100	△11.8	61.0	1,564	6,832,511
マレーシア	12	45,516	10	31,956	7	50,215	△30.0	57.1	272	1,549,229
タイ	20	16,287	11	5,959	15	48,989	36.4	722.1	331	1,114,784
インドネシア	7	6,124	5	9,163	6	12,751	20.0	39.2	187	598,134
シンガポール	26	378,301	27	25,760	15	26,403	△44.4	2.5	384	1,821,465
フィリピン	6	46,200	1	82,833	2	2,374	100.0	△97.1	152	707,181
ベトナム	6	30,911	14	55,192	15	157,368	7.1	185.1	238	1,041,718
香港	76	94,901	55	167,063	60	641,287	9.1	283.9	772	2,025,266
日本	41	169,033	32	23,554	41	100,371	28.1	326.1	348	908,026
欧州	45	45,594	32	123,416	42	77,436	31.3	△37.3	473	1,033,247
英領中南米	288	1,693,369	190	1,575,077	150	1,997,245	△21.1	26.8	1,542	14,456,432
総計	1,388	4,391,654	925	3,370,046	714	3,968,588	△22.8	17.8	9,844	38,686,272

(注) 件数は新規のみ、金額は新規、増資の合計。

(出所) 経済部投資審議委員会

第8—5表 台湾の業種別対外投資

(単位：件、1,000ドル、%)

	2001		2002		2003		前年同期比		1952～2003累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農林水産牧畜業	2	276	2	500	1	2,000	△50.0	300.0	39	68,811
建設・鉱工業	601	1,769,864	463	866,203	323	749,032	△30.2	△13.5	4,576	13,390,210
食品飲料	3	2,770	2	34,884	5	22,404	150.0	△35.8	84	513,708
紡績	2	27,191	1	19,225	6	65,064	500.0	238.4	138	853,908
木加工	1	3,309	4	11,890	4	2,448	0.0	△79.4	77	245,639
プラスチック・ゴム	8	10,759	6	16,914	5	20,811	△16.7	23.0	146	341,330
化学	77	125,150	53	114,074	38	103,067	△28.3	△9.6	438	1,763,150
基本金属	8	9,926	13	29,476	7	90,052	△46.2	205.5	171	984,825
機械	7	3,230	10	3,186	15	10,725	50.0	236.6	115	83,387
電子・電器	446	1,451,084	305	534,998	182	279,893	△40.3	△47.7	2,793	6,583,322
輸送機械	11	82,620	14	30,742	5	10,178	△64.3	△66.9	96	586,226
精密機械	21	21,167	35	38,266	30	62,304	△14.3	62.8	180	228,486
サービス業	773	2,373,726	453	2,496,850	382	3,211,093	△15.7	28.6	5,151	24,903,513
卸・小売業	81	156,602	29	118,438	27	194,243	△6.9	64.0	640	1,540,922
貿易業	86	54,392	73	172,279	84	79,136	15.1	△54.1	1,132	1,959,115
運輸業	11	15,102	6	119,215	9	176,713	50.0	48.2	124	1,519,150
金融保険業	265	1,647,784	153	1,782,301	137	2,430,265	△10.5	36.4	1,607	16,946,365
服務業	9	244,051	191	301,607	125	330,736	△34.6	9.7	1,646	2,934,205
その他	9	244,051	7	6,493	8	6,463	14.3	△0.5	78	323,738
総計	1,388	4,391,654	925	3,370,046	714	3,968,588	△22.8	17.8	9,844	38,686,272

注) 件数は新規のみ、金額は新規、増資の合計。

(出所) 経済部投資審議委員会

第9章 対外関係

(1) 対日関係

① 政治関係

a. 日台関係の維持・発展

日本と台湾との関係については、72年9月の日中国交正常化後も、非政府間の実務関係として維持され、発展してきた。72年12月、日台間の窓口機関として、日本側は財団法人交流協会、台湾側は亜東関係協会を設置した。また、同年12月26日に作成された「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」に従って在外事務所を設けることとなり、日本側は台北事務所、高雄事務所、台湾側は駐日台北経済文化代表事務所、駐日台北経済文化代表事務所横浜支所、台北経済文化大阪事務所、台北経済文化大阪事務所福岡支所を設置し維持してきている。

日台間の人的往来は、72年の時点では、双方向で年間約18万人であったが、SARSが流行した03年においても約144万人が往来するに至っている。また、台湾における在留邦人の数も04年4月時点では、1万6,099人に達している。また、日本人の台湾への渡航に際しては、30日間の査証免除が与えられており、台湾人の日本への渡航に際しては、5年間有効期間90日の数次査証の取得が可能となっている。

また、72年当時はわずか約15億米ドルであった貿易総額は、03年には約446億ドルに拡大している。日本にとって、台湾は緊密な経済関係を有する重要な地域であり、03年のわが国の世界貿易に占める地位としては、米国、中国、韓国に次いで世界第4位の貿易パートナーとなっている。

b. 陳水扁政権下の日台関係

陳水扁政権は、01年春、総統府内に「台日工作專案組」（現在は、「台日関係会報」と改称）を設立し、対日関係の重要政策について検討を行っている。また、游錫堃行政院長も、外交部に対して対日関係を強化するよう指示しており、外交

部には対日関係の実務を担当する「台日関係会」が設立される等、体制面の強化がみられる。なお、陳水扁政権は03年になり対日関係でさらに学術文化面および科学技術面での交流を強化することが必要であるとして、亜東関係協会の下に、学術文化および科学技術交流を進めるための二つの委員会を設置した。台湾側の対日政策の重点事項としては、①日台間のハイレベルの相互訪問、②政府交流のレベルアップ、③台湾海峡の安全問題の認識、④自由貿易協定の締結、⑤国際組織参加への支持であるとしている。(02年3月の外交部長の立法院報告)

03年の台湾における重症急性呼吸器症候群(SARS)の感染拡大に対して、日本政府は、交流協会を通じ、医療の専門家チームを派遣したほか、総額5,600万円相当の医療器材を提供した。また、03年11月には、「SARSおよび大規模かつ重篤な新興・再興感染症に関する日台共同研究に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との覚書」が署名された。04年5月に行われたWHO総会において、日本政府は台湾がWHOにオブザーバーとして参加することにつき、関係国間において十分議論され、関係者が満足する形で台湾が何らかの形でオブザーバー参加することが望ましいと考え、本会議で本件を議題に追加することに賛成する投票を行った。

04年4月に台北で行われた日台航空協議において、仙台—台北、広島—台北間の旅客定期便の開設について合意された。

兩岸関係については、わが国は、当事者間の直接の話し合いを通じて平和的に解決されることを強く希望しており、そのために、兩岸対話が早期に再開されることを期待している旨累次表明している。03年末には、台湾における公民投票等の動き等が中台関係をいたずらに緊張させる結果となったことを受け、台湾に対し慎重な対処を求める旨の申し入れを行うとともに、中国側に対しても台湾問題の平和的な解決の重要性を繰り返し表明した。

② 経済関係

a. 日本が最大の貿易相手国に

台湾は60年代以降、世界貿易の拡大に対応し、世界(特に米国)市場向けに工業製品の生産・輸出基地として目覚ましい成長を見せてきたが、この間、日台間の経済関係も量、質とも拡大し、緊密の度合いが深化した。

台湾に進出している日本企業は約2,000社とされ、03年の日台の貿易総額は445.5億ドル（03年台湾側統計）にのぼり、米国を抜き台湾にとって最大の貿易相手国となった。80年代までは中小企業の雑貨や日系企業製品の対日輸出が多かったが、90年代に入ってから台湾の大手IT企業による対日輸出が増え、原材料、設備などが日本から大量に輸入されている。

80年代後半から台湾の輸出産業の中心が電気・電子へと変化するにつれ海外（主に日本）からの機械設備輸入や技術導入も増加した。台湾の製品輸出が増えるとともに日本からの生産財、中間財輸入も付随して増加し、台湾経済の発展とともに対日貿易赤字が増加する構造ができあがってきた。

90年代に入り台湾が情報通信機器における一大生産基地としての存在感を高めるとともに、日本企業は、台湾からのコンピュータをはじめとする電子・機械関連の部品調達を積極化させた。95年からはコンピュータ・同部品が対日輸出商品の筆頭品目になるなど、台湾の対日輸出品目がIT関連製品などに代表されるような高度化して久しい状況である。

台湾の貿易構造は、輸出品目の5割以上を占める電子製品、情報通信機器を主とする「機械および電気設備」の部品を主に日本などから輸入し、製品を最終消費地である米国や、半製品を台湾IT関連企業の組立工場が多く進出している中国大陸に輸出するというものであるといっても過言ではない。

第9-1表 日台貿易関係および台湾の貿易総額に占めるシェア

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
対日輸出（100万ドル）	13,659	11,691	9,324	11,900	16,614	12,759	11,984	11,913
対日輸入（100万ドル）	27,493	29,022	27,001	30,591	38,559	25,848	27,277	32,635
収支（100万ドル）	△13,834	△17,330	△17,677	△18,690	△21,946	△13,089	△15,293	△20,723
対日輸出入計（100万ドル）	41,152	40,713	36,325	42,491	55,173	38,607	39,261	44,548
対日輸出シェア（%（順位））	11.8(3)	9.6(3)	8.4(3)	9.8(3)	11.2(3)	10.4(3)	9.2(3)	8.3(4)
対日輸入シェア（%（順位））	26.9(1)	25.4(1)	25.8(1)	27.6(1)	27.5(1)	24.1(1)	24.3(1)	25.6(1)
対日輸出入シェア（%（順位））	18.9(2)	17.2(2)	16.9(2)	18.3(2)	19.1(2)	16.8(2)	11.2(2)	16.4(1)

（出所）財政部統計処「進出口貿易統計月報」

第9-2表 日本輸入市場でシェア1位の台湾製品（2003年）（品目コード順）

（単位：1000米ドル、％）

品目コード	品目	金額	シェア	伸び率
020733	あひる、がちょう等の肉	2,236	59.9	12.9
030192	うなぎ（生きているもの）	165,697	80.4	12.0
030342	冷凍きはだまぐろ	112,858	50.0	1.9
030344	めばちまぐろ（冷凍）	419,761	65.5	21.6
041000	食用の動物性生産品	2,166	62.7	△12.5
060290	生きている植物（挿穂、接ぎ穂およびきのご園）	17,659	24.1	7.7
070890	豆（生鮮、冷蔵、えんどう、ささげ属、いんげん豆属の豆）	2,851	97.2	5.8
*071029	枝豆その他冷凍豆（未調理・蒸気・水煮処理）	45,718	45.2	9.6
091099	その他の香辛料	4,366	40.3	16.9
*200931	その他のかんきつ類果実ジュース	3,498	42.4	401.2
210220	酵母（不活性）、その他の単細胞微生物（生きていないもの） （除く調整したベーキングパウダー）	13,618	44.1	41.6
*262019	灰・残留物（亜鉛を主成分とするもの）	1,551	38.1	108.0
*271114	エチレン・プロピレン・ブチレン類	2,960	45.1	全増
*282420	鉛丹、オレンジ鉛	1,243	86.3	128.5
283330	みょうばん	1,200	99.3	14.1
283340	ペルオキソ硫酸塩	1,142	53.5	△20.0
*291260	パラホルムアルデヒド	4,219	45.9	57.1
291422	シクロヘキサノン、メチルシクロヘキサノン	1,647	91.4	△29.4
*291550	プロピオン酸、その塩・エステル	1,176	33.2	20.1
291711	しゅう酸、その塩、エステル	2,970	51.8	△1.3
293211	テトラヒドロフラン	2,252	73.9	△61.4
293999	植物アルカロイド	7,136	48.2	33.6
330620	デンタルフロス	1,609	36.2	10.3
*370590	その他の写真プレート類	4,852	31.8	90.9
381700	混合アルキルベンゼンおよび混合アルキルナフタレン	1,619	46.7	0.5
381800	元素をウエハー状にドーパ処理したもの	256,432	32.8	24.1
390311	ポリスチレン、多泡性のもの	2,597	47.2	8.5
390320	SAN共重合体	4,027	84.1	4.3
390330	ABS共重合体	7,573	37.1	10.4
390521	酢酸ビニルの共中重合体	2,087	82.5	42.7
390760	ポリエチレンテルフタレート	130,658	40.8	40.8
390791	その他のポリエステル（不飽和のもの）	8,376	44.6	11.2
391890	その他のプラスチック製の床用敷物、壁面被覆材）	3,547	33.4	△3.5
391910	プラスチック製板等（幅20cm以下のもの）	28,932	35.6	16.4
392043	塩化ビニルシート	1,596	23.4	△31.3
392049	塩化ビニルシート	5,558	34.8	2.4
400219	SBR、XSBR	22,725	31.8	41.6
*400220	ブタジエンゴム	5,252	25.5	69.2
401169	ゴム製の空気タイヤ	1,427	63.7	△24.7
401199	その他のゴム製タイヤ	1,849	40.6	△74.8
401610	その他のゴム製品（セルラーラバー製のもの）	1,196	29.5	△1.3
480525	多層ずきの紙・板紙	6,553	95.1	38.5
480592	その他の紙および板紙、150g	1,633	96.7	35.7
480920	セルフコピーペーパー	1,052	80.1	4.3
*490510	地球儀	1,189	42.9	37.5
510310	羊毛または織獣毛のノイル	2,215	42.0	14.2
510529	羊毛のトップその他の羊毛（除くコム、小塊状）	30,349	36.2	△27.4
540233	合成長繊維糸、ポリエステルのもの	43,889	70.8	23.0
540242	合成長繊維糸（除く縫糸、小売）（配向性ポリエステル）	21,307	55.6	38.4

品目コード	品目名	金額	シェア	伸び率
660200	つえ、シートステッキ	3,845	48.6	3.5
701890	ガラス製の細貨	2,939	28.1	1.2
701952	ガラス繊維のその他の織物（幅30cm超）	34,596	79.1	14.2
*711299	銀のくず等	16,935	33.0	45.7
720839	鉄、非合金鋼のフラットロール製品 （その他の熱間圧延 幅600mm以上、厚さ3mm未満）	122,547	66.8	27.1
720852	鉄、非合金鋼のフラットロール製品 （その他の熱間圧延 厚さ4.75mm）	4,316	61.7	△6.2
*722020	冷間成形ステンレス棒	2,230	32.6	144.1
*722519	その他の硅素電気銅、ロール600mm幅以上	2,699	60.9	151.2
731812	鉄鋼製の木ねじ	20,498	85.1	29.5
740821	亜鉛合金線	6,433	53.7	80.7
*740919	精製銅板	3,041	36.5	171.3
*741539	銅製・その他のねじを切ったもの	2,255	73.2	276.3
820150	片手剪定ばさみ	2,003	46.5	0.2
820340	パイプカッター、ボルトクリッパー	1,663	51.2	25.6
*820411	調整式でない手回しのスパナー・レンチ	6,804	29.7	23.5
820600	小売用手道具、手工具セット	6,541	51.3	5.2
830170	かぎ	1,068	28.8	3.4
830220	卑金属製キャスト	8,801	47.4	8.3
840732	自動車用エンジン	2,863	60.8	△28.4
842810	昇降機およびスキップホイスト	5,396	23.0	50.6
845210	家庭用ミシン	36,462	51.4	△27.8
845290	ミシンの部品（除く家具・台・カバー）	25,181	38.2	13.7
*846299	金属加工用のプレス（除く液圧プレス）	2,979	25.0	1,371.7
*846592	木材等加工用平削盤・フライス盤	1,936	59.8	59.0
846711	ニューマチックツール（回転式）	3,669	37.8	△10.1
846719	ニューマチックツール（回転式を除く）	3,040	49.7	34.0
*846792	ニューマチックツールの部品	2,641	22.4	188.8
*850423	油入式トランスフォーマー	1,267	45.1	503.3
851230	音響信号機器	4,836	31.1	△17.7
852330	磁気カード	1,293	66.6	△24.3
852390	その他の記録用媒体	192,328	54.3	141.5
*852439	その他の再生用レーザーディスク	40,767	26.6	46.0
*852821	カラービデオモニター	15,018	22.6	100.8
852822	ビデオモニター（白黒、モノクローム）	3,258	51.6	30.6
*853090	信号・交通管制の電気機器の部品	1,789	79.5	301.1
853310	固定式炭素抵抗器	1,434	40.4	5.5
*854190	半導体デバイスの部品	15,530	30.7	411.5
854210	集積回路を自蔵するカード	98,461	74.6	210.5
854519	電極（除く炉用）	3,202	29.5	△1.8
871120	モーターサイクル（50cc超250cc以下）	32,184	46.6	13.3
871390	身体障害者用等車両（その他のもの）	4,934	45.0	△25.0
871420	身体障害者用、病人用車両部品	3,721	34.4	25.2
*901790	製図機器等の部品	1,195	28.6	81.3
911430	時計文字盤	2,208	29.7	1.8
940130	回転腰掛	44,138	47.8	△2.0
960610	プレスファスナー、スナップファスナー	1,177	21.9	3.6
960719	スライドファスナー	2,765	41.4	△1.4
	合計	2,222,904		

注）輸入額で台湾が一番多く、かつ、100万ドル以上のもの。

品目コードの前の*は増加した品目。

品目名は、省略して記載してあるので、正確には統計品目表で確認されたい。

（出所）ジェットロ海外情報ファイル

01年のIT不況の影響を受け、最大の輸出先であった米国市場の消費が低迷したことで、日本からの輸入も急減、輸出も前年割れしたことから、日台貿易は大きく縮小した。

しかし、02年には輸出は伸び悩んだものの、輸入がプラス成長に転じたこともあり徐々にではあるが回復傾向にあった。

03年は、明るい兆しが見え始めた世界景気の影響から、輸出が前年比0.5%減とほぼ横ばいであったが、輸入が同19.6%増と2ケタの伸びを示した。

b. 多角化進む事業対象

03年はTFT-LCDや半導体分野への設備投資が活発したことを受け、日台間の貿易総額は445億6,000万ドルと、米台間の貿易総額427億7,000万ドルを超え、台湾にとり日本は第一の貿易相手国となった。

日本から台湾への投資は00年以降、台湾企業に供給するTFT-LCD、半導体関連の先端部品・部材製造の投資や自動車関連への投資が増えており、1億ドルを超える大型案件も散見される。ただし、台湾への投資はタイなど東南アジア各国への累積投資額に比べると少ない。これは台湾への日系企業進出が比較的早い時期に始まったことに加え、恵まれた事業環境のため資本回収が早かった現地法人が多いことにもよる。現在でも、設立3年目で追加の設備投資に必要なキャッシュ・フローを稼ぎ出したといった話を、TFT-LCD関連の日系企業関係者などから聞くことができる。

日系製造業の台湾現地法人の事業対象は台湾市場での営業販売のみならず、大陸地区を含むアジア全域で活動する台湾系企業への設備・原材料の売り込み、台湾系企業の海外製造拠点からの部品の調達などに広がって久しく、実際の物流は台湾を介さないものの、商談を台湾で行う商流が多いことが大きな特徴の1つとなっている。04年にベトナムに進出した台湾プラスチックの現地法人も日系台湾法人を通じて日本の設備を導入している。

日系企業の台湾現地法人の活動は、家電、自動車、IT関連の部材生産、同部品調達、小売業に加え、最近は食品・雑貨販売や土木建設業でも存在感を増している。一方、IT産業の国際分業における機能は欧米企業と趣を異にしており、欧米

企業がアジアにおける製造全体を総括するアドミニストレーション機能として台湾を重視していることに対し、日系IT企業の台湾拠点は調達に特化しており、シンガポールや香港のアドミニストレーション機能と調整しつつ台湾企業の産業集積があるアジア全域を対象としている。また最近では台湾企業の技術力をベースに共同開発や技術補完を行い、商品の相互供給や東南アジア、日本への輸出、大陸での技術や営業のサポートといった展開がみられる。

自動車関係では、台湾で製造する自動二輪車の日本市場への投入、大陸での製造・販売に対する台湾法人による技術サポートもみられる。家電は日系企業の主力製造拠点の中国シフトに伴い、台湾内では情報家電のソフトなど研究開発が活発化している。情報通信分野のソフトでも台湾現地法人での研究開発が活発化している。

小売業では三越が台北市内で4店舗を持っている他、台中、台南、桃園などの地方都市でも店舗展開している。合併解消後ものれんを使用しているそごうも地方展開をしており、高島屋も既存店に加えて台北市内で新店舗開設を準備している。また、高雄には伊勢丹などが進出している。03年には松屋とジャスコが初めての店舗を新竹に開店した。これらのデパートでは食品、生活雑貨、厨房製品などで日本商品を充実させた品揃えが図られており、日本商品の消費拡大にも一役買っている。01年にオープンしたショッピングセンター「微風広場」は台湾資本ながら、紀伊国屋や東急ハンズが入居し、地下のスーパーでは2,000種類を超える日本食品が置かれている。

一方、台湾企業による対日進出も関心は高まっている。ハイテク分野での企業設立、企業買収に加えて、不動産、雑貨等の販売、政府調達分野への参入、レストランや食材供給、流通、バイオ分野へのベンチャー・キャピタル投資などが関心の対象となっている。

東南アジアに展開する台湾系華人も日本と関係したビジネスを展開している。タイから日本へ輸出される水産加工、食品加工の7割は台湾系華人が関わっているとされる。日系金融機関の経営に関わり、あるいは日本企業と合併でアジア多数の工業団地を開発している例もある。また大陸でも、IT関連のOEMだけでなく、

日本へ輸出される野菜、ウナギなどの農水産品でも台湾系華人の関与が多くみられる。

台湾系華人の強みは、日本語を解す人が多く、日本と現地の双方のビジネス習慣に通じ、調整が図れることにある。タイの台湾商会連合総会の関係者をはじめ、東南アジアの台湾系華人資本家には日本企業（特にスモール・ビジネス分野）の東南アジアでの展開にビジネスパートナーとして関心を持つ人も多く、東南アジアで具体的な事業展開を検討している日本の中堅・中小企業の来訪を歓迎している。ベトナムでは、日系企業が部品の供給元として工作機械を持ち込んでいる台湾系企業に期待していると同時に、台湾系企業は金型や鋳物など生産活動に必要な製品の供給を日系企業に期待している。

c. 日系企業の対台湾投資の推移

戦後の日系企業の台湾への投資は53年に始まり、02年末までに認可された投資は累計で4,431件、112億3,095万ドルに達する。これは外国企業による台湾への投資累計1万5,917件、565億4,224万ドルに対し、件数で27.8%、金額で19.9%を占める。

投資の時期としては、66年の高雄輸出加工区建設に絡み68年に96件、71年の台中、楠梓輸出加工区建設に絡み73年に92件の投資があった他、85年のプラザ合意による円高、86年のサービス業への投資認可、87年の輸出義務撤廃、小売業への投資認可、海外送金規制緩和などにより日本からの企業進出が相次ぎ、87年203件、88年212件、89年233件と急速に増加した。

90年代に入り、台湾における賃金・福利コストや土地価格の上昇、環境保護意識の高揚などにより投資環境が大きな変化を見せ、日本からの投資は90年の179件、8億2,700万ドルが93年には88件、2億7,300万ドルまで減少した。

しかし、1ドル=80円を突破する円高を受け、94年には海外に生産拠点を移転する企業が相次ぎ対台湾投資も再び活発となった。90年12月に制定された産業高度化促進条例により、情報・通信機器を中心に高付加価値産業の集積が進んだこともあり、90年代後半からは台湾企業とのビジネスアライアンスを目的とした米国、あるいは日本のIT関連企業の投資が相次ぎ、日本からの投資は98年には200件を超えた。さらに、新幹線をモデルとした台湾高速鉄道事業のスタートにより、00年

には317件、7億3,300万ドルとなった。

しかしながら、01年は世界的な景気の低迷を受け、日本からの投資は242件、6億8,400万ドルにとどまった。02年も減少傾向が続き、213件、6億867万ドルであった。03年は、件数ベースでは203件と減少が続いたものの、金額ベースでは7億2,600万ドルと3年ぶりに増加に転じた。

(2) 対中関係

① 政治関係

a. 台湾の対大陸政策の推移

李登輝政権（1988～2000年）の下で進展した台湾の民主化は、台湾のことは台湾人自身が決定するという「台湾本土化」を目指すものであり、同時に大陸政策の大きな変更を伴った。その結果、兩岸関係は、兩岸双方が「1つの中国」を掲げ、その主導権をめぐり国共両党が対立した時代（50～80年代）の内戦状態が形式上も終了し、兩岸交流が進んだ反面、「兩岸の現状」認識や「1つの中国」の意義をめぐり、新たな対立が顕在化する時代となった。

80年代以降の兩岸関係の概観は以下のとおりである。

大陸は、79年の米中国交正常化後、従来からの「台湾解放」の方針を改め、鄧小平・國務院副総理が国家重点目標としての「台湾統一」を明示し（79年1月）、「台湾同胞に告げる書」（同年1月全人代常務委員会）、「台湾の平和統一のための9項目提案」（81年9月葉劍英・全人代委員長）などを発表して、「『一国二制度』による台湾統一」を掲げるようになった。これに対し、「大陸反攻」を掲げる蔣経国政権は、兩岸関係を「1つの中国」の枠組みの下での内線の延長として認識し、「三不政策」（共産党とは妥協せず、接触せず、交渉せず）を堅持し続けた。

88年1月、蔣経国総統の逝去により副総裁から昇格した李登輝総統は、蔣経国総統の下での戒嚴令解除（87年1月）の方向に沿い、90年に台湾人民の大陸訪問規制を緩和して兩岸交流拡大の道を開くとともに、同年11月、財団法人海峡交流基金会（略して「海基会」、董事長：辜振甫（当時））を設立、翌91年1月には大陸委員会を設置、2月には国家統一委員会を設置、「国会統一綱領」を策定するな

ど次々に諸策を実施し、さらに5月には内乱戡乱時期（注：共産党を征伐すべき反乱団体として規定する一連の制度・体制）の終結を宣言して、初めて中華人民共和国の存在を認めた。

大陸側も91年12月に海峡兩岸關係協會（略して「海協會」、会長：汪道涵）を設立して、兩岸人民の交流に伴う「実務的問題」の協議が海基・海協両会を通じて開始された。92年の两会秘書長レベルの協議では、「1つの中国」の意義に関して紛糾したものの、「1つの中国」の内容については棚上げして実務的問題の解決を優先させることで双方が暗黙の了解に達した。この後に「92年のコンセンサス」と称される了解を受け、两会トップ間の会談（辜汪会談）が93年4月にシンガポールで開催された。

李登輝政権は兩岸交流を進める一方、台湾の国際的生存空間拡大を図るための「実務外交」を展開していたが、95年6月に李登輝総統が現役総統として初めて訪米すると、大陸側はこれに強く反発し、海基・海協両会の定期的交流を中断させるとともに、7月に台湾近海でミサイル演習を実施した。さらに96年3月、台湾初の総統直接選挙の実施を間近に控え、大陸側が台湾の南北海域を着弾地点とするミサイル演習を行うなどで、兩岸關係は緊張し、米国は2隻の航空母艦を台湾近海に派遣した。

97年10月、米中双方は「戦略的パートナー關係」構築をめざすことを表明し、98年6月に訪中したクリントン米大統領は「三つのノー」（台湾独立、台湾の国連加盟および国家名称での国際組織加盟、『二つの中国』『一中一台』を支持しない）を発言するなど、米中關係が新たな進展を示しはじめた。これを背景に、兩岸間でも対話再開の動きが起こり、98年10月には辜振甫・海基会董事長（当時）が訪中して汪道涵会長と会談するとともに、江沢民主席ら大陸側首脳とも会見し、大陸側は汪道涵会長の訪台を約束した。他方、辜振甫董事長（当時）の訪中に際しては、大陸側が「台湾問題」をあくまで「中国」の内政問題であると位置付け、大陸の主張する「1つの中国」原則の下で「一国二制度」による統一に向けた道筋を付けようとしたのに対して、台湾側は「台湾に在る中華民国」は独立主権国家であり、兩岸は「分治」された対等な關係にあると位置付け、長期的ビジョン

として「自由、民主、均富の下での統一」を目指すべきとの立楊を主張するなど、兩岸双方の主張の違いが改めて明確に示されるかたちとなった。

92年に棚上げした「1つの中国」の意義が避けられない根本的対立点として残され、双方の主張に妥協の余地が見られない中、99年10月に想定されていた汪道涵会長の訪台に向けた協議も遅々として進展しなかった。このような折にあたる99年7月、李登輝総統はドイツメディアに対して「兩岸は特殊な国と国との関係である」旨発言した（いわゆる「二国論」発言）。同発言の狙いは、「台湾は中華人民共和国の一部」とする大陸側の「1つの中国」解釈が、国際社会の認識として既成事実化することを避けるため、汪道涵会長來台前に台湾側の「兩岸の現状」認識を明確に世界に訴えることにあったと見られている。これに対し大陸側は、「台湾独立を企むもの」、「世界の認める『1つの中国』を否定するもの」と強く反発して李登輝総統に対する名指し批判を行うとともに、「台湾側が憲法改正を行えば武力行使する」との恫喝をかけ、李登輝政権下での海基・海協両会の交渉を中止する旨表明した。

00年3月の第二回総統直接選挙を控え、大陸側は同年2月に「台湾白書」を発表し、対台武力行使の条件として、従来からの「台湾の独立宣言」、「外国の干渉」の2つに加えて、新たに「兩岸交渉の無期限引き延ばし」を追加した。さらに投票日直前には朱鎔基・国務院総理が「台湾独立に未来はない」旨の武力威嚇の発言を行った。これらは、台湾独立を党綱領に掲げる民進党の陳水扁候補の優勢が伝えられた選挙戦の結果に影響を与えることを意図したものと見られるが、台湾はもとより米国の反発も招く結果となり、選挙では、陳水扁候補が39%の得票率で宋楚瑜、連戦らの候補を破って当選した。

b. 陳水扁政権下での兩岸関係

民進党は、党綱領において「台湾共和国」建国と新憲法制定の理想を掲げていることなどから、兩岸統一を指向せず、台湾独立を目指す政党と位置付けられてきた。その台湾独立への指向性は、「中華民国」体制という現状を否定し、台湾大の新国家建国という現状の変更を目指すものであったが、兩岸関係の急激な変化を望まない台湾内外の世論などを背景として、民進党は99年5月、台湾はすでに

主権独立国であり、かかる主権独立の現状を変更するには公民投票を経なければならないとする「台湾前途決議文」を採択して、その台湾の主権問題に関する現状認識と政策的立場の重大な変更を図った。

民進党公認候補として00年の総統に当選した陳水扁は、5月20日の総統就任演説では、「4つのノー、1つのない」（中国が武力行使を意図しない限り、台湾独立宣言をしない、国号を変更しない、「二国論」を憲法に盛り込まない、統一独立の公民投票を実施しない、国家統一綱領と国家統一委員会廃止の問題は存在しない）を提示し、民進党政権発足後も、兩岸関係の現状を台湾側から一方的かつ根本的に変更することはないとの意思を示した。

これに対し大陸側は、陳水扁政権の「漸進的台湾独立」の推進に警戒感を示す一方、ひとまずは「その言を聞き、その行いを見る」として、台湾側の動静を見守る姿勢をとった。大陸側は、陳水扁総統に対する名指し批判は避け、さらに02年1月に銭其琛・國務院副総理が「少数の頑迷な台独派と大多数の民進党員は異なる」として、民進党関係者の「適当な身分」での大陸訪問を歓迎すると述べるなど、民進党・陳水扁政権との関係を完全に対決的なものとはせず、関係改善の余地を残すような姿勢をとりつづけた。

しかしながら、大陸側が「1つの中国」原則の受け入れが兩岸対話再開・関係改善の根本的前提と主張しているのに対し、台湾側は、「1つの中国」問題は将来、兩岸協議の場で討議されるべき議題であり、兩岸対話の前提であるべきではないとの立場を堅持しているため、兩岸関係は対話再開の目途が立たぬまま硬直化した状況が続いた。大陸側が掲げる「1つの中国」原則は、大きく「中国は世界に1つ」、「台湾は中国の一部」、「中国の領土と主権は不可分」の3点から構成されるものであったが、00年夏頃から大陸側は、兩岸双方間の対等性を主張する台湾側の立場を考慮して、「大陸と台湾はともに『1つの中国』に属する」との表現を以って従来の「台湾は中国の一部」に代える、通称「新三句」を用いるようになった。これに対して陳水扁は、北京が主張する「1つの中国」原則の受け入れは中華民国の消滅を意味するとして、「1つの中国」を頑として拒否するとともに、02年8月には「中華人民共和国と台湾は『一辺一国』（one country on each

side) であり、はっきりと区別されるべき」と発言（通称「一辺一国」論）して、台湾の中国大陸からの独立性を強調した。陳水扁総統の「一辺一国」発言に対し、大陸側は「台湾独立派の正体を曝け出すもの」として、初めて陳水扁総統に対する名指し批判を行ったが、陳水扁総統批判のトーンはあくまで控えめであり、軍事演習などによる武力威嚇の動きも見られなかった。

陳水扁政権は、兩岸交流について、大陸記者の駐台取材解禁（00年7月）、大陸人民の來台観光解禁（02年1月）などの規制緩和策を実施し、対経済・貿易関係については、旧来の「戒急用忍」政策（対大陸投資・貿易関係に規制を設けて大陸進出を抑制する政策）を改め、投資上限の緩和、手続きの簡素化等を骨子とする「積極開放、有効管理」政策を採用した。その他、陳水扁政権下においては、金門－廈門、馬祖－福州間「小三通」の開放（01年1月）により約半世紀ぶりに兩岸間の直接的往来が認められ、また03年2月の旧正月帰省シーズンには、台北－上海間チャーター便（香港・マカオ経由）方式で台湾航空会社航空機の中国大陸飛行場への乗り入れを認めるなどの新たな措置がとられた。

大陸側は、従来から「三通（通航、通商、通信）」をはじめとする兩岸間の経済、社会、文化交流の推進を主張してきているが、最近では『『三通』は経済問題であり、『1つの中国』の中身に触れる必要はない』（銭其琛・國務院副総理、02年10月）とするなど、「三通」問題を兩岸間の主権・政治問題と切り離して処理すると柔軟姿勢も示し始めている。これに対し陳水扁は、『『三通』は必然的流れである』と認めながらも、当初は慎重姿勢を崩さなかった。

03年上半期に中国大陸、香港、台湾を中心に世界各地で感染が広がった新型肺炎（SARS）の影響を受けて、兩岸間の人的・経済的交流は一時的に大幅に制限された。また、SARS感染拡大の初期に中国大陸当局がSARS関連情報を隠蔽したとされることや、大陸のSARSが台湾に飛び火し蔓延する中で開かれたWHO（世界保健機関）総会において、オブザーバー参加を求める台湾当局の訴えを大陸当局が強硬に退けたことなどを背景として、台湾民衆・企業の大陸に対するイメージは悪化し、リスク認識は一時的に高まった。

同年8月に、陳総統は「兩岸直航三段階論」という具体的な直航のタイムテー

ブルを提示し、大陸委員会も数日後「兩岸直航の影響評価」を発表し、兩岸直航のもたらす経済上、安全保障上のプラス、マイナス面を併記する一方で、兩岸直航の実施は国内の共通認識、関連措置の実行および法制の確立、正常で良好な兩岸の相互関係が必要条件であると述べ、現段階での実施は困難であるが、段階的に状況を打開し、兩岸直航を実現させるという意欲を見せた。

同年9月、大陸委員会は「兩岸航空貨物便の迅速化」を発表したが、同措置は現行の兩岸航空貨物輸送政策に違反しない範囲で、兩岸の間接貨物チャーター便の就航を推進するものとされた。10月には立法院で、兩岸の人的往来を規定する「兩岸人民關係條例」改正案が可決された。11年ぶりの大幅な改正となった同改正案は、前回の同条例改正以降11年間の兩岸における経済活動の増加をふまえ、経済交流の各種規制緩和をはじめ広範な分野にわたるものとなった。春節明けの04年1月末、陳総統は台商幹部との新年会において、小三通の適用範囲拡大、兩岸貨物チャーター便迅速化措置の拡大、社会福利関連の便宜等の拡大を示唆した。

そして2月、陳総統は、防衛性公民投票の第二設問の内容説明に関連して、「兩岸の平和と安定の相互メカニズムの構築」構想を提出した。同メカニズムは、兩岸における平和原則の確立を原則とし、協議メカニズムの確立、対等互惠の交流、政治関係の構築、軍事衝突の防止を四つの議題として掲げた。

再選された陳総統の就任式直前の5月17日、中共中央台湾工作弁公室、国务院台湾事務弁公室は連名で台湾問題についての声明発表を発表した（517声明）。同声明では、陳水扁総統を名指して「総統就任時の約束を破り独立分裂活動を繰り返してきた」と激しく批判した。また「1つの中国」原則を強調する一方で、台湾の「独立放棄」を前提に①対等の協議と敵対状態の終結②平和的發展を協議する枠組みの創設③「三通」の実現と経済関係の緊密化等を提案した。

04年5月、陳水扁第二期政権が発足したが、陳総統は就任演説で00年5月の就任演説に掲げた原則と承諾（注：「4つのノー、1つのない」を指すものとされている）は今後4年間も変わらないとするとともに、「兩岸和平發展委員会」を設置し、与野党の知恵と全国民の共通認識を凝縮し、「兩岸和平發展綱領」を制定し、共同で兩岸の平和安定、持続的發展の新関係を策定、推進したいと主張した。

しかし、「1つの中国」問題をめぐる兩岸双方間の立場の違いは依然として大きく、04年11月に米国大統領選挙、12月に台湾の立法委員選挙が控えていることなどから、少なくとも04年には、兩岸協議再開や「三通」問題をめぐる大きな進展は期待できないとの見方が多い。

② 経済関係

台湾は大陸に対して対等な関係を要求しているにもかかわらず、大陸は台湾の行政機構を対等な立場として認めておらず、互いに民間に限って経済交流を認めている。特に台湾側は大陸との直接貿易を禁じ、台湾と大陸との貿易を規定する「中国大陸貿易許可弁法」(93年4月公布)で、買い手、売り手とも大陸以外の、直接貿易のできる第三地区の業者を通じた第三地区経由の貨物輸送(間接輸出)を義務づけている(第三地区としては、大陸への返還後の香港も認められている)。大陸向けの間接輸出では「ハイテク製品輸出入管理弁法」と関連の輸出管理リストで、リビア、イラク、北朝鮮などの地域とならぶ規制対象地域とし、主として軍用に転用可能なハイテク製品の輸出が禁止されている。

対大陸直接投資についても台湾は長らく第三国・地域を迂回したものしか認めず、大陸へ直接送金する形での直接投資は02年8月に解禁したばかりである。また大陸から台湾に対する直接投資は、不動産を除き、第三国・地域経由でかつ大陸資本比率が実質20%以下のものしか認めていない。

今なお、台湾と大陸との間には様々な政治的対立があり、円滑な経済関係を阻害している。この間、台湾は民間の経済交流を黙認ないしは追認する形で、対大陸経済交流の規制緩和を進めてきた。特に陳水扁政権は民間の意を汲む形で対大陸規制の見直しを進めてきた。01年1月には小三通を解禁、さらに、02年1月以降は、台湾のWTO加盟をきっかけに、貿易やサービス分野における対大陸規制が大幅に緩和された。大陸との保険会社の支店開設が相互解禁され、大陸からの輸入規制品目が大幅に削減された。03年の旧正月には、台湾の航空機による上海と台湾とのチャーター機による営業飛行が、49年の大陸による建国宣言以来初めて、香港、マカオの経由ながら、認められた。台湾の行政院の関係者は、銀行の支店の相互解禁も視野に入れた大陸政策を検討している。

大陸地区からの間接輸入は、国家安全を害せず、関係産業に悪い影響を与えず、製品輸出競争力強化に貢献するもの（大陸貿易許可弁法8条）について認められている。

大陸を原産地とする商品の輸入については88年に初めて50品目を認めて以降、輸入許可品目を段階的に拡大してきた。97年1月には、対中輸入に義務づけていた輸入許可証の取得を一部免除することとした。WTO加盟後の02年2月15日の規制緩和で、台湾が開放した対大陸輸入許可品目は合計7,741品目、全品目の72.86%となった。その後も対象品目は拡大され、04年8月9日時点での輸入許可品目は1万998品目中8,525品目、全品目の77.52%で、うち工業製品は7,124品目、農水産品は1,401品目、未開放は工業製品1,516品目、農産品957品目、の計2,473品目となっている。また輸入許可証免除品目は7,993品目、うち工業製品は6,610品目、農水産品は1,383品目である。

台湾から大陸への直接投資については、90年10月に公布・施行された「対大陸地区間接投資・技術合作管理弁法」により、第三国・地域を迂回した投資が許可制により認められることとなった。しかし同弁法の規程にも関わらず、無許可で進出する中小企業が後を絶たなかったため、93年3月に法改正を行い「在大陸地区投資・技術合作許可弁法」を制定した。同弁法は、法施行後3カ月以内に、過去に遡り無許可の大陸投資の追加認定申請を義務付け、違反者には罰則を科している。このため、追加申請・認定が急増した結果、93年の投資統計は金額、件数とも大きく膨らんだ。97年、98年、02年、03年にも、免責による追加申請を認める措置がとられた。

同弁法では、産業構造転換を進めるため、台湾内での企業立地が困難な労働集約型の中小企業の大陸進出は制限しないとの立場から、投資金額が100万ドル未満の投資について、第三国・地域経由の資金送金であれば、該当する第三国・地域に事業所を設けなくても良いとする緩和規程も設けられた。

大陸側が台湾の政治的対等性を認めない政治状況のまま「産業の大陸への過度の依存」が進行することを警戒する台湾は、大規模な大陸投資を規制して台湾域内への投資を促す方針を強めている。96年には産業界に「戒急用忍」（急がず順を

追って) という表現で大陸への大型投資抑制を求めてきたが、97年7月からはインフラ整備関連投資を禁止し、1件当たりの投資規模を5,000万ドル以下とし、企業規模に応じた投資累計額の上限を設定するなどの具体的認可基準を設けている。陳政権ではこの規制を緩和する方向で検討が進められ、01年8月に開催された経済発展諮問会議で、「積極開放、有効管理」(規制緩和を進める一方、利益の台湾への送金など対大陸投資の資金管理を有効に行う)の方針が打ち出された。この方針に沿って、01年11月にはノートブックパソコン組立が、02年4月には8インチウエハーの半導体生産が直接投資対象として解禁された(注)。

対大陸関係の規制としては、通航、通商、通信の三通問題が残されているが、通信はインターネットを含む電話回線が第三国・地域を經由して実質的にダイレクトでつながり、郵便も相互に配達されること、通商は当事者間の直接商談を妨げていないことなどから、焦点は通航に絞られている。

台湾は01年1月に金門島と馬祖島に限り、大陸との直接渡航、直接貿易などを解禁する小三通を実現した。大陸側は廈門港と福州港を指定港としている。行政院大陸委員会によると、小三通解禁後04年6月までの累計実績は、船舶の往来が、台湾側船舶1,947往復、大陸側船舶1,557往復の計3,504往復、人的往来が、台湾側20万7,192人、大陸側1万2,644人となっている。貿易額の累計は台湾の輸出2億1,949万元、輸入4億4,860万元となっている。

なお、台湾と大陸との海運は小三通とは別に、高雄港を經由地とするトランシップ貨物用の直接航路が97年から認められている。これまで、大陸側は高雄～福州、高雄～廈門の2航路を認めていたが、総統選挙の前日にあたる04年3月19日に、高雄～塩田(深圳)、高雄～上海も解禁した。

(注) 8インチウエハーの対大陸直接投資については、台湾内で12インチウエハーの新規投資を行うなど、当局が提示している条件を満たした場合にのみ認められる。

(3) 対米関係

① 政治関係

1. 00年5月に発足した陳水扁政権の対米重視姿勢と、01年1月に発足したブッシュ政権の台湾への姿勢とが相まって、米台関係は良好に推移してきた。しかし、陳総統は、総統選挙当日またはその前に公民投票を実施する意向（03年6月）や、06年に新憲法を制定する旨表明した（03年9月）ため、これが米国の懸念を招くこととなった。このため陳総統は、ニューヨークでの国際人権連盟人権賞授賞式における講演（03年10月末、パナマ訪問時に立ち寄り）等の場において、新憲法制定や公民投票実施は「四つのノー、一つのない」や統一独立問題には抵触しない旨度々表明し、米国の懸念を払拭することに努めた。
2. 03年11月末に公民投票法が可決すると、陳総統は、総統選挙当日に防衛性公民投票を実施する旨宣言した。これに対し米国国務省は、米国は兩岸のいずれか一方が一方的に台湾海峡の現状を変更しようとするいかなる意図にも反対するとともに、台湾の地位を変更したり、台湾独立に向かういかなる公民投票にも反対する旨表明した。また、温家宝・中国総理が訪米した際（03年12月）、ブッシュ大統領は、上記米国国務省の立場を繰り返し述べると共に、台湾指導者による最近の言動は、現状の変更を一方的に決定しようとする可能性を示すものであり、米国はこれに反対である旨表明した。04年1月、陳総統は公民投票の二つのテーマ（対中ミサイル防衛能力の強化、対中協議メカニズムの構築）を発表した。これに対し、パウエル・米国国務長官は、同テーマについては検討中なるも、内容に柔軟性が見られる旨コメントした。
3. 04年5月、第57回WHO総会がジュネーブで開催された。同総会に先立ち、米国は下院国際関係委員会における台湾関係法25周年関連公聴会（4月）において、ケリー・国務次官補が台湾のWHOオブザーバー参加を積極的に支持するとともに、本件が票決に付された場合、米国は台湾を支持する旨表明した。同総会では、台湾のWHOオブザーバー加盟問題に関し、97年以来2度目となる票決が行われ、米、日を含む25カ国が賛成票を投じた。これに対し台湾外交部は、米、日両国が賛成票を投じたことは97年以来最大の突破であり、深い意義を有する旨述べ、謝意を表明した。
4. 04年5月20日、総統就任式が行われた。就任演説の中で陳総統は、憲政改造は

現行憲法の規定に従って行うこと、国家主権・領土・統一独立等の問題については、未だ絶対多数の共通認識が確立していないことから、今回の憲政改造の対象とはしないこと、また兩岸関係について4年前の就任演説で述べた原則と約束は、過去4年間に変わりなく、今後4年間も変わらないこと（間接的に「四つのノー、一つのない」を再確認）等を表明した。これに対し、米国ホワイトハウスは報道官名の声明の中で、同演説を責任感を有し、かつ建設的なものとして歓迎するとともに、同演説が兩岸対話再開のための機会を作り出した旨評価した。このように、一時ぎくしゃくしかけた対米関係も、現在は回復傾向にあると言える。

② 経済関係

台湾の輸出において、対米輸出は85年には48.1%に達していた。その後対米輸出のシェアは除々に低下し、03年は18.0%まで低下した。しかしながら、台湾系企業が大陸へ部材を輸出し大陸で加工した製品を輸出しているものも含めると、対米依存度は依然として約3分の1程度あるものとみられている。

特にIT産業において、台湾は米国と密接な人的つながりを持っている。米国が、IT産業分野の従事者のグリーンカード発給条件をほかの分野に比べて緩和してきたため、台湾から米国への留学生の多くがIT産業に進んでいる。この結果、今日ではシリコンバレーのソフトウェア技術者の約3割が台湾系華人といわれている。

80年代後半からの米国の不況と台湾の民主化の進展は、これら米国在住者の帰国、起業を促した。80年にハイテク起業専門の工業団地として開発が始められた新竹の科学技術工業園区に入居する企業では03年末時点で10万1,763人が働いている。この中にはシリコンバレーなどを始めとする海外経験を積んで帰国した人材が4,000人以上含まれる。

台湾の米国向け輸出は83年に100億ドルを突破し、87年には237億ドルとなった。米国は台湾に対米輸出の抑制を促し、86年から繊維、87年から鉄鋼と工作機械の対米輸出自主規制協定が締結された。加えて米国は台湾に対し、関税の引き下げ、農産物の市場開放、サービス産業の市場開放、知的所有権の保護などを要求し、台湾は関税の部分引き下げ、農産物輸入規制の緩和などで対応した。その具体的計画は89年、対米貿易黒字削減、直接投資の相互促進、輸出市場の分散化、米国

の包括通商法への対応などからなる「対米経済貿易強化計画綱領」にまとめられ、同年から実施に移された。

知的財産権問題は、対米経済関係上の大きな課題となっている。89年7月に双務著作権協定を締結したものの、92年4月の通商協議で米国がコンピュータ関連製品の輸出検査を要求するなど知的財産をめぐる台湾と米国の摩擦は続き、米国通商代表部は同月末、台湾をスペシャル301条の優先交渉地域に指定した。結局、台湾は同年6月に米国の要求を受け入れ、修正著作権法を公布するなどし、米国は優先交渉地域の指定を解除した。米国は、台湾の知的財産権保護への取り組みを評価し94年5月に台湾を301条の「優先監視リスト」から「監視リスト」に移し、96年5月には301条の監視リストから除外したが、その後も著作権、商標、特許などをめぐる摩擦が繰り返されている。

米国は94年9月に台湾の最高首脳の米国立ち寄りを認めると同時に、準閣僚級の経済対話、経済・技術分野の当局関係者の訪台、経済・技術分野の台湾当局関係者の政府庁舎への立ち入り、台湾の実質的在米代表所である「北米事務協調委員会」の「台北経済文化代表処」への名称変更を認めることとした。あわせて①貿易投資の拡大、②特定の貿易投資問題を解決するための協議の場の設定、③双方の貿易投資を歪める規制などの撤廃、などを目的とした貿易投資枠組協定に署名した。

これにより米国の閣僚の訪台に道が開かれ、同年12月には台米商工会議に参加するためペニャ運輸長官が、96年12月には台米工商会連合会議に参加するためレイダー中小企業庁長官が、98年11月には台米経済協会年次総会参加のためリチャードソン・エネルギー庁長官（いずれも当時）が訪台している。ブッシュ政権下では米国からの閣僚の來台こそ無いものの、従来の局長級会合を次官級などに格上げするなどの傾向がみられる。

台湾の経済力、技術力、人材、地理的特性に注目している米国企業は多く、近年においても製造業や金融業の投資が相次いでいる。在台北の米国商工会議所関係者は、米国の製造系企業は「グレーター・タイワン」という発想で台湾と関わっていると指摘する。シリコンバレーの台湾系華人を入り口に台湾企業と関わり

を持ち、さらには東南アジア、中国の製造拠点に同伴進出しつつビジネスを展開するという発想で、台湾外に住む約3,000万人の台湾系華人のネットワークも視野に入れている。欧州企業でも似た発想が見られる。

IBMの台湾法人は中国に展開する協力工場を取りまとめるアドミニストレーション機能を有し、部品調達先の選定から組立、完成品の仕向けまでを主として台湾人職員を中心に管理している。台湾からこうした管理を可能としているのはインターネットを利用したe-businessの賜である。協力工場は華南に展開する台湾系企業が多く、大陸系などの企業は一部にとどまっている。

DELの台湾法人も、ペナンと廈門のコンピュータ組立工場での生産に関わっている。物流に難がある廈門は実験工場兼大陸市場向けで、主要市場向けの量産工場はペナンとなっている。ペナンにも台湾系の協力工場が多数展開しており、それら協力工場を含めた生産活動はDELの台湾法人を通じて管理されている。

オランダのフィリップスも、台湾に家電部門の全世界を統括するアドミニストレーション機能を置いている。

これら欧米企業は生産面では台湾系企業を協力企業とすることで、アジア各地における部材の調達や在庫管理、労務、税務などの様々なリスクをヘッジし、高収益と両立させている。こうした企業では本社経験を持つ台湾人など社内文化を理解する台湾人幹部が本社とアジアの協力工場との調整を担っている。こうした「グレーター・タイワン」の発想には学ぶべき点が多い。製造分野のみならず、金融分野においても米国系や欧州系の企業が台湾で活発に活動している。これら欧米系企業の動きは、バブルを清算して、再度、積極的なアジア展開を目指す日系企業にとり、台湾の持つパフォーマンスを利用して成功するビジネス・モデルとして大いに参考となるだろう。

なお、台湾の米国向け直接輸出が259億5,000万ドルと前年比3.1%減少している一方で、欧州向け直接輸出は増加傾向が続いている。03年の欧州との貿易総額は368億9,000万ドルで、うち台湾からの輸出は前年比18.3%増の204億5,000万ドルであった。欧州向け輸出の増加は対米偏重的な台湾系企業の最終製品の輸出先のバランスをとるものとして今後注目していくべきであろう。

(4) WTO加入後の変化

① WTO基準への整合と約束の履行

台湾は、『台湾・澎湖・金門・馬祖の独立した関税地域』として2001年11月12日のWTO閣僚会議で加盟が決定、11月16日に台湾の立法院臨時会議が開催され台湾のWTO加盟が批准、02年1月1日に正式に144番目のWTO会員となった。

なお、WTO加盟に伴う台湾内部の制度改正については、関連14法案（特許法、貨物条例、食料管理法、著作権法、獣医師法、商港法、関税輸入税則、専門職業および技術人員試験法、建築法、会計士法、光ディスク法、映画法、民間航空法、弁護士法）が01年10月末に立法院を通過した。関連規定も02年1月1日から予定どおり施行されている。

WTO加盟による主な制度変更は次のとおりである。

(1) 関税引き下げ

農産品は加盟以前の平均関税率20.02%から加入初年度は14.01%に、その後徐々に引き下げられ2011年には12.86%にする。工業産品は加盟以前の平均関税率6.03%から初年度に5.78%に、その後徐々に引き下げられ2011年に4.15%にする。

(2) 輸入制限措置

農産品41品目、および自動車、トラック、オートバイの輸入制限は撤廃され、24品目（自動車、農産品）に対する期限付き関税割当措置に移行した。オートバイ（150cc以上）とディーゼルエンジン乗用車の輸入禁止措置は、それぞれ加盟後6カ月、および2年で廃止された。

(3) ローカルコンテンツ

自動車、オートバイの部品購入に対して課していたローカルコンテンツはWTO加入と同時に廃止された。

(4) 補助金

国産部品を用いた自動車およびオートバイの生産者に対する補助金は、補助金協定28条に従い加盟後3年以内に廃止する。

(5) タバコ・酒市場の開放

加入と同時にタバコ・酒の独占販売を廃止し市場を開放し、生産も内外無差別に認めた。輸入品には関税、タバコ・酒税、営業税が課税され、国産はタバコ・酒税、営業税が課税される。

(6) サービス業

加入と同時に各種サービス分野の開放に加え、外国弁護士への一定範囲の業務開放、航空貨物サービスの外資比率制限の撤廃、映画館での国産映画上映比率規制の撤廃等が実施された。

(7) 政府調達

WTOの政府調達協定への加入を申請しているがまだ実現していない。加入すれば60億～80億米ドル相当の市場が開放される。

(8) その他の解放措置

商港建設費を商港サービス費に変更し、貨物の大きさに課金する。知的財産政策についてTRIPS協定に整合する効果的な権利行使（エンフォースメント）を確保する。

なお、知的財産政策について台湾は、TRIPS協定に整合する法改正の実施に伴い、特許侵害の刑事罰規程の廃止、著作権侵害の非申告罪から申告罪への変更など政策後退と見受けられる法改正を行い、国内の真正業者や外資系企業などの強い不満と警戒心を呼んだ。対外経済関係の円滑化のためにも知的財産保護の強化が当局に対して望まれている。

② WTO加盟の産業への影響

WTO加盟による影響を受けると見られる業種は、工業分野では自動車、家電、重電、紙・パルプ、タバコ・酒、影響がないと見られる業種は、電子・情報、機械、鉄鋼、オートバイ、石化、製薬、プラスチック、紡織、食品、航空である。サービス業分野では金融保険、通信、国際流通関連、映画、法律、その他サービス業が影響を受けるとみられている。農業分野ではコメ、サトウキビ、落花生、ニンニク、干し椎茸、くちなしの花、龍眼、柿、小豆、椰子、梨、文旦、柚、梅、鶏肉、鹿の角、養殖漁等で大きな影響を受けると見られている一方、競争力のある農産品としては、切り花、鉢花、熱帯果物、遠洋漁、養殖業（観賞魚、シラス

等)、茶、冷凍野菜、果汁、調理食品、レジャー食品等があげられる。

③ WTOと两岸関係

中国製品について当局ははまだ輸入制限措置をしている。本措置は完全にWTO違反だが、中国当局は台湾を対等な交渉相手としたくないため、協議申し入れをしていない。04年11月現在の対大陸製品輸入制限品目2,394品目（全体の21.77%）、工業製品1,509品目（工業製品全体の17.52%）、農産品目885品目（農産品目全体の37.53%）、サービス分野については、郵政、電信、金融等の分野が未開放となっているが、04年11月現在、開放の目処はたっていない。

また、中国からの輸入制限撤廃に伴い、台湾市場が影響を受けるとして中国製品に対するセーフガード強化措置として「輸入製品救済案件処理弁法」を修正、中国製品に対し特別セーフガードを発令しやすくするため、台湾市場に影響が出た場合直ちに輸入制限する権限を主管部局に付与するとともに、関連団体に中国製品の輸入動向を監視する体制を整備した。

なお、中国政府は02年8月時点では『台湾・澎湖・金門・馬祖の独立した関税地域』を実質的に認めていない。中国政府は02年3月に台湾産の冷延鋼板、PVCに対しアンチダンピング（AD）調査を開始、8月にはフェタノールについても調査を開始した。さらに、02年5月24日、中国政府は台湾産鉄鋼製品に対しセーフガード措置（180日間の暫定措置）を発動、台湾当局は6月18日にセーフガード協定第12条4項に基づく二国間協議を申し入れ、12月にジュネーブで二国間協議を実施したが、双方の意見の隔たりは大きく、協議は物別れに終わった。また、台湾産の冷延鋼板のAD調査の結果、中国政府は03年9月にAD税を課すことを決定したが、中国国内同製品の供給不足により、実施時期を延期している。

港とともに発展する高雄

北回帰線の南に位置し、夏至には太陽を北に眺めることとなる高雄は、都市中心部にも所々熱帯を感じさせる風景が見られる。

高雄はもともと漢人が打狗と呼ぶ村落であった。内海に平行して張り出す旗津半島が天然の防波堤の役割を果たす良港で、1863年に外国船に開港された。

高雄と改称し都市計画に基づき街が建設されたのは台湾が日本の統治下になってからで、港の埠頭の整備も日本治下の1908年に始まった。

高雄は当初、南部の農・林産物資源の積み出し港としての機能が期待され、特に茶と砂糖の輸出で賑わった。その後、戦前の日本の東南アジアへの経済進出に伴い、東南アジア航路の中継地として重視されるようになる。さらに日中戦争の拡大と欧米列強との軋轢で戦時色が濃くなる中、南方進出の前線基地としての性格を帯びるようになる。

日本は軍需品や民生品の供給基地として高雄港周辺を工業地帯として整備し、ここに発電所、製鉄所、精油所、船舶修理用の工場などを建設して重化学工業を育成した。この結果、1937年には台湾の総生産に占める工業の割合が農業を上回るようになる。また高雄港は同時に、軍港としての補給機能も重視されるようになった。しかしながら、当時の高雄港は旗津半島に囲まれた内海のうち、蓬萊商港などごく一部の海岸線しか利用されていなかった。

戦後、高雄は港の本格的な整備・開発とともに発展してきた。58年から70年にわたる埠頭の整備の一環として1966年に正式オープンした高雄輸出加工区は、高雄港が貿易港として飛躍的に発展する契機となった。高雄輸出加工区は世界初の保税加工区として開設され、その利便性が評価され、多くの外資企業が進出した。高雄輸出加工区は湾内の一部を半島状に埋め立てた中島商港区に立地しており、輸出加工区の周囲を埠頭が囲む形で設計され、76年にコンテナターミナルも併設された。

また75年には港の出入りの利便性を高めるため、旗津半島の付け根に近いエリアが第二港口の航路として掘られ、旗津半島は本土から切り離された。これによ

り、高雄港は、従来の3万トンクラスの船までしか入港できなかったことに対し、10万トンクラスの船の入港が可能となった。

78年に当局が策定した計画に基づき、石油化学とコンテナターミナルからなる埠頭が追加整備され、港区面積26.8平方キロメートル、埠頭の総延長26.6キロメートル、埠頭数118（うちコンテナ埠頭26）、浮き係留（3万トン以下の停泊可）22という港が整備された。コンテナヤードの全面積は293.5haである。増置能力は11万6,500TEUで、ほぼ、神戸港のコンテナ埠頭の増置能力と匹敵する。

高雄の発展は、陽明海運、長栄海運をはじめとする海運会社の発展に寄るところも大きい。特に長栄海運は、海運会社としては68年の設立と新興企業ながら、84年には世界で初めて、双方向の世界一周航路を開設し、2,700TEUのGタイプのコンテナ船24隻をこの航路に投入、廉価で速度アップを図ったサービスの展開で、トランシップ（周辺国から集荷した貨物の積み替え）港としての高雄港の発展に大きく貢献した。高雄港は、トランシップの比率ではシンガポールや香港には及ばないものの、トランシップ貨物が全取り扱い貨物量の約半分となっている。

高雄港はアジア主要港である東京、シンガポール、香港、上海、マニラの真ん中に位置し、この5つの主要港との所要時間は平均53時間となっている。

この地の利を活かして、95年、当局は高雄をアジア太平洋オペレーションセンターの要として位置付け、製造、海運、空運、金融、電信、メディアのキーテーションとして発展させる計画をスタートさせた。その中心にある思想は「州際運輸」、つまり、極東～北米、極東～欧州/地中海、極東～中東航路、極東～オセアニアのターミナルとして高雄を発展させるというものである。この政策は陳水扁政権にも引き継がれ、「新十大建設」の中に1万5,000TEUの大型コンテナ船用の水深20メートルの埠頭建設をはじめとした高雄港州際コンテナヤードの整備が盛り込まれている。

当局は高雄輸出加工区の成功に鑑み、楠梓輸出加工区など加工区の増設を図ってきた。さらに既存の工業区についても入居状況に応じて見直しをすすめ、輸出加工区への転換などの措置をとっている。この結果、高雄港の貨物集配エリアとされる台中県・台中市から屏東県にかけて10の輸出加工区が設置された。ホンダ

が屏東輸出加工区に自動車工場を新設するなど日系企業の集積も進んでいる。

隣接している台南には、新竹科学工業園区をモデルとした台南科学工業園区も設置された。台南は、TFT-LCD産業の世界最大の集積地としての開発と企業誘致が戦略的に進められている。ここでも凸版印刷がカラーフィルター工場を立ち上げるなど、日系企業の進出がみられる。

2005年開通予定の新幹線は台北～高雄を1時間半でつなぐ。また高雄市内では地下鉄整備も進められており、商業機能の充実と周辺地域の工業化により、台湾南部の核都市としてさらなる発展が期待されている。

台湾年表

- 1544年 ポルトガル船員が台湾を「麗しき島・Ilha Formosa」と賞賛。
- 1580年 スペインのイエズス会宣教師が初めて台湾訪問。
- 1593年 豊臣秀吉、原田孫七郎に高山国（台湾）に入貢を促す書類を託すも、届けること叶わず帰国。
- 1597年 明、澎湖島に游兵を置く。
- 1603年 オランダ、澎湖島を占領（10カ月後撤退）。
- 1609年 肥前のキリシタン大名、有馬晴信、台湾訪問。
- 1616年 長崎代官・村山等安が徳川家康の御朱印状を得て（1615年）台湾遠征を企図し、途中で遭難。
- 1622年 オランダ艦隊、澎湖島を占拠。
- 1624年 明、オランダに台湾を明外の地と約束。オランダ、澎湖島から撤退。オランダ東インド会社、安平にゼーランディア城を築き台南で砂糖のプランテーション事業を開始。
- 1626年 スペイン、基隆（鷄籠）を占領、サン・サルバドル要塞を構築。長崎の貿易商の手代、浜田弥兵衛が率いる日本船、ゼーランディアに拠るオランダに積み荷を没収される。
- 1628年 浜田弥兵衛、ゼーランディア城の長官、ノイツを拘束し、没収された積荷の賠償を得る。
明に降りた倭寇の頭目、鄭芝龍、福建の農民数万人を連れて台湾中部を開拓。
- 1629年 スペイン、淡水（滬尾）を占領、サン・ドミンゴ要塞着工。
- 1639年 徳川幕府の鎖国政策により日本船の台湾貿易中断。
- 1642年 オランダ、スペインを駆逐して台湾北部を占領。
- 1652年 オランダ統治に抵抗し、郭懷一が蜂起。
- 1661年 鄭成功が台湾からオランダ勢力を駆逐。台湾を東都と改称。

- 1662年 鄭成功が急死。鄭經立つ。
- 1664年 鄭經、廈門から軍を率いて台湾に入り、東都を東寧と改称。
- 1681年 清軍が澎湖島を攻略。
- 1683年 鄭氏、清軍に降服。
- 1684年 清、台湾を福建省下に置き、一府三県制を敷く。この頃の台湾の人口、約30万人。
- 1721年 朱一貴、挙兵し中興王と称す。
- 1854年 米国ペリー艦隊が基隆に寄航、炭層を調査。
- 1856年 清と英仏連合との間でアロー号戦争勃発。
- 1858年 天津条約で、台南（安平）、淡水を開港。
- 1859年 聖ドミニコ会が台湾に神父派遣。
- 1863年 基隆を開港
- 1867年 米国船ローバー号の乗員が先住民に殺害されるローバー号事件発生。この後、米国は台湾南部18番社連合と難破船乗組員保護条約を締結。
- 1871年 日清修好条規締結（批准交換、1873年）。琉球漂流民が殺害される牡丹社事件発生。
- 1874年 日本、牡丹社事件に対する懲罰行動として台湾出兵。清、北京における日清両国互換條款で琉球民を日本属民と認得。
- 1884年 清仏戦争勃発（1883年）のため、フランス軍、基隆砲撃。
- 1885年 清仏戦争終結。天津条約でベトナムはフランスの保護国となり、清は宗主権を失う。清、台湾を福建省から独立させ、台湾省とする。
- 1886年 劉銘伝が初代台湾巡撫として着任。
- 1891年 台北へ省都を移転。
- 1894年 日清戦争勃発。
- 1895年 3月 日本軍の比志島支隊、澎湖島占領。
4月 日清講和条約（下関条約）締結。台湾の日本への割譲決定。

- 5月 清、台湾を日本に引き渡す。日本、台湾総督府編成、初代総督に樺山資紀。
- 5月 台湾委譲への反対住民、台湾民主国独立宣言。
- 6月 総督府始政式挙行。
- 11月 総督府、全島平定を宣言。このころ台湾の人口、約250万人。
- 1896年 1月 台湾阿片令公布、阿片を専売に。
- 1897年 5月 台湾住民の国籍選択最終期限（日本か清かの選択期限）。
- 1898年 9月 土地調査事業開始。
- 11月 匪徒刑罰令施行。
- 1899年 9月 台湾銀行営業開始。
- 1907年 11月 新竹北埔支庁襲撃事件発生（北埔事件）。
- 1908年 4月 南北縦貫鉄道全線開通。
- 1911年 10月 辛亥革命で清滅亡。中華民国成立し、首都を南京に置く（1912年）。
- 1912年 3月 林杞埔事件発生。
- 8月 長崎と淡水の間で直通の電信回線が開通。
- 1914年 12月 板垣退助、台湾同化会を創設し内台の融合を提唱。
- 1915年 2月 台湾同化会解散。
- 8月 西来庵事件（抗日蜂起）発生。その後死刑判決は866人にのぼる。
- 1919年 1月 台湾教育令を公布。
- 4月 台湾電力株式会社令公布。
- 1920年 1月 在日台湾人留学生を中心に新民会結成。会長に林獻堂。
- 7月 在日台湾留学生が『台湾青年』創刊。
- 1921年 1月 帝国議会に第1回の「台湾議会設置請願書」提出。
- 10月 台湾文化協会結成。台湾の自治権拡大を要求。
- 1922年 12月 治安警察法を台湾に施行。
- 1923年 4月 皇太子裕仁摂政宮（後の昭和天皇）台湾視察。
- 12月 台湾議会設置請願運動を取り締まる「治安警察法違反事件」起こ

る。

- 1927年 7月 台湾文化協会が分裂し、政治結社として台湾民衆党結成。
- 1928年 4月 謝雪紅ら上海のフランス租界で日本共産党台湾民族支部結成。
4月 台北帝国大学開校式挙行。
- 1930年 2月 台湾民衆党が分裂
4月 嘉南大圳竣工。
8月 台湾民衆党の分派が台湾地方自治聯盟結成。
10月 霧社事件発生。先住民族6部落、約300人が蜂起、連合運動会開催中の公学校等を襲撃、日本人134人を殺害。
- 1931年 2月 台湾民衆党が解散。
- 1934年 9月 台湾議會設置請願運動停止。
この頃、日本語の普及率が60%程度に。
- 1935年 4月 地方制度改正律令並に布令公布。
- 1937年 7月 日中戦争勃発。このころより台湾で皇民化運動推進がはじまる。
7月 台湾地方自治聯盟解散、公の政治結社（政党）がなくなる。
- 1940年 2月 台湾での改姓名運動始まる。
- 1941年 3月 台湾教育令を改正公布、小学校公学校を国民学校に一本化。
4月 皇民化推進の皇民奉公会発足。
12月 日本、対英米宣戦布告。
- 1942年 4月 第1回高砂義勇隊を募集。
- 1943年 4月 6年制義務教育実施。
- 1944年 9月 台湾で徴兵制実施（台湾人軍人・軍属合計20万人余）。
- 1945年 8月 日本、ポツダム宣言受諾し降服。
9月 連合国軍総司令部指令第1号発表で、在台湾日本軍の中華民国への降服決定。
10月 国府（中国国民党主体の中華民国政府）の部隊と台湾省行政長官公署の人員が、接收のため台湾に到着。
10月 台湾の行政権は台湾省行政長官・陳儀へ。

- 12月 在台湾日本人の引き揚げが始まる。
- 1946年 4月 在台湾日本人の引き揚げ完了。
- 5月 勅命により台湾総督府廃止。
- 1947年 2月 タバコ密売をめぐる市民と警察の衝突が発生、ニ・ニ八事件に発展。
- 5月 台湾行政長官公署制を廃止、省政府制へ。
- 1948年 5月 動員戡乱時期臨時條款施行。
- 5月 蒋介石、第1期総統に就任。
- 1949年 1月 蒋介石、総統辞任。李宗仁副総統総統職を代行。
- 5月 国府、台湾省に戒嚴令施行。
- 6月 新台幣発行弁法、4万台湾元を1新台幣元に。
- 10月 中国共産党政権、中華人民共和国の建国を宣言。首都北京。
- 12月 国府、台北を中華民國の臨時首都に指定。
- 1950年 1月 中華民國、英国と断交。
- 3月 蒋介石、総統に復職。
- 6月 米国大統領トルーマン、「台湾海峡の中立化」を宣言。米国第7艦隊を台湾海峡に出動。
- 1951年 2月 米華共同防衛相互援助協定調印。
- 6月 農地改革の「公有地払い下げ」実施。
- 1952年 4月 日華平和条約調印。日本、中華民國と国交修復。
- 10月 中国青年反共救国団設立。
- 12月 日本語と台湾語の教学を嚴禁。
- 1954年 3月 蒋介石が総統再選。
- 12月 米華相互防衛条約調印。
- 1955年 11月 華僑帰国投資条例施行。
- 1956年 2月 廖文毅が東京で台湾共和国臨時政府を樹立。
- 1957年 6月 岸信介首相、中華民國訪問。
- 1958年 10月 蒋介石・ダレス共同声明で、武力による大陸反攻を放棄。

- 1960年 3月 蒋介石総統三選。
 4月 台湾独立を主張する『台湾青年』東京で創刊。
- 1961年 9月 蘇東啓（雲林県議員）、台湾独立陰謀容疑で逮捕（蘇東啓事件）。
- 1962年 5月 国防税新設。
 10月 テレビ放送開始。
- 1964年 2月 中華民国、フランスと断交。
 2月 吉田茂・元首相、中華民国訪問。
 9月 台湾人民自救宣言事件で台湾大学教授・彭明敏ら逮捕。
- 1965年 4月 日本政府、中華民国に対し1億5,000万米ドルの円借款協定締結。
 6月 米国が対中華民国経済援助を打ち切り。
- 1966年 3月 蒋介石、総統四選。副総統には嚴家淦が選出。
- 1967年 2月 国家安全会議と国家安全局設立。
 7月 台北市が行政院直轄市となり、台湾省と同格になる。
 9月 佐藤栄作首相、中華民国訪問。
- 1968年 9月 9年制義務教育制度発足。
- 1970年 1月 米国で台湾独立建国聯盟結成。
 4月 蔣経国・行政院副院長、ニューヨークで狙撃される。
- 1971年 7月 米国キッシンジャー国家安全保障大統領補佐官が秘密裏に中華人民共和國訪問。
 10月 中華人民共和国が国連に加盟、中華民国は国連から脱退。
 12月 台湾キリスト教長老教会、台湾住民の自決を求める「国是声明」を発表、民主化訴え。
- 1972年 3月 蒋介石、総統五選。副総統には嚴家淦が選出。
 9月 日本、中華人民共和国と国交正常化し、中華民国と断交。
 12月 財団法人交流協会、亜東関係協会設立。
- 1973年 2月 対米ドル、元切り上げ。1ドル＝38元に。
- 1975年 1月 台湾語のローマ字聖書没収。
 4月 蒋介石総統死去、嚴家淦副総統が総統に昇格。

- 1977年 11月 不正選挙に抗議する中壘事件発生。
- 1978年 3月 蔣経国、第6期総統に当選。
- 1979年 1月 米国、中華人民共和国と国交正常化、中華民国と断交。
 1月 中国全国人民代表大会常務委員会が「台湾同胞に告ぐ書」発表。
 2月 中正国際空港開港。松山空港の民間部門は国内線専用。
 4月 米国台湾関係法制定。
 12月 高雄で国際人権デー記念集会。民主化運動弾圧に発展（美麗島事件）。
- 1980年 12月 ハイテク産業の「新竹科学工業園區」入居企業の操業開始。
- 1981年 7月 カーネギーメロン大学の陳文成助教授、台北で虐殺される（陳文成事件）。
- 1984年 3月 蔣経国、第7期総統に再選。
 3月 李登輝、副総統に当選。
 7月 労働基準法成立。
 10月 『蔣経国伝』著者の江南が米国の自宅で暗殺される（江南事件）。
- 1985年 8月 江南事件を受け、レーガン大統領、国民党政権に民主化を勧告。
- 1986年 9月 民主進歩党結成。
- 1987年 1月 為替自由化推進。
 7月 戒厳令を解除、国家安全法施行。
 11月 中国大陸への親族訪問解禁。
- 1988年 1月 新聞の新規発行解禁。
 1月 蔣経国総統死去、李登輝副総統が総統に昇格。
 1月 李登輝、中国国民党主席代行に就任。
 7月 中国国民党第13回大会開催、李登輝が党主席に就任。
- 1989年 1月 中華人民共和国、国務院に台湾事務弁公室を設立。
 4月 ジャーナリスト鄭南榕、国民党政府に抗議して焼身自殺。
 7月 台湾の人口、2,000万人を突破。
 9月 二・二八事件を描いた「悲情城市」がベネチア映画祭でグランプリ

- り獲得。
- 12月 戒厳令解除後初の立法院選挙で民主進歩党躍進。
- 1990年 1月 「台湾・澎湖・金門・馬祖」の名で、GATTに復帰申請。
- 3月 台湾プロ野球がスタート。
- 3月 李登輝総統、第8期総統に当選。
- 6月 李登輝総統主催により国是会議開催、総統の直接選挙などを決定。
- 10月 民主進歩党が「台湾の主権独立」の決議案採択。
- 10月 総統府に国家統一委員会、行政院に大陸委員会を設置。
- 1991年 3月 台湾に海峡交流基金会設置。
- 5月 李登輝総統、動員戡乱時期の終結を宣言、憲法戦時臨時条項廃止。これにより中国共産党との戦争状態中止宣言。名実ともに大陸反攻放棄。
- 7月 国家建設6カ年計画はじまる。
- 12月 中国に海峡兩岸関係協会設置。
- 12月 大陸選出の終年議員一斉退職。
- 1992年 5月 刑法100条内乱罪規定廃止。
- 8月 韓国、中華人民共和国と国交正常化し、中華民国と断交。
- 12月 第2期立法院選挙。
- 1993年 4月 台湾海峡交流基金会、中国海峡兩岸関係協会とシンガポールでトップ会談。
- 8月 中国国民党から「新党」分裂。
- 1994年 2月 李登輝総統、東南アジア歴訪。
- 12月 台北・高雄両市長、台湾省長住民直接選挙実施。台北市長に民主進歩党候補の陳水扁が当選。
- 1995年 3月 国民健康保険制度施行。
- 6月 李登輝総統、米国訪問。母校コーネル大学で講演。
- 10月 終戦50周年行事。

- 1996年 3月 中国人民解放軍が台湾近海へのミサイル発射訓練を開始。
- 3月 初の総統直接選挙で李登輝総統が第9期総統に当選。副総統に連戦（行政院長を兼任）。
- 10月 民主進歩党から「建国党」分裂。
- 1997年 3月 ダライ・ラマ14世が来台、李登輝総統と会談。
- 7月 国民大会で台湾省の機能を簡素化する等の憲法改正採択。
- 8月 連戦内閣総辞職。
- 1998年 8月 台湾初の商業通信衛星「中新1号」を仏領ギニアで打ち上げ。
- 12月 台北市長に中国国民党候補の馬英九が当選。
- 1999年 1月 台湾発の科学衛星「中華衛星1号」を米フロリダ州で打ち上げ。
- 7月 李登輝総統、「二国論」発言。
- 9月 台湾中部南投県を震源地とするM7.6の大地震が発生。6,400余名が死傷。
- 2000年 3月 総統選挙で民主進歩党の陳水扁候補が第10期総統に当選。
- 3月 李登輝総統、中国国民党主席を辞任。
- 3月 宋楚瑜を主席とする「親民党」設立。
- 5月 陳水扁、総統に就任。初めて選挙による政権交代が実現。
- 2001年 1月 金門、馬祖両島での「小三通」開始。
- 4月 李登輝前総統訪日。
- 8月 李登輝前総統の支持者で組織する「台湾團結聯盟」設立。
- 8月 経済発展諮問委員会で322項目のコンセンサス。対中投資は「積極開放、有効管理」へ。
- 11月 林信義経済部長、平山経済産業大臣（当時）に日台FTAの民間研究を提案。
- 11月 カタールでのWTO閣僚会合で独立関税地域としてWTO加入が決定。
- 12月 第5期立法委員選挙実施、中国国民党の歴史的敗北で民主進歩党が第一党に。

台湾経済が大きな打撃を受け、経済成長率はマイナス1.91%。

- 2002年 1月 「台湾、澎湖、金門、馬祖関税地域」としてWTO加入。
3月 半導体8インチウエハーの中国投資が条件付きで解禁。
5月 行政院、「挑戦2008－6カ年国家発展重点計画」を決定。
7月 陳水扁総統、民主進歩党の主席に就任。
8月 陳水扁総統、「一辺一国」発言。
12月 台北・高雄市長選挙、ともに現職が勝利。
- 2003年 1月 中台間において、台湾航空機による春節チャーター便が就航。台湾機の中国への営業飛行は1949年以来始めて。
2月 国民党と親民党、総統選挙での統一候補擁立に合意。
2月 産業高度化促進条例が改正され、法人税5年免税の範囲が拡大。
5月 日本を含む31カ国に対し、査証免除期間を14日から30日へ延長。
5月 WHO、SARSに関連し台湾への渡航延期を勧告。
6月 外交部、パスポートへの「TAIWAN」の表記追加を決定。
7月 WHO、SARS感染地域指定から台湾を解除。
9月 陳水扁総統、「2006年新憲法制定」発言。
11月 立法院、公民投票法を可決。
- 2004年 3月 総統選挙と公民投票を同時実施。陳水扁が第11期総統に当選。
5月 陳水扁が第11期総統に就任。
8月 立法院、国会改革に関する憲法修正案を可決。

基礎資料

概要

1. 面積 36,188 km² (日本の約10分の1)
2. 人口 2,264.7万人 (2004年7月)
うち、台北市262.5万人、高雄市151.1万人、
台中市101.7万人、台南市75.3万人。
3. 国内総生産 (GDP)
01年 2,812億ドル
02年 2,815億ドル
03年 2,959億ドル
4. 1人当たりGDP
01年 12,621ドル
02年 12,572ドル
03年 13,157ドル
5. 製造業従業員平均給与 (賞与、残業含む、月額換算)
01年 38,277元
02年 38,277元
03年 39,933元
6. 産業構造 (2003年)

	就業人口	GDPに占める割合
第一次産業	68万人	1.81%
第二次産業	336万人	30.80%
第三次産業	564万人	67.39%
全体	968万人	100.00%
7. 失業率 (各年末)
01年 4.57%
02年 5.17%
03年 4.45%

8. 貿易 (2003年)		輸 出	輸 入
単位：億ドル、%	全世界	1,441.8 (10.4)	1,272.5 (13.1)
() 内は前年比	米 国	259.5 (△3.1)	168.2 (△7.0)
	日 本	119.2 (△0.5)	326.4 (19.6)
	欧 州	204.5 (18.3)	162.4 (12.7)
	ASEAN5	144.1 (8.9)	169.8 (5.4)
	香港+大陸	498.0 (22.1)	126.9 (31.0)

9. 外国人投資受け入れ (2003年、認可ベース、華僑含む)

投資総額 35.8億ドル

投資件数 1,078件

10. 対外投資 (2003年、認可ベース、第三国経由を含む対中投資を除く)

投資総額 39.7億ドル

投資件数 714件

11. 第三国経由を含む対中投資 (03年、認可ベース)

投資総額 45.9億ドル

投資件数 1,837件

12. 入境者数 (華僑含む)

01年 262万人

02年 273万人

03年 225万人

13. 出境者数

01年 719万人

02年 751万人

03年 592万人

14. 外貨準備高 (各年末、金を含む)

01年 1,222億ドル

02年 1,617億ドル

03年 2,066億ドル

15. 対USドルレート（年平均）

01年	1ドル=33.81元
02年	1ドル=34.57元
03年	1ドル=34.42元

（注）1～13は澎湖、馬祖、金門を含む。

日本との関係

1. 対日輸出

01年	127.6億ドル
02年	119.8億ドル
03年	111.9億ドル

2. 対日輸入

01年	258.5億ドル
02年	272.8億ドル
03年	326.4億ドル

3. 日本からの投資受け入れ

01年	6.8億ドル
02年	6.1億ドル
03年	7.3億ドル

4. 対日投資

01年	1.7億ドル
02年	0.2億ドル
03年	1.0億ドル

5. 訪日者数

01年	74万人
02年	79万人
03年	73万人

6. 訪台者数

01年 97万人

02年 99万人

03年 66万人

7. 在留邦人数（2003年2月、居留証保有者数）

16,158人

うち台北市9,153人

8. 日系企業数

台北日僑工商会法人企業会員 386社（04年3月末）

台中日本人会法人部会会員 47社（04年3月末）

高雄日本人会法人会員 102社（04年3月末）

9. 日本人学校の児童・生徒数（2004年3月末）

台北日本人学校 799人

台中日本人学校 117人

高雄日本人学校 178人

国際関係

1. 国交締結国（「中華民国」承認国）

アジア・大洋州地域：トゥヴァル、ソロモン諸島、マーシャル諸島共和国、
パラオ共和国、キリバス、バヌアツ

欧州地域：ヴァチカン

アフリカ地域：ガンビア、スワジランド、マラウイ、サントメ・プリンシペ、ブルキナ・ファソ、セネガル、チャド

中南米地域：エル・サルバドル、グアテマラ、グレナダ、コスタ・リカ、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ビンセント、ドミニカ共和国、ドミニカ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ホンジュラス、ペリーズ

2. 国交未締結国の在台湾機関

アジア大洋州地域：

交流協会・台北事務所、同・高雄事務所（日本）

新加坡駐台北商務辦事處（シンガポール）

泰国貿易経済辦事處（タイ）

馬來西亞友誼及貿易中心（マレーシア）

馬尼拉（菲律賓）経済文化辦事處、同・台中分處、同・高雄分處（フィリピン）

駐台北印尼経済貿易代表處（インドネシア）

駐台北越南経済文化辦事處（ベトナム）

汶萊台湾貿易旅遊代表處（ブルネイ）

駐台北韓国代表部（韓国）

印度台北協会（インド）

駐台北烏蘭巴托貿易経済代表處（モンゴル）

澳大利亞商工辦事處（オーストラリア）

紐西蘭商工辦事處（ニュージーランド）

斐濟駐華貿易・観光代表處（フィジー）

中東地域：

沙烏地阿拉伯商務辦事處（サウジアラビア）

阿曼王国駐華商務辦事處（オマーン）

約旦商務辦事處（ヨルダン）

以色列経済文化辦事處（イスラエル）

駐台北土耳其貿易辦事處（トルコ）

欧州地域：

欧州經貿辦事處（EU代表部）

法国在台協会（フランス）

德国在台協会（ドイツ）

義大利經濟貿易文化推廣辦事處（イタリア）

英国貿易文化辦事處、同・高雄分處（英国）

荷蘭貿易投資辦事處（オランダ）
比利时貿易協會駐華辦事處（ベルギー）
西班牙商務辦事處（スペイン）
丹麥商務辦事處（デンマーク）
芬蘭商務辦事處（フィンランド）
瑞士商務辦事處（スイス）
奧地利商務代表辦事處（オーストリア）
匈牙利貿易辦事處（ハンガリー）
華沙貿易辦事處（ポーランド）
捷克經濟文化辦事處（チェコ）
斯洛伐克經濟文化辦事處（スロバキア）
莫斯科台北經濟文化協調委會駐台北代表處（ロシア）

米州地域：

加拿大駐台貿易辦事處（カナダ）
美国在台協會・台北辦事處、同・高雄辦事處（米国）
墨西哥商務辦事處（メキシコ）
哥倫比亞商務辦事處（コロンビア）
秘魯駐台北商務辦事處（ペルー）
玻利維亞駐華商務・金融代表處（ボリビア）
巴西商務中心（ブラジル）
阿根廷駐華商務文化辦事處（アルゼンチン）
智利商務辦事處（チリ）

アフリカ地域：

奈及利亞駐華商務辦事處（ナイジェリア）
南非連絡辦事處（南アフリカ共和国）

3. 在台湾・外国貿易振興機関

德国經濟辦事處（ドイツ）

德国文化中心（ドイツ）
愛爾蘭投資貿易促進委員会（アイルランド）
挪威貿易委員会（ノルウェー）
瑞典貿易委員会台北辦事處（スウェーデン）
法国食品協会（フランス）
奧地利觀光處（オーストラリア）
大韓貿易投資振興公社（韓国）

※貿易振興機関の中には査証発給業務を管轄しているケースがある

4. 加盟している主な国際機関・会合

世界貿易機関（WTO）
アジア太平洋経済協力会議（APEC）
アジア開発銀行（ADB）
国際獣疫事務局（OIE）
国際種子検査協会（ISTA）
国際棉花諮問委員会（ICAC）
国際マネーロンダリング対策会合（Egmont Group）
東南アジア中央銀行総裁会議（SEACEN）
中米統合銀行（CABEI）
アジアアフリカ農村発展機構（AARDO）
アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ（APG）
アジア太平洋食糧肥料技術センター（FFTC）
アジア税務長官会議（SGATAR）
アジア選挙管理協会（AAEA）
アジア野菜研究発展センター（AVRDC）
アジア生産性機構（APO）
アジア科学協力連合（ASCA）

在日台湾関係機関

駐日台北経済文化代表事務所

東京都港区白金台5-20-2

TEL 03-3280-7884～90

FAX 03-3280-7928

<http://www.roc-taiwan.or.jp>

台湾貿易センター (TAITRA) 東京事務所

東京都千代田区麹町1-10 泉麹町ビル3F

TEL 03-3514-4700

FAX 03-3514-4707

<http://www.taiwantrade.co.jp>

駐日台北経済文化代表事務所 横浜支所

横浜市中区日本大通り60朝日生命ビル2F

TEL 045-641-7736

FAX 045-641-6870

台湾貿易センター (TAITRA) 大阪事務所

大阪市住之江区南港北2-1-10

ATCビル O's棟520

TEL 06-6614-9700

FAX 06-6614-9705

台北経済文化大阪事務所

大阪市西区土佐堀1-4-8 日栄ビル4F

TEL 06-6443-8481

FAX 06-6445-8577

台湾貿易センター (TAITRA) 福岡事務所

福岡市博多区博多駅前2-9-28

TEL 092-472-7461

FAX 092-472-7463

台北経済文化大阪事務所 福岡支所

福岡市中央区桜坂3-12-42

TEL 092-734-2810～12

FAX 092-472-2819

台湾機械サービスセンター

大阪市住之江区南港北2-1-10

ATCビルO's棟520

TEL 06-6614-9720

FAX 06-6614-9730

中琉文化経済協会駐琉球弁事處

那覇市久茂地3-15-9 Alte Bldg. 6F

TEL 098-862-7008

FAX 098-861-6536

<http://www.boca.gov.tw>

<http://tami.ippc.com.tw>

台湾観光協会 東京事務所
東京都港区西新橋1-5-8川手ビル3F
TEL 03-3501-3591
FAX 03-3501-3586
<http://www.tbroc.gov.tw>

台湾観光協会 大阪事務所
大阪市北区西天満4-14-3
住友生命御堂筋ビル6F
TEL 06-6316-7491
FAX06-6316-7398
<http://www.tbroc.gov.tw>

財団法人工業技術研究院 東京事務所
東京都港区三田1-2-18
TTDビル3F
FAX 03-5419-3836
TEL 03-3455-5079
<http://www.itri.org.tw>

財団法人台湾経済研究院 東京事務所
東京都豊島区池袋2-24-2
メゾン旭ビル703号
TEL 03-3971-6011
FAX 03-3971-6195
<http://www.tier.org.tw/tokyo>

財団法人台北市電腦同業公会 (TCA) 東京事務所
東京都渋谷区初台1-51-1
初台センタービル519
TEL 03-3299-8813
FAX 03-3299-8815
<http://www.ippc.com.tw>

財団法人台湾区電機電子同業公会
(TEEMA) 東京事務所
東京都港区三田1-2-18
TTDビル4F
TEL 03-5419-3836
FAX 03-3455-5079
<http://www.teema.org.tw>

台湾省農会 東京事務所
東京都千代田区神田佐久間町1-14
第2東ビル702
TEL 03-3255-3691
FAX 03-3255-3692

台湾銀行 東京支店
東京都千代田区内幸町2-2-2
富国生命ビル7F
TEL 03-3506-8356
FAX 03-3504-8880

中国信託商業銀行 東京支店
東京都千代田区丸の内 3-2-3
富士ビルディング7F
TEL 03-3216-1108
FAX 03-3216-1090

中国国際商業銀行 東京支店
東京都千代田区丸の内1-4-2
TEL 03-3211-2501
FAX03-3216-5686

中国国際商業銀行 大阪支店
大阪市中央区道修町4-11-3
TEL 06-6202-8575
FAX 06-6202-3127

第一商業銀行 東京支店
東京都千代田区丸の内1-1-3
AIGビル13F
TEL 03-3213-2588
FAX 03-3213-5377

日本中華連合総会
東京都千代田区丸の内1-5-1
新丸ビル6F 108室
TEL 03-3201-4710
FAX 03-3201-4711

在日台湾商工会議所
東京都千代田区神田鍛冶町3-2-4
第二富士ビル2F
TEL 03-3254-2201
FAX 03-3254-2202
<http://www.tokyo.ocac.net>

在日台商連誼会
東京都千代田区麴町1-10
泉麴町ビル3F
台湾貿易センター東京事務所内
TEL 03-3514-4700
FAX 03-3514-4707

※この他に財団法人資訊工業策進会が
2004年に事務所設立を予定。

台湾の主要経済団体・研究機関

財団法人中華民国對外貿易發展協會
(TAITRA)

台北市基隆路一段333号

TEL 02-2725-5200

FAX 02-2757-6245

<http://www.taitra.org.tw>

中華民国全国商業總會

台北市復興南路一段390号6樓

TEL 02-2701-2671

FAX 02-2755-5493

<http://www.rocchamber.org.tw>

中華民国工商協進會

台北市復興南路一段390号13樓

TEL 02-2707-0111

FAX 02-2705-0977

<http://www.cnaic.org>

財団法人台日經濟貿易發展基金會

台北市信義路五段5号

世貿中心展覽大樓7樓7A12室

TEL 02-2723-2855

FAX 02-2723-2315

<http://www.twjp.org.tw>

中華民国全国工業總會

台北市復興南路一段390号12樓

TEL 02-2703-3500

FAX 02-2705-8317

<http://www.industry.net.tw>

中華民国中小企業協會

台北市羅斯福路二段95号6樓

TEL 02-2366-0812

FAX 02-2367-5952

中華民国國際經濟合作協會

台北市松山区八德路四段85号7樓

TEL 02-2528-8833

FAX 02-2742-5342

<http://www.cieca.org.tw>

中華民国銀行同業公會全國連合會

台北市館前路46号8樓

TEL 02-2361-6019

FAX 02-2383-1783

財團法人台北市進出口商業同業公會
台北市中山區松江路350號
TEL 02-2581-3521
FAX 02-2511-7882
<http://www.ieatpe.org.tw>

台灣區模具工業同業公會 (Mold & Die)
台北縣三重市重新路五段609巷12號6樓之16
TEL 02-2999-5108
FAX 02-2999-5116
<http://www.tmdia.org.tw>

財團法人台北市電腦商業同業公會 (TCA)
台北市松山區八德路三段2號3樓
TEL 02-2577-4249
FAX 02-2578-6410
<http://www.tca.org.tw>

中華民國紡績業拓展會
台北市愛國東路22號紡拓大樓5
TEL 02-2341-7251
FAX 02-2392-3855
<http://www.textiles.org.tw>

財團法人台灣區電機電子工業同業公會
(TEEMA)
台北市內湖區民權東路六段109號6樓
TEL 02-8792-6666
FAX 02-8792-6088
<http://www.teema.org.tw>

台灣省農會
台中縣大里市中興路二段522號
TEL 04-2485-3063
FAX 04-2483-4010
<http://www.farmer.org.tw>

財團法人資訊工業策進會 (III)
台北市和平東路二段106號11樓
TEL 02-2737-7111
FAX 02-2737-7113
<http://www.iii.org.tw>

台灣省漁會
台北縣三重市力行路一段6號
TEL 02-8985-3966
FAX 02-2986-4125
<http://tpfa.etaiwanfish.com>

中央研究院
台北市南港區研究院路二段128號
TEL 02-2782-2120
<http://www.sinica.edu.tw>

財団法人工業技術研究院 (ITRI)

新竹市中興路四段195号

TEL 03-582-0100

Fax 03-582-0045

<http://www.itri.org.tw>

財団法人中華經濟研究院

台北市大安区長興街75号

TEL 02-2735-6006

FAX 02-2735-6035

<http://www.cier.edu.tw>

財団法人台灣經濟研究院

台北市中山區德惠街16-8号

TEL 02-2586-5000

<http://www.tier.org.tw>

財団法人台灣綜合研究院

台北縣淡水鎮中正東路二段27号

TEL 02-8809-5688

<http://www.tri.org.tw>

在台湾の海外系主要経済団体

アジア太平洋商工総会（アジア商工会議所連合会）

Confederation of Asia-Pacific Chamber
of Commerce and Industry

台北市復興南路一段390号13F

TEL 02-2707-0111

FAX 02-2707-0977

<http://www.cacci.org.tw>

台北市欧州商務協会

European Chamber of Commerce
Taipei

台北市忠孝東路四段285号11楼

TEL 02-2740-0236

FAX 02-2772-0530

<http://www.ecct.com.tw>

台北市日僑工商会

The Japanese Chamber of Commerce &
Industry, Taipei

台北市中山北路二段57-1号7楼

TEL 02-2522-2163

FAX 02-2561-9767

<http://www.japan.org.tw>

法国工商会

France Taiwan Chamber of Commerce
& Industry

台北市信義路五段5号

世界貿易中心7B-01

TEL 02-2723-2740

FAX 02-2723-2743

台北市美国商会（米国商工会議所）

American Chamber of Commerce in
Taipei

台北市中山北路二段96号1012室

TEL 02-2581-7089

FAX 02-2542-3376

<http://www.amcham.com.tw>

アジア主要国・地域における台湾系経済団体の連合会

泰国台湾商会連合總會（タイ）

Thai-Taiwan Business Association

No. 30/207 Sukhumvit Soi 39,

Sukhumbit Rd., Klongtannua, Bangkok

TEL 66-2-662-7335

FAX 66-2-662-7382

<http://www.ttba.or.th>

新加坡台北工商協會（シンガポール）

Taipei Business Association in Singapore

47 Hill St. #06-07 Singapore Chinese

Chamber of Commerce & Industry

Building, Singapore

TEL 65-63383916

FAX 65-63383930

旅馬来西亜投資廠商協會（マレーシア）

The Council of Taiwanese Chambers of
Commerce in Malaysia

Lot19,1st Floor., Jalan Tiga, Off Jalan

Chan Sow Lin, Kuala Lumpur

TEL 60-3-226344

FAX 60-3-2225366

印尼台湾工商連誼會連合總會（インドネシア）

Indonesia Taiwan Chambers of Commerce

Jl.Raya. Kelapa Hybrida Blok QK Kelapa

Gading Permi, Jakarta

TEL 62-21-4513325

FAX 62-21-4513524

菲律賓台商總會（フィリピン）

Taiwan Association in Philippines

35 Mindanao Avenue, Quezon City,

Metro Manila

TEL 63-2-925-4004

FAX 63-2-927-2593

越南台湾商会連合總會（ベトナム）

The Council of Taiwanese Chambers of
Commerce in Vietnam

No.319, Ly Thuong Kiet St.,Dist 11

Building A8-9,TP Ho Chi Minh

TEL 84-8-8297917

FAX84-8-8293106

緬甸台灣商會（ミャンマー）

Taiwan Business Association in Myanmar

No.37.23rd St. Latha Township, Yangon

Myanmar

TEL 95-1-249950

FAX 95-1-544915

<http://www.gcbn.net/Asia/burma.htm>

香港台灣工商協會（香港）

Taiwan Business Association

Rm.204,431F., Office Tower, Convention

Plaza,

1.Harbour Rd, H.K

TEL 852-28022824

FAX 852-25839713

[http://www.gcbn.net/Asia/hongkongtw.h
tm](http://www.gcbn.net/Asia/hongkongtw.htm)

參照：行政院僑務委員會

[http://www.overseas.gov.tw/WebPages/
82.htm](http://www.overseas.gov.tw/WebPages/82.htm)

なお、中国においては80の都市で台湾系経済団体が組織されているが、連合会は組織されていない。台湾系経済団体の所在都市は次のとおり（省名区分は「中華民国」による）。連絡先は、大陸台商経貿網のHPに掲載されている。

吉林省：長春、吉林

遼寧省：瀋陽、大連、鞍山

河北省：北京、天津、保定、唐山、石家莊

河南省：鄭州

安徽省：合肥

山東省：青島、煙台、濟南、泰安、威海

湖北省：武漢、宜昌

湖南省：長沙、張家界

甘肅省：蘭州

陝西省：西安

四川省：重慶、成都

江蘇省：上海、南京、蘇州、無錫、昆山、常州、徐州、鎮江、南通、揚州、
泰州、盟城、常熟、襄樊、吳江、江陰

浙江省：杭州、寧波、温州、義烏

江西省：九江、南昌

福建省：廈門、莆田、漳州、福州、泉州、福清

広東省：広州、深圳、花都、汕頭、珠海、東莞、中山、惠州、清遠、仏山、
肇慶、河源、江門、湛江、順徳、茂名、陽江

広西省：南寧、桂林、梧州、北海

雲南省：昆明

海南特別行政区：海南、三亜

参照：大陸台商経貿網 <http://www.chinabiz.org.tw>

執筆者一覧

市川 隆治	次長	はじめに
石井智恵子	総務部主任	第9章(3)①
石原忠浩	専門調査員	第9章(2)①
井上浩	経済部主任	第2章(4)～(7)
上村裕幸	経済部主任	第5章(2)①～④、第9章(4)
宇佐美喜昭	前経済部主任	第2章(3)、第4章(1)～(2)、第6章(2)、 第8章(1)～(2)、第9章(1)②b、②c、(2)②、 (3)②、基礎資料
木村敏康	経済部主任	第2章(8)
清水顕司	経済部主任	第3章(1)～(2)、第5章(2)⑤、第7章(1)～(5)、 第9章(1)②a
杉田雅彦	経済部主任	第9章(1)①
坪井正人	経済部主任	第1章(1)～(8)、第5章(3)①、③、第6章(1)
伴辺博亮	経済部主任	第5章(1)、(2)⑥
長野陽一	総務部主任	第2章(1)③
松金公正	専門調査員	年表
三井朋美	経済部主任	第5章(3)②、年表
安田浩己	総務部主任	第2章(1)①～②、(2)

台湾の経済事情

平成17年1月 発行

発行人 松倉浩司
発行所 財団法人 交流協会
郵便番号 106-0032
東京都港区六本木3丁目16番33号
青葉六本木ビル7階
電話 (03) 5573-2600
印刷 (株) リブロ

(不可複製禁無断転載)

KEIRIN



この印刷物は、競輪の補助金を受けて作成しました。

